明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十四年十二月六日

○第百五十五回国会 参議院会議録第十二号（その一）

平成十四年十二月六日（金曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第十二号
平成十四年十二月六日
午前十時開議
第一　公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三　放送大学学園法案（内閣提出、衆議院送付）
第四　日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　独立行政法人日本スポーツ振興センター法案（内閣提出、衆議院送付）
第六　独立行政法人日本芸術文化振興会法案（内閣提出、衆議院送付）
第七　独立行政法人科学技術振興機構法案（内閣提出、衆議院送付）
第八　独立行政法人日本学術振興会法案（内閣提出、衆議院送付）
第九　独立行政法人理化学研究所法案（内閣提出、衆議院送付）
第一〇　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案（内閣提出、衆議院送付）
第一一　会社更生法案（内閣提出、衆議院送付）
第一二　会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一三　独立行政法人労働者健康福祉機構法案（内閣提出、衆議院送付）
第一四　独立行政法人福祉医療機構法案（内閣提出、衆議院送付）
第一五　独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（内閣提出、衆議院送付）
第一六　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（内閣提出、衆議院送付）
第一七　中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一八　独立行政法人雇用・能力開発機構法案（内閣提出、衆議院送付）
第一九　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（内閣提出、衆議院送付）
第二〇　社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長（倉田寛之君）　これより会議を開きます。
日程第一　公職選挙法の一部を改正する法律案
日程第二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長沓掛哲男君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔沓掛哲男君登壇、拍手〕

○沓掛哲男君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、公職選挙法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する住所要件について、廃置分合により消滅した市町村に住所を有した期間を通算するとともに、市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の期日の告示の前に掲示された政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターについて、他の選挙と同様の規制を行おうとするものであります。
次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成十五年三月から五月までの間に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、選挙の期日を統一しようとするものであります。
委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、地方選挙の期日を統一する意義、政治活動用ポスターの規制の在り方等について質疑が行われました。
質疑を終局し、討論に入りましたところ、公職選挙法一部改正案に対し、日本共産党を代表して池田幹幸理事より反対の意見が述べられました。
討論を終局し、採決の結果、公職選挙法一部改正案は多数をもって、また、統一地方選挙特例法案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。
まず、公職選挙法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十八
賛成	二百十九
反対	十九

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十九
賛成	二百三十九
反対	〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第三　放送大学学園法案
日程第四　日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案
日程第五　独立行政法人日本スポーツ振興センター法案
日程第六　独立行政法人日本芸術文化振興会法案
日程第七　独立行政法人科学技術振興機構法案
日程第八　独立行政法人日本学術振興会法案
日程第九　独立行政法人理化学研究所法案
日程第一〇　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上八案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長大野つや子君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔大野つや子君登壇、拍手〕

○大野つや子君　ただいま議題となりました八法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、放送大学学園法案は、放送大学の設置主体を、特殊法人から学校法人に転換しようとするものであります。

次に、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案は、事業団が行う助成業務について、独立行政法人に準じた管理の手法を導入しようとするものであります。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案等六法律案は、いずれも特殊法人を解散し、独立行政法人を設立しようとするものであり、このうち、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案は、特殊法人の宇宙開発事業団、独立行政法人航空宇宙技術研究所及び大学共同利用機関の宇宙科学研究所を統合し、独立行政法人を設立するものであります。

委員会におきましては、これらの法律案の審査に資するため、視察を行うとともに、八法律案を一括して議題とし、特殊法人改革の理念、独立行政法人化の効果、効率化になじまない分野でのコスト削減の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林理事より八法律案に対して反対の意見が述べられ、続いて、順次採決の結果、八法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、八法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

まず、放送大学学園法案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案及び独立行政法人理化学研究所法案を一括して採決いたします。

四案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十
賛成　二百九
反対　三十一

よって、四案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　次に、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案を一括して採決いたします。

四案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十六
賛成　百四十三
反対　九十三

よって、四案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第一一　会社更生法案
日程第一二　会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長魚住裕一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔魚住裕一郎君登壇、拍手〕

○魚住裕一郎君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、会社更生法案は、社会経済情勢の変化に伴い、企業倒産事件の迅速かつ円滑な処理が要請されている状況等にかんがみ、経済的に窮境にある株式会社の事業の維持更生を合理的かつ機能的に図るため、更生事件の土地管轄の緩和、更生手続開始前における更生会社の財産保全措置の充実、更生手続の開始原因の緩和、更生計画案の早期提出及び可決要件の緩和等の措置を講じようとするものであります。

次に、会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、会社更生法の施行に伴い、証券取引法外二十六の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、現在の経済状況と会社更生法の位置付け、裁判所の人的・物的体制整備の必要性、労働債権の優先順位見直しの必要性、営業譲渡における労働者保護の在り方等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事、社会民主党・護憲連合の福島委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

続いて、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、会社更生法案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十九
賛成　二百十四
反対　二十五

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第一三　独立行政法人労働者健康福祉機構法案

日程第一四　独立行政法人福祉医療機構法案

日程第一五　独立行政法人労働政策研究・研修機構法案

日程第一六　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案

日程第一七　中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

日程第一八　独立行政法人雇用・能力開発機構法案

日程第一九　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案

日程第二〇　社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上八案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長金田勝年君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔金田勝年君登壇、拍手〕

○金田勝年君　ただいま議題となりました八法案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

これらの八法案は、いずれも特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するためのものであります。

このうち、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案は、それぞれ現行の特殊法人等を独立行政法人に移行することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

また、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案は、社会保険診療報酬支払基金を民間法人化するため、基本金に関する規定の廃止等所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、八法案を一括して議題とし審査を行い、独立行政法人に移行することの意義及びその業績評価の重要性、役員の選任と報酬の在り方、支払基金を民間法人化する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

八法案に対する質疑を終局し、一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池委員より八法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、八法案はいずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、八法案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

まず、独立行政法人労働者健康福祉機構法案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十八
賛成　二百一
反対　三十七

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　次に、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案を一括して採決いたします。

五案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十八
賛成　二百七
反対　三十一

よって、五案は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　次に、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十七
賛成　百九十七
反対　四十

よって、本案は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十五分散会

出席者は左のとおり。

議長　倉田　寛之君
副議長　本岡　昭次君

議員　大江　康弘君
森　ゆうこ君
渡辺　孝男君
山本　香苗君

高橋紀世子君　遠山　清彦君　岩本　荘太君　高野　博師君　佐々木知子君　西川きよし君　福本　潤一君　山下　栄一君　加納　時男君　田村　秀昭君　魚住裕一郎君　山本　保君　入澤　肇君　山本　正和君　森本　晃司君　木庭健太郎君　泉　信也君　田名部匡省君　続　訓弘君　白浜　一良君　草川　昭三君　扇　千景君　田村耕太郎君　佐藤　昭郎君　吉田　博美君　松山　政司君　藤井　基之君　森下　博之君　愛知　治郎君　大仁田　厚君　有馬　朗人君　山崎　力君　仲道　俊哉君　荒井　正吾君　岩井　國臣君　金田　勝年君　南野知恵子君　阿部　正俊君

平野　達男君　沢　たまき君　加藤　修一君　島袋　宗康君　荒木　清寛君　松　あきら君　木村　仁君　平野　貞夫君　弘友　和夫君　山口那津男君　鶴保　庸介君　松岡滿壽男君　日笠　勝之君　風間　昶君　月原　茂皓君　西岡　武夫君　渡辺　秀央君　浜四津敏子君　鶴岡　洋君　浜田卓二郎君　椎名　一保君　阿南　一成君　岸　宏一君　森元　恒雄君　舛添　要一君　福島啓史郎君　中島　啓雄君　有村　治子君　斉藤　滋宣君　市川　一朗君　大野つや子君　山下　英利君　岩永　浩美君　景山俊太郎君　中島　眞人君　北岡　秀二君　溝手　顕正君

上野　公成君　矢野　哲朗君　吉村剛太郎君　松谷蒼一郎君　片山虎之助君　田中　直紀君　清水嘉与子君　大島　慶久君　久世　公堯君　日出　英輔君　森田　次夫君　田嶋　陽子君　西銘順志郎君　柏村　武昭君　山内　俊夫君　加治屋義人君　小斉平敏文君　脇　雅史君　中川　義雄君　国井　正幸君　田村　公平君　鈴木　政二君　林　芳正君　橋本　聖子君　保坂　三蔵君　西田　吉宏君　清水　達雄君　狩野　安君　魚住　汎英君　竹山　裕君　中曽根弘文君　山東　昭子君　沓掛　哲男君　桜井　新君　岩本　司君　ジョン・マルティ君　大渕　絹子君　池口　修次君

加藤　紀文君　太田　豊秋君　尾辻　秀久君　山崎　正昭君　鴻池　祥肇君　若林　正俊君　関谷　勝嗣君　宮崎　秀樹君　青木　幹雄君　森山　裕君　岩城　光英君　野上浩太郎君　伊達　忠一君　椎名　素夫君　世耕　弘成君　小泉　顕雄君　小林　温君　山下　善彦君　武見　敬三君　常田　享詳君　田浦　直君　亀井　郁夫君　谷川　秀善君　中原　爽君　松村　龍二君　野間　赳君　佐藤　泰三君　服部三男雄君　河本　英典君　真鍋　賢二君　陣内　孝雄君　松田　岩夫君　野沢　太三君　黒岩　宇洋君　榛葉賀津也君　信田　邦雄君　中村　敦夫君　若林　秀樹君

辻　泰弘君　後藤　博子君　木俣　佳丈君　高橋　千秋君　山本　一太君　佐藤　雄平君　小宮山洋子君　郡司　彰君　三浦　一水君　今泉　昭君　朝日　俊弘君　齋藤　勁君　小野　清子君　藁科　滿治君　川橋　幸子君　江本　孟紀君　井上　吉夫君　勝木　健司君　山下八洲夫君　北澤　俊美君　宮本　岳志君　又市　征治君　鈴木　寛君　大門実紀史君　神本美恵子君　山根　隆治君　小泉　親司君　福山　哲郎君　浅尾慶一郎君　井上　美代君　大脇　雅子君　本田　良一君　林　紀子君　池田　幹幸君　和田ひろ子君　山本　孝史君　富樫　練三君

大塚　耕平君　近藤　剛君　羽田雄一郎君　谷　博之君　藤井　俊男君　小川　敏夫君　海野　徹君　櫻井　充君　佐藤　道夫君　伊藤　基隆君　平田　健二君　谷林　正昭君　柳田　稔君　堀　利和君　峰崎　直樹君　簗瀬　進君　斎藤　十朗君　広中和歌子君　江田　五月君　輿石　東君　井上　哲士君　松井　孝治君　紙　智子君　福島　瑞穂君　藤原　正司君　八田ひろ子君　大田　昌秀君　内藤　正光君　大沢　辰美君　西山登紀子君　小川　勝也君　高嶋　良充君　小池　晃君　渕上　貞雄君　円　より子君　畑野　君枝君　岩佐　恵美君

吉川　春子君　直嶋　正行君　角田　義一君　長谷川　清君　千葉　景子君　岡崎トミ子君　佐藤　泰介君　吉岡　吉典君　緒方　靖夫君　筆坂　秀世君

国務大臣

総務大臣　片山虎之助君　法務大臣　森山　眞弓君　文部科学大臣　遠山　敦子君　厚生労働大臣　坂口　力君

議長の報告事項

一昨四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　神本美恵子君　小池　晃君

補欠　川橋　幸子君　筆坂　秀世君

総務委員

辞任　大塚　耕平君

補欠　辻　泰弘君

法務委員

辞任　木庭健太郎君

補欠　浜四津敏子君

外交防衛委員

辞任　片山虎之助君

補欠　舛添　要一君

財政金融委員

辞任　辻　泰弘君　山本　保君

補欠　大塚　耕平君　福本　潤一君

文教科学委員

辞任　川橋　幸子君　堀　利和君

補欠　神本美恵子君　岩本　司君

厚生労働委員
辞任　吉田　博美君　岩本　司君　筆坂　秀世君
補欠　鴻池　祥肇君　堀　利和君　小池　晃君

農林水産委員
辞任　大沢　辰美君
補欠　市田　忠義君

経済産業委員
辞任　野上浩太郎君　舛添　要一君　鶴岡　洋君
補欠　魚住　汎英君　片山虎之助君　加藤　修一君

国土交通委員
辞任　魚住　汎英君　鴻池　祥肇君　市田　忠義君
補欠　野上浩太郎君　吉田　博美君　大沢　辰美君

環境委員
辞任　加藤　修一君　福本　潤一君
補欠　鶴岡　洋君　山本　保君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
辞任　高嶋　良充君　井上　美代君
補欠　内藤　正光君　大門実紀史君

金融問題及び経済活性化に関する特別委員
辞任　千葉　景子君
補欠　小川　敏夫君

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員
辞任　藤井　基之君　海野　徹君　小川　敏夫君　遠山　清彦君　富樫　練三君
補欠　荒井　正吾君　堀　利和君　千葉　景子君　森本　晃司君　井上　哲士君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員
辞任　千葉　景子君　弘友　和夫君
補欠　和田ひろ子君　渡辺　孝男君

共生社会に関する調査会委員
辞任　和田ひろ子君　渡辺　孝男君
補欠　千葉　景子君　弘友　和夫君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任　岩本　司君　ツルオン　マルティ君
補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
理事　佐藤　道夫君（佐藤道夫君の補欠）
理事　山本　保君（森本晃司君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）（衆第七号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

独立行政法人国立病院機構法案（第百五十四回国会閣法第八三号）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案
有線電気通信法の一部を改正する法律案
独立行政法人日本貿易振興機構法案
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案
中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律
独立行政法人中小企業基盤整備機構法
農業取締法の一部を改正する法律

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　川橋　幸子君　松井　孝治君　筆坂　秀世君
補欠　鈴木　寛君　大塚　耕平君　畑野　君枝君

総務委員
辞任　泉　信也君　浜四津敏子君　山下　栄一君　八田ひろ子君　宮本　岳志君
補欠　扇　千景君　木庭健太郎君　荒木　清寛君　筆坂　秀世君　市田　忠義君

法務委員
辞任　鈴木　寛君　荒木　清寛君　木庭健太郎君
補欠　川橋　幸子君　山下　栄一君　浜四津敏子君

財政金融委員
辞任　大塚　耕平君　福本　潤一君
補欠　松井　孝治君　山本　保君

文教科学委員
辞任　扇　千景君　畑野　君枝君
補欠　泉　信也君　八田ひろ子君

厚生労働委員
辞任　鴻池　祥肇君
補欠　小泉　顕雄君

農林水産委員
辞任　市田　忠義君
補欠　宮本　岳志君

経済産業委員
辞任　加藤　修一君
補欠　鶴岡　洋君

自然再生推進法

昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境委員

辞任　補欠

小泉　顕雄君　鴻池　祥肇君

鶴岡　洋君　加藤　修一君

山本　保君　福本　潤一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任　補欠

荒井　正吾君　藤井　基之君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会

理事　高野　博師君（高野博師君の補欠）

経済産業委員会

理事　魚住　汎英君（魚住汎英君の補欠）

同日議員から次の議案が提出された。

裁判所法の一部を改正する法律案（朝日俊弘君外三名発議）（参第八号）

検察庁法の一部を改正する法律案（朝日俊弘君外三名発議）（参第九号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（朝日俊弘君外三名発議）（参第一〇号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

放送大学学園法案（閣法第二〇号）審査報告書

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）審査報告書

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案（閣法第二二号）審査報告書

独立行政法人日本芸術文化振興会法案（閣法第二三号）審査報告書

独立行政法人科学技術振興機構法案（閣法第二四号）審査報告書

独立行政法人日本学術振興会法案（閣法第二五号）審査報告書

独立行政法人理化学研究所法案（閣法第二六号）審査報告書

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案（閣法第二七号）審査報告書

会社更生法案（閣法第五七号）審査報告書

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第五八号）審査報告書

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第二八号）審査報告書

独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第二九号）審査報告書

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第三〇号）審査報告書

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第三一号）審査報告書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）審査報告書

独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第三三号）審査報告書

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第三四号）審査報告書

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）審査報告書

同日議長は、十月二十二日のホァン・ホセ・ルーカス・ヒメネス・スペイン上院議長就任に際し、同議長宛、祝電を発送した。

投票者氏名

日程第一　公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一九名

阿南　一成君　阿部　正俊君　世耕　弘成君　関谷　勝嗣君

愛知　治郎君　青木　幹雄君　田浦　直君　田中　直紀君

荒井　正吾君　有馬　朗人君　田村　公平君　田村耕太郎君

有村　治子君　井上　吉夫君　伊達　忠一君　竹山　裕君

泉　信也君　市川　一朗君　武見　敬三君　谷川　秀善君

入澤　肇君　岩井　國臣君　月原　茂皓君　常田　享詳君

岩城　光英君　岩永　浩美君　中島　啓雄君　中川　義雄君

上野　公成君　魚住　汎英君　中曽根弘文君　中島　眞人君

小野　清子君　尾辻　秀久君　仲道　俊哉君　中原　爽君

大島　慶久君　大仁田　厚君　西田　吉宏君　西銘順志郎君

大野つや子君　太田　豊秋君　野沢　太三君　野上浩太郎君

扇　千景君　加治屋義人君　橋本　聖子君　野間　赳君

加藤　紀文君　加納　時男君　林　芳正君　橋本　力君

狩野　安君　景山俊太郎君　日出　英輔君　山崎　力君

柏村　武昭君　金田　勝年君　福島啓史郎君　山下　英利君

亀井　郁夫君　河本　英典君　保坂　三蔵君　山崎　正昭君

木村　仁君　岸　宏一君　舛添　要一君　山下　善彦君

北岡　秀二君　久世　公堯君　真鍋　賢二君　山本　一太君

沓掛　哲男君　国井　正幸君　松谷蒼一郎君　吉田　博美君

小泉　顕雄君　小斉平敏文君　松村　龍二君　吉村剛太郎君

小林　温君　後藤　博子君　松山　政司君　若林　正俊君

鴻池　祥肇君　近藤　剛君　三浦　一水君　脇　雅史君

佐々木知子君　佐藤　昭郎君　宮崎　秀樹君　浅尾慶一郎君

佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君　森下　博之君　朝日　俊弘君

斎藤　十朗君　桜井　新君　森元　恒雄君　池口　修次君

山東　昭子君　清水嘉与子君　森山　裕君　伊藤　基隆君

清水　達雄君　椎名　一保君　矢野　哲朗君　今泉　昭君

陣内　孝雄君　鈴木　政二君　山内　俊夫君　岩本　司君

山崎　正昭君　海野　徹君　江田　五月君

江本　孟紀君　小川　勝也君
小川　敏夫君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小宮山洋子君
輿石　東君　佐藤　泰介君
佐藤　道夫君　佐藤　雄平君
齋藤　勁君　櫻井　充君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
谷　博之君　谷林　正昭君
千葉　景子君　ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君　角田　義一君
内藤　正光君　直嶋　正行君
信田　邦雄君　羽田雄一郎君
長谷川　清君　平田　健二君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤井　俊男君　藤原　正司君
堀　利和君　本田　良一君
松井　孝治君　円　より子君
峰崎　直樹君　簗瀬　進君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　山本　孝史君
和田ひろ子君　若林　秀樹君
薬科　滿治君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
風間　昶君　草川　昭三君
木庭健太郎君　沢　たまき君
白浜　一良君　高野　博師君
続　訓弘君　鶴岡　洋君
遠山　清彦君　浜田卓二郎君

浜四津敏子君　日笠　勝之君
弘友　和夫君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
岩本　荘太君　大江　康弘君
島袋　宗康君　田名部匡省君
田村　秀昭君　高橋紀世子君
西岡　武夫君　西川きよし君
平野　貞夫君　平野　達男君
広野ただし君　松岡滿壽男君
森　ゆうこ君　山本　正和君
渡辺　秀央君　大脇　雅子君
大田　昌秀君　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　又市　征治君
大渕　絹子君　黒岩　宇洋君
田嶋　陽子君　中村　敦夫君
本岡　昭次君

反対者氏名

一九名

井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　大門実紀史君
富樫　練三君　西山登紀子君
畑野　君枝君　八田ひろ子君
林　紀子君　筆坂　秀世君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君

日程第二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二三九名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　井上　吉夫君
泉　信也君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上野　公成君　魚住　汎英君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大島　慶久君　大仁田　厚君
大野つや子君　太田　豊秋君
扇　千景君　加治屋義人君
加藤　紀文君　加納　時男君
狩野　安君　景山俊太郎君
柏村　武昭君　金田　勝年君
亀井　郁夫君　河本　英典君
木村　仁君　岸　宏一君
北岡　秀二君　久世　公堯君
沓掛　哲男君　国井　正幸君
小泉　顕雄君　小斉平敏文君
小林　温君　後藤　博子君
鴻池　祥肇君　近藤　剛君
佐々木知子君　佐藤　昭郎君
佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君
斎藤　十朗君　桜井　新君
山東　昭子君　清水嘉与子君
清水　達雄君　椎名　一保君
陣内　孝雄君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田中　直紀君
田村　公平君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
月原　茂皓君　常田　享詳君
鶴保　庸介君　中川　義雄君
中島　啓雄君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
仲道　俊哉君　西田　吉宏君
西銘順志郎君　野上浩太郎君
野沢　太三君　野間　赳君
南野知惠子君　橋本　聖子君
服部三男雄君　林　芳正君
日出　英輔君　福島啓史郎君
藤井　基之君　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　舛添　要一君
松谷蒼一郎君　山本　一太君
松村　龍二君　松山　政司君
三浦　一水君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森下　博之君
森田　次夫君　森元　恒雄君
森山　裕君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　力君
山崎　正昭君　山下　英利君
山下　善彦君　山本　一太君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　脇　雅史君
浅尾慶一郎君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君
海野　徹君　江田　五月君

江本　孟紀君　小川　勝也君
小川　敏夫君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小宮山洋子君
輿石　東君　佐藤　泰介君
佐藤　道夫君　佐藤　雄平君
齋藤　勁君　櫻井　充君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
谷　博之君　谷林　正昭君
千葉　景子君　ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君　角田　義一君
内藤　正光君　直嶋　正行君
信田　邦雄君　羽田雄一郎君
長谷川　清君　平田　健二君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤井　俊男君　藤原　正司君
堀　利和君　本田　良一君
松井　孝治君　円　より子君
峰崎　直樹君　簗瀬　進君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　山本　孝史君
和田ひろ子君　若林　秀樹君
薬科　滿治君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
風間　昶君　草川　昭三君
木庭健太郎君　沢　たまき君
白浜　一良君　高野　博師君
続　訓弘君　鶴岡　洋君
遠山　清彦君　浜田卓二郎君

浜四津敏子君
弘友　和夫君
松　あきら君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
井上　美代君
岩佐　恵美君
大沢　辰美君
小池　晃君
大門実紀史君
西山登紀子君
八田ひろ子君
筆坂　秀世君
吉岡　吉典君
岩本　荘太君
島袋　宗康君
田村　秀昭君
西岡　武夫君
平野　貞夫君
広野ただし君
森　ゆうこ君
渡辺　秀央君
大田　昌秀君
渕上　貞雄君
大渕　絹子君
田嶋　陽子君
本岡　昭次君

日笠　勝之君
福本　潤一君
森本　晃司君
山下　栄一君
山本　保君
井上　哲士君
池田　幹幸君
緒方　靖夫君
紙　智子君
小泉　親司君
富樫　練三君
畑野　君枝君
林　紀子君
宮本　岳志君
吉川　春子君
大江　康弘君
田名部匡省君
高橋紀世子君
西川きよし君
平野　達男君
松岡滿壽男君
山本　正和君
大脇　雅子君
福島　瑞穂君
又市　征治君
黒岩　宇洋君
中村　敦夫君

反対者氏名
○名

日程第三　放送大学学園法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第五　独立行政法人日本スポーツ振興センター法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第六　独立行政法人日本芸術文化振興会法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第九　独立行政法人理化学研究所法案（内閣提出、衆議院送付）
賛成者氏名
二〇九名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　井上　吉夫君
泉　信也君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上野　公成君　魚住　汎英君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大島　慶久君　大仁田　厚君
大野つや子君　太田　豊秋君
扇　千景君　加治屋義人君
加藤　紀文君　加納　時男君
狩野　安君　景山俊太郎君
柏村　武昭君　片山虎之助君
金田　勝年君　亀井　郁夫君
河本　英典君　木村　仁君
岸　宏一君　北岡　秀二君
久世　公堯君　沓掛　哲男君
国井　正幸君　小泉　顯雄君
小斉平敏文君　小林　温君
後藤　博子君　鴻池　祥肇君
近藤　剛君　佐々木知子君

佐藤　昭郎君　佐藤　泰三君
斉藤　滋宣君　斎藤　十朗君
桜井　新君　山東　昭子君
清水嘉与子君　清水　達雄君
椎名　一保君　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　田浦　直君
田中　直紀君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　月原　茂皓君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中川　義雄君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知惠子君
橋本　聖子君　服部三男雄君
林　芳正君　日出　英輔君
福島啓史郎君　藤井　基之君
保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
舛添　要一君　松谷蒼一郎君
松田　岩夫君　松村　龍二君
松山　政司君　三浦　一水君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森下　博之君　森田　次夫君
森元　恒雄君　森山　裕君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山下　善彦君
山本　一太君　吉田　博美君

吉村剛太郎君　若林　正俊君
脇　雅史君　浅尾慶一郎君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
池口　修次君　今泉　昭君
岩本　司君　海野　徹君
江田　五月君　江本　孟紀君
小川　勝也君　小川　敏夫君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
勝木　健司君　神本美恵子君
川橋　幸子君　木俣　佳丈君
北澤　俊美君　郡司　彰君
小宮山洋子君　輿石　東君
佐藤　泰介君　佐藤　道夫君
佐藤　雄平君　齋藤　勁君
櫻井　充君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　高嶋　良充君
高橋　千秋君　谷　博之君
谷林　正昭君　千葉　景子君
ツルネン　マルティ君　辻　泰弘君
角田　義一君　内藤　正光君
直嶋　正行君　信田　邦雄君
羽田雄一郎君　長谷川　清君
平田　健二君　広中和歌子君
福山　哲郎君　藤井　俊男君
藤原　正司君　堀　利和君
本田　良一君　松井　孝治君
円　より子君　峰崎　直樹君
簗瀬　進君　柳田　稔君
山下八洲夫君　山根　隆治君
山本　孝史君　和田ひろ子君
若林　秀樹君　薬科　滿治君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君

加藤　修一君　風間　昶君
草川　昭三君　木庭健太郎君
沢　たまき君　白浜　一良君
高野　博師君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜田卓二郎君　浜四津敏子君
日笠　勝之君　弘友　和夫君
福本　潤一君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
島袋　宗康君　高橋紀世子君
西川きよし君　松岡滿壽男君
山本　正和君　大脇　雅子君
大田　昌秀君　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　又市　征治君
大渕　絹子君　田嶋　陽子君
本岡　昭次君

反対者氏名

三一名

井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　大門実紀史君
富樫　練三君　西山登紀子君
畑野　君枝君　八田ひろ子君
林　紀子君　筆坂　秀世君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　岩本　荘太君
大江　康弘君　田名部匡省君
田村　秀昭君　西岡　武夫君

平野　貞夫君　平野　達男君
広野ただし君　森　ゆうこ君
渡辺　秀央君　黒岩　宇洋君
中村　敦夫君

日程第四　日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第七　独立行政法人科学技術振興機構法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第八　独立行政法人日本学術振興会法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一〇　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

一四三名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　井上　吉夫君
泉　信也君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上野　公成君　魚住　汎英君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大島　慶久君　大仁田　厚君
大野つや子君　太田　豊秋君
扇　千景君　加治屋義人君
加藤　紀文君　加納　時男君
狩野　安君　景山俊太郎君
柏村　武昭君　片山虎之助君
金田　勝年君　亀井　郁夫君
河本　英典君　木村　仁君
岸　宏一君　北岡　秀二君

久世　公堯君　沓掛　哲男君
国井　正幸君　小泉　顕雄君
小斉平敏文君　小林　温君
後藤　博子君　鴻池　祥肇君
近藤　剛君　佐藤　昭郎君
佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君
斎藤　十朗君　斉藤　滋君
山東　昭子君　桜井　新君
清水　達雄君　清水嘉与子君
陣内　孝雄君　椎名　一保君
世耕　弘成君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田中　直紀君
田村　公平君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
月原　茂皓君　常田　享詳君
鶴保　庸介君　中川　義雄君
中島　啓雄君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
仲道　俊哉君　西田　吉宏君
西銘順志郎君　野上浩太郎君
野沢　太三君　野間　赳君
南野知惠子君　橋本　聖子君
服部三男雄君　林　芳正君
日出　英輔君　福島啓史郎君
藤井　基之君　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　舛添　要一君
松谷蒼一郎君　松田　岩夫君
松村　龍二君　松山　政司君
三浦　一水君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森下　博之君
森田　次夫君　森元　恒雄君

森山　裕君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　力君
山崎　正昭君　山下　英利君
山下　善彦君　山本　一太君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　脇　雅史君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　風間　昶君
草川　昭三君　木庭健太郎君
沢　たまき君　白浜　一良君
高野　博師君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜田卓二郎君　浜四津敏子君
日笠　勝之君　弘友　和夫君
福本　潤一君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
西川きよし君　大脇　雅子君
大田　昌秀君　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　又市　征治君
田嶋　陽子君

反対者氏名　九三名

浅尾慶一郎君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君
海野　徹君　江田　五月君
江本　孟紀君　小川　敏夫君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
勝木　健司君　神本美恵子君
川橋　幸子君　木俣　佳丈君
北澤　俊美君　郡司　彰君
小宮山洋子君　奥石　東君
佐藤　泰介君　佐藤　道夫君
齋藤　勁君　櫻井　充君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
谷　博之君　谷林　正昭君
千葉　景子君　ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君　角田　義一君
内藤　正光君　直嶋　正行君
信田　邦雄君　羽田雄一郎君
長谷川　清君　平田　健二君
福山　哲郎君　藤井　俊男君
藤原　正司君　堀　利和君
本田　良一君　松井　孝治君
円　より子君　峰崎　直樹君
簗瀬　進君　柳田　稔君
山下八洲夫君　山根　隆治君
山本　孝史君　和田ひろ子君
若林　秀樹君　薬科　満治君
井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　大門実紀史君
富樫　練三君　西山登紀子君
畑野　君枝君　八田ひろ子君
林　紀子君　筆坂　秀世君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　岩本　荘太君
大江　康弘君　島袋　宗康君
田名部匡省君　田村　秀昭君
西岡　武夫君　平野　貞夫君
平野　達男君　広野ただし君
松岡滿壽男君　森　ゆうこ君
山本　正和君　渡辺　秀央君
大渕　絹子君　黒岩　宇洋君
中村　敦夫君　本岡　昭次君

日程第一一　会社更生法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一二　会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一四名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　井上　吉夫君
泉　信也君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上野　公成君　魚住　汎英君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大島　慶久君　大仁田　厚君
大野つや子君　太田　豊秋君
扇　千景君　加治屋義人君
加藤　紀文君　加納　時男君
狩野　安君　景山俊太郎君
柏村　武昭君　片山虎之助君
金田　勝年君　亀井　郁夫君
河本　英典君　木村　仁君
岸　宏一君　北岡　秀二君
久世　公堯君　沓掛　哲男君
国井　正幸君　小泉　顯雄君
小斉平敏文君　小林　温君
後藤　博子君　鴻池　祥肇君
近藤　剛君　佐々木知子君
佐藤　昭郎君　佐藤　泰三君
斉藤　滋宣君　斎藤　十朗君
桜井　新君　山東　昭子君
清水嘉与子君　清水　達雄君
椎名　一保君　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　田浦　直君
田中　直紀君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　月原　茂皓君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中川　義雄君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知惠子君
橋本　聖子君　服部三男雄君
林　芳正君　日出　英輔君
福島啓史郎君　藤井　基之君
保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
舛添　要一君　松谷蒼一郎君
松田　岩夫君　松村　龍二君
松山　政司君　三浦　一水君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森下　博之君　森田　次夫君
森元　恒雄君　森山　裕君

矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山下　善彦君
山本　一太君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　若林　正俊君
脇　雅史君　浅尾慶一郎君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
池口　修次君　今泉　昭君
岩本　司君　海野　徹君
江田　五月君　江本　孟紀君
小川　勝也君　小川　敏夫君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
勝木　健司君　神本美恵子君
川橋　幸子君　木俣　佳丈君
北澤　俊美君　郡司　彰君
小宮山洋子君　輿石　東君
佐藤　泰介君　佐藤　道夫君
佐藤　雄平君　齋藤　勁君
櫻井　充君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　高嶋　良充君
高橋　千秋君　谷　博之君
谷林　正昭君　千葉　景子君
ツルネン　マルティ君　辻　泰弘君
角田　義一君　内藤　正光君
直嶋　正行君　信田　邦雄君
羽田雄一郎君　長谷川　清君
平田　健二君　広中和歌子君
福山　哲郎君　藤井　俊男君
藤原　正司君　堀　利和君
本田　良一君　松井　孝治君
円　より子君　峰崎　直樹君
簗瀬　進君　柳田　稔君

山下八洲夫君　山根　隆治君
山本　孝史君　和田ひろ子君
若林　秀樹君　薬科　滿治君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　風間　昶君
草川　昭三君　木庭健太郎君
沢　たまき君　白浜　一良君
高野　博師君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜田卓二郎君　浜四津敏子君
日笠　勝之君　弘友　和夫君
福本　潤一君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
岩本　荘太君　大江　康弘君
島袋　宗康君　田名部匡省君
田村　秀昭君　西岡　武夫君
西川きよし君　平野　貞夫君
平野　達男君　広野ただし君
松岡滿壽男君　森　ゆうこ君
山本　正和君　渡辺　秀央君
大渕　絹子君　黒岩　宇洋君
田嶋　陽子君　本岡　昭次君

反対者氏名

二五名

井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　大門実紀史君
富樫　練三君　西山登紀子君

畑野　君枝君　八田ひろ子君
林　紀子君　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
高橋紀世子君　大脇　雅子君
大田　昌秀君　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　又市　征治君
中村　敦夫君

日程第一三　独立行政法人労働者健康福祉機構法案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二〇一名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　井上　吉夫君
泉　信也君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上野　公成君　魚住　汎英君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大島　慶久君　大仁田　厚君
大野つや子君　太田　豊秋君
扇　千景君　加治屋義人君
加藤　紀文君　加納　時男君
狩野　安君　景山俊太郎君
柏村　武昭君　片山虎之助君
金田　勝年君　亀井　郁夫君
河本　英典君　木村　仁君
岸　宏一君　北岡　秀二君
久世　公堯君　沓掛　哲男君
国井　正幸君　小泉　顯雄君
小斉平敏文君　小林　温君

後藤　博子君　近藤　剛君
佐藤　昭郎君　佐藤　滋宣君
斎藤　十朗君　山東　昭子君
桜井　新君　清水嘉与子君
椎名　一保君　鈴木　政二君
関谷　勝嗣君　田中　直紀君
田村耕太郎君　竹山　裕君
谷川　秀善君　月原　茂皓君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中川　義雄君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中原　爽君
中曽根弘文君　仲道　俊哉君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知惠子君
橋本　聖子君　服部三男雄君
林　芳正君　日出　英輔君
福島啓史郎君　藤井　基之君
保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
舛添　要一君　松谷蒼一郎君
松田　岩夫君　松村　龍二君
松山　政司君　三浦　一水君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森下　博之君　森田　次夫君
森元　恒雄君　森山　裕君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　力君　山崎　正昭君

山下　英利君　　山下　善彦君
山本　一太君　　吉田　博美君
吉村剛太郎君　　若林　正俊君
脇　雅史君　　浅尾慶一郎君
朝日　俊弘君　　伊藤　基隆君
池口　修次君　　今泉　昭君
岩本　司君　　海野　徹君
江田　五月君　　江本　孟紀君
小川　勝也君　　小川　敏夫君
大塚　耕平君　　岡崎トミ子君
勝木　健司君　　神本美恵子君
川橋　幸子君　　木俣　佳丈君
北澤　俊美君　　郡司　彰君
小宮山洋子君　　奥石　東君
佐藤　泰介君　　佐藤　道夫君
佐藤　雄平君　　齋藤　勁君
櫻井　充君　　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　　高嶋　良充君
高橋　千秋君　　谷　博之君
谷林　正昭君　　千葉　景子君
ジルキン　マルティ君　　辻　泰弘君
角田　義一君　　内藤　正光君
直嶋　正行君　　信田　邦雄君
羽田雄一郎君　　長谷川　清君
平田　健二君　　広中和歌子君
福山　哲郎君　　藤井　俊男君
藤原　正司君　　堀　利和君
本田　良一君　　松井　孝治君
円　より子君　　峰崎　直樹君
簗瀬　進君　　柳田　稔君
山下八洲夫君　　山根　隆治君
山本　孝史君　　和田ひろ子君

若林　秀樹君　　薬科　滿治君
荒木　清寛君　　魚住裕一郎君
加藤　修一君　　風間　昶君
草川　昭三君　　木庭健太郎君
沢　たまき君　　白浜　一良君
高野　博師君　　続　訓弘君
鶴岡　洋君　　遠山　清彦君
浜田卓二郎君　　浜四津敏子君
日笠　勝之君　　弘友　和夫君
福本　潤一君　　松　あきら君
森本　晃司君　　山口那津男君
山下　栄一君　　山本　香苗君
山本　保君　　渡辺　孝男君
高橋紀世子君　　西川きよし君
松岡滿壽男君　　田嶋　陽子君
本岡　昭次君

反対者氏名

三七名

井上　哲士君　　井上　美代君
池田　幹幸君　　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　　大沢　辰美君
紙　智子君　　小池　晃君
小泉　親司君　　大門実紀史君
富樫　練三君　　西山登紀子君
畑野　君枝君　　八田ひろ子君
林　紀子君　　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　　吉川　春子君
岩本　荘太君　　大江　康弘君
島袋　宗康君　　田名部匡省君
田村　秀昭君　　西岡　武夫君
平野　貞夫君　　平野　達男君
広野ただし君　　森　ゆうこ君

渡辺　秀央君　　大脇　雅子君
大田　昌秀君　　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　　又市　征治君
大渕　絹子君　　黒岩　宇洋君
中村　敦夫君

日程第一四　独立行政法人福祉医療機構法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一六　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一七　中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一八　独立行政法人雇用・能力開発機構法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一九　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二〇七名

阿南　一成君　　阿部　正俊君
愛知　治郎君　　青木　幹雄君
荒井　正吾君　　有馬　朗人君
有村　治子君　　井上　吉夫君
泉　信也君　　市川　一朗君
入澤　肇君　　岩井　國臣君
岩城　光英君　　岩永　浩美君
上野　公成君　　魚住　汎英君
小野　清子君　　尾辻　秀久君
大島　慶久君　　大仁田　厚君
大野つや子君　　太田　豊秋君
扇　千景君　　加治屋義人君
加藤　紀文君　　加納　時男君
狩野　安君　　景山俊太郎君
片山虎之助君　　柏村　武昭君

金田　勝年君　　亀井　郁夫君
河本　英典君　　木村　仁君
岸　宏一君　　北岡　秀二君
久世　公堯君　　沓掛　哲男君
国井　正幸君　　小泉　顯雄君
小斉平敏文君　　小林　温君
後藤　博子君　　鴻池　祥肇君
近藤　剛君　　佐々木知子君
佐藤　昭郎君　　佐藤　泰三君
斉藤　滋宣君　　斎藤　十朗君
桜井　新君　　山東　昭子君
清水嘉与子君　　清水　達雄君
椎名　一保君　　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　　田浦　直君
田中　直紀君　　田村　公平君
田村耕太郎君　　伊達　忠一君
竹山　裕君　　武見　敬三君
谷川　秀善君　　月原　茂皓君
常田　享詳君　　鶴保　庸介君
中川　義雄君　　中島　啓雄君
中島　眞人君　　中曽根弘文君
中原　爽君　　仲道　俊哉君
西田　吉宏君　　西銘順志郎君
野上浩太郎君　　野沢　太三君
野間　赳君　　南野知惠子君
橋本　聖子君　　服部三男雄君
林　芳正君　　日出　英輔君
福島啓史郎君　　藤井　基之君
保坂　三蔵君　　真鍋　賢二君
舛添　要一君　　松谷蒼一郎君
松田　岩夫君　　松村　龍二君

松山　政司君　三浦　一水君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森下　博之君　森田　次夫君
森元　恒雄君　森山　裕君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山下　善彦君
山本　一太君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　若林　正俊君
脇　雅史君　浅尾慶一郎君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
池口　修次君　今泉　昭君
岩本　司君　海野　徹君
江田　五月君　江本　孟紀君
小川　勝也君　小川　敏夫君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
勝木　健司君　神本美恵子君
川橋　幸子君　木俣　佳丈君
北澤　俊美君　郡司　彰君
小宮山洋子君　輿石　東君
佐藤　泰介君　佐藤　道夫君
佐藤　雄平君　齋藤　勁君
櫻井　充君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　高嶋　良充君
高橋　千秋君　谷　博之君
谷林　正昭君　千葉　景子君
ツルネン　マルテイ君　辻　泰弘君
角田　義一君　内藤　正光君
直嶋　正行君　信田　邦雄君
羽田雄一郎君　長谷川　清君
平田　健二君　広中和歌子君
福山　哲郎君　藤井　俊男君
藤原　正司君　堀　利和君
本田　良一君　松井　孝治君
円　より子君　峰崎　直樹君
簗瀬　進君　柳田　稔君
山下八洲夫君　山根　隆治君
山本　孝史君　和田ひろ子君
若林　秀樹君　薬科　滿治君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　風間　昶君
草川　昭三君　木庭健太郎君
沢　たまき君　白浜　一良君
高野　博師君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜田卓二郎君　浜四津敏子君
日笠　勝之君　弘友　和夫君
福本　潤一君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
島袋　宗康君　西川きよし君
松岡滿壽男君　大脇　雅子君
大田　昌秀君　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　又市　征治君
大渕　絹子君　田嶋　陽子君
本岡　昭次君

反対者氏名　三一名

井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　大門実紀史君

日程第一五　独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一四三名

富樫　練三君　西山登紀子君
畑野　君枝君　八田ひろ子君
林　紀子君　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
岩本　荘太君　大江　康弘君
田名部匡省君　田村　秀昭君
高橋紀世子君　西岡　武夫君
平野　貞夫君　平野　達男君
広野ただし君　森　ゆうこ君
渡辺　秀央君　黒岩　宇洋君
中村　敦夫君

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　井上　吉夫君
泉　信也君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上野　公成君　魚住　汎英君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大島　慶久君　大仁田　厚君
大野つや子君　太田　豊秋君
扇　千景君　加治屋義人君
加藤　紀文君　加納　時男君
狩野　安君　景山俊太郎君
柏村　武昭君　片山虎之助君
金田　勝年君　亀井　郁夫君
河本　英典君　木村　仁君
岸　宏一君　北岡　秀二君
久世　公堯君　沓掛　哲男君
国井　正幸君　小泉　顯雄君
小斉平敏文君　小林　温君
後藤　博子君　鴻池　祥肇君
近藤　剛君　佐々木知子君
佐藤　昭郎君　佐藤　泰三君
斉藤　滋宣君　斎藤　十朗君
桜井　新君　山東　昭子君
清水嘉与子君　清水　達雄君
椎名　一保君　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　田浦　直君
田中　直紀君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　月原　茂皓君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中川　義雄君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知惠子君
橋本　聖子君　服部三男雄君
林　芳正君　日出　英輔君
福島啓史郎君　藤井　基之君
保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
舛添　要一君　松谷蒼一郎君
松田　岩夫君　松村　龍二君
松山　政司君　三浦　一水君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君

森下　博之君　森田　次夫君
森元　恒雄君　森山　裕君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山下　善彦君
山本　一太君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　若林　正俊君
脇　雅史君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
風間　昶君　草川　昭三君
木庭健太郎君　沢　たまき君
白浜　一良君　高野　博師君
続　訓弘君　鶴岡　洋君
遠山　清彦君　浜田卓二郎君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
福本　潤一君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
高橋紀世子君　大脇　雅子君
大田　昌秀君　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　又市　征治君
田嶋　陽子君

反対者氏名　九四名

浅尾慶一郎君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君
海野　徹君　江田　五月君
江本　孟紀君　小川　勝也君
小川　敏夫君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小宮山洋子君
輿石　東君　佐藤　泰介君
佐藤　道夫君　佐藤　雄平君
齋藤　勁君　櫻井　充君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
谷　博之君　谷林　正昭君
千葉　景子君　ツルオン　マルティ君
辻　泰弘君　角田　義一君
内藤　正光君　直嶋　正行君
信田　邦雄君　羽田雄一郎君
長谷川　清君　平田　健二君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤井　俊男君　藤原　正司君
堀　利和君　本田　良一君
松井　孝治君　円　より子君
峰崎　直樹君　簗瀬　進君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　山本　孝史君
和田ひろ子君　若林　秀樹君
薬科　満治君　井上　哲士君
井上　美代君　池田　幹幸君
岩佐　恵美君　緒方　靖夫君
大沢　辰美君　紙　智子君
小池　晃君　小泉　親司君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　岩本　荘太君
大江　康弘君　島袋　宗康君
田名部匡省君　田村　秀昭君
西岡　武夫君　西川きよし君
平野　貞夫君　平野　達男君
広野ただし君　松岡滿壽男君
森　ゆうこ君　渡辺　秀央君
大渕　絹子君　黒岩　宇洋君
中村　敦夫君　本岡　昭次君

日程第二〇　社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一九七名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　井上　吉夫君
泉　信也君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上野　公成君　魚住　汎英君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大島　慶久君　大仁田　厚君
大野つや子君　太田　豊秋君
扇　千景君　加治屋義人君
加藤　紀文君　加納　時男君
狩野　安君　景山俊太郎君
柏村　武昭君　片山虎之助君
金田　勝年君　亀井　郁夫君
河本　英典君　木村　仁君
岸　宏一君　北岡　秀二君
久世　公堯君　沓掛　哲男君
国井　正幸君　小泉　顕雄君
小斉平敏文君　小林　温君
後藤　博子君　鴻池　祥肇君
近藤　剛君　佐々木知子君
佐藤　昭郎君　佐藤　泰三君
斉藤　滋宣君　斎藤　十朗君
桜井　新君　山東　昭子君
清水嘉与子君　清水　達雄君
椎名　一保君　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　田浦　直君
田中　直紀君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　月原　茂皓君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中川　義雄君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
西田　吉宏君　野上浩太郎君
野沢　太三君　野間　赳君
南野知惠子君　橋本　聖子君
服部三男雄君　林　芳正君
日出　英輔君　福島啓史郎君
藤井　基之君　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　舛添　要一君
松谷蒼一郎君　松田　岩夫君
松村　龍二君　松山　政司君
三浦　一水君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森下　博之君
森田　次夫君　森元　恒雄君
森山　裕君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　力君

山崎　正昭君　山下　英利君
山下　善彦君　山本　一太君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　脇　雅史君
浅尾慶一郎君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君
海野　徹君　江田　五月君
江本　孟紀君　小川　勝也君
小川　敏夫君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小宮山洋子君
輿石　東君　佐藤　泰介君
佐藤　道夫君　佐藤　雄平君
齋藤　勁君　櫻井　充君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
谷　博之君　谷林　正昭君
千葉　景子君　ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君　角田　義一君
内藤　正光君　直嶋　正行君
信田　邦雄君　羽田雄一郎君
長谷川　清君　平田　健二君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤井　俊男君　藤原　正司君
堀　利和君　本田　良一君
松井　孝治君　円　より子君
峰崎　直樹君　簗瀬　進君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　山本　孝史君

和田ひろ子君　若林　秀樹君
薬科　滿治君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
風間　昶君　草川　昭三君
木庭健太郎君　沢　たまき君
白浜　一良君　高野　博師君
続　訓弘君　鶴岡　洋君
遠山　清彦君　浜田卓二郎君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
福本　潤一君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
高橋紀世子君　田嶋　陽子君
本岡　昭次君

反対者氏名　四〇名

井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　大門実紀史君
富樫　練三君　西山登紀子君
畑野　君枝君　八田ひろ子君
林　紀子君　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
岩本　荘太君　大江　康弘君
島袋　宗康君　田名部匡省君
田村　秀昭君　西岡　武夫君
西川きよし君　平野　貞夫君
平野　達男君　広野ただし君
松岡滿壽男君　森　ゆうこ君

山本　正和君　渡辺　秀央君
大脇　雅子君　大田　昌秀君
福島　瑞穂君　渕上　貞雄君
又市　征治君　大渕　絹子君
黒岩　宇洋君　中村　敦夫君

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十四年十二月六日

○国会第百五十五回 参議院会議録第十二号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月四日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長　沓掛　哲男

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する三箇月の住所要件について、廃置分合により消滅した市町村に住所を有した期間を通算することとするとともに、市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の期日の告示の前に掲示された政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターで、当該選挙の候補者の氏名等が記載されているものについて、他の選挙と同様の規制を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十四日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となった市町村であって、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該市町村の区域に含まれるものとされた市町村を含む。）を含むものとする。

第二十一条第一項中「当該市町村の住民票」を「登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となった市町村であって、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の住民票」に、「市町村から当該市町村」を「市町村から登録市町村等」に、「当該市町村の住民基本台帳」を「登録市町村等の住民基本台帳」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となった市町村であって、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。

第二百一条の十四第一項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員又は市長の選挙については」を「各選挙につき」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（適用区分）

第二条　この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）第二十一条の規定は、新法第二十二条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日（選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日をいう。以下この項において同じ。）がこの法律の施行の日以後であるものについて適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日がこの法律の施行の日前であるものについては、なお従前の例による。

2　新法第二百一条の十四の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月四日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長　沓掛　哲男

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成十五年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めよう

とするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十四日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（選挙期日）

第一条　平成十五年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条の二第一項又は第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては平成十五年四月十三日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては同月二十七日とする。

2　平成十五年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の選挙管理委員会にあっては平成十五年一月十二日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同月二十六日までに、その旨を告示しなければならない。

3　統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であって当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長であって当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成十五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

4　統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、選挙を行うべき事由が生じた場合（同法第百十七条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。）において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成十五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

（告示の期日）

第二条　前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日に告示しなければならない。

一　都道府県知事の選挙　平成十五年三月二十七日

二　指定都市の長の選挙　平成十五年三月三十日

三　都道府県等の議会の議員の選挙　平成十五年四月四日

四　指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙　平成十五年四月二十日

五　町村の議会の議員及び長の選挙　平成十五年四月二十二日

（同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い）

第三条　公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期が共に平成十五年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しない。

（同時選挙）

第四条　第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2　第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。

3　前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）第十四条第一項の規定により公職選挙法第十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

（重複立候補の禁止）

第五条　第一条の規定により平成十五年四月十三日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域について、同条の規定により同月二十七日に行われる選挙又は公職選挙法第三十三条の二第二項（同条第七項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。）の規定により同日に行われる衆議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができない。

2　前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一項第二号（同法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。）、第八十六条第九項第三号、第八十六条の二第七項第二号及び第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

（寄附等の禁止期間）

第六条　第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第百九十九条の二及び第百九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第百九十九条の二第一項に規定する期間及び同法第百九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条　前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一　平成十五年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二　平成十五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十六日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十六日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三　平成十五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十六日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

2　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十六日」とあるのは、「同年一月十二日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第八条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

放送大学学園法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

文教科学委員長　大野つや子

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、放送大学学園法の全部を改正し、放送大学の設置主体について、従来の特殊法人から学校法人への転換を図ることにより、その運営の効率化等を推進し、生涯学習の中核的機関として国民の多様な学習に対する需要により一層適切にこたえていこうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、右各法律の施行に当たっては、各法人の業務が、教育、文化芸術、スポーツ、学術及び科学技術の分野であることにかんがみ、その特性に十分配慮するとともに、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、独立行政法人への移行等に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二、独立行政法人への移行等の後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の長の選任においては、当該分野に識見を有する適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。

四、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させるこ

と。また、文部科学大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較できる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

五、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

六、独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

七、放送大学学園が特別な学校法人に移行した後は、私立学校法の趣旨にのっとり、自主的、自律的な学校運営の確保に十分配慮すること。

八、学術及び科学技術に係る法人においては、研究分野の特性等を踏まえ、その研究評価体制・手法について、継続的に見直し、改善を行うこと。

右決議する。

放送大学学園法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

放送大学学園法案

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　放送大学学園（第三条―第十一条）
第三章　雑則（第十二条―第十九条）
第四章　罰則（第二十条・第二十一条）
附則

放送大学学園法

放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）の全部を改正する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、放送大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえるとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、「放送大学」とは、放送大学学園が設置する大学をいう。

2　この法律において、「放送等」とは、放送及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の五に規定する委託放送業務をいう。

第二章　放送大学学園

（目的）

第三条　放送大学学園は、大学を設置し、当該大学において、放送等による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。

（業務）

第四条　放送大学学園は、次に掲げる業務を行う。

一　放送大学を設置し、これを運営すること。

二　放送大学における教育に必要な放送等を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　放送大学学園は、前項に規定する放送等以外の放送等を行うことはできない。

（役員）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者は、放送大学学園の役員となることができない。

一　国家公務員（教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。）

二　放送法第十六条第四項第二号又は第五号から第七号までに掲げる者

三　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条第三項各号に掲げる者

2　電波法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる者は、放送大学学園の理事となることができない。

（補助金）

第六条　国は、予算の範囲内において、放送大学学園に対し、第四条第一項に規定する業務に要する経費について補助することができる。

2　前項の規定により国が放送大学学園に対し補助する場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

（事業計画）

第七条　放送大学学園は、毎会計年度の開始前に、主務省令で定めるところにより、その会計年度の事業計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（借入金）

第八条　放送大学学園は、弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（重要な財産の譲渡等）

第九条　放送大学学園は、主務省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（書類の作成等）

第十条　放送大学学園は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、主務大臣に届け出なければならない。

2　前項に掲げる書類を届け出るときは、文部科学大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。

（私立学校教職員共済法の長期給付に関する特例）

第十一条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）の長期給付に関する規定は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条の規定の適用を受ける放送大学学園の職員については適用しない。ただし、当該職員が、国家公務員共済

組合法第百二十四条の二第二項第一号又は地方公務員等共済組合法第百四十条第二項第一号の規定に該当するに至ったときは、この限りではない。

2　前項の規定により共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた放送大学学園の職員の共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程（共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める。

第三章　雑則

（報告及び検査）

第十二条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、放送大学学園に対して、その財務若しくは会計に関し必要な報告をさせ、又はその職員に放送大学学園の事務所に立ち入り、財務若しくは会計の状況若しくは財務若しくは会計に関する帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（解散等）

第十三条　放送大学学園の解散に関する私立学校法第五十条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「前項第一号及び第三号」とあるのは「前項第一号から第三号まで」と、同条第四項中「第一項第二号又は第五号」とあるのは「第一項第五号」とする。

2　文部科学大臣は、放送大学学園に対し、私立学校法第五十条第二項の認可若しくは認定若しくは同法第五十二条第二項の認可をしようとするとき、又は同法第六十二条第一項に基づき解散を命じようとするときには、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

（残余財産の帰属の特例）

第十四条　放送大学学園が解散した場合において、残余財産があるときは、私立学校法第三十条第三項及び第五十一条の規定にかかわらず、当該残余財産は国に帰属する。

（主務大臣及び主務省令）

第十五条　この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び総務大臣とする。

2　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（財務大臣との協議）

第十六条　主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一　第七条から第九条までの規定による認可をしようとするとき。

二　第七条又は第九条の規定により主務省令を定めようとするとき。

（他の法律の適用除外）

第十七条　次に掲げる法律の規定は、放送大学学園については、適用しない。

一　産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十九条の規定

二　理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条の規定

三　私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律（昭和三十二年法律第十八号）第二条の規定

四　スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第三項の規定

五　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十七条の規定

六　私立学校振興助成法第四条の規定

（放送大学学園が設置する学校についての教育基本法の準用）

第十八条　教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第九条第二項の規定は、放送大学学園が設置する学校について準用する。

（文部科学省令等への委任）

第十九条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、文部科学省令又は主務省令で定める。

第四章　罰則

第二十条　第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした放送大学学園の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした放送大学学園の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二　第四条第二項の規定に違反して放送等を行ったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条第一項から第四項までの規定　公布の日

二　附則第十七条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

（放送大学学園の設立）

第二条　文部科学大臣は、設立委員を命じ、放送大学学園の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、寄附行為を作成し、私立学校法第三十条第一項の規定による文部科学大臣の認可を申請しなければならない。

3　設立委員から前項の規定による申請があった場合に関する私立学校法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為」とあるのは、「その寄附行為」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

4　設立委員は、放送大学学園の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出るとともに、私立学校法第三十条第二項の規定により、第二項の寄附行為に定められた理事長となるべき者に引き継がなければならない。

5　放送大学学園は、私立学校法第三十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

6　第四項の理事長となるべき者は、放送大学学園の成立後遅滞なく、設立の登記をしなければならない。

（旧学園の解散等）

第三条　この法律の施行の際現に存する放送大学学園（以下「旧学園」という。）は、この法律の規定による放送大学学園（以下「新学園」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、次項の規定により国が承継する資産を除き、新学園が承継する。

2　新学園の成立の際現に旧学園が有する権利のうち、新学園がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、新学園の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧学園の解散の日の前日を含む事業年度は、同日に終わるものとする。

5　旧学園の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　第一項の規定により新学園が旧学園の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、新学園が承継する資産の価額（旧学園の解散の日の前日までに政府以外の者から出えんされた金額を除く。）から負債の金額を控除した額に相当する金額は、政府から新学園に対し拠出されたものとする。

7　前項の資産の価額は、新学園の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により旧学園が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（行政財産の貸付け）

第四条　国は、当分の間、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項の規定にかかわらず、新学園の成立の際現に国が旧学園に貸し付けている行政財産である土地を、新学園の用に供するため、新学園に貸し付けることができる。

（旧学園が設置する大学に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に旧学園が設置している放送大学は、新学園の成立の時において、第四条第一項第一号の規定により新学園が設置する放送大学となるものとする。この場合において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する設置者の変更の認可があったものとみなす。

（旧学園の放送業務に関する経過措置）

第六条　旧学園が電波法第四条の規定により受けた免許及び放送法第五十二条の十三の規定により受けた認定は、新学園の成立の時において、新学園がそれぞれの規定により受けた免許及び認定とみなす。

（健康保険の被保険者に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であった旧学園の職員で、施行日に私立学校教職員共済制度の加入者となった者（新学園の職員となった者に限る。次項において「旧学園の職員であった加入者」という。）に対する施行日以後の給付に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項並びに第百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であった間私立学校教職員共済制度の加入者であったものとみなす。

2　旧学園の職員であった加入者に対する施行日以後の給付に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第二項及び第六十七条第一項の規定の適用については、その者が施行日前に健康保険法による傷病手当金及び出産手当金を受けていた場合におけるこれらの給付は、共済法に基づく傷病手当金及び出産手当金とみなす。

（厚生年金保険の被保険者に関する経過措置）

第八条　施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であった旧学園の職員で、施行日に私立学校教職員共済制度の加入者となった者（新学園の職員となった者に限る。以下「旧学園の職員であった加入者」という。）のうち、一年以上の引き続く加入者期間（新学園の職員である期間に係るものに限る。以下同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（旧学園の職員であった期間に係るものに限る。以下「厚生年金保険期間」という。）と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有するものとみなす。

2　旧学園の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

3　旧学園の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

2　前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第十条　旧学園の職員であった加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

（事業計画に関する経過措置）

第十一条　新学園の最初の会計年度の事業計画については、第七条中「毎会計年度の開始前に」とあるのは、「放送大学学園の成立後遅滞なく」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行前にした行為及び附則第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（学校教育法の一部改正）

第十三条　学校教育法の一部を次のように改正する。

第二条第三項を削る。

第四条第一項第一号及び第十五条第一項中「並びに放送大学学園の設置する大学」を削る。

第六十四条中「若しくは私立の大学又は放送大学学園の設置する」を「又は私立の」に改める。

（放送法の一部改正）

第十四条　放送法の一部を次のように改正する。

第二条第三号の三中「放送大学学園」を「放送大学学園法（平成十四年法律第　号）第三条に規定する放送大学学園」に改める。

第五十条の二第一項中「第五十二条の十八」を「第五十二条の十八第一項」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十五条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、放送大学学園」を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一放送大学学園の項中「放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）」を「放送大学学園法（平成十四年法律第　号）」に改める。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十七条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表放送大学学園の項中「放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）」を「放送大学学園法（平成十四年法律第　号）」に改める。

（政令への委任）

第十八条　この法律に規定するもののほか、新学園の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

文教科学委員長　大野つや子

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本私立学校振興・共済事業団が行う助成業務について、独立行政法人に準じた管理の手法を導入することに関し、所要の規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、右各法律の施行に当たっては、各法人の業務が、教育、文化芸術、スポーツ、学術及び科学技術の分野であることにかんがみ、その特性に十分配慮するとともに、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、独立行政法人への移行等に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二、独立行政法人への移行等の後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の長の選任においては、当該分野に識見を有する適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。

四、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、文部科学大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較できる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

五、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

六、独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

七、放送大学学園が特別な学校法人に移行した後は、私立学校法の趣旨にのっとり、自主的、自律的な学校運営の確保に十分配慮すること。

八、学術及び科学技術に係る法人においては、研究分野の特性等を踏まえ、その研究評価体制・手法について、継続的に見直し、改善を行うこと。

右決議する。

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第九条」に、「（第九条―第二十一条）」を「（第十条―第二十二条）」に、「（第二十二条―第二十六条）」を「（第二十三条―第二十八条）」に、「（第二十七条―第三十七条）」を「（第二十九条―第四十一条）」に、「（第三十八条・第三十九条）」を「（第四十二条―第四十四条）」に、「（第四十条・第四十一条）」を「（第四十五条・第四十六条）」に、「（第四十二条―第四十四条）」を「（第四十七条―第四十九条）」に改める。

第四十四条を第四十九条とする。

第四十三条各号を次のように改める。

一　この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　この法律により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　この法律により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。

五　第二十三条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

六　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第四項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

七　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

八　第三十二条第四項の規定に違反して、第三十三条第一項第一号の経理に係る財務諸表、業務報告書等若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

九　第三十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十　第四十二条第二項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

十一　第四十四条において準用する独立行政法人通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第四十三条を第四十八条とする。

第四十二条の前の見出しを削り、同条中「第三十九条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十一条各号を次のように改める。

一　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項若しくは第十項又は第三十八条第一項の規定による認可（第三十条の規定による認可にあっては第三十三条第一項第三号又は第五号の経理に係るものに限り、第三十八条第一項の規定による認可にあっては第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

二　第三十五条第四項、第三十六条第一項又は第四十一条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

三　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

四　第三十一条第一項の規定による承認（第三十三条第一項第三号又は第五号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

五　第三十九条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第六章中第四十一条を第四十六条とし、第四十条を第四十五条とする。

第五章中第三十九条を第四十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（違法行為等の是正）

第四十四条　独立行政法人通則法第六十五条の規定は、事業団又はその役員若しくは職員の助成業務に係る行為について準用する。この場合において、同条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「独立行政法人」とあり、及び同条第一項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と読み替えるものとする。

第三十八条第一項を次のように改める。

事業団が行う業務のうち共済業務に関しては、文部科学大臣が事業団を監督する。

第三十八条第二項中「業務」の下に「（共済業務に限る。）」を加え、同条を第四十二条とする。

第四章中第三十七条を第四十一条とする。

第三十六条を削る。

第三十五条第二項中「第三十一条第一項第二号」を「第三十三条第一項第二号」に改め、同条を第三十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（役員の報酬及び職員の給与等）

第四十条　独立行政法人通則法第五十二条及び第五十三条の規定は、事業団の役員の報酬及び退職手当について準用する。この場合において、同法第五十二条第一項及び第二項中「特定独立行政法人」とあり、並びに同条第三項中「当該特定独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項及び同法第五十三条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」

とあるのは「実績」と、同法第五十三条中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と読み替えるものとする。

2　独立行政法人通則法第六十三条の規定は、事業団の職員の給与及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「特定独立行政法人以外の独立行政法人」とあり、並びに同条第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

第三十四条に次の一項を加える。

2　文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第三十四条を第三十八条とする。

第三十三条第一項を次のように改める。

事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条に規定する中期計画で定める同条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

第三十三条第十項中「第一項及び第六項」を「第四項及び第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「第一項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　文部科学大臣は、第一項ただし書、第二項ただし書又は第四項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第三十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は私学振興債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

第三十三条を第三十七条とする。

第三十二条第一項中「前条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に、「第二十二条第一項第三号」を「第二十三条第一項第三号」に改め、同条第二項中「前条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改め、同条第三項中「前条第一項第二号」を「第三十三条第一項第二号」に、「第二十二条第一項第三号」を「第二十三条第一項第三号」に改め、同条第四項中「前条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（積立金の処分）

第三十六条　事業団は、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、助成業務の運営の健全性を勘案して文部科学省令で定める額を超える額の積立金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十一条第一項第二号中「第二十二条第一項第六号」を「第二十三条第一項第六号」に改め、同項第三号中「第二十二条第一項第七号」を「第二十三条第一項第七号」に改め、同項第四号中「第二十二条第一項第八号」を「第二十三条第一項第八号」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業会計原則）

第三十四条　事業団の会計は、文部科学省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

第三十条第一項中「、財産目録」を削り、「及び損益計算書」を「、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書」に改め、「この条において」を削り、「二月以内」の下に「（次条第一項第一号の経理に係るものにあっては、一月以内）」を加え、同条第二項中「一月以内に」を「遅滞なく」に改め、同条第三項中「、附属明細書」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　文部科学大臣は、第一項の規定による承認（次条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条を第三十一条とする。

第二十八条中「毎事業年度、」の下に「共済業務に係る」を加え、同条を第三十条とする。

第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条第一項中「第二十二条第一項第二号」を「第二十三条第一項第二号」に改め、第三章中同条を第二十八条とする。

第二十五条中「第二十二条第一項第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条第一項中「第二十二条第一項第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

5　文部科学大臣は、第三項の認可（助成業務方法書に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

6　事業団は、第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、その助成業務方法書を公表しなければならない。第二十四条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（中期目標、中期計画、年度計画及び評価等）

第二十六条　事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第二十九条、第三十条（第二項第六号を除く。）、第三十一条第一項及び第三十二条から第三十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条並びに第三十五条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第五項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項

中「独立行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第三項並びに第三十五条第一項及び第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第一項並びに第三十五条第二項中「評価委員会」とあり、並びに同法第三十二条第五項中「当該評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と読み替えるものとする。

第二十三条を第二十四条とする。

第二十二条第三項第三号を次のように改める。

三　政令で定める災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校（第一項第二号の業務の対象となるものを除く。）で政令で定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に対し、同号に規定する資金を貸し付けること。

第二十二条第四項中「第三十二条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第五項を削り、同条を第二十三条とする。

第二章中第二十一条を第二十二条とし、第十八条から第二十条までを一条ずつ繰り下げる。

第十七条第二項中「第二十二条第一項第六号」を「第二十三条第一項第六号」に改め、同条第六項中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条第三項を次のように改める。

3　前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため事業団の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

第十四条に次の一項を加える。

4　理事長は、前二項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条を削り、第十条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（役員の任命）

第十二条　理事長は、次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が任命する。

一　事業団が行う業務に関して高度な知識及び経験を有する者

二　前号に掲げる者のほか、事業団が行う業務を適正かつ効率的に運営することができる者

2　監事は、文部科学大臣が任命する。

3　理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

4　理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第九条中「十二人」を「九人」に改め、同条を第十条とする。

第一章中第八条の次に次の一条を加える。

（評価委員会）

第九条　文部科学省の独立行政法人評価委員会は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十二条第二項に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

附則第十二条中「第三十一条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に、「第三十二条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第一項の」を「第三十三条第一項の」に、「第三十一条第一項第三号」を「第三十三条第一項第三号」に、「第二十二条第一項第三号」を「第二十三条第一項第三号」に、「前条第一項第三号」を「第三十三条第一項第三号」に改める。

附則第十三条中「第二十二条第一項第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改める。

附則第十四条中「第二十二条第二項」を「第二十三条第二項」に、「第三十一条第一項第三号」を「第三十三条第一項第三号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（役員に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において理事である者のうち理事長が指定する三人については、その任期は、この法律による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法第十二条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2　この法律の施行の際現に理事長又は理事である者は、その際この法律による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法（以下「新法」という。）第十二条第一項又は第三項の規定により理事長又は理事として任命されたものとみなす。

3　前項の規定により任命されたものとみなされる理事長又は理事の任期は、新法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の理事長又は理事としての残任期間と同一の期間とする。

（最初の年度計画に関する経過措置）

第三条　新法第二十六条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条第一項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が最初に定める年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「平成十五年十月一日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（施行のために必要な準備）

第四条　文部科学大臣は、最初の中期目標（新法第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第一項に規定する中期目標をいう。）の策定及び次項の規定により準備された最初の中期計画（新法第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項に規定する中期計画をいう。次項において同じ。）に係る認可のために必要な準備として、施行日前においても文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くこと及び財務大臣との協議を行うことができる。

2　日本私立学校振興・共済事業団は、施行日前

においても、最初の中期計画の作成の準備を行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第六条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十三条第一項第二号及び第二十五条の表第五十五条第二項の項中「第二十四条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。

（昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律等の一部改正）

第七条　次に掲げる法律の規定中「第三十一条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改める。

一　昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）第三条

二　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第七項

三　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）第八条

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第八条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二日本私立学校振興・共済事業団の項中「第二十二条第一項第六号」を「第二十三条第一項第六号」に、「第二十二条第二項」を「第二十三条第二項」に、「第二十二条第三項第一号」を「第二十三条第三項第一号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第九条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第二十二条第一項第二号」を「第二十三条第一項第二号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十二の項の第三欄の第三号中「第二十二条第一項第八号」を「第二十三条第一項第八号」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第十三号の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

審査報告書

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

文教科学委員長　大野つや子

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本体育・学校健康センターを解散して独立行政法人日本スポーツ振興センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、右各法律の施行に当たっては、各法人の業務が、教育、文化芸術、スポーツ、学術及び科学技術の分野であることにかんがみ、その特性に十分配慮するとともに、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、独立行政法人への移行等に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二、独立行政法人への移行等の後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の長の選任においては、当該分野に識見を有する適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。

四、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、文部科学大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較できる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

五、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

六、独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

七、放送大学学園が特別な学校法人に移行した後は、私立学校法の趣旨にのっとり、自主的、自律的な学校運営の確保に十分配慮すること。

八、学術及び科学技術に係る法人においては、研究分野の特性等を踏まえ、その研究評価体制・手法について、継続的に見直し、改善を行うこと。

右決議する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案

独立行政法人日本スポーツ振興センター法目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員（第七条―第十四条）
第三章　業務（第十五条―第二十条）
第四章　財務及び会計（第二十一条―第二十八条）
第五章　雑則（第二十九条―第三十九条）
第六章　罰則（第四十条・第四十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本スポーツ振興センターとする。

（センターの目的）

第三条　独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特殊教育諸学校（盲学校、聾学校又は養護学校をいう。第十八条において同じ。）又は幼稚園（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条　センターは、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　センターの資本金は、附則第四条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十七条第一項のスポーツ振興基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3　政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、センターに追加して出資することができる。

4　センターは、前二項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5　政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（名称の使用制限）

第六条　センターでない者は、日本スポーツ振興センターという名称を用いてはならない。

第二章　役員

（役員）

第七条　センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　センターに、役員として、第十五条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「スポーツ振興投票等業務」という。）を担当する理事一人を置く。

3　センターに、前項に規定する理事のほか、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第八条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、前条第二項に規定する理事とする。

（理事の任命の特例）

第九条　第七条第二項に規定する理事の任命は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　理事長は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第七条第二項に規定する理事の任命に関しては、通則法第二十条第四項の規定は、適用しない。

（役員の任期）

第十条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十一条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、非常勤の理事又は監事となることができる。

第十二条　通則法第二十二条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二　通則法、この法律又はスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号。以下「投票法」という。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

三　センターに対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは役員と同等以上の支配力を有する者

（役員の解任の特例）

第十三条　センターの理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法第十二条」とする。

2　前項の規定は、センターの理事及び監事の解任について準用する。この場合において、同項中「第十二条」とあるのは、「第十一条及び第十二条」と読み替えるものとする。

3　第九条の規定は、第七条第二項に規定する理事の解任について準用する。この場合において、第九条第三項中「通則法第二十条第四項」とあるのは、「通則法第二十三条第四項」と読み替えるものとする。

（役員及び職員の地位）

第十四条　センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十五条　センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。

二　スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。）が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。

イ　スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動

ロ　国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催

三　優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは実際生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他の援助を行うこと。

四　国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。

五　投票法に規定する業務を行うこと。

六　学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者をいい、同項に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

七　スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

八　前号に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　センターは、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号に掲げる施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

（災害共済給付及び免責の特約）

第十六条　災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者（児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあっては当該生徒又は学生。次条第四項において同じ。）の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2　前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童生徒等の災害の範囲については、政令で定める。

3　第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童生徒等の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができる。

4　センターは、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定により同項の災害共済給付契約を締結すること及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。

（共済掛金）

第十七条　災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

2　前条第三項の規定により同条第一項の災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもって同項の共済掛金の額とする。

3　センターとの間に前条第一項の災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の数を乗じて得た額をセンターに対して支払わなければならない。

4　前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者から、第一項の共済掛金の額（第二項の場合にあっては、同項の政令で定める額を控除した額）のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によって納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

5　センターは、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政

令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

（国の補助がある場合の共済掛金の支払）

第十八条　センターが第二十九条第二項の規定により補助金の交付を受けた場合において、学校のうち公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）の設置者が前条第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定によりその公立の義務教育諸学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしているときは、センターは、当該政令で定める額をその公立の義務教育諸学校の設置者に返還しなければならない。

（スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限）

第十九条　次に掲げる業務に係る運営費の金額は、スポーツ振興投票券の発売金額に応じて当該発売金額の百分の十五を超えない範囲内において文部科学省令で定める金額（スポーツ振興投票券の発売金額が文部科学省令で定める金額に達しない場合にあっては、文部科学省令で定める金額）を超えてはならない。

一　スポーツ振興投票券の発売

二　投票法第十三条の払戻金の交付

三　投票法第十七条第三項の返還金の交付

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務

（文部科学大臣の命令）

第二十条　文部科学大臣は、この法律及び投票法を施行するため必要があると認めるときは、センターに対して、スポーツ振興投票等業務に関し必要な命令をすることができる。

第四章　財務及び会計

（事業計画等の認可）

第二十一条　センターは、毎事業年度、第十五条第一項に規定する業務のうちスポーツ振興投票等業務に係る事業計画、予算及び資金計画（第三項において「事業計画等」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3　センターは、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画等を公表しなければならない。

4　スポーツ振興投票等業務に関しては、通則法第三十一条の規定は、適用しない。

（国庫納付金等）

第二十二条　センターは、政令で定めるところにより、投票法第二条に規定するスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益（当該事業年度の次に掲げる金額の合計額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額をいう。）の三分の一に相当する金額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

一　投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額に一から同条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額

二　投票法第十五条第二項の規定によりセンターの収入とされた金額

三　投票法第二十条の規定による債権の消滅に係る払戻金等の額

四　発売金額のうち次条の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に属するものの管理により生じた運用利益金に相当する金額

2　センターは、前項に規定する収益から同項の規定により国庫に納付しなければならない金額を控除した金額を、翌事業年度以後の事業年度における投票法第二十一条第一項から第四項までに規定する業務の財源に充てるため、スポーツ振興投票事業準備金として整理しなければならない。この場合において、通則法第四十四条第一項の規定は、適用しない。

（区分経理）

第二十三条　センターは、スポーツ振興投票等業務に係る経理、災害共済給付及びこれに附帯する業務に係る経理並びに免責の特約に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定（以下それぞれ「投票勘定」、「災害共済給付勘定」及び「免責特約勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十四条　前条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定（以下「一般勘定」という。）において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の財源に充てることができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前条に規定する特別の勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5　センターは、投票勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降のスポーツ振興投票等業務の財源に充てなければならない。

6　センターは、災害共済給付勘定及び免責特約勘定において、中期目標の期間の最後の年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当

する金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

7　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金）

第二十五条　センターは、スポーツ振興投票等業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（償還計画）

第二十六条　センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2　文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（スポーツ振興基金）

第二十七条　センターは、第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るためにスポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設け、次に掲げる金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

一　第五条第二項後段の規定により政府が示した金額

二　附則第四条第十項の規定により政府から出資があったものとされた金額

三　附則第四条第十項の規定により政府以外の者から出えんがあったものとされた金額

四　附則第四条第十項の規定により基金に組み入れられたものとされた金額

五　基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額

六　投票法第二十一条第四項の規定により基金に組み入れられた金額

2　通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第二十八条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十五条第一項第二号から第四号までの規定によりセンターが支給する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センターの理事長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センターの事業年度」と読み替えるものとする。

第五章　雑則

（国の補助）

第二十九条　国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費の一部をセンターに対して補助することができる。

2　国は、公立の義務教育諸学校の設置者が第十七条第四項ただし書の規定により、児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものから同項本文の学校の設置者の定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、センターに対して補助することができる。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者

二　生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

（学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理）

第三十条　この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

（損害賠償との調整）

第三十一条　学校の設置者が国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律（次項において「国家賠償法等」という。）による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した第十六条第一項の災害共済給付契約に基づきセンターが災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2　センターは、災害共済給付を行った場合において、当該給付事由の発生につき、国家賠償法等により損害賠償の責めに任ずる者があるときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る児童生徒等がその者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（時効）

第三十二条　災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によって消滅する。

（給付を受ける権利の保護）

第三十三条　災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第三十四条　租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

（財務大臣との協議）

第三十五条　文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二十四条第一項の承認をしようとするとき。

二　第二十五条第一項又は第二十六条第一項の認可をしようとするとき。

（主務大臣等）

第三十六条　センターに係る通則法における主務

大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（国庫納付金の教育事業等に必要な経費への充当）

第三十七条　政府は、第二十二条第一項の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならない。

2　前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第三十八条　センターの役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第三十九条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、センターの役員及び職員には適用しない。

第六章　罰則

第四十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十五条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三　第二十条の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

四　第二十七条第二項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

第四十一条　第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第九条から第十一条まで及び第十四条から第十六条までの規定　平成十五年十月一日

二　附則第十七条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

（準備行為等）

第二条　通則法第十四条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、センターの成立の時までに、第七条第二項に規定する理事となるべき者を指名し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の規定により指名された理事となるべき者は、センターの成立の時において、この法律及び通則法の規定により、第七条第二項に規定する理事となるものとする。

第三条　センターの最初の事業年度の第二十一条第一項に規定する事業計画等に関する同項の規定の適用については、同項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後最初の中期計画について通則法第三十条第一項の認可を受けた後遅滞なく」とする。

（日本体育・学校健康センターの解散等）

第四条　日本体育・学校健康センター（以下「旧センター」という。）は、センターの成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、次項の規定により国が承継する資産を除き、センターが承継する。

2　センターの成立の際現に旧センターが有する権利（附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号。以下「旧センター法」という。）第三十二条に規定する旧センター法第二十条第一項第一号の二から第一号の四までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定（以下「旧スポーツ振興基金勘定」という。）並びに旧センター法第三十二条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定に属する資産に限る。）のうち、センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、センターの成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度は、その解散の日の前日に終わるものとする。

5　旧センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、センターが承継する資産の価額（第一号から第三号までに掲げる金額があるときは当該金額を控除した金額とし、第四号に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府からセンターへ出資されたものとする。

一　旧センター法第三十二条に規定するスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定、災害共済給付及びこれに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定、免責の特約に係る経理について設けられた特別の勘定並びに旧センター法第二十条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定において旧センター法第三十三条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額

二　旧スポーツ振興基金勘定において旧センター法第三十三条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額に相当する金額のうち文部科学大臣が財務大臣に協議して定める金額

三　旧センター法第三十五条の二第一項のスポーツ振興基金（以下「旧基金」という。）に充てることを条件に政府以外の者から出えんされ、又は投票法第二十一条第四項の規定によ

り旧基金に組み入れられた金額

四　旧センター法第三十三条第二項の規定により第一号に掲げる勘定において繰越欠損金として整理されている金額

7　前項の資産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、当該各号に定める勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

一　旧センター法第三十二条及び第三十三条の規定により、スポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額　投票勘定

二　旧センター法第三十二条及び第三十三条の規定により、災害共済給付及びこれに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額　災害共済給付勘定

三　旧センター法第三十二条及び第三十三条の規定により、免責の特約に係る経理について設けられた特別の勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額　免責特約勘定

四　第六項第二号に掲げる金額　一般勘定

10　第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、当該各号に定める金額とみなす。

一　旧基金に充てるべきものとして政府から出資された金額（第二項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧基金に充てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。）　基金に充てるべきものとして政府から出資された金額

二　旧基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額　基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額

三　投票法第二十一条第四項の規定により旧基金に組み入れられた金額　同項の規定により基金に組み入れられた金額

11　第一項の規定により旧センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（スポーツ振興投票等業務の経過措置）

第五条　旧センターは、旧センター法第三十条の二の規定にかかわらず、平成十五年四月一日を含む事業年度における同条第一号から第四号までに掲げる金額の合計額から、当該事業年度の運営費の金額を控除した金額を、スポーツ振興投票等業務繰越準備金として整理しなければならない。

2　センターの成立の日を含む事業年度の収益に関する第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「金額を控除した金額をいう。」とあるのは「金額をいう。」に附則第五条第一項に規定するスポーツ振興投票等業務繰越準備金を加えた金額」と、同条第二項中「収益」とあるのは「収益に附則第五条第一項に規定するスポーツ振興投票等業務繰越準備金を加えた金額」とする。

3　センターの成立の日を含む事業年度の収益に関する投票法第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「収益」とあるのは、「収益にセンター法附則第五条第一項に規定するスポーツ振興投票等業務繰越準備金を加えた金額」とする。

（業務の特例等）

第六条　センターは、平成十八年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間は、第十五条に規定する業務のほか、旧センター法第二十条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行う。

2　前項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3　第一項に規定する業務が行われる場合におけるセンターに対する通則法第六十四条第一項の規定の適用については、同項中「事務所」とあるのは、「事務所若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法第四十条第一項に規定する場所」とする。

4　第一項に規定する業務については、旧センター法第二十三条、第二十五条第一項及び第五十一条第一号の規定は、附則第九条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧センター法第二十三条、第二十五条第一項及び第五十一条中「センター」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と、同条第一号中「この法律」とあるのは「第二十三条第一項」とする。

5　センターが第一項に規定する業務を行う場合における第四十条第二号の規定の適用については、同号中「第十五条」とあるのは、「第十五条及び附則第六条第一項」とする。

6　附則第四条第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、旧センター法第二十条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る特別の勘定において積立金として積み立てられている金額を、第二項に規定する勘定に属する積立金として整理するものとする。

7　附則第四条第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧センター法第二十条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る特別の勘定において積立金として積み立てられている金額を、第二項に規定する勘定に属する積立金として整理するものとする。

8　センターは、前項の規定により第二項に規定する勘定に属する積立金として整理した金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を一般勘定に繰り入れ、積立金として整理し、その額に相当する金額を中期目標の期間（第二十四条第一項に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可

を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該中期目標の期間における第十五条第一項第七号及び第八号に掲げる業務のうち学校における児童生徒等の健康の保持増進に係るもの並びにこれらに附帯する業務の財源に充てるものとする。

9　センターは、第一項に規定する業務を終えたときは、第二項に規定する勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を一般勘定に繰り入れ、積立金として整理し、その額に相当する金額を中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該中期目標の期間における第十五条第一項第七号及び第八号に掲げる業務のうち学校における児童生徒等の健康の保持増進に係るもの並びにこれらに附帯する業務の財源に充てるものとする。

10　文部科学大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

11　センターは、第九項に規定する残余財産の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（センターに対する便宜の供与）

第七条　都道府県の教育委員会は、当分の間、当該教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員に、当該都道府県の区域内に置かれるセンターの従たる事務所における事務に従事させることができる。

（保育所の災害共済給付）

第八条　センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所（児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう。）の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2　第十六条及び第十七条の規定は、前項の災害共済給付について準用する。

3　センターが第一項に規定する業務を行う場合における第三十一条第一項及び第二項並びに第四十条第二号の規定の適用については、第三十一条第一項中「学校」とあるのは「保育所」と、同条第二項中「児童生徒等」とあるのは「附則第八条第一項に規定する児童」と、第四十条第二号中「第十五条」とあるのは「第十五条及び附則第八条第一項」とする。

（日本体育・学校健康センター法の廃止）

第九条　日本体育・学校健康センター法は、廃止する。

（日本体育・学校健康センター法の廃止に伴う経過措置）

第十条　前条の規定の施行前に旧センター法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2　前条の規定の施行前に旧センター法（第十条及び第十九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十一条　附則第九条の規定の施行前にした行為及び附則第四条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行の際現に日本スポーツ振興センターという名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から第八条まで及び第十条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正）

第十四条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第　号）」に改める。

（スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正）

第十五条　スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条中「日本体育・学校健康センター」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に改める。

第二十一条第一項第三号中「日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号。以下「センター法」という。）第二十条第一項第一号の二及び第一号の四」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第　号。以下「センター法」という。）第十五条第一項第二号及び第四号」に改め、同条第二項及び第四項中「第三十五条の二第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第五項中「第三十条の二」を「第二十二条第一項」に改める。

第二十二条中「第三十条の二」を「第二十二条第一項」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一日本体育・学校健康センターの項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十七条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表日本体育・学校健康センターの項を削る。

審査報告書

独立行政法人日本芸術文化振興会法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

文教科学委員長　大野つや子

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本芸術文化振興会を解散して独立行政法人日本芸術文化振興会を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、右各法律の施行に当たっては、各法人の業務が、教育、文化芸術、スポーツ、学術及び科学技術の分野であることにかんがみ、その特性に十分配慮するとともに、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、独立行政法人への移行等に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二、独立行政法人への移行等の後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の長の選任においては、当該分野に識見を有する適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。

四、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、文部科学大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較できる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

五、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

六、独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

七、放送大学学園が特別な学校法人に移行した後は、私立学校法の趣旨にのっとり、自主的、自律的な学校運営の確保に十分配慮すること。

八、学術及び科学技術に係る法人においては、研究分野の特性等を踏まえ、その研究評価体制・手法について、継続的に見直し、改善を行うこと。

右決議する。

独立行政法人日本学術文化振興会法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

独立行政法人日本芸術文化振興会法案

独立行政法人日本芸術文化振興会法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十一条）
第三章　評議員会（第十二条・第十三条）
第四章　業務等（第十四条―第十七条）
第五章　雑則（第十八条―第二十条）
第六章　罰則（第二十一条・第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人日本芸術文化振興会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本芸術文化振興会とする。

（振興会の目的）

第三条　独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（第十四条第一項において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（同項において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条　振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　振興会の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第十六条第一項の芸術文化振興基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3　政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の

定着物及びその建物に附属する工作物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、振興会に追加して出資することができる。

4　振興会は、前二項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5　政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（名称の使用制限）

第六条　振興会でない者は、日本芸術文化振興会という名称を用いてはならない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　振興会に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　振興会に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第八条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第九条　理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2　振興会の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本芸術文化振興会法第十条第一項」とする。

（役員及び職員の地位）

第十一条　振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　評議員会

（評議員会）

第十二条　振興会に、評議員会を置く。

2　評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

3　評議員会は、理事長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を審議する。

（評議員）

第十三条　評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2　評議員の任期は、二年とする。

3　通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

4　理事長は、前項において準用する通則法第二十三条第二項の規定により評議員を解任しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第四章　業務等

（業務の範囲）

第十四条　振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

イ　芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動

ロ　文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

二　劇場施設（伝統芸能の公開又は現代舞台芸術の公演のための施設をいう。）を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。

三　その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。

四　伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。

五　第二号の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。

六　前各号の業務に附帯する業務

2　振興会は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第二号の劇場施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

（積立金の処分）

第十五条　振興会は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　振興会は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（芸術文化振興基金）

第十六条　振興会は、第十四条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「助成業務」という。）に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金（以下「基金」という。）を設け、附則第二条第十項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び同条第十一項の規定により政府以外の者から出えんがあったものとされた金額並びに第五条第二項後段の規定により政府が示した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2　通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十七条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十四条第一項第一号の規定により振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の事業年度」と読み替えるものとする。

第五章　雑則

（主務大臣等）

第十八条　振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第十九条　振興会の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、振興会の役員及び職員には、適用しない。

第六章　罰則

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十四条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三　第十六条第二項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

第二十二条　第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条から第五条まで及び第七条の規定　平成十五年十月一日

二　附則第八条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

（日本芸術文化振興会の解散等）

第二条　日本芸術文化振興会（以下「旧振興会」という。）は、振興会の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、次項の規定により国が承継する資産を除き、振興会が承継する。

2　振興会の成立の際現に旧振興会が有する権利のうち、振興会がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、振興会の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧振興会の平成十五年四月一日に始まる事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）は、その解散の日の前日に終わるものとする。

5　旧振興会の最終事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、振興会が承継する資産の価額（次に掲げる金額の合計額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から振興会に出資されたものとする。

一　次条の規定による廃止前の日本芸術文化振興会法（昭和四十一年法律第八十八号。以下「旧振興会法」という。）第二十五条の二の規定により設けられている旧振興会法第十九条第一項第二号から第五号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の規定による業務に係る勘定並びにその他の業務に係る勘定において積立金として整理されている金額のうち、それぞれ文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額

二　旧振興会法第二十九条の二第一項の芸術文化振興基金（以下この条において「旧基金」という。）に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額

7　前項の資産の価額は、振興会成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第六項第一号に規定する文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額に相当する金額は、振興

会に係る通則法第四十四条第一項の積立金として整理しなければならない。

10　第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、旧基金に充てるべきものとして政府から出資された金額（第二項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧基金に充てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。）に相当する金額は、振興会の成立に際し、第十六条第一項の基金に充てるべきものとして政府から振興会に対し出資されたものとする。

11　第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、旧基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額に相当する金額は、振興会の成立に際し、第十六条第一項の基金に充てることを条件として政府以外の者から振興会に対し出えんされたものとする。

12　第一項の規定により旧振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（日本芸術文化振興会法の廃止）

第三条　日本芸術文化振興会法は、廃止する。

（日本芸術文化振興会法の廃止に伴う経過措置）

第四条　前条の規定の施行前に旧振興会法（第九条及び第十八条第一項を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　附則第三条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条、第四条及び前条に定めるもののほか、振興会の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第七条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一日本芸術文化振興会の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第八条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表日本芸術文化振興会の項を削る。

審査報告書

独立行政法人科学技術振興機構法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

文教科学委員長　大野つや子

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、科学技術振興事業団を解散して独立行政法人科学技術振興機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、右各法律の施行に当たっては、各法人の業務が、教育、文化芸術、スポーツ、学術及び科学技術の分野であることにかんがみ、その特性に十分配慮するとともに、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、独立行政法人への移行等に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二、独立行政法人への移行等の後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の長の選任においては、当該分野に識見を有する適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。

四、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、文部科学大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較できる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

五、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

六、独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

七、放送大学学園が特別な学校法人に移行した後は、私立学校法の趣旨にのっとり、自主的、自律的な学校運営の確保に十分配慮すること。

八、学術及び科学技術に係る法人においては、研究分野の特性等を踏まえ、その研究評価体制・手法について、継続的に見直し、改善を行うこと。

右決議する。

独立行政法人科学技術振興機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

独立行政法人科学技術振興機構法案

独立行政法人科学技術振興機構法

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　役員及び職員（第十条―第十七条）
第三章　業務等（第十八条―第二十条）
第四章　雑則（第二十一条―第二十五条）
第五章　罰則（第二十六条―第二十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人科学技術振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術（人文科学のみに係るものを除く。次項及び第三項並びに第十八条において同じ。）に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）の成果であって、企業化されていないものをいう。

2　この法律において「基盤的研究開発」とは、次の各号のいずれかに該当する研究開発をいう。

一　新技術の創出に資することとなる科学技術に関する共通的な研究開発

二　新技術の創出に資することとなる科学技術に関する研究開発であって、多数部門の協力を要する総合的なもの

3　この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業的規模において実施することにより、これを企業化することができるようにすることをいう。

4　この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する情報をいう。

（名称）

第三条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人科学技術振興機構とする。

（機構の目的）

第四条　独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

（事務所）

第五条　機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。

（資本金）

第六条　機構の資本金は、附則第三条第一項、第二項及び第五項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4　政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物（以下この条において「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5　前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7　政府及び政府以外の者は、第二項の認可があった場合において、機構に出資しようとするときは、文献に係る第十八条第五号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）のうち政令で定めるもの（以下「文献情報提供業務」という。）又はその他の業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額（土地等を出資の目的とする場合にあっては、土地等）を示すものとする。

（出資証券）

第七条　機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2　出資証券は、記名式とする。

3　前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

第八条　機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（名称の使用制限）

第九条　機構でない者は、科学技術振興機構という名称を用いてはならない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第十条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第十一条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第十二条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十三条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、非常勤の理事又は監事となることができる。

第十四条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称による

かを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十五条　機構の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人科学技術振興機構法第十四条」とする。

2　機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人科学技術振興機構法第十三条及び第十四条」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十六条　機構の役員及び職員は、第十八条第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十七条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十八条　機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。

二　企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

四　新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。

五　内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。

六　科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務（大学における研究に係るものを除く。）を行うこと。

イ　研究集会の開催、外国の研究者のための宿舎の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務

ロ　科学技術に関する研究開発を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあっせんする業務

七　前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）。

八　科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。

九　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（区分経理）

第十九条　機構は、文献情報提供業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「文献情報提供勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十条　機構は、文献情報提供勘定以外の一般の勘定（以下「一般勘定」という。）において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十八条に規定する業務（文献情報提供業務を除く。）の財源に充てることができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　文献情報提供勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5　第一項から第三項までの規定は、文献情報提供勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第十八条に規定する業務（文献情報提供業務を除く。）」とあるのは「文献情報提供業務」と読み替えるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（関係行政機関の長の協力）

第二十一条　関係行政機関の長は、機構の行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。

（機構の解散時における残余財産の分配等）

第二十二条　機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文献情報提供勘定に属する額に相当する額を文献情報提供勘定に係る各出資者に対し、一般勘定に属する額に相当する額を一般勘定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3　第一項の規定による分配の結果なお文献情報提供勘定に残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

（主務大臣等）

第二十三条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学

大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十四条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十五条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章　罰則

第二十六条　第十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十八条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第二十八条　第九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条から第九条まで及び第十一条の規定　平成十五年十月一日

二　附則第十二条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

（事業団の解散等）

第二条　科学技術振興事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に事業団が有する権利（附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号。以下「旧事業団法」という。）第四十九条第一項に規定する一般勘定（以下「旧一般勘定」という。）に属する資産に限る。）のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

5　事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

7　事業団の解散については、旧事業団法第四十九条第一項及び第二項の規定による残余財産の分配は、行わない。

8　第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（機構への出資）

第三条　前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する旧一般勘定の資産の価額の合計額から機構が承継する旧一般勘定の負債の金額を差し引いた額（以下「旧一般勘定純資産額」という。）に、事業団に対する旧一般勘定における政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し文献情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

2　前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する旧一般勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資のあったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し文献情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

3　前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5　前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する旧事業団法第三十九条に規定する文献情報提供勘定（以下「旧文献勘定」という。）における政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から機構に対し文献情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

6　前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧文献勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文献情報提供勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

（持分の払戻し）

第四条　前条第一項又は第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2　機構は、前項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる政府以外の者の区分に応じ、当該各号に定める金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

一　前条第一項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者　当該政府以外の者が有する旧一般勘定純資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る旧

一般勘定における出資額を超えるときは、当該旧一般勘定における出資額に相当する金額）

二　前条第五項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者　当該政府以外の者が有する附則第二条第一項の規定による承継の際において現に事業団に属する旧文献勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額

3　前条第三項及び第四項の規定は、前項第二号の資産の価額について準用する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に科学技術振興機構という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（科学技術振興事業団法の廃止）

第六条　科学技術振興事業団法は、廃止する。

（科学技術振興事業団法の廃止に伴う経過措置）

第七条　前条の規定の施行前に旧事業団法（第十三条及び第二十七条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条　附則第六条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条　事業団の役員、顧問若しくは職員又は新技術審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務及び新技術事業団の役員若しくは職員又は新技術審議会の委員であった者に係るその職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第六条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2　前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第六条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　附則第二条から第五条まで及び第七条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十一条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一科学技術振興事業団の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十二条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表科学技術振興事業団の項を削る。

審査報告書

独立行政法人日本学術振興会法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

文教科学委員長　大野つや子

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本学術振興会を解散して独立行政法人日本学術振興会を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、右各法律の施行に当たっては、各法人の業務が、教育、文化芸術、スポーツ、学術及び科学技術の分野であることにかんがみ、その特性に十分配慮するとともに、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、独立行政法人への移行等に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二、独立行政法人への移行等の後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の長の選任においては、当該分野に識見を有する適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。

四、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、文部科学大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較できる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

五、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

六、独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

七、放送大学学園が特別な学校法人に移行した後は、私立学校法の趣旨にのっとり、自主的、自律的な学校運営の確保に十分配慮すること。

八、学術及び科学技術に係る法人においては、研

究分野の特性等を踏まえ、その研究評価体制・手法について継続的に見直し、改善を行うこと。

右決議する。

独立行政法人日本学術振興会法案

右の内閣提出は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

独立行政法人日本学術振興会法案

独立行政法人日本学術振興会法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）

第二章　役員及び職員（第八条―第十二条）

第三章　評議員会（第十三条・第十四条）

第四章　業務等（第十五条―第十八条）

第五章　雑則（第十九条―第二十一条）

第六章　罰則（第二十二条・第二十三条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人日本学術振興会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学術振興会とする。

（振興会の目的）

第三条　独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条　振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

（基本金）

第五条　振興会の基本金は、附則第二条第一項の規定により承継する日本学術振興会の基本金に相当する金額とする。

（資本金）

第六条　振興会の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。

3　振興会は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（名称の使用制限）

第七条　振興会でない者は、日本学術振興会という名称を用いてはならない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　振興会に、役員として、理事二人以内を置く。

2　振興会に、役員として、理事長及び監事二人を置く。

（役員の職務及び権限等）

第九条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第十条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十一条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2　振興会の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本学術振興会法第十一条第一項」とする。

（役員及び職員の地位）

第十二条　振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　評議員会

（評議員会）

第十三条　振興会に、評議員会を置く。

2　評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3　評議員会は、理事長の諮問に応じ、振興会の業務運営に関する重要事項を審議する。

4　評議員会は、振興会の業務運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

（評議員）

第十四条　評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2　評議員の任期は、二年とする。

3　通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

4　理事長は、前項において準用する通則法第二十三条第二項の規定により評議員を解任しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第四章　業務等

（業務の範囲）

第十五条　振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。

二　優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。

三　海外への研究者の派遣、外国人研究者の受

入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。
四　学術の応用に関する研究を行うこと。
五　学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。
六　学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。
七　第四号及び前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
八　学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
九　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（日本学術会議との連絡）

第十六条　文部科学大臣は、振興会の業務運営に関し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還等）

第十七条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十条第一項、第二項及び第四項、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第十五条第一号の業務として、振興会が、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と読み替えるものとする。

（積立金の処分）

第十八条　振興会は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　振興会は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　雑則

（主務大臣等）

第十九条　振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十条　振興会の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十一条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、振興会の役員及び職員には適用しない。

第六章　罰則

第二十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十五条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第二十三条　第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定　平成十五年十月一日

二　附則第九条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

（日本学術振興会の解散等）

第二条　日本学術振興会（以下「旧振興会」という。）は、振興会の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において振興会が承継する。

2　振興会の成立の際現に旧振興会が有する権利のうち、振興会がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、振興会の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧振興会の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧振興会の解散の日の前日に終わるものとする。

5　旧振興会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、振興会が承継する資産の価額（次条の規定による廃止前の日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）第四条の基本金に相当する金額

を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から振興会に対し出資されたものとする。

7　前項の資産の価額は、振興会の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により旧振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（日本学術振興会法の廃止）

第三条　日本学術振興会法は、廃止する。

（日本学術振興会法の廃止に伴う経過措置）

第四条　前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学術振興会法（第十条及び第十九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第五条　附則第三条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条、第四条及び前条に定めるもののほか、振興会の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第七条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、日本学術振興会」を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第八条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一日本学術振興会の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第九条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表日本学術振興会の項を削る。

審査報告書

独立行政法人理化学研究所法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

文教科学委員長　大野つや子

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、理化学研究所を解散して独立行政法人理化学研究所を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、右各法律の施行に当たっては、各法人の業務が、教育、文化芸術、スポーツ、学術及び科学技術の分野であることにかんがみ、その特性に十分配慮するとともに、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、独立行政法人への移行等に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二、独立行政法人への移行等の後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の長の選任においては、当該分野に識見を有する適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。

四、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、文部科学大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較できる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

五、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

六、独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

七、放送大学学園が特別な学校法人に移行した後は、私立学校法の趣旨にのっとり、自主的、自律的な学校運営の確保に十分配慮すること。

八、学術及び科学技術に係る法人においては、研究分野の特性等を踏まえ、その研究評価体制・手法について、継続的に見直し、改善を行うこと。

右決議する。

独立行政法人理化学研究所法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

独立行政法人理化学研究所法案

独立行政法人理化学研究所法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　役員及び職員（第九条―第十五条）
第三章　業務等（第十六条―第十八条）
第四章　雑則（第十九条―第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条―第二十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人理化学研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人理化学研究所とする。

（研究所の目的）

第三条　独立行政法人理化学研究所（以下「研究所」という。）は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条　研究所は、主たる事務所を埼玉県に置く。

（資本金）

第五条　研究所の資本金は、附則第二条第六項及び第七項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　研究所は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により研究所がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に出資することができる。

4　政府は、研究所に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物（次項において「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5　前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（出資証券）

第六条　研究所は、出資に対し、出資証券を発行する。

2　出資証券は、記名式とする。

3　前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

第七条　研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（名称の使用制限）

第八条　研究所でない者は、理化学研究所という名称を用いてはならない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第九条　研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　研究所に、役員として、理事五人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第十条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第十一条　理事長の任期は、任命の日から、その日を含む研究所に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2　通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3　理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4　第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5　監事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十二条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十三条　研究所の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人理化学研究所法第十二条」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十四条　研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十五条　研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十六条　研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　科学技術に関する試験及び研究を行うこと。

二　前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

三　研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。

四　科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

五　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　研究所は、前項の業務のほか、特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第八条に規定する業務を行う。

（積立金の処分）

第十七条　研究所は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金）

第十八条　研究所は、第十六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務又はこれらに附帯する業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2　研究所は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3　文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

第四章　雑則

（研究所の解散時における残余財産の分配）

第十九条　研究所は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

（主務大臣等）

第二十条　研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十一条　研究所の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十二条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、研究所の役員及び職員には適用しない。

第五章　罰則

第二十三条　第十四条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十六条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第二十五条　第八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第五条から第八条まで、第十条、第十一条及び第十三条の規定　平成十五年十月一日

二　附則第十二条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　　号）の施行の日のいずれか遅い日

（理化学研究所の解散等）

第二条　理化学研究所（以下「旧研究所」という。）は、研究所の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において研究所が承継する。

2　研究所の成立の際現に旧研究所が有する権利のうち、研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、研究所の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧研究所の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧研究所の解散の日の前日に終わるものとする。

5　旧研究所の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　第一項の規定により研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び研究所が承継する資産の価額の合計額から研究所が承継する負債の金額を差し引いた額に、旧研究所に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から研究所に出資されたものとする。

7　第一項の規定により研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究所が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から研究所に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から研究所に出資されたものとする。

8　前二項の資産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10　旧研究所が発行した出資証券の上に存在する

質権は、第六条第一項の規定により出資者が受けるべき研究所の出資証券の上に存在する。

11　第一項の規定により旧研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（持分の払戻し）

第三条　前条第六項の規定により政府以外の者が研究所に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、研究所に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2　研究所は、前項の規定による請求があったときは、第七条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、研究所は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（理事長の任期の特例）

第四条　通則法第十四条第二項の規定により研究所の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十一条第一項中「任命の日」とあるのは、「研究所の成立の日」とする。

（理化学研究所法の廃止）

第五条　理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）は、廃止する。

（理化学研究所法の廃止に伴う経過措置）

第六条　前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の理化学研究所法（第十二条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第七条　附則第五条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条　旧研究所の役員又は職員であった者に係るその職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第五条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2　前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第五条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から第四条まで及び第六条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部改正）

第十条　特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「理化学研究所」を「独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）」に改める。

第八条中「、理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）第二十二条第一項に規定する業務のほか」を削る。

第十条を次のように改める。

（独立行政法人理化学研究所法の特例）

第十条　第八条の規定により理化学研究所の業務が行われる場合には、独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第　号）第二十四条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律」とする。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十一条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一理化学研究所の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十二条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表理化学研究所の項を削る。

（文部科学省設置法の一部改正）

第十三条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第六十号中「理化学研究所」を「独立行政法人理化学研究所」に改める。

審査報告書

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

文教科学委員長　大野つや子

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、独立行政法人航空宇宙技術研究所及び宇宙開発事業団を解散し、宇宙科学研究所と統合して独立行政法人宇宙航空研究開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、右各法律の施行に当たっては、各法人の業務が、教育、文化芸術、スポーツ、学術及び科学技術の分野であることにかんがみ、その特性に十分配慮するとともに、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、独立行政法人への移行等に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すこと。

二、独立行政法人への移行等の後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の長の選任においては、当該分野に識見を有する適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。

四、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務

及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、文部科学大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較できる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

五、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

六、独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

七、放送大学学園が特別な学校法人に移行した後は、私立学校法の趣旨にのっとり、自主的、自律的な学校運営の確保に十分配慮すること。

八、学術及び科学技術に係る法人においては、研究分野の特性等を踏まえ、その研究評価体制・手法について、継続的に見直し、改善を行うこと。

右決議する。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　役員及び職員（第九条―第十七条）
第三章　業務等（第十八条―第二十三条）
第四章　雑則（第二十四条―第二十九条）
第五章　罰則（第三十条・第三十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「宇宙科学」とは、宇宙理学及び宇宙工学の学理及びその応用をいう。

2　この法律において「基盤的研究開発」とは、研究及び開発（以下「研究開発」という。）であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　科学技術に関する共通的な研究開発

二　科学技術に関する研究開発であって、国の試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの

三　科学技術に関する研究開発であって、多数部門の協力を要する総合的なもの

3　この法律において「人工衛星等」とは、人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）及びその打上げ用ロケットをいう。

（名称）

第三条　この法律及び通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構とする。

（機構の目的）

第四条　独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術（宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。）に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

（事務所）

第五条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第六条　機構の資本金は、附則第十一条第一項及び第三項から第五項までの規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4　政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物（次項において「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5　前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（出資証券）

第七条　機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2　出資証券は、記名式とする。

3　前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

第八条　機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第九条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、副理事長一人及び理事七人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第十条　副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及

び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であって理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任命の際の宇宙開発委員会の同意等）

第十一条　文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、宇宙開発委員会の同意を得なければならない。

2　文部科学大臣は、通則法第二十条第二項の規定により監事を任命しようとするときは、あらかじめ、宇宙開発委員会の意見を聴かなければならない。

（役員の任期）

第十二条　理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2　通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3　副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4　第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5　監事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十三条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、非常勤の理事又は監事となることができる。

第十四条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十五条　機構の理事長及び副理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十四条」とする。

2　機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十三条及び第十四条」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十六条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十七条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲等）

第十八条　機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。

二　宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。

三　人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。

四　人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。

五　前各号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

六　機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。

七　宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

八　大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。

九　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項第四号に規定する人工衛星等の打上げの業務を行う場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

（宇宙開発に関する長期的な計画）

第十九条　主務大臣は、中期目標（航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙開発委員会の議決を経て主務大臣が定める宇宙開発に関する長期的な計画に基づかなければならない。

（学術研究の特性への配慮）

第二十条　文部科学大臣は、中期目標（宇宙科学に関する学術研究及びこれに関連する業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他の学術研究の特性への配慮をしなければならない。

（人工衛星等の打上げに係る保険契約の締結）

第二十一条　機構は、人工衛星等の打上げにより他人に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結していなければ、人工衛星等の打上げを行ってはならない。

2　前項に規定する保険契約に係る保険金額は、被害者の保護等を図る観点から適切なものとなるよう、保険者の引受けの可能な額等を参酌して、主務大臣が定めるものとする。

3　機構が行う人工衛星等の打上げが委託に応じて行うもの（次条において「受託打上げ」という。）であるときは、第一項に規定する保険契約は、同項の規定にかかわらず、人工衛星等の打上げの委託者（次条において「打上げ委託者」という。）が、機構に代わって、機構のために締結することができる。

（受託打上げに関する特約）

第二十二条　機構は、受託打上げに係る契約を打上げ委託者との間で締結するときは、主務大臣の認可を受けて、受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に損害が生じた場合における損害賠償の責任に関し、次に掲げる内容の特約をすることができる。

一　機構が受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に生じた損害を賠償する責めに任ずべき場合において、当該受託打上げに係る受託打上げ関係者も同一の損害について賠償の責めに任ずべきときは、機構が当該受託打上げ関係者の損害賠償の責任の全部を負担するものとすること。

二　前号の場合において、その損害が受託打上げ関係者の故意により生じたものであるときは、機構は、その者に対して求償権を有するものとすること。

2　前項において「受託打上げ関係者」とは、打上げ委託者並びに受託打上げに関係を有する者として機構及び打上げ委託者が同項の特約において指定する者をいう。

3　機構が第一項に規定する特約をするときは、前条第一項に規定する保険契約は、同項及び同条第三項の規定にかかわらず、打上げ委託者が、機構に代わって、機構のために締結するものとする。

（積立金の処分）

第二十三条　機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十八条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（主務大臣の要求）

第二十四条　主務大臣は、宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、その求めに応じなければならない。

（機構の解散時における残余財産の分配）

第二十五条　機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

（主務大臣等）

第二十六条　機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣

二　第六条及び第二十三条並びに通則法第三十八条、第四十四条及び第四十八条（第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

三　第十八条第一項に規定する業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣

四　第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同項第五号及び第六号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

2　総務大臣は、専ら前項第四号に規定する業務の適正かつ確実な実施を図る観点から、同項第二号に規定する規定に基づく認可又は承認を行うものとする。

3　機構に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

4　機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、第一項第四号に規定する業務に係る通則法第五十条に規定する主務省令は、文部科学省令・総務省令とする。

（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）

第二十七条　次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会」とする。

一　通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項及び第四十八条第二項（前条第一項第四号の業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

二　前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

2　文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に規定する業務に関し、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一　通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二　通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

（財務大臣との協議）

第二十八条　主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一　第六条第二項又は第二十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二　第十九条の長期的な計画を定めようとするとき。

三　第二十一条第二項の規定により保険金額を定めようとするとき。

四　第二十三条第一項の規定による承認をしようとするとき。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十九条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第三十条　第十六条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により文部科学大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十八条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三　第二十一条第一項の規定に違反して保険契約を締結しないで人工衛星等の打上げを行ったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十八条の規定　平成十五年十月一日

二　附則第二十五条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

三　附則第二十六条の規定　日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）の施行の日

（職員の引継ぎ等）

第二条　機構の成立の際現に次に掲げる機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

一　国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関のうち政令で定める機関（以下「大学共同利用機関」という。）

二　独立行政法人航空宇宙技術研究所（以下「研究所」という。）

三　宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）

第三条　前条の規定により機構の職員となった大学共同利用機関及び研究所の職員に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条　附則第二条の規定により大学共同利用機関及び研究所の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2　機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3　機構の成立の日の前日に大学共同利用機関又は研究所の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4　機構は、機構の成立の日の前日に大学共同利用機関又は研究所の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで大学共同利用機関又は研究所の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条　附則第二条の規定により機構の職員となった大学共同利用機関の職員であって、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

第六条　機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「文部科学省共済組合」という。）の組合員である同号に規定する職員（同日において大学共同利用機関又は研究所に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員及び職員（同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日（正当

な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、第二十九条の規定にかかわらず、同法の規定の適用については、機構の成立の日以後引き続く当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2　前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。）がすることができる。

3　機構の成立の日の前日において文部科学省共済組合の組合員である国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員（同日において大学共同利用機関又は研究所に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかったときは、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職（同条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第七条　機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2　前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3　第一項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第八条　機構の成立前に国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。以下この条において「国労法」という。）第十八条の規定に基づき研究所がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2　機構の成立の際現に中央労働委員会に係属している研究所とその職員に係る国労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあっせん、調停又は仲裁に係る事件に関する国労法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（国の有する権利義務の承継等）

第九条　機構の成立の際、第十八条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

2　機構の成立の際、国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十七条の規定に基づき文部科学大臣から大学共同利用機関の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（研究所及び事業団の解散等）

第十条　研究所及び事業団は、機構の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に研究所及び事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　研究所及び事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、それぞれ研究所及び事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

5　平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る研究所及び事業団の決算並びに研究所の通則法第三十八条に規定する財務諸表及び事業報告書並びに事業団の附則第十六条の規定による廃止前の宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号。以下「旧事業団法」という。）第二十八条に規定する財務諸表、附属明細書及び事業報告書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、事業団の当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　研究所の平成十五年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による勧告は、機構に対してなされるものとする。

7　研究所の平成十五年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、機構が従前の例により行うものとする。

8　研究所の積立金の処分は、研究所の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第十六条の規定による廃止前の独立行政法人航空宇宙技術研究所法（平成十一年法律第百七十五号。以下「旧研究所法」という。）第十五条第一項中「当該次の中期目標の期間における前条」とあるのは、「機構の最初の中期目標の期間における独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一項」とする。

9　事業団の解散については、旧事業団法第三十八条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

10　第一項の規定により研究所及び事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（機構への出資）

第十一条　附則第九条第一項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に出資されたものとする。

2　前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。

3　前条第一項の規定により機構が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（前条第八項の規定により読み替えられた旧研究所法第十五条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとする。

4　前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する事業団に属する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額（当該差し引いた額が事業団の資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額）に、事業団に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に出資されたものとする。

5　前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する事業団に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとする。

6　第一項に規定する財産の価額及び前三項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

8　事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

（持分の払戻し）

第十二条　前条第四項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2　機構は、前項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（役員となるべき者の指名の際の宇宙開発委員会の同意等）

第十三条　第十一条の規定は、通則法第十四条第一項の規定による機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者の指名について準用する。

（理事長の任期の特例）

第十四条　通則法第十四条第二項の規定により機構の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十二条第一項中「任命の日」とあるのは、「機構の成立の日」とする。

（主務大臣等の特例）

第十五条　政令で定める人工衛星の運用が終了する日（以下この条において「終了日」という。）までの間（通則法第三十八条に規定する管理業務に関する事項にあっては終了日を含む事業年度の当該管理業務が終了する日までの間、事業年度又は中期目標に係る業務の実績に関する評価に関する事項にあってはそれぞれ終了日を含む事業年度又は中期目標の期間における当該評価が終了する日までの間）は、第二十三条第二項中「文部科学省及び総務省」とあるのは「文部科学省、総務省及び政令で定める府省」と、第二十六条第一項第二号及び第四号中「文部科学大臣及び総務大臣」とあるのは「文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣」と、同条第二項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣及び政令で定める大臣」と、同条第四項ただし書中「文部科学省令・総務省令」とあるのは「文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣の発する命令」と、第二十七条第一項中「及び総務省の独立行政法人評価委員会」とあるのは「並びに総務省及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会」と、同条第二項中「総務省の独立行政法人評価委員会」とあるのは「総務省及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会」とする。

（独立行政法人航空宇宙技術研究所法及び宇宙開発事業団法の廃止）

第十六条　次の法律は、廃止する。

一　独立行政法人航空宇宙技術研究所法

二　宇宙開発事業団法

（独立行政法人航空宇宙技術研究所法及び宇宙開発事業団法の廃止に伴う経過措置）

第十七条　前条の規定の施行前に旧研究所法又は旧事業団法（第十二条及び第二十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は通則法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十八条　附則第十六条の規定の施行前にした行為並びに附則第十六条第五項、第七項及び第八項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条　附則第二条から第十五条まで、第十七条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国立学校設置法の一部改正）

第二十条　国立学校設置法の一部を次のように改正する。

第三条の三第三項中「大学共同利用機関で」を「大学共同利用機関及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構のうち」に改める。

（放送法の一部改正）

第二十一条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の見出しを「（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資）」に改め、同条及び第五十三条の十第一項第二号中「宇宙開発事業団」を「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第二十二条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号の三を次のように改める。

三十四の三　独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第　号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十三条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、宇宙開発事業団」を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十四条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一宇宙開発事業団の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第二十五条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表宇宙開発事業団の項を削る。

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正）

第二十六条　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に、「国労法」を「特労法」に改め、同条第二項中「国労法」を「特労法」に改める。

（文部科学省設置法の一部改正）

第二十七条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（所掌事務）

第八条　宇宙開発委員会（以下この款において「委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどるとともに、宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

一　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律　　号）附則第十三条において準用する同法第十一条の規定による独立行政法人宇宙航空研究開発機構の役員となるべき者の指名に対する同意及び意見の申出を行うこと。

二　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十九条に規定する宇宙開発に関する長期的な計画の議決を行うこと。

第二十八条　文部科学省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十五号中「研究」の下に「並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育」を加える。

第八条中「とともに、宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する」を削り、同条第一号中「附則第十三条において準用する同法」を削り、「となるべき者の指名」を「の任命」に改める。

審査報告書

会社更生法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

法務委員長　魚住裕一郎

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い、企業倒産事件の迅速かつ円滑な処理が要請されている状況等にかんがみ、経済的に窮境にある株式会社について、その事業の維持更生を合理的かつ機能的に図るため、更生事件の土地管轄規定を緩和し、更生手続開始前における更生会社の財産保全の措置を充実させ、更生手続の開始原因を緩和し、更生手続開始後の手続を簡素かつ合理的なものに改め、更生計画案の早期の提出を義務付け、更生計画案の可決要件を緩和するとともに再建のための手法を整備する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　本法の趣旨、内容、他の倒産手続との相違等について、司法関係者、経済団体、労働団体等のほか、一般の国民にも周知徹底がなされるよう努めること。

二　更生手続が適正かつ迅速に運用されるよう、裁判官に対する研修の充実等を含め裁判所の人的・物的体制の整備に遺漏なきを期すること。

三　第十五条の規定による文書等の支障部分の閲覧等の制限は、更生債権者等の利害関係人に対する情報開示の重要性にかんがみ、安易に許容されるべきものではないことを周知徹底すること。

四　更生手続における管財人については、適任者を確保する方策に関し、必要な措置をとるよう努めるとともに、旧経営者を管財人に選任する場合には、経営者のモラルハザードが生じないよう十分配慮されるべきことを周知徹底すること。

五　企業組織の再編に伴う労働関係上の問題への対応については、現在、政府において検討を進めているガイドラインを早急に策定し、その周知を図るとともに、当該問題の実態把握に努めた上で、法的措置を含め検討を行うこと。

六　第四十六条の規定による営業譲渡に関しては、更生会社の事業の更生のために必要である場合にのみ行われるものであることについて周知徹底し、この制度が適正に運用されるよう十分配慮をすること。

七　倒産法制全体の手続における労働債権、担保付債権、租税債権、公課債権等の各種の債権の優先順位については、労働者の生活の保持に労働債権の確保が不可欠であることを踏まえ、諸外国の法令等も勘案し、所要の見直しを行うこと。

八　更生手続における社内預金について、共益債権として請求できる範囲が変更されたことにかんがみ、その趣旨、内容等について使用者並びに労働者に周知徹底することにより、その保護に努めること。

九　労働債権の確保については、多様化する労働形態に対応して十分な配慮がなされるよう周知徹底に努めること。

右決議する。

会社更生法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月二十八日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

会社更生法案

会社更生法

会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条―第十六条）
第二章　更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置
第一節　更生手続開始の申立て（第十七条―第二十三条）
第二節　更生手続開始の申立てに伴う保全措置
第一款　開始前会社に関する他の手続の中止命令等（第二十四条―第二十七条）
第二款　開始前会社の業務及び財産に関する保全処分等（第二十八条・第二十九条）
第三款　保全管理命令（第三十条―第三十四条）
第四款　監督命令（第三十五条―第三十八条）
第五款　更生手続開始前の調査命令等（第三十九条・第四十条）
第三章　更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等
第一節　更生手続開始の決定（第四十一条―第四十四条）
第二節　更生手続開始の決定に伴う効果（第四十五条―第六十八条）
第三節　管財人
第一款　管財人の選任及び監督（第六十七条―第七十一条）
第二款　管財人の権限等（第七十二条―第八十二条）
第三款　更生会社の財産状況の調査（第八十三条―第八十五条）
第四節　否認権（第八十六条―第九十八条）
第五節　更生会社の役員の責任の追及（第九十九条―第百三条）
第六節　担保権消滅の請求等
第一款　担保権消滅の請求（第百四条―第百十二条）
第二款　債権質の第三債務者の供託（第百十三条）
第七節　関係人集会（第百十四条―第百十六条）
第八節　更生債権者委員会及び代理委員等（第百十七条―第百二十四条）
第九節　調査命令（第百二十五条・第百二十六条）
第四章　共益債権及び開始後債権
第一節　共益債権（第百二十七条―第百三十三条）
第二節　開始後債権（第百三十四条）
第五章　更生債権者及び更生担保権者
第一節　更生債権者及び更生担保権者の手続参加（第百三十五条―第百三十七条）
第二節　更生債権及び更生担保権の届出（第百三十八条―第百四十三条）
第三節　更生債権及び更生担保権の調査及び確定
第一款　更生債権及び更生担保権の調査（第百四十四条―第百五十条）
第二款　更生債権及び更生担保権の確定のための裁判手続（第百五十一条―第百六十三条）
第三款　租税等の請求権等についての特例（第百六十四条）
第六章　株主（第百六十五条・第百六十六条）
第七章　更生計画の作成及び認可
第一節　更生計画の条項（第百六十七条―第百八十三条）
第二節　更生計画案の提出（第百八十四条―第百八十八条）
第三節　更生計画案の決議（第百八十九条―第百九十八条）
第四節　更生計画の認可又は不認可の決定（第百九十九条―第二百二条）
第八章　更生計画認可後の手続
第一節　更生計画認可の決定の効力（第二百三条―第二百八条）
第二節　更生計画の遂行（第二百九条―第二百十二条）
第三節　更生計画の変更（第二百十三条）
第九章　更生手続の終了
第一節　更生手続の終了事由（第二百十四条）
第二節　更生計画認可前の更生手続の終了
第一款　更生計画不認可の決定（第二百十五条）
第二款　更生計画認可前の更生手続の廃止（第二百二十六条―第二百三十八条）
第三節　更生計画認可後の更生手続の終了
第一款　更生手続の終結（第二百三十九条・第二百四十条）
第二款　更生計画認可後の更生手続の廃止（第二百四十一条）
第十章　外国倒産処理手続がある場合の特則（第二百四十二条―第二百四十五条）
第十一章　雑則（第二百四十六条―第二百五十四条）
第十二章　罰則（第二百五十五条―第二百六十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、窮境にある株式会社について、更生計画の策定及びその遂行に関する手続を定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整し、もって当該株式会社の事業の維持更生を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「更生手続」とは、株式会社について、この法律の定めるところにより、更生計画を定め、更生計画が定められた場合にこれを遂行する手続（更生手続開始の申立てについて更生手続開始の決定をするかどうかに関する審理及び裁判をする手続を含む。）をいう。

2　この法律において「更生計画」とは、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第百六十七条に規定する条項を定めた計画をいう。

3　この法律において「更生事件」とは、更生手続に係る事件をいう。

4　この法律において「更生裁判所」とは、更生事件が係属している地方裁判所をいう。

5　この法律（第六条、第四十一条第一項第二号、第百五十五条第二項及び第百五十九条を除く。）において「裁判所」とは、更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。

6　この法律において「開始前会社」とは、更生裁判所に更生事件が係属している株式会社であって、更生手続開始の決定がされていないものをいう。

7　この法律において「更生会社」とは、更生裁判所に更生事件が係属している株式会社であって、更生手続開始の決定がされたものをいう。

8　この法律において「更生債権」とは、更生会社に対し更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権又は次に掲げる権利であって、更生担保権又は共益債権に該当しないものをいう。

一　更生手続開始後の利息の請求権

二　更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

三　更生手続参加の費用の請求権

四　第五十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する債権

五　第六十一条第一項の規定により双務契約が解除された場合における相手方の損害賠償の請求権

六　第六十三条において準用する破産法（大正十一年法律第七十一号）第六十三条の規定による損害賠償の請求権

七　第六十三条において準用する破産法第六十六条第一項の規定による請求権（更生会社の有するものを除く。）

八　第九十一条第三項第三号又は第四号に定める権利

9　この法律において「更生債権者」とは、更生債権を有する者をいう。

10　この法律において「更生担保権」とは、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定による留置権に限る。）の被担保債権であって更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの（共益債権であるものを除く。）のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時における時価であるとした場合における当該担保権によって担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権（社債を除く。）のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時（その時までに更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時）までに生ずるものに限る。

11　この法律において「更生担保権者」とは、更生担保権を有する者をいう。

12　この法律において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保権をいう。ただし、第二章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものをいう。

13　この法律において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保権者をいう。ただし、第二章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となるものをいう。

14　この法律において「株主等」とは、株主又は端株主をいう。

15　この法律において「更生会社財産」とは、更生会社に属する一切の財産をいう。

16　この法律において「租税等の請求権」とは、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権であって、共益債権に該当しないものをいう。

（外国人の地位）

第三条　外国人又は外国法人は、更生手続に関し日本人又は日本法人と同一の地位を有する。

（更生事件の管轄）

第四条　この法律の規定による更生手続開始の申立ては、株式会社が日本国内に営業所を有するときに限り、することができる。

第五条　更生事件は、株式会社の主たる営業所の所在地（外国に主たる営業所がある場合にあっては、日本における主たる営業所の所在地）を管轄する地方裁判所が管轄する。

2　前項の規定にかかわらず、更生手続開始の申立ては、次に掲げる地方裁判所にもすることができる。

一　株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所

二　株式会社が商法第二百十一条ノ二第一項に規定する親会社に該当する場合における同項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）である株式会社についての更生事件が係属する地方裁判所

三　株式会社が商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）に該当する場合における同条第一項に規定する親会社についての更生事件が係属する地方裁判所

四　株式会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第一項に規定する大会社に該当する場合における同条第四項に規定する連結子会社（当該株式会社の直前の決算期において商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限る。）についての更生事件が係属する地方裁判所

五　株式会社が商法特例法第一条の二第四項に規定する連結子会社に該当する場合における同項に規定する他の株式会社（当該他の株式会社の直前の決算期において商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限る。）についての更生事件が係属する地方裁判所

六　東京地方裁判所又は大阪地方裁判所

3　前二項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、更生事件は、先に更生手続開始の申立てがあった地方裁判所が管轄する。

（専属管轄）

第六条　この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

（更生事件の移送）

第七条　裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、更生事件を次に掲げる地方裁判所のいずれかに移送することができる。

一　更生手続開始の申立てに係る株式会社の営業所の所在地を管轄する地方裁判所

二　前号の株式会社の財産の所在地（債権については、裁判上の請求をすることができる地）を管轄する地方裁判所

三　第五条第二項各号に掲げる地方裁判所

（任意的口頭弁論等）

第八条　更生手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

2　裁判所は、職権で、更生事件に関して必要な調査をすることができる。

3　裁判所は、必要があると認めるときは、開始前会社又は更生会社の事業を所管する行政庁及び租税等の請求権につき徴収の権限を有する者に対して、当該開始前会社又は当該更生会社の更生手続について意見の陳述を求めることができる。

4　前項に規定する行政庁又は徴収の権限を有する者は、裁判所に対して、同項に規定する開始前会社又は更生会社の更生手続について意見を述べることができる。

（不服申立て）

第九条　更生手続に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があった場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

（公告等）

第十条　この法律の規定による公告は、官報に掲載してする。

2　公告は、掲載があった日の翌日に、その効力を生ずる。

3　この法律の規定によって送達をしなければならない場合には、公告をもって、これに代えることができる。ただし、この法律の規定によって公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。

4　この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に対して当該裁判の告知があったものとみなす。

5　前二項の規定は、この法律に特別の定めがあ

る場合には、適用しない。

（更生手続の終了に伴う破産宣告等）

第十一条　破産宣告前の株式会社について第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由が生じた場合において、裁判所は、当該株式会社に破産の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産の宣告をすることができる。ただし、当該株式会社について再生事件が係属している場合は、この限りでない。

2　前項本文の規定による破産の宣告があった場合における破産法第七十二条第二号から第五号まで、第七十三条第二項、第七十四条第一項並びに第百四条第二号及び第四号の規定の適用については、次に掲げる裁判又は行為は、当該裁判又は当該行為の前に支払の停止又は破産の申立てがないときに限り、支払の停止又は破産の申立てとみなす。

一　更生手続開始の決定

二　更生手続開始によって効力を失った整理又は特別清算の手続におけるその手続開始の命令

三　更生計画認可の決定により効力を失った再生手続におけるその手続開始の決定

四　詐欺破産の罪に該当することとなる当該株式会社の取締役、執行役又はこれらに準ずる者の行為

3　破産宣告後の株式会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所は、職権で、破産法に従い、破産の宣告をしなければならない。この場合における同法第七十二条第二号から第五号まで、第七十三条第二項、第七十四条第一項並びに第百四条第二号及び第四号の規定の適用については、更生計画認可の決定によって効力を失った破産手続における破産の申立ての時に破産の申立てがあったものとみなす。

4　第一項本文及び前項の規定により破産の宣告がされた場合には、共益債権（更生手続が開始されなかった場合における第六十二条第二項並びに第百二十八条第一項及び第四項に規定する請求権を含む。次項及び第十三条において同じ。）は、財団債権とする。

5　破産宣告後の株式会社について第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって破産手続が続行された場合も、共益債権は、財団債権とする。

（破産宣告前の保全処分）

第十二条　裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第百五十五条第一項に規定する保全処分を命ずることができる。

一　破産宣告前の株式会社につき更生手続開始の申立ての棄却の決定があった場合

二　破産宣告前の更生会社につき更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合

三　破産宣告後の更生会社につき更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合

2　裁判所は、前項第一号又は第二号の規定による保全処分を命じた場合において、前条第一項本文の規定による破産の宣告をしないこととしたときは、遅滞なく、当該保全処分を取り消さなければならない。

3　第一項第一号の規定による保全処分は、同号に規定する決定を取り消す決定があったときは、その効力を失う。

4　破産法第百十二条前段の規定にかかわらず、第二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（更生手続の終了に伴い再生手続が続行された場合の取扱い）

第十三条　株式会社について再生事件が係属している場合において、第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって再生手続が続行されたときは、共益債権は、再生手続における共益債権とする。

（事件に関する文書の閲覧等）

第十四条　利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び次条において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2　利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3　前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4　前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める裁判のいずれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該者が更生手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

一　開始前会社以外の利害関係人　第二十四条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第二十九条第三項の規定による許可、第三十条第二項に規定する保全管理命令、第三十五条第二項に規定する監督命令又は更生手続開始の申立てについての裁判

二　開始前会社　更生手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは開始前会社を呼び出す審尋の期日の指定又は前号に定める裁判

（支障部分の閲覧等の制限）

第十五条　次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、更生会社（開始前会社及び開始前会社又は更生会社であった株式会社を含む。以下この条において同じ。）の事業の維持更生に著しい支障を生ずるおそれ又は更生会社の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該文書等を提出した保全管理人、管財人又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び更生会社（管財人又は保全管理人が選任されている場合にあっては、管財人又は保全管理人。次項において同じ。）に限ることができる。

一　第三十二条第一項ただし書、第四十六条第二項前段又は第七十二条第二項（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の許可を得るために裁判所に提出された文書等

二　第八十四条第二項の規定による報告又は第百二十五条第二項に規定する調査若しくは意見陳述に係る文書等

2　前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人（同項の申立てをした者及び更生会社を除く。次項において同じ。）は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

3　支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害関係人は、更生裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、同項の規定による決定の取消し

の申立てをすることができる。

4　第一項の申立てを却下した決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

（民事訴訟法の準用）

第十六条　更生手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

第二章　更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置

第一節　更生手続開始の申立て

（更生手続開始の申立て）

第十七条　株式会社は、当該株式会社に更生手続開始の原因となる事実（次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。）があるときは、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

一　破産の原因となる事実が生ずるおそれがある場合

二　弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合

2　株式会社に前項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、次に掲げる者も、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

一　当該株式会社の資本の額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者

二　当該株式会社の総株主の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。）の十分の一以上を有する株主

（破産等の申立義務と更生手続開始の申立て）

第十八条　他の法律によって株式会社の清算人が当該株式会社に対して破産又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合においても、更生手続開始の申立てをすることを妨げない。

（解散後の株式会社による更生手続開始の申立て）

第十九条　清算中、特別清算中又は破産宣告後の株式会社がその更生手続開始の申立てをするには、商法第三百四十三条に定める決議によらなければならない。

（疎明）

第二十条　更生手続開始の申立てをするときは、第十七条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

2　第十七条第二項の規定により債権者又は株主が申立てをするときは、その有する債権の額又は議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。）の数をも疎明しなければならない。

（費用の予納）

第二十一条　更生手続開始の申立てをするときは、申立人は、更生手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2　費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（意見の聴取等）

第二十二条　裁判所は、第十七条の規定による更生手続開始の申立てがあった場合には、当該申立てを棄却すべきこと又は更生手続開始の決定をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、開始前会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、開始前会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは開始前会社の使用人の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

2　第十七条第二項の規定により債権者又は株主が更生手続開始の申立てをした場合においては、裁判所は、当該申立てについての決定をするには、開始前会社の代表者（外国に本店があるときは、日本における代表者）を審尋しなければならない。

（更生手続開始の申立ての取下げの制限）

第二十三条　更生手続開始の申立てをした者は、更生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、次条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第二十九条第三項の規定による許可、第三十条第二項に規定する保全管理命令又は第三十五条第二項に規定する監督命令があった後は、裁判所の許可を得なければならない。

第二節　更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第一款　開始前会社に関する他の手続の中止命令等

（他の手続の中止命令等）

第二十四条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。ただし、第二号に掲げる手続については、その手続の申立人である更生債権者等に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

一　開始前会社についての破産手続、再生手続、整理手続又は特別清算手続

二　強制執行等（更生債権等に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行としての競売又は更生債権等を被担保債権とする留置権による競売をいう。）の手続で、開始前会社の財産に対して既にされているもの

三　開始前会社に対して既にされている企業担保権の実行手続

四　開始前会社の財産関係の訴訟手続

五　開始前会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続

2　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、職権で、国税滞納処分（共益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）を含む。）で、開始前会社の財産に対して既にされているものの中止を命ずることができる。ただし、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

3　前項の規定による中止の命令は、更生手続開始の申立てについて決定があったとき、又は中止を命ずる決定があった日から二月を経過したときは、その効力を失う。

4　裁判所は、第一項及び第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

5　裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第一項第二号の規定により中止した同号に規定する強制執行等の手続又は第二項の規定により中止した同項に規定する国税滞納処分の取消しを命ずることができる。ただし、当該国税滞納処分の取消しを命ずる場合においては、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

6　第一項又は第二項の規定による中止の命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

7　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8　第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（包括的禁止命令）

第二十五条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、前条第一項第二号又は第二項の規定による中止の命令によっては更生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての更生債権者等に対し、同条第一項第二号に規定する強制執行等及び同条第二項に規定する国税滞納処分の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、開始前会社の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第三十条第二項に規定する保全管理命令若しくは第三十五条第二項に規定する監督命令をした場合に限る。

2　前項の規定による禁止の命令（以下「包括的禁止命令」という。）を発する場合において、裁判所は、相当と認めるときは、一定の範囲に属する前条第一項第二号に規定する強制執行等又は同条第二項に規定する国税滞納処分を包括的禁止命令の対象から除外することができる。

3　包括的禁止命令が発せられた場合には、次の各号に掲げる手続で、開始前会社の財産に対して既にされているもの（当該包括的禁止命令により禁止されることとなるものに限る。）は、当該各号に定める時までの間、中止する。

一　前条第一項第二号に規定する強制執行等の手続　更生手続開始の申立てについての決定があった時

二　前条第二項に規定する国税滞納処分　前号に定める時又は当該包括的禁止命令の日から二月が経過した時のいずれか早い時

4　裁判所は、包括的禁止命令を変更し、又は取り消すことができる。

5　裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第三項の規定により中止した同項各号に掲げる手続の取消しを命ずることができる。ただし、前条第二項に規定する国税滞納処分の取消しを命ずる場合においては、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

6　包括的禁止命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

7　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8　包括的禁止命令が発せられたときは、更生債権等（当該包括的禁止命令により前条第一項第二号に規定する強制執行等又は同条第二項に規定する国税滞納処分が禁止されているものに限る。）については、当該包括的禁止命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

（包括的禁止命令に関する公告及び送達等）

第二十六条　包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があった場合には、その旨を公告し、その決定書を開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人。次項において同じ。）及び申立人に送達し、かつ、その決定の主文を知れている更生債権者等及び開始前会社（保全管理人が選任されている場合に限る。）に通知しなければならない。

2　包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、開始前会社に対する決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

3　前条第五項の規定による取消しの命令及び同条第六項の即時抗告についての裁判（包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。）があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（包括的禁止命令の解除）

第二十七条　裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の申立人である更生債権者等に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該更生債権者等の申立てにより、当該更生債権者等に限り当該包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合において、当該更生債権者等は、開始前会社の財産に対する当該強制執行等をすることができ、当該包括的禁止命令が発せられる前に当該更生債権者等がした当該強制執行等の手続は、続行する。

2　前項の規定は、裁判所が第二十四条第二項に規定する国税滞納処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認める場合について準用する。

3　第一項（前項において準用する場合を含む。次項及び第六項において同じ。）の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十五条第八項の規定の適用については、同項中「当該包括的禁止命令が効力を失った日」とあるのは、「第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による解除の決定があった日」とする。

4　第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第一項の申立てについての裁判並びに第四項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

第二款　開始前会社の業務及び財産に関する保全処分等

（開始前会社の業務及び財産に関する保全処分）

第二十八条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、開始前会社の財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2　裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

3　第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5　第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6　裁判所が第一項の規定により開始前会社が更生債権者等に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合には、更生債権者等は、更生手続の関係においては、当該保全処分に反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、更生債権者等が、その行為の当時、当該保全処分がされたことを知っていたときに限る。

（更生手続開始前における商事留置権の消滅請求）

第二十九条　開始前会社の財産につき商法の規定による留置権がある場合において、当該財産が開始前会社の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、留置権者に対して、当該留置権の消滅を請求することができる。

2　前項の請求をするには、同項の財産の価額に相当する金銭を、同項の留置権者に弁済しなけ

ればならない。

3　第一項の請求及び前項の弁済をするには、裁判所の許可を得なければならない。

4　前項の規定による許可があった場合における第二項の弁済の額が第一項の財産の価額を満たすときは、当該弁済の時又は同項の請求の時のいずれか遅い時に、同項の留置権は消滅する。

5　前項の規定により第一項の留置権が消滅したことを原因とする同項の財産の返還を求める訴訟においては、第二項の弁済の額が当該財産の価額を満たさない場合においても、原告の申立てがあり、当該訴訟の受訴裁判所が相当と認めるときは、当該受訴裁判所は、相当の期間内に不足額を弁済することを条件として、第一項の留置権者に対して、当該財産を返還することを命ずることができる。

第三款　保全管理命令

（保全管理命令）

第三十条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

2　裁判所は、前項の処分（以下「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、保全管理人に選任することができない。

3　裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

4　保全管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（保全管理命令に関する公告及び送達）

第三十一条　裁判所は、保全管理命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。保全管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定があった場合も、同様とする。

2　保全管理命令、前条第三項の規定による決定及び同条第四項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3　第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

（保全管理人の権限）

第三十二条　保全管理命令が発せられたときは、開始前会社の事業の経営並びに財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が開始前会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2　前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3　第七十二条第二項及び第三項の規定は、保全管理人について準用する。

（保全管理人代理）

第三十三条　保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、保全管理人代理に選任することができない。

2　前項の保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

（準用）

第三十四条　第五十四条、第五十七条、第五十九条、第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第七十六条から第八十条まで、第八十一条第一項から第四項まで並びに第八十二条第一項及び第二項の規定は保全管理人について、第八十一条第一項から第四項までの規定は保全管理人代理について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条中「第四十二条第一項の規定による公告」とあるのは、「第三十一条第一項の規定による公告」と読み替えるものとする。

2　第五十二条第一項から第三項までの規定は保全管理命令が発せられた場合について、同条第四項から第六項までの規定は保全管理命令が効力を失った場合（更生手続開始の決定があった場合を除く。）について、それぞれ準用する。

3　開始前会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものについては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める規定を準用する。

一　保全管理命令が発せられた場合　第五十二条第一項から第三項まで

二　保全管理命令が効力を失った場合（更生手続開始の決定があった場合を除く。）　第五十二条第四項から第六項まで

4　第六十五条の規定は、保全管理人が選任されている期間中に取締役又は執行役が自己又は第三者のために開始前会社の営業の部類に属する取引をする場合について準用する。

第四款　監督命令

（監督命令）

第三十五条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2　裁判所は、前項の処分（以下「監督命令」という。）をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ開始前会社がすることができない行為を指定しなければならない。

3　前項に規定する監督委員の同意を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

4　裁判所は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。

5　監督命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（監督命令に関する公告及び送達）

第三十六条　裁判所は、監督命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。監督命令を変更し、又は取り消す旨の決定があった場合も、同様とする。

2　監督命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3　第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

（取締役等の管財人の適性に関する調査）

第三十七条　裁判所は、監督委員に対して、開始前会社の取締役、執行役、監査役又は清算人（開始前会社の取締役、執行役、監査役又は清算人であった者を含む。）のうち裁判所の指定する者が管財人又は管財人代理の職務を行うに適した者であるかどうかについて調査し、かつ、裁判所の定める期間内に当該調査の結果を報告すべきことを命ずることができる。

（準用）

第三十八条　第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項、第七十七条、第八十条及び第八十一条第一項から第四項までの規定は、監督委員について準用する。

第五款　更生手続開始前の調査命令等

（更生手続開始前の調査命令）

第三十九条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるとき

は、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする第百二十五条第二項に規定する調査命令を発することができる。

一　第十七条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実及び第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事由の有無、開始前会社の業務及び財産の状況その他更生手続開始の申立てについての判断をするのに必要な事項並びに更生手続を開始することの当否

二　第二十八条第一項の規定による保全処分、保全管理命令、監督命令、次条の規定による保全処分又は第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無及びその処分、命令又は決定の要否

三　その他更生事件に関し調査委員による調査又は意見陳述を必要とする事項

（更生手続開始前の役員の財産に対する保全処分）

第四十条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、緊急の必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、第九十九条第一項各号に掲げる保全処分をすることができる。

2　第九十九条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による保全処分があった場合について準用する。

第三章　更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等

第一節　更生手続開始の決定

（更生手続開始の決定）

第四十一条　裁判所は、第十七条の規定による更生手続開始の申立てがあった場合において、同条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、更生手続開始の決定をする。

一　更生手続の費用の予納がないとき。

二　裁判所に破産手続、再生手続、整理手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。

三　事業の継続を内容とする更生計画案の作成若しくは可決の見込み又は事業の継続を内容とする更生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとき。

四　不当な目的で更生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

2　前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

（更生手続開始の決定と同時に定めるべき事項）

第四十二条　裁判所は、更生手続開始の決定と同時に、一人又は数人の管財人を選任し、かつ、更生債権等の届出をすべき期間及び更生債権等の調査をするための期間を定めなければならない。

（更生手続開始の公告等）

第四十三条　裁判所は、更生手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、第五号に規定する社債管理会社等がないときは、同号に掲げる事項については、公告することを要しない。

一　更生手続開始の決定の主文

二　管財人の氏名又は名称

三　前条の規定により定めた期間

四　財産所持者等（更生会社の財産の所持者及び更生会社に対して債務を負担する者をいう。）は、更生会社にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨

五　更生会社が発行した社債について社債管理会社等（社債管理会社又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社をいう。）がある場合における当該社債についての更生債権者等の議決権は、第百九十条第一項各号のいずれかに該当する場合（同条第三項の場合を除く。）でなければ行使することができない旨

2　管財人、更生会社並びに知れている更生債権者等、株主等及び前項第四号に規定する財産所持者等には、同項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。保全管理命令、監督命令又は第三十九条の規定による調査命令があった場合における保全管理人、監督委員又は調査委員についても、同様とする。

3　前項の規定にかかわらず、更生会社がその財産をもって債務を完済することができない状態にあることが明らかであるときは、株主等に対しては、同項の規定による通知をすることを要しない。

4　前三項の規定は、第一項第二号又は第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあっては、更生債権等の届出をすべき期間に変更を生じた場合に限る。）について準用する。

（抗告）

第四十四条　更生手続開始の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前章第二節の規定は、更生手続開始の申立てを棄却する決定に対して前項の即時抗告があった場合について準用する。

3　更生手続開始の決定をした裁判所は、第一項の即時抗告があった場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、前条第二項に規定する者（同条第三項の規定により通知を受けなかった者を除く。）にその主文を通知しなければならない。

第二節　更生手続開始の決定に伴う効果

（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）

第四十五条　更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行うことができない。

一　株式の消却、併合又は分割

二　新株、新株予約権又は社債の発行

三　利益若しくは利息の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配

四　株式交換、株式移転、会社の分割又は合併

五　資本の減少

六　解散、会社の継続又は有限会社への組織変更

2　更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生会社の定款の変更をすることができない。

（営業譲渡）

第四十六条　更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社の営業の全部又は重要な一部を譲渡することができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生会社の営業の全部又は重要な一部を譲渡する場合は、この限りでない。

2　更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間においては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の営業の全部又は重要な一部を譲渡することができる。この場合において、裁判所は、当該譲渡が当該更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3　裁判所は、前項の許可をする場合には、次に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一　知れている更生債権者。ただし、第百十七条第二項に規定する更生債権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

二　知れている更生担保権者。ただし、第百十七条第六項に規定する更生担保権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

三　労働組合等（更生会社の使用人の過半数で

組織する労働組合があるときはその労働組合、更生会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは更生会社の使用人の過半数を代表する者をいう。）

4　管財人は、第二項の規定により更生会社の営業の全部又は重要な一部を譲渡しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は株主に通知しなければならない。

一　当該譲渡の相手方、時期及び対価並びに当該譲渡の対象となる営業の内容

二　当該譲渡に反対の意思を有する株主は、当該公告又は当該通知があった日から二週間以内にその旨を書面をもって管財人に通知すべき旨

5　前項の規定による株主に対する通知は、株主名簿に記録された住所又は株主が更生会社若しくは管財人に通知した住所にあてて、することができる。

6　第四項の規定による株主に対する通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

7　裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第二項の許可をすることができない。

一　第四項の規定による公告又は通知があった日から一月を経過した後に第二項の許可の申立てがあったとき。

二　第四項第二号に規定する期間内に、更生会社の第十七条第二項第二号に規定する総株主の議決権の三分の一を超える議決権を有する株主が、書面をもって管財人に第二項の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。

8　第四項から前項までの規定は、第二項の許可の時において更生会社がその財産をもって債務を完済することができない状態にある場合には、適用しない。

9　第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

（更生債権等の弁済の禁止）

第四十七条　更生債権等については、更生手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、更生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。

2　更生会社を主要な取引先とする中小企業者が、その有する更生債権等の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障を来すおそれがあるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより又は職権で、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。

3　裁判所は、前項の規定による許可をする場合には、更生会社と同項の中小企業者との取引の状況、更生会社の資産状態、利害関係人の利害その他一切の事情を考慮しなければならない。

4　管財人は、更生債権者等から第二項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告しなければならない。この場合において、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、その事情を裁判所に報告しなければならない。

5　少額の更生債権等を早期に弁済することにより更生手続を円滑に進行することができるとき、又は少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

6　第一項の規定は、次に掲げる事由により、更生債権等である租税等の請求権が消滅する場合には、適用しない。

一　第二十四条第二項に規定する国税滞納処分（当該国税滞納処分又はその続行が許される場合に限る。）

二　第二十四条第二項に規定する国税滞納処分による差押えを受けた更生会社の債権（差押えの効力の及ぶ債権を含む。）の第三債務者が当該国税滞納処分の中止中に徴収の権限を有する者に対して任意にした給付

三　徴収の権限を有する者による還付金又は過誤納金の充当

四　管財人が裁判所の許可を得てした弁済

（相殺権）

第四十八条　更生債権者等が更生手続開始当時更生会社に対して債務を負担する場合において、債権及び債務の双方が第百三十八条第一項に規定する債権届出期間の満了前に相殺に適するようになったときは、更生債権者等は、当該債権届出期間内に限り、更生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。債務が期限付であるときも、同様とする。

2　破産法第百三条の規定は、前項の規定による相殺について準用する。この場合において、同条第一項前段中「破産債権者」とあるのは「更生債権者又ハ更生担保権者」と、「破産宣告」とあるのは「更生手続ノ開始」と読み替えるものとする。

（相殺の禁止）

第四十九条　次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一　更生債権者等が更生手続開始後に更生会社に対して債務を負担したとき。

二　更生債権者等が支払の停止又は破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この条において「支払の停止等」という。）があったことを知って更生会社に対して債務を負担したとき。ただし、その負担が法定の原因に基づくとき、更生債権者等が支払の停止等があったことを知った時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

三　更生会社に対して債務を負担する者が更生手続開始後に他人の更生債権等を取得したとき。

四　更生会社に対して債務を負担する者が支払の停止等があったことを知って更生債権等を取得したとき。ただし、その取得が法定の原因に基づくとき、当該者が支払の停止等があったことを知った時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

（他の手続の中止等）

第五十条　更生手続開始の決定があったときは、破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て又は更生会社の財産に対する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等若しくは企業担保権の実行はすることができず、破産手続、再生手続並びに更生会社の財産に対して既にされている同号に規定する強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続は中止し、整理手続及び特別清算手続はその効力を失う。

2　更生手続開始の決定があったときは、当該決定の日から一年間（一年経過前に更生計画が認可されることなく更生手続が終了し、又は更生計画が認可されたときは、当該終了又は当該認可の時までの間）は、更生会社の財産に対する第二十四条第二項に規定する国税滞納処分はすることができず、破産手続、再生手続並びに更生会社の財産に対して既にされている同号に規定する国税滞納処分は中止されている同項に規定する国税滞納処分は中止する。

3　裁判所は、必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、前項の一年の期間を伸長することができる。ただし、裁判所は、あらかじめ、徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

4　徴収の権限を有する者は、前項の同意をする

ことができる。

5　裁判所は、更生に支障を来さないと認めるときは、管財人若しくは租税等の請求権につき徴収の権限を有する者の申立てにより又は職権で、次に掲げる手続又は処分の続行を命ずることができる。

一　第一項の規定により中止した第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続又は企業担保権の実行手続

二　第二項の規定により中止した第二十四条第二項に規定する国税滞納処分

6　裁判所は、更生のため必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、前項各号に掲げる手続又は処分の取消しを命ずることができる。

7　裁判所は、更生計画案を決議に付する旨の決定があるまでの間において、更生担保権に係る担保権の目的である財産で、更生会社の事業の更生のために必要でないことが明らかなものがあるときは、管財人の申立てにより又は職権で、当該財産について第一項の規定による担保権の実行としての競売の禁止を解除する旨の決定をすることができる。

8　管財人は、更生担保権者から前項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告しなければならない。この場合において、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、その事情を裁判所に報告しなければならない。

9　第一項の規定によって効力を失った手続のために更生会社に対して生じた債権、その手続に関する更生会社に対する費用請求権並びに第五項の規定によって続行された手続又は処分及び第七項の解除の決定によって申立てが可能となった担保権の実行としての競売手続に関する更生会社に対する費用請求権は、共益債権とする。

10　第二十四条第二項に規定する国税滞納処分により徴収すべき徴収金の請求権の時効は、第二項及び第三項の規定により当該国税滞納処分をすることができず、又は当該国税滞納処分が中止している期間は、進行しない。

（続行された強制執行等における配当等に充てるべき金銭の取扱い）

第五十一条　前条第五項の規定によって続行された手続又は処分及び同条第七項の解除の決定によって申立てが可能となった担保権の実行としての競売手続においては、配当又は弁済金の交付（以下この条において「配当等」という。）を実施することができない。ただし、前条第五項第二号の規定によって続行された処分における租税等の請求権に対する配当等については、この限りでない。

2　前項本文に規定する手続（更生債権等を被担保債権とする留置権であって、商法の規定以外の規定によるものによる競売の手続を除く。次項において同じ。）又は処分においては、配当等に充てるべき金銭が生じたとき（その時点において更生計画認可の決定がない場合は、当該決定があったとき）は、管財人（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合又は更生手続終了後は、更生会社）に対して、当該金銭に相当する額（前項ただし書の規定により配当等が実施されたときは、当該配当等の額を控除した額）の金銭を交付しなければならない。

3　更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは、第一項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する手続又は処分においては、その手続又は処分の性質に反しない限り、配当等に充てるべき金銭（同項ただし書の規定により配当等が実施されたものを除く。）について、配当等を実施しなければならない。

（更生会社の財産関係の訴えの取扱い）

第五十二条　更生手続開始の決定があったときは、更生会社の財産関係の訴訟手続は、中断する。

2　管財人は、前項の規定によって中断した訴訟手続のうち更生債権等に関しないものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

3　前項の場合においては、相手方の更生会社に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

4　更生手続が終了したときは、管財人を当事者とする更生会社の財産関係の訴訟手続は、中断する。

5　更生会社であった株式会社は、前項の規定によって中断した訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6　第一項の規定によって中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに更生手続が終了したときは、更生会社であった株式会社は、当然訴訟手続を受継する。

（行政庁に係属する事件の取扱い）

第五十三条　前条の規定は、更生会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものについて準用する。

（更生会社のした法律行為の効力）

第五十四条　更生会社が更生手続開始後に更生会社財産に関してした法律行為は、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2　株式会社が当該株式会社についての更生手続開始の決定があった日にした法律行為は、更生手続開始の決定があったものと推定する。

（管財人等の行為によらない更生債権者等の権利取得の効力）

第五十五条　更生債権者等は、更生手続開始後、更生債権等につき更生会社財産に関して管財人又は更生会社の行為によらないで権利を取得しても、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2　前条第二項の規定は、更生手続開始の決定があった日における前項の権利の取得について準用する。

（登記及び登録の効力）

第五十六条　不動産又は船舶に関し更生手続開始前に生じた登記原因に基づき更生手続開始後にされた登記又は不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二条第一号の規定による仮登記は、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が更生手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでない。

2　前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登録若しくは仮登録又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用する。

（更生会社に対する弁済の効力）

第五十七条　更生手続開始後に、その事実を知らないで更生会社にした弁済は、更生手続の関係においても、その効力を主張することができる。

2　更生手続開始後に、その事実を知って更生会社にした弁済は、更生会社財産が受けた利益の限度においてのみ、更生手続の関係において、その効力を主張することができる。

（為替手形の引受け又は支払等）

第五十八条　為替手形の振出人又は裏書人である株式会社について更生手続が開始された場合において、支払人又は予備支払人がその事実を知らないで引受け又は支払をしたときは、その支払人又は予備支払人は、これによって生じた債権につき、更生債権者としてその権利を行うことができる。

2　前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。

（善意又は悪意の推定）

第五十九条　前三条の規定の適用については、第

四十三条第一項の規定による公告の前においてはその事実を知らなかったものと推定し、当該公告の後においてはその事実を知っていたものと推定する。

（共有関係）

第六十条　更生会社が他人と共同して財産権を有する場合において、更生手続が開始されたときは、管財人は、分割をしない定めがあるときでも、分割の請求をすることができる。

2　前項の場合には、他の共有者は、相当の償金を支払って更生会社の持分を取得することができる。

（双務契約）

第六十一条　双務契約について更生会社及びその相手方が更生手続開始当時共にまだその履行を完了していないときは、管財人は、契約を解除し、又は更生会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2　前項の場合には、相手方は、管財人に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、管財人がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3　前二項の規定は、労働協約には、適用しない。

4　第一項の規定により更生会社の債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権は、共益債権とする。

5　破産法第六十条の規定は、第一項の規定による契約の解除があった場合について準用する。この場合において、同条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者」と、同条第二項中「破産者」とあるのは「更生会社」と、「破産財団」とあるのは「更生会社財産」と、「財団債権者」とあるのは「共益債権者」と読み替えるものとする。

（継続的給付を目的とする双務契約）

第六十二条　更生会社に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、更生手続開始の申立て前の給付に係る更生債権等について弁済がないことを理由としては、更生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2　前項の双務契約の相手方が更生手続開始の申立て後更生手続開始前にした給付に係る請求権（一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。）は、共益債権とする。

3　前二項の規定は、労働契約には、適用しない。

（双務契約についての破産法の準用）

第六十三条　破産法第六十三条及び第六十六条の規定は、更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項及び第六十六条第一項中「破産ノ宣告」とあり、並びに同法第六十三条第一項中「破産宣告」とあるのは「更生手続開始ノ決定」と、同項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者及更生担保権者」と、同条第二項中「破産債権者ニ」とあるのは「更生債権者及更生担保権者ニ」と、「破産債権者トシテ」とあるのは「更生債権者トシテ」と、同法第六十六条第二項中「請求権ハ破産者ノ為ヲ有スルトキハ破産財団ニ属シ」とあるのは「請求権ハ」と、「破産債権」とあるのは「更生債権」と読み替えるものとする。

（取戻権）

第六十四条　更生手続の開始は、更生会社に属しない財産を更生会社から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

2　破産法第八十八条から第九十一条までの規定は、更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第八十八条及び第九十一条第一項前段中「破産宣告」とあるのは「破産者」とあるのは「株式会社（保全管理人ガ選任セラレタル場合ニ於テハ保全管理人）」と、同法第八十九条第一項本文中「破産ノ宣告」とあるのは「更生手続開始ノ決定」と、同項ただし書並びに同法第九十一条第一項後段及び第二項中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第八十九条第二項中「第五十九条」とあるのは「会社更生法第六十一条第一項及第二項」と読み替えるものとする。

（取締役等の競業避止義務）

第六十五条　更生会社の取締役又は執行役は、更生手続開始後その終了までの間において自己又は第三者のために更生会社の営業の部類に属する取引をするには、商法第二百六十四条第一項（商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、管財人に対し、その取引についての重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。ただし、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中は、この限りでない。

2　前項本文の取引をした取締役又は執行役は、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を管財人に報告しなければならない。

3　更生会社の取締役又は執行役が第一項本文の規定に違反して自己のために取引をしたときは、管財人は、これをもって更生会社のためにしたものとみなすことができる。ただし、当該取引の時から一年を経過したときは、この限りでない。

4　更生会社の取締役又は執行役が第一項本文の規定に違反して取引をしたときは、当該取引により取締役若しくは執行役又は第三者が得た利益の額は、更生会社が被った損害の額と推定する。ただし、管財人が前項本文の規定により更生会社のためにしたものとみなしたときは、この限りでない。

（取締役等の報酬）

第六十六条　更生会社の取締役、執行役及び監査役は、更生手続開始後その終了までの間は、更生会社に対して報酬を請求することができない。ただし、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中は、この限りでない。

2　前項ただし書の場合における取締役、執行役及び監査役が受ける個人別の報酬の内容は、商法第二百六十九条及び第二百七十九条並びに商法特例法第二十一条の八第三項の規定にかかわらず、管財人が、裁判所の許可を得て定める。

第三節　管財人

第一款　管財人の選任及び監督

（管財人の選任）

第六十七条　管財人は、裁判所が選任する。

2　法人は、管財人となることができる。

3　裁判所は、第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を受けるおそれがあると認められる者は、管財人に選任することができない。

（管財人に対する監督等）

第六十八条　管財人は、裁判所が監督する。

2　裁判所は、管財人が更生会社の業務及び財産の管理を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、管財人を解任することができる。この場合においては、その管財人を審尋しなければならない。

（数人の管財人の職務執行）

第六十九条　管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

2　管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（管財人代理）

第七十条　管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の管財人代理を選任することができる。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、管財人代理に選任することができない。

2　前項の管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。
（法律顧問）
第七十一条　管財人は、更生手続において生ずる法律問題（法律事件に関するものを除く。）について自己を助言する者（以下「法律顧問」という。）を選任するには、裁判所の許可を得なければならない。

第二款　管財人の権限等

（管財人の権限）
第七十二条　更生手続開始の決定があった場合には、更生会社の事業の経営並びに財産（日本国内にあるかどうかを問わない。第四項において同じ。）の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した管財人に専属する。
2　裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、管財人が次に掲げる行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとすることができる。
一　財産の処分
二　財産の譲受け
三　借財
四　第六十一条第一項の規定による契約の解除
五　訴えの提起
六　和解又は仲裁契約
七　権利の放棄
八　共益債権又は第六十四条第一項に規定する権利の承認
九　更生担保権に係る担保の変換
十　その他裁判所の指定する行為
3　前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
4　前三項の規定については、更生計画の定め又は裁判所の決定で、更生計画認可の決定後の更生会社に対しては適用しないこととすることができる。この場合においては、管財人は、更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分を監督する。
5　裁判所は、更生計画に前項前段の規定による定めがない場合において必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、同項前段の規定による決定をする。
6　裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を取り消すことができる。
7　前二項の規定による決定があったときは、その旨を公告し、かつ、その決定書を管財人及び更生会社に送達しなければならない。この場合においては、第十条第四項の規定は、適用しない。
（更生会社の業務及び財産の管理）
第七十三条　管財人は、就職の後直ちに更生会社の業務及び財産の管理に着手しなければならない。
（当事者適格等）
第七十四条　更生会社の財産関係の訴えについては、管財人を原告又は被告とする。
2　前項の規定は、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中に新たに提起された更生会社の財産関係の訴えについては、適用しない。
3　第五十二条第一項、第二項及び第六項の規定は、第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定め又は裁判所の決定が取り消された場合における前項の訴えについて準用する。
（郵便物等の管理）
第七十五条　裁判所は、信書の送達の事業を行う者に対し、更生会社にあてた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）を管財人に配達すべき旨を嘱託することができる。
2　裁判所は、更生会社の申立てにより又は職権で、管財人の意見を聴いて、前項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。
3　更生手続が終了したときは、裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならない。第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときも、同様とする。
第七十六条　管財人は、更生会社にあてた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。
2　更生会社は、管財人に対し、管財人が受け取った前項の郵便物等の閲覧又は当該郵便物等で更生会社財産に関しないものの交付を求めることができる。
（更生会社及び子会社に対する調査等）
第七十七条　管財人は、更生会社の取締役、執行役、監査役、清算人及び支配人その他の使用人に対して更生会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、又は更生会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。
2　管財人は、その職務を行うため必要があるときは、更生会社の子会社（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）に対してその業務及び財産の状況につき報告を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。
3　前項に規定する子会社又は連結子会社は、正当な理由がない限り、同項の規定による報告又は検査を拒むことができない。
（管財人の自己取引）
第七十八条　管財人は、裁判所の許可を得なければ、更生会社の財産を譲り受け、更生会社に対して自己の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために更生会社と取引をすることができない。
2　前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
（管財人の競業避止義務）
第七十九条　管財人は、自己又は第三者のために更生会社の営業の部類に属する取引をするには、裁判所に対し、その取引についての重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
2　前項の取引をした管財人は、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を裁判所に報告しなければならない。
3　管財人が第一項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、当該管財人以外の管財人は、これをもって更生会社のためにしたものとみなすことができる。ただし、当該取引の時から一年を経過したときは、この限りでない。
4　管財人が第一項の規定に違反して取引をしたときは、当該取引により管財人又は第三者が得た利益の額は、更生会社が被った損害の額と推定する。ただし、当該管財人以外の管財人が前項本文の規定により更生会社のためにしたものとみなしたときは、この限りでない。
（管財人の注意義務）
第八十条　管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。
2　管財人が前項の注意を怠ったときは、その管財人は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負う。
（管財人の報酬等）
第八十一条　管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。
2　管財人は、その選任後、更生会社若しくは更生計画の定めにより設立された株式会社に対する債権又は更生会社若しくは当該株式会社が発行した株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。
3　管財人は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を

受けることができない。

4　第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前各項の規定は、管財人代理及び法律顧問について準用する。

（任務終了の場合の報告義務等）

第八十二条　管財人の任務が終了した場合には、管財人又はその承継人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

2　管財人の任務が終了した場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は更生会社が財産を管理することができるに至るまで必要な処分をしなければならない。

3　第二百三十四条第二号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合には、第十一条第四項若しくは第五項又は第十三条に規定する場合を除き、管財人は、共益債権を弁済しなければならない。ただし、その存否又は額について争いのある共益債権については、その債権を有する者のために供託をしなければならない。

第三款　更生会社の財産状況の調査

（財産の価額の評定等）

第八十三条　管財人は、更生手続開始後遅滞なく、更生会社に属する一切の財産につき、その価額を評定しなければならない。

2　前項の規定による評定は、更生手続開始の時における時価によるものとする。

3　管財人は、第一項の規定による評定を完了したときは、直ちに更生手続開始の時における貸借対照表及び財産目録を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。

4　更生計画認可の決定があったときは、管財人は、更生計画認可の決定の時における貸借対照表及び財産目録を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。

5　前項の貸借対照表及び財産目録に記録すべき財産の評価については、法務省令の定めるところによる。

（裁判所への報告）

第八十四条　管財人は、更生手続開始後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、裁判所に提出しなければならない。

一　更生手続開始に至った事情

二　更生会社の業務及び財産に関する経過及び現状

三　第九十九条第一項の規定による保全処分又は第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無

四　その他更生手続に関し必要な事項

2　管財人は、前項の規定によるもののほか、裁判所の定めるところにより、更生会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

（財産状況報告集会）

第八十五条　更生会社の財産状況を報告するために招集された関係人集会においては、管財人は、前条第一項各号に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。

2　前項の関係人集会においては、裁判所は、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等又は株主等から、管財人の選任並びに更生会社の業務及び財産の管理に関する事項につき、意見を聴かなければならない。

3　第一項の関係人集会においては、第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等は、前項に規定する事項について意見を述べることができる。

4　裁判所は、第一項の関係人集会を招集しないこととしたときは、前二項に規定する者（管財人を除く。）に対し、管財人の選任について裁判所の定める期間内に書面により意見を述べることができる旨を通知しなければならない。

第四節　否認権

（否認の原因）

第八十六条　次に掲げる行為であって、更生手続開始前にされたものは、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一　更生会社が更生債権者等を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二　更生会社が支払の停止又は破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この条から第八十八条までにおいて「支払の停止等」という。）があった後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供与又は債務の消滅に関する行為。ただし、これにより利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと又は更生債権者等を害する事実を知っていたときに限る。

三　更生会社が支払の停止等があった後又はその前三十日以内にした担保の供与又は債務の消滅に関する行為であって、更生会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生会社の義務に属しないもの。ただし、債権者において、その行為の当時、更生会社が他の更生債権者等との平等を害することを知ってした事実を知らなかったとき（その行為が支払の停止等があった後にされたものである場合にあっては、支払の停止等があったことをも知らなかったときに限る。）は、この限りでない。

四　更生会社が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

2　前項の規定は、更生会社が租税等の請求権又は第百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為については、適用しない。

（手形債務支払の場合の例外）

第八十七条　前条第一項の規定は、更生会社から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

2　前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があったことを知り、又は過失によって知らなかったときは、管財人は、これらの者に更生会社が支払った金額を償還させることができる。

（権利変動の対抗要件の否認）

第八十八条　支払の停止等があった後権利の設定、移転又は変更をもって第三者に対抗するために必要な行為（仮登記又は仮登録を含む。）をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があった日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、これを否認することができる。ただし、当該仮登記又は当該仮登録以外の仮登記又は仮登録があった後にこれらに基づいてされた本登記又は本登録については、この限りでない。

2　前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

（執行行為の否認）

第八十九条　否認権は、否認しようとする行為について執行力のある債務名義があるとき、又はその行為が執行行為に基づくものであるときでも、行うことを妨げない。

（支払の停止を知っていたことに基づく否認の制限）

第九十条　更生手続開始の申立ての日から一年以上前にした行為は、支払の停止の事実を知っていたことを理由として否認することができない。

（否認権行使の効果等）

第九十一条　否認権の行使は、更生会社財産を原状に復させる。

2　第八十六条第一項第四号に掲げる行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の当時善意であったときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

3　更生会社の行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一　更生会社の受けた反対給付が更生会社財産中に現存する場合　当該反対給付の返還を請求する権利

二　更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の全部が更生会社財産中に現存する場合　共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

三　更生会社の受けた反対給付によって生じた利益が更生会社財産中に現存しない場合　更生債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

四　更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の一部が更生会社財産中に現存する場合　共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び更生債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利

（相手方の債権の回復）

第九十二条　更生会社の行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによって原状に復する。

（転得者に対する否認権）

第九十三条　次に掲げる場合には、否認権は、転得者に対しても、行使することができる。

一　転得者が転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知っていたとき。

二　転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によって転得した場合において、それぞれその前者に対して否認の原因があるとき。

2　第九十一条第二項の規定は、前項第二号の規定により否認権の行使があった場合について準用する。

（否認権の行使）

第九十四条　否認権は、訴え、否認の請求又は抗弁によって、管財人が行う。

2　前項の訴え及び否認の請求事件は、更生裁判所が管轄する。

（否認の請求及びこれについての決定）

第九十五条　否認の請求をするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

2　否認の請求を認容し、又はこれを棄却する裁判は、理由を付した決定でしなければならない。

3　裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方又は転得者を審尋しなければならない。

4　否認の請求を認容する決定があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え）

第九十六条　否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2　前項の訴えは、更生裁判所が管轄する。

3　第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、否認の請求を認容する決定を認可し、変更し、又は取り消す。

4　否認の請求を認容する決定の全部又は一部を認可する判決が確定したときは、当該決定（当該判決において認可された部分に限る。）は、確定判決と同一の効力を有する。第一項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかったとき、取り下げられたとき、又は却下されたときにおける否認の請求を認容する決定についても、同様とする。

（否認権行使の期間）

第九十七条　否認権は、更生手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。否認しようとする行為の日から二十年を経過したときも、同様とする。

（詐害行為取消訴訟等）

第九十八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定により更生債権者の提起した訴訟、破産法若しくは民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による否認の訴訟又は同法の規定による否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が更生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2　管財人は、前項の規定によって中断した訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

3　前項の場合においては、相手方の更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員（民事再生法第百二十八条第二項に規定する否認権限を有する監督委員をいう。第五項において同じ。）に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

4　第一項の規定によって中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があった後に更生手続が終了したときは、当該訴訟手続は中断する。

5　前項の場合には、更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6　第一項の規定によって中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに更生手続が終了したときは、前項前段に規定する者は、当該訴訟手続を当然に受継する。

第五節　更生会社の役員の責任の追及

（役員の財産に対する保全処分）

第九十九条　裁判所は、更生手続開始の決定があった場合において、必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、次に掲げる保全処分をすることができる。

一　取締役、執行役、監査役、発起人又は清算人（以下この節において「役員」という。）の責任に基づく損害賠償請求権を保全するための当該役員の財産に対する保全処分

二　役員（監査役及び清算人を除く。）に対する株金払込請求権又は現物出資の目的である財産若しくは会社の成立後に譲り受けることを約した財産の価額若しくは不足額の支払請求権を保全するための当該役員の財産に対する保全処分

2　裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

3　第一項の規定による保全処分又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5　第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（役員の責任等の査定の申立て等）

第百条　裁判所は、更生手続開始の決定があった場合において、前条第一項各号に規定する請求権が存在し、かつ、必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、決定で、当該請求権の額その他の内容を査定する裁判（以下この節において「役員責任等査定決定」という。）をすることができる。

2　前項の申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

3　裁判所は、職権で役員責任等査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなければならない。

4　第一項の申立て又は前項の決定があったときは、時効の中断に関しては、裁判上の請求があったものとみなす。

5　役員責任等査定決定の手続（役員責任等査定決定があった後のものを除く。）は、更生手続が終了したときは、終了する。

（役員責任等査定決定等）

第百一条　役員責任等査定決定及び前条第一項の申立てを棄却する決定には、理由を付さなければならない。

2　裁判所は、前項の決定をする場合には、役員を審尋しなければならない。

3　役員責任等査定決定があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（役員責任等査定決定に対する異議の訴え）

第百二条　役員責任等査定決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2　前項の訴えは、更生裁判所が管轄する。

3　第一項の訴えは、これを提起する者が、役員であるときは管財人を、管財人であるときは役員を、それぞれ被告としなければならない。

4　第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、役員責任等査定決定を認可し、変更し、又は取り消す。

5　役員責任等査定決定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

（役員責任等査定決定の効力）

第百三条　前条第一項の訴えが、同項の期間内に提起されなかったとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、役員責任等査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。

第六節　担保権消滅の請求等

第一款　担保権消滅の請求

（担保権消滅許可の決定）

第百四条　裁判所は、更生手続開始当時更生会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権（以下この款において「担保権」という。）がある場合において、更生会社の事業の更生のために必要であると認めるときは、管財人の申立てにより、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産を目的とするすべての担保権を消滅させることを許可する旨の決定をすることができる。

2　前項の決定は、更生計画案を決議に付する旨の決定があった後は、することができない。

3　第一項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　担保権の目的である財産の表示

二　前号の財産の価額

三　消滅すべき担保権の表示

4　第一項の決定があった場合には、その決定書を、前項の書面（以下この条及び次条において「申立書」という。）とともに、当該申立書に記載された同項第三号の担保権を有する者（以下この款において「被申立担保権者」という。）に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5　第一項の決定に対しては、被申立担保権者は、即時抗告をすることができる。

6　前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を被申立担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7　申立書に記載された第三項第三号の担保権が根抵当権である場合において、根抵当権者が第四項の規定による送達を受けた時から二週間を経過したときは、当該根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

8　民法第三百九十八条ノ二十第二項の規定は、第一項の申立てが取り下げられ、又は同項の決定が取り消された場合について準用する。

（価額決定の請求）

第百五条　被申立担保権者は、申立書に記載された前条第三項第二号の価額（第百七条及び第百八条において「申出額」という。）について異議があるときは、当該申立書の送達を受けた日から一月以内に、担保権の目的である財産（次条において「財産」という。）について価額の決定を請求することができる。

2　前条第一項の決定をした裁判所は、やむを得ない事由がある場合に限り、被申立担保権者の申立てにより、前項の期間を伸長することができる。

3　第一項の規定による請求（以下この条から第百八条までにおいて「価額決定の請求」という。）に係る事件は、更生裁判所が管轄する。

4　価額決定の請求をする者は、その請求に係る手続の費用として更生裁判所の定める金額を予納しなければならない。

5　前項に規定する費用の予納がないときは、更生裁判所は、価額決定の請求を却下しなければならない。

（財産の価額の決定）

第百六条　価額決定の請求があった場合には、更生裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、評価人を選任し、財産の評価を命じなければならない。

2　前項の場合には、更生裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で、当該決定の時における財産の価額を定めなければならない。

3　被申立担保権者が数人ある場合には、前項の決定は、被申立担保権者の全員につき前条第一項の期間（同条第二項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間。第百八条第一項第一号において「請求期間」という。）が経過した後にしなければならない。この場合において、数個の価額決定の請求事件が同時に係属するときは、事件を併合して裁判しなければならない。

4　第二項の決定は、価額決定の請求をしなかった被申立担保権者に対しても、その効力を有する。

5　価額決定の請求についての決定に対しては、管財人及び被申立担保権者は、即時抗告をすることができる。

6　価額決定の請求についての決定又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を管財人及び被申立担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（費用の負担）

第百七条　価額決定の請求に係る手続に要した費用は、前条第二項の決定により定められた価額が、申出額を超える場合には更生会社の負担とし、申出額を超えない場合には価額決定の請求をした者の負担とする。ただし、申出額を超える額が当該費用の額に満たないときは、当該費用のうち、その超える額に相当する部分は更生会社の負担とし、その余の部分は価額決定の請求をした者の負担とする。

2　前条第五項の即時抗告に係る手続に要した費用は、当該即時抗告をした者の負担とする。

3　第一項の規定により更生会社に対して費用請求権を有する者は、その費用に関し、次条第一項の規定により納付された金銭について、他の被申立担保権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

4　次条第五項の場合には、第一項及び第二項の費用は、これらの規定にかかわらず、更生会社の負担とする。この場合においては、更生会社に対する費用請求権は、共益債権とする。

（価額に相当する金銭の納付等）

第百八条　管財人は、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ、当該各号に定める金銭を、裁判所の定める期限までに、裁判所に納付しなければならない。

一　請求期間内に価額決定の請求がなかったとき、又は価額決定の請求のすべてが取り下げられ、若しくは却下されたとき　申出額に相当する金銭

二　第百六条第二項の決定が確定したとき　当該決定により定められた価額に相当する金銭

2　裁判所は、前項の期限の到来前においては、同項の期限を変更することができる。

3　被申立担保権者の有する担保権は、第一項又は第百十二条第二項の規定による金銭の納付があった時に消滅する。

4　第一項又は第百十二条第二項の規定による金銭の納付があったときは、裁判所書記官は、消滅した担保権に係る登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。

5　管財人が第一項若しくは第百十二条第二項の規定による金銭の納付をしないとき、又は管財人がこれらの規定による金銭の納付をする前に更生計画認可の決定があったときは、裁判所は、第百四条第一項の決定を取り消さなければならない。

（更生計画認可の決定があった場合の納付された金銭の取扱い）

第百九条　裁判所は、更生計画認可の決定があったときは、管財人（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合は、更生会社）に対して、前条第一項の規定により納付された金銭に相当する額（第百十一条第六項の規定による金銭の交付があったときは、当該交付に係る額を控除した額）又は第百十二条第二項の規定により納付された金銭に相当する額の金銭を交付しなければならない。

（更生計画認可前に更生手続が終了した場合の納付された金銭の取扱い）

第百十条　裁判所は、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは、次項に規定する場合を除き、第百八条第一項又は第百十二条第二項の規定により納付された金銭について、配当表に基づいて、被申立担保権者に対する配当を実施しなければならない。ただし、被申立担保権者の有する担保権の性質に反するときは、この限りでない。

2　被申立担保権者が一人である場合又は被申立担保権者が二人以上であって第百八条第一項若しくは第百十二条第二項の規定により納付された金銭で各被申立担保権者の有する担保権によって担保される債権及び第百七条第一項の規定により更生会社の負担すべき費用を弁済することができる場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、被申立担保権者に弁済金を交付し、剰余金を更生会社に交付する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は第一項本文の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項前段の規定による弁済金の交付の手続について、それぞれ準用する。

（更生計画認可前の剰余金等の管財人への交付）

第百十一条　裁判所は、更生計画認可の決定の前において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、管財人の申立てにより、当該各号に定める金額を管財人に交付する旨の決定をすることができる。

一　前条の規定により被申立担保権者に配当（弁済金の交付を含む。）をすべきこととなる可能性のある金額（次項において「配当等見込額」という。）を第百八条第一項の規定により納付される金銭に相当する金額から控除しても、剰余がある場合　当該剰余金額

二　すべての被申立担保権者が第百八条第一項の規定により納付される金銭に相当する金額の全部又は一部を管財人に交付することに同意している場合　当該同意のある金額

2　前項第一号に規定する配当等見込額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　各被申立担保権者が届け出た更生債権等（確定したものを除く。）についての届出額のうち、次のイ及びロのいずれにも該当するもの

イ　当該届出の内容によれば各被申立担保権者の有する担保権の被担保債権（利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金に係る被担保債権にあっては、更生手続開始後二年を経過する時までに生ずるものに限る。次号イにおいて同じ。）となるもの

ロ　イの担保権によって担保された範囲のもの

二　各被申立担保権者が届け出た更生債権等であって確定したものについての確定額のうち、次のイ及びロのいずれにも該当するもの

イ　確定した更生債権等の内容によれば各被申立担保権者の有する担保権の被担保債権となるもの

ロ　イの担保権によって担保された範囲のもの

三　第百五条第四項の規定により予納された額

3　裁判所は、第百三十八条第一項に規定する債権届出期間が経過し、かつ、第百八条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至った後でなければ、第一項の決定をすることができない。

4　第一項の申立てについての裁判に対しては、管財人及び被申立担保権者は、即時抗告をすることができる。

5　第一項の申立て又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を管財人及び被申立担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6　裁判所は、第一項の決定が確定したときは、次条第二項の規定による金銭の納付がされた場合を除き、当該決定において定める金額に相当する金銭を管財人（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合は、更生会社）に交付しなければならない。

（差引納付）

第百十二条　裁判所は、管財人が第百八条第一項の規定による金銭の納付をする前であっても、前条第一項の決定をすることができる。

2　管財人は、第百八条第一項の規定による金銭の納付をする前に前条第一項の決定が確定したときは、第百八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により納付すべき金銭の額から当該決定において定める金額を控除した額を、同項に規定する期限までに、裁判所に納付すれば足りる。

第二款　債権質の第三債務者の供託

第百十三条　更生担保権に係る質権の目的である金銭債権の債務者は、当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

2　前項の規定による供託がされたときは、同項の質権を有していた更生担保権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

第七節　関係人集会

（関係人集会の招集）

第百十四条　裁判所は、次の各号に掲げる者のいずれかの申立てがあった場合には、関係人集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であっても、裁判所は、相当と認めるときは、関係人集会を招集することができる。

一　管財人

二　第百十七条第二項に規定する更生債権者委員会

三　第百十七条第六項に規定する更生担保権者委員会

四　第百十七条第七項に規定する株主等委員会
五　届出があった更生債権等の全部について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる更生債権等を有する更生債権者等
六　更生会社の第十七条第二項第二号に規定する総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

2　前項前段の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって債務を完済することができない状態にあるときは、同項第四号及び第六号に掲げる者は、同項前段の申立てをすることができない。

（関係人集会の期日の呼出し等）

第百十五条　関係人集会の期日には、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、届出をした更生債権者等又は株主であって議決権を行使することができないものは、呼び出さないことができる。

3　関係人集会の期日は、第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等に通知しなければならない。

4　裁判所は、関係人集会の期日及び会議の目的である事項を公告しなければならない。

5　関係人集会の期日においてその延期又は続行について言渡しがあったときは、第一項及び前二項の規定は、適用しない。

（関係人集会の指揮）

第百十六条　関係人集会は、裁判所が指揮する。

第八節　更生債権者委員会及び代理委員等

（更生債権者委員会等）

第百十七条　裁判所は、更生債権者をもって構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、更生手続に関与することを承認することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一　委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。

二　更生債権者の過半数が当該委員会が更生手続に関与することについて同意していると認められること。

三　当該委員会が更生債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。

2　裁判所は、必要があると認めるときは、更生手続において、前項の規定により承認された委員会（以下「更生債権者委員会」という。）に対して、意見の陳述を求めることができる。

3　更生債権者委員会は、更生手続において、裁判所又は管財人（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、管財人又は更生会社）に対して、意見を述べることができる。

4　更生債権者委員会に更生会社の事業の更生に貢献する活動があったと認められるときは、裁判所は、当該活動のために必要な費用を支出した更生債権者の申立てにより、更生会社財産から、当該更生債権者に対し、相当と認める額の費用を償還することを許可することができる。

5　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも第一項の規定による承認を取り消すことができる。

6　第一項の規定は更生担保権者をもって構成する委員会がある場合について、第二項から前項までの規定はこの項において準用する第一項の規定により承認された委員会（以下「更生担保権者委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。

7　第一項の規定は株主等をもって構成する委員会がある場合について、第二項から第五項までの規定はこの項において準用する第一項の規定により承認された委員会（以下「株主等委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。

（更生債権者委員会の意見聴取）

第百十八条　裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があったときは、遅滞なく、管財人（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、更生会社。次項において同じ。）に対して、その旨を通知しなければならない。

2　管財人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、更生会社の業務及び財産の管理に関する事項について、更生債権者委員会の意見を聴かなければならない。

（管財人の更生債権者委員会に対する報告義務）

第百十九条　管財人は、第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条の規定により報告書等（報告書、貸借対照表又は財産目録をいう。以下この条において同じ。）を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を更生債権者委員会にも提出しなければならない。

2　管財人は、前項の場合において、当該報告書等に第十五条第一項の支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を更生債権者委員会に提出すれば足りる。

（管財人に対する報告命令）

第百二十条　更生債権者委員会は、更生債権者全体の利益のために必要があるときは、裁判所に対し、管財人に更生会社の業務及び財産の管理状況その他更生会社の事業の更生に関し必要な事項について第八十四条第二項の規定による報告をすることを命ずるよう申し出ることができる。

2　前項の申出を受けた裁判所は、当該申出が相当であると認めるときは、管財人に対し、第八十四条第二項の規定による報告をすることを命じなければならない。

（準用）

第百二十一条　前三条の規定は、更生担保権者委員会又は株主等委員会がある場合について準用する。

（代理委員）

第百二十二条　更生債権者等又は株主等は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2　裁判所は、更生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、更生債権者等又は株主等に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

3　代理委員は、これを選任した更生債権者等又は株主等のために、更生手続に属する一切の行為をすることができる。

4　一の更生債権者等又は一の株主等について代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

5　裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく不公正であると認めるときは、第一項の許可の決定又は次条第一項の選任の決定を取り消すことができる。

6　更生債権者等又は株主等は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

（裁判所による代理委員の選任）

第百二十三条　裁判所は、共同の利益を有する更生債権者等又は株主等が著しく多数である場合において、これらの者のうちに前条第二項の規定による勧告を受けたが同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

2　前項の規定により代理委員を選任するには、当該代理委員の同意を得なければならない。

3　第一項の規定により代理委員が選任された場合には、当該代理委員は、本人（その者のため

に同項の規定により代理委員が選任された者をいう。第六項において同じ。）が前条第一項の規定により選任したものとみなす。

4　第一項の規定により選任された代理委員は、正当な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

5　第一項の規定により選任された代理委員は、更生会社財産から、次に掲げるものの支払を受けることができる。

一　前条第三項に規定する行為をするために必要な費用について、その前払又は支出額の償還

二　裁判所が相当と認める額の報酬

6　第一項の規定により代理委員が選任された場合における当該代理委員と本人との間の関係については、民法第六百四十四条から第六百四十七条まで及び第六百五十四条の規定を準用する。

（報償金等）

第百二十四条　裁判所は、更生債権者等、株主等若しくは代理委員又はこれらの者の代理人が更生会社の事業の更生に貢献したと認められるときは、管財人の申立てにより又は職権で、管財人が、更生会社財産から、これらの者に対し、その事務処理に要した費用を償還し、又は報償金を支払うことを許可することができる。

2　前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第九節　調査命令

（調査命令）

第百二十五条　裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする調査委員による調査又は意見陳述を命ずる処分をすることができる。

一　第九十九条第一項の規定による保全処分又は第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無及びその処分又は決定の要否

二　管財人の作成する貸借対照表及び財産目録の当否並びに更生会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項に関する管財人の報告の当否

三　更生計画案又は更生計画の当否

四　その他更生事件に関し調査委員による調査又は意見陳述を必要とする事項

2　裁判所は、前項の処分（以下「調査命令」という。）をする場合には、当該調査命令において、一人又は数人の調査委員を選任し、かつ、調査委員の調査又は意見陳述の対象となるべき事項及び裁判所に対して報告又は陳述をすべき期間を定めなければならない。

3　裁判所は、調査命令を変更し、又は取り消すことができる。

4　調査命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（準用）

第百二十六条　第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項本文、第七十七条、第八十条及び第八十一条第一項から第四項までの規定は、調査委員について準用する。

第四章　共益債権及び開始後債権

第一節　共益債権

（共益債権となる請求権）

第百二十七条　次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一　更生債権者等及び株主等の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権

二　更生手続開始後の更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権

三　更生計画の遂行に関する費用の請求権（更生手続終了後に生じたものを除く。）

四　第八十一条第一項（第三十四条第一項、第三十八条、第八十一条第五項及び前条において準用する場合を含む。）、第百十七条第四項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）、第百二十三条第五項、第百二十四条第一項及び第百六十二条の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五　更生会社の業務及び財産に関し管財人又は更生会社（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合に限る。）が権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権

六　事務管理又は不当利得により更生手続開始後に更生会社に対して生じた請求権

七　更生会社のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で、更生手続開始後に生じたもの（前各号に掲げるものを除く。）

（開始前の借入金等）

第百二十八条　保全管理人が開始前会社の業務及び財産に関し権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権は、共益債権とする。

2　開始前会社（保全管理人が選任されているものを除く。以下この項及び第四項において同じ。）が、更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他開始前会社の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3　裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に代わる承認をする権限を付与することができる。

4　開始前会社が第二項の許可又は前項の承認を得て第二項に規定する行為をしたときは、その行為によって生じた相手方の請求権は、共益債権とする。

（源泉徴収所得税等）

第百二十九条　更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

（使用人の給料等）

第百三十条　株式会社について更生手続開始の決定があった場合において、更生手続開始前六月間の当該株式会社の使用人の給料の請求権及び更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該株式会社の使用人の身元保証金の返還請求権は、共益債権とする。

2　前項に規定する場合において、更生計画認可の決定前に退職した当該株式会社の使用人の退職手当の請求権は、退職前六月間の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一に相当する額のいずれか多い額を共益債権とする。

3　前項の退職手当の請求権で定期金債権であるものは、同項の規定にかかわらず、各期における定期金につき、その額の三分の一に相当する額を共益債権とする。

4　前二項の規定は、第百二十七条の規定により共益債権とされる退職手当の請求権については、適用しない。

5　第一項に規定する場合において、更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該株式会社の使用人の預り金の返還請求権は、更生手続開始前六月間の給料の総額に相当する額又はその預り金の額の三分の一に相当する額のいずれか多い

額を共益債権とする。

（社債管理会社等の費用及び報酬）

第百三十一条　第四十三条第一項第五号に規定する社債管理会社等が更生債権等である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該社債管理会社等の更生会社に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

2　前項の社債管理会社等が同項の許可を得ないで更生債権等である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理会社等が更生会社の事業の更生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3　裁判所は、更生手続開始後の原因に基づいて生じた第一項の社債管理会社等の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

4　前三項の規定による許可を得た請求権は、共益債権とする。

5　第一項から第三項までの規定による許可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（共益債権の取扱い）

第百三十二条　共益債権は、更生計画の定めるところによらないで、随時弁済する。

2　共益債権は、更生債権等に先立って、弁済する。

3　共益債権に基づき更生会社の財産に対し強制執行又は仮差押えがされている場合において、その強制執行又は仮差押えが更生会社の事業の更生に著しい支障を及ぼし、かつ、更生会社が他に換価の容易な財産を十分に有するときは、裁判所は、更生手続開始後において、管財人（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、更生会社。次条第三項において同じ。）の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その強制執行又は仮差押えの手続の中止又は取消しを命ずることができる。

4　裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

5　第三項の規定による中止又は取消しの命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（更生会社財産不足の場合の弁済方法等）

第百三十三条　更生会社財産が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになった場合における共益債権の弁済は、法令に定める優先権にかかわらず、債権額の割合による。ただし、共益債権について存する留置権、特別の先取特権、質権及び抵当権の効力を妨げない。

2　前項本文に規定する場合には、前条第一項の規定は、適用しない。

3　第一項本文に規定する場合には、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、共益債権に基づき更生会社の財産に対してされている強制執行又は仮差押えの手続の取消しを命ずることができる。

4　前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第二節　開始後債権

第百三十四条　更生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権（共益債権又は更生債権等であるものを除く。）は、開始後債権とする。

2　開始後債権については、更生手続が開始された時から更生計画で定められた弁済期間が満了する時（更生計画認可の決定前に更生手続が終了した場合にあっては更生手続が終了した時、その期間の満了前に更生計画に基づく弁済が完了した場合にあっては弁済が完了した時）までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。

3　開始後債権に基づく更生会社の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行としての競売及び企業担保権の実行の申立ては、前項に規定する期間は、することができない。

第五章　更生債権者及び更生担保権者

第一節　更生債権者及び更生担保権者の手続参加

（更生債権者等の手続参加）

第百三十五条　更生債権者等は、その有する更生債権等をもって更生手続に参加することができる。

2　破産法第二十四条から第二十七条までの規定は、更生手続が開始された場合における更生債権者等の権利の行使について準用する。この場合において、同法第二十四条、第二十五条及び第二十六条第一項本文中「破産ノ宣告」とあり、並びに同法第二十四条及び第二十五条中「破産宣告」とあるのは「更生手続ノ開始」と、同法第二十四条及び第二十五条中「債権者」とあり、並びに同法第二十四条、第二十五条及び第二十六条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者又ハ更生担保権者」と、同法第二十四条及び第二十五条中「債権」とあるのは「更生債権又ハ更生担保権」と、同法第二十四条中「各破産財団ニ対シ」とあるのは「各更生手続ニ於テ」と、同法第二十六条第一項本文及び第三項中「破産者」とあるのは「更生会社」と、「求償権」とあるのは「更生債権又ハ更生担保権タル求償権」と読み替えるものとする。

（更生債権者等の議決権）

第百三十六条　更生債権者等は、その有する更生債権等につき、次の各号に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額に応じて、議決権を有する。

一　更生手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもの　更生手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する法定利息を債権額から控除した額

二　金額及び存続期間が確定している定期金債権　各定期金につき前号の規定に準じて算定される額の合計額（その額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その元本額）

三　次に掲げる債権　更生手続開始の時における評価額

イ　更生手続開始後に期限が到来すべき不確定期限付債権で無利息のもの

ロ　金額又は存続期間が不確定である定期金債権

ハ　金銭の支払を目的としない債権

ニ　金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもって定めたもの

ホ　条件付債権

ヘ　更生会社に対して行うことがある将来の請求権

四　前三号に掲げる債権以外の債権　債権額

2　前項の規定にかかわらず、更生債権者等は、更生債権等のうち次に掲げるものについては、議決権を有しない。

一　更生手続開始後の利息の請求権

二　更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権

三　更生手続参加の費用の請求権

四　租税等の請求権

五　第百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権

（更生債権者等が外国で受けた弁済）

第百三十七条　更生債権者等は、更生手続開始の

決定があった後に、更生会社の財産で外国にあるものに対して権利を行使したことにより、更生債権等について弁済を受けた場合であっても、その弁済を受ける前の更生債権等の全部をもって更生手続に参加することができる。

2　前項の更生債権者等は、他の同順位の更生債権者等が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、更生計画の定めるところによる弁済を受けることができない。

3　第一項の更生債権者等は、外国において弁済を受けた更生債権等の部分については、議決権を行使することができない。

第二節　更生債権及び更生担保権の届出

（更生債権等の届出）

第百三十八条　更生手続に参加しようとする更生債権者は、債権届出期間（第四十二条の規定により定められた更生債権等の届出をすべき期間をいう。）内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一　各更生債権の内容及び原因

二　一般の優先権がある債権であるときは、その旨

三　各更生債権についての議決権の額

四　前三号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

（債権届出期間経過後の届出等）

第百三十九条　更生債権者等がその責めに帰することができない事由によって前条第一項に規定する債権届出期間内に更生債権等の届出をすることができなかった場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出をすることができる。

2　前項に規定する一月の期間は、伸長し、又は短縮することができない。

3　前条第一項に規定する債権届出期間の経過後に生じた更生債権等については、その権利の発生した後一月の不変期間内に、その届出をしなければならない。

4　第一項及び第三項の届出は、更生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、することができない。

5　第一項、第二項及び前項の規定は、更生債権者等が、その責めに帰することができない事由によって、届け出た事項について他の更生債権者等の利益を害すべき変更を加える場合について準用する。

（退職手当の請求権の届出の特例）

第百四十条　更生会社の使用人の退職手当の請求権についての更生債権等の届出は、退職した後にするものとする。

2　更生会社の使用人が第百三十八条第一項に規定する債権届出期間の経過後更生計画認可の決定以前に退職したときは、退職後一月の不変期間内に限り、退職手当の請求権についての更生債権等の届出をすることができる。

3　前二項の規定は、更生会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役の退職手当の請求権について準用する。

（届出名義の変更）

第百四十一条　届出をした更生債権等を取得した者は、第百三十八条第一項に規定する債権届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。

（租税等の請求権等の届出）

第百四十二条　次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額、原因及び担保権の内容を裁判所に届け出なければならない。

一　租税等の請求権

二　更生手続開始前の罰金等の請求権（更生手続開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権であって、共益債権に該当しないものをいう。）

（時効の中断）

第百四十三条　更生手続参加は、時効中断の効力を生ずる。ただし、更生債権者等がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、この限りでない。

第三節　更生債権及び更生担保権の調査及び確定

第一款　更生債権及び更生担保権の調査

（更生債権者表及び更生担保権者表の作成）

第百四十四条　裁判所書記官は、届出があった更生債権等について、更生債権者表及び更生担保権者表を作成しなければならない。

2　前項の更生債権者表には、各更生債権について、第百三十八条第一項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3　第一項の更生担保権者表には、各更生担保権について、第百三十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

（更生債権等の調査）

第百四十五条　裁判所による更生債権等の調査は、前条第二項及び第三項に規定する事項について、管財人が作成した認否書並びに更生債権者等、株主等及び更生会社の書面による異議に基づいてする。

（認否書の作成及び提出）

第百四十六条　管財人は、第百三十八条第一項に規定する債権届出期間内に届出があった更生債権等について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項についての認否を記載した認否書を作成しなければならない。

一　更生債権　内容、一般の優先権がある債権であること及び議決権の額

二　更生担保権　内容、担保権の目的である財産の価額及び議決権の額

2　管財人は、第百三十九条第一項若しくは第三項の規定によりその届出がされ、又は同条第五項の規定により届出事項の変更がされた更生債権等についても、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項についての認否を前項の認否書に記載することができる。

一　更生債権　前項第一号に定める事項（届出事項の変更があった場合には、変更後の同号に定める事項）

二　更生担保権　前項第二号に定める事項（届出事項の変更があった場合には、変更後の同号に定める事項）

3　管財人は、一般調査期間（第四十二条に規定する更生債権等の調査をするための期間をいう。）前の裁判所の定める期限までに、前二項の規定により作成した認否書を裁判所に提出しなければならない。

4　第一項の規定により同項の認否書に認否を記載すべき事項であって前項の規定により提出された認否書に認否の記載がないものがあるときは、管財人において当該事項を認めたものとみなす。

5　第二項の規定により同項各号に定める事項についての認否を認否書に記載することができる更生債権等について、第三項の規定により提出された認否書に当該事項の一部についての認否の記載があるときは、管財人において当該事項のうち当該認否書に認否の記載のないものを認めたものとみなす。

（一般調査期間における調査）

第百四十七条　届出をした更生債権者等及び株主等は、前条第三項に規定する一般調査期間内に、裁判所に対し、同条第一項又は第二項に規定する更生債権等についての同条第一項各号又は第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定

める事項について、書面で異議を述べることができる。

2　更生会社は、前項の一般調査期間内に、裁判所に対し、同項に規定する更生債権等の内容について、書面で異議を述べることができる。

3　第一項の一般調査期間を変更する決定をしたときは、その決定書は、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等及び株主等（第百三十八条第一項に規定する債権届出期間の経過前にあっては、管財人、更生会社並びに知れている更生債権者等、株主等及び第四十三条第一項第四号に規定する財産所持者等）に送達しなければならない。

4　前項の規定による送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

5　前項の規定による送達をした場合においては、その郵便物等が通常到達すべきであった時に、送達があったものとみなす。

（特別調査期間における調査）

第百四十八条　裁判所は、第百三十九条第一項若しくは第三項の規定によりその届出がされ、又は同条第五項の規定により届出事項の変更がされた更生債権等について、その調査をするための期間（以下この条において「特別調査期間」という。）を定めなければならない。ただし、当該更生債権等について、管財人が、第百四十六条第三項の規定により提出された認否書に、同条第二項の規定により同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項のいずれかについての認否を記載している場合は、この限りでない。

2　前項本文の場合には、特別調査期間に関する費用は、当該更生債権等を有する者の負担とする。

3　管財人は、特別調査期間に係る更生債権等については、第百四十六条第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前の裁判所の定める期限までに、これを裁判所に提出しなければならない。この場合には、同条第四項の規定を準用する。

4　届出をした更生債権者等及び株主等にあっては前項の更生債権等についての第百四十六条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項につき、更生会社にあっては当該更生債権等の内容につき、特別調査期間内に、裁判所に対し、それぞれ書面で異議を述べることができる。

5　前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定をした場合における決定書の送達について準用する。

（債権届出期間経過後の退職による退職手当の請求権の調査の特例）

第百四十九条　第百四十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出があった更生債権等の調査については、第百四十五条から前条までの規定は、適用しない。当該更生債権等について、第百三十九条第五項の規定による届出事項の変更があった場合についても、同様とする。

2　前項の届出又は届出事項の変更があった場合には、裁判所は、同項の更生債権等の調査を行うため、直ちに、その旨を、管財人及び更生会社に通知しなければならない。

3　管財人は、前項の規定による通知があった日から三日以内に、裁判所に対し、書面で、第一項の更生債権等についての第百四十六条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項について、異議を述べることができる。更生会社が当該更生債権等の内容について異議を述べる場合についても、同様とする。

4　前項前段の規定による異議があったときは、裁判所書記官は、直ちに、その旨を、第一項の届出又は届出事項の変更をした更生債権者等に通知しなければならない。

（異議等のない更生債権等の確定）

第百五十条　第百四十六条第二項各号に定める事項は、更生債権等の調査において、管財人が認め、かつ、届出をした更生債権者等及び株主等が調査期間内に異議を述べなかったとき（前条第一項の更生債権等の調査においては、管財人が同条第三項前段の規定による異議を述べなかったとき）は、確定する。

2　裁判所書記官は、更生債権等の調査の結果を更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければならない。

3　第一項の規定により確定した事項についての更生債権者表及び更生担保権者表の記載は、更生債権者等及び株主等の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

第二款　更生債権及び更生担保権の確定のための裁判手続

（更生債権等査定決定）

第百五十一条　異議等のある更生債権等（更生債権等であって、その調査において、その内容（一般の優先権がある債権であるかどうかの別を含む。）について管財人が認めず、若しくは第百四十九条第三項前段の規定による異議を述べ、又は届出をした更生債権者等若しくは株主等が異議を述べたものをいう。）を有する更生債権者等は、異議者等（当該管財人並びに当該異議を述べた更生債権者等及び株主等をいう。）の全員を相手方として、裁判所に、その内容（一般の優先権がある債権であるかどうかの別を含む。）についての査定の申立て（以下この款において「更生債権等査定申立て」という。）をすることができる。ただし、第百五十六条及び第百五十八条の場合は、この限りでない。

2　更生債権等査定申立ては、前項本文に規定する異議等のある更生債権等に係る調査期間の末日又は第百四十九条第四項の通知があった日から一月の不変期間内にしなければならない。

3　更生債権等査定申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、決定で、第一項本文に規定する異議等のある更生債権等の存否及び内容（一般の優先権がある債権であるかどうかの別を含む。）を査定する裁判（以下この款において「更生債権等査定決定」という。）をしなければならない。

4　裁判所は、更生債権等査定決定をする場合には、第一項本文に規定する異議者等を審尋しなければならない。

5　更生債権等査定申立てについての決定があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6　第一項本文に規定する異議等のある更生債権等（第百五十八条第一項に規定するものを除く。）につき、第二項（第百五十六条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に更生債権等査定申立て又は第百五十六条第一項の規定による受継の申立てがないときは、当該異議等のある更生債権等についての届出は、なかったものとみなす。

（更生債権等査定申立てについての決定に対する異議の訴え）

第百五十二条　更生債権等査定申立てについての決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴え（以下この款において「更生債権等査定異議の訴え」という。）を提起することができる。

2　更生債権等査定異議の訴えは、更生裁判所が管轄する。

3　更生債権等査定異議の訴えの第一審裁判所は、更生裁判所が更生事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第五条第二項第六号の規定のみである場合（更生裁判所が第七条第三

号の規定により更生事件の移送を受けた場合において、同号に規定する規定中移送を受けたことの根拠となる規定が第五条第二項第六号の規定のみであるときを含む。）において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、職権で、当該更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟を第五条第一項に規定する地方裁判所に移送することができる。

4　更生債権等査定異議の訴えは、これを提起する者が、前条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等を有する更生債権者等であるときは同項本文に規定する異議者等の全員を、当該異議者等であるときは当該更生債権者等を、それぞれ被告としなければならない。

5　更生債権等査定異議の訴えの口頭弁論は、第一項の期間を経過した後でなければ開始することができない。

6　同一の更生債権等に関し更生債権等査定異議の訴えが数個同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

7　更生債権等査定異議の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、更生債権等査定申立てについての決定を認可し、又は変更する。

（担保権の目的である財産についての価額決定の申立て）

第百五十三条　更生担保権者は、その有する更生担保権の内容の確定のために更生債権等査定申立てをした場合において、第百五十一条第一項本文に規定する異議者等のうちに当該更生担保権の調査において担保権の目的である財産の価額について認めず、又は異議を述べた者があるときは、当該者の全員を相手方として、当該更生債権等査定申立てをした日から二週間以内に、裁判所に、当該財産についての価額決定の申立て（以下この款において「価額決定の申立て」という。）をすることができる。

2　裁判所は、やむを得ない事由がある場合に限り、前項の更生担保権者の申立てにより、同項の期間を伸長することができる。

3　価額決定の申立てをする更生担保権者は、その手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

4　前項に規定する費用の予納がないときは、裁判所は、価額決定の申立てを却下しなければならない。

（担保権の目的である財産の価額の決定）

第百五十四条　価額決定の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、評価人を選任し、前条第一項の財産の評価を命じなければならない。

2　前項の場合には、裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で、同項の財産の価額を定めなければならない。

3　価額決定の申立てについての決定に対しては、当該価額決定事件の当事者は、即時抗告をすることができる。

4　価額決定の申立てについての決定又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を同項に規定する当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5　価額決定の申立てに係る手続に要した費用の負担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　決定価額（第二項の決定により定められた価額をいう。）が届出価額（前条第一項の更生担保権についての第百三十八条第二項第二号に掲げる価額をいう。）と等しいか、又はこれを上回る場合　当該価額決定の申立ての相手方である第百五十一条第一項本文に規定する異議者等の負担とする。

二　前号の決定価額が異議等のない価額（前号の異議者等が更生担保権の調査において述べた第一項の財産の価額のうち最も低いものをいう。）と等しいか、又はこれを下回る場合　前条第一項の更生担保権者の負担とする。

三　前二号に掲げる場合以外の場合　裁判所が、前二号に規定する者の全部又は一部に、その裁量で定める額を負担させる。

6　第三項の即時抗告に係る手続に要した費用は、当該即時抗告をした者の負担とする。

（価額決定手続と更生債権等査定決定の手続等との関係）

第百五十五条　更生担保権者がした更生債権等査定申立てについての決定は、第百五十三条第一項の期間（同条第二項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間）が経過した後（価額決定の申立てがあったときは、当該価額決定の申立てが取り下げられ、若しくは却下され、又は前条第二項の決定が確定した後）でなければ、することができない。

2　更生担保権の目的である財産についての次の各号に掲げる場合における当該各号に定める価額は、当該更生担保権を有する更生担保権者がした更生債権等査定申立て又は当該申立てについての決定に係る更生債権等査定異議の訴えが係属する裁判所を拘束する。

一　確定した前条第二項の決定がある場合　当該決定により定められた価額

二　前号に規定する決定がない場合　前条第五項第二号に規定する異議等のない価額

（異議等のある更生債権等に関する訴訟の受継）

第百五十六条　第百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等に関し更生手続開始当時訴訟が係属する場合において、更生債権者等がその内容（一般の優先権がある債権であるかどうかの別を含む。）の確定を求めようとするときは、同項本文に規定する異議者等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受継の申立てをしなければならない。

2　第百五十一条第二項の規定は、前項の申立てについて準用する。

（主張の制限）

第百五十七条　更生債権等査定申立て、更生債権等査定異議の訴え及び前条第一項の規定による受継があった訴訟に係る手続においては、更生債権者等は、第百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号に掲げる事項について、更生債権者表又は更生担保権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

（執行力ある債務名義のある債権等に対する異議の主張）

第百五十八条　第百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、同項本文に規定する異議者等は、更生会社がすることのできる訴訟手続によってのみ、異議を主張することができる。

2　前項に規定する異議等のある更生債権等に関し更生手続開始当時訴訟が係属する場合において、同項の異議者等が同項の規定による異議を主張しようとするときは、当該異議者等は、当該更生債権等を有する更生債権者等を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。

3　第百五十一条第二項の規定は第一項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継について、第百五十二条第五項及び第六項並びに前条の規定は前二項の場合について、それぞれ準用する。この場合においては、第百五十二条第五項中「第一項の期間」とあるのは、「第百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等に係る調査期間の末日又は第百四十九条第四項の通知があった日から一月の不変期間」と読み替えるものとする。

4　前項において準用する第百五十一条第二項に規定する期間内に第一項の規定による異議の主張又は第二項の規定による受継がされなかった

場合には、同条第一項本文に規定する異議者等が更生債権者等又は株主等であるときは第百四十七条第一項又は第百四十八条第四項の異議はなかったものとみなし、当該異議者等が管財人であるときは管財人においてその更生債権等を認めたものとみなす。

（目的財産を共通にする複数の更生担保権がある場合の特例）

第百五十九条　担保権の目的である財産を共通にする更生担保権のうち確定した一の更生担保権についての次に掲げる事項は、他の更生担保権についての更生債権等査定申立て又は更生債権等の確定に関する訴訟（更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟、第百五十六条第一項又は前条第二項の規定による受継があった訴訟及び同条第一項の規定による異議の主張に係る訴訟をいう。以下この款において同じ。）が係属する裁判所を拘束しない。

一　更生担保権の内容

二　担保権の目的である財産の価額

三　更生担保権が裁判により確定した場合においては、前二号に掲げるもののほか、当該裁判の理由に記載された事項

（更生債権等の確定に関する訴訟の結果の記載）

第百六十条　裁判所書記官は、管財人、更生債権者等又は株主等の申立てにより、更生債権等の確定に関する訴訟の結果（更生債権等査定申立てについての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、第百五十二条第一項に規定する期間内に提起されなかったとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定の内容）を更生債権者表又は更生担保権者表に記載しなければならない。

（更生債権等の確定に関する訴訟の判決等の効力）

第百六十一条　更生債権等の確定に関する訴訟についてした判決は、更生債権者等及び株主等の全員に対して、その効力を有する。

2　更生債権等査定申立てについての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、第百五十二条第一項に規定する期間内に提起されなかったとき、取り下げられたときは、当該決定は、更生債権者等及び株主等の全員に対して、確定判決と同一の効力を有する。

（訴訟費用の償還）

第百六十二条　更生会社財産が更生債権等の確定に関する訴訟（更生債権等査定申立てについての決定を含む。）によって利益を受けたときは、異議を主張した更生債権者等又は株主等は、その利益の限度において、更生会社財産から訴訟費用の償還を受けることができる。

（更生手続終了の場合における更生債権等の確定手続の取扱い）

第百六十三条　更生手続が終了した際現に係属する更生債権等査定申立ての手続及び価額決定の申立ての手続は、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは終了するものとし、更生計画認可の決定後に更生手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

2　第五十二条第四項及び第五項の規定は、更生計画認可の決定後に更生手続が終了した場合における管財人を当事者とする更生債権等査定申立ての手続及び価額決定の申立ての手続について準用する。

3　更生計画認可の決定後に更生手続が終了した場合において、更生手続終了後に更生債権等査定申立てについての決定があったときは、第百五十二条第一項の規定により更生債権等査定異議の訴えを提起することができる。

4　更生手続が終了した際現に係属する更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟手続は、管財人が当事者でない場合で更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは終了するものとし、管財人が当事者でない場合で更生計画認可の決定後に更生手続が終了したとき又は管財人が当事者である場合は引き続き係属するものとする。

5　更生手続が終了した際現に係属する訴訟手続（第五十二条第四項に規定する訴訟手続を除く。）であって、第百五十六条第一項又は第百五十八条第二項の規定による受継があったものは、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは中断するものとし、更生計画認可の決定後に更生手続が終了したときは中断しないものとする。

6　前項の規定により訴訟手続が中断する場合においては、第五十二条第五項の規定を準用する。

第三款　租税等の請求権等についての特例

第百六十四条　租税等の請求権及び第百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権については、前二款（第百四十四条を除く。）の規定は、適用しない。

2　第百四十二条の規定による届出があった請求権（罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。）の原因が審査請求、訴訟（刑事訴訟を除く。）その他の不服の申立てをすることができる処分である場合には、管財人は、当該届出があった請求権について、当該不服の申立てをする方法で、異議を主張することができる。この場合においては、第百五十八条第二項の規定を準用する。

3　前項前段の規定による異議の主張又は同項後段において準用する第百五十八条第二項の規定による受継は、管財人が前項前段に規定する届出があったことを知った日から一月の不変期間内にしなければならない。

4　第百五十条第二項の規定は第百四十二条の規定による届出があった請求権について、第百五十七条、第百六十条及び第百六十一条第一項の規定は第二項の規定による異議又は受継があった場合について、それぞれ準用する。

第六章　株主

（株主等の手続参加）

第百六十五条　株主等は、その有する株式又は端株をもって更生手続に参加することができる。

2　株主等として更生手続に参加することができる者は、株主名簿又は端株原簿の記録によって定める。

3　裁判所は、株主名簿又は端株原簿に記録のない株主等の申立てにより、当該株主等が更生手続に参加することを許可することができる。この場合においては、当該許可に係る株式又は端株については、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた者以外の者は、株主等として更生手続に参加することができない。

4　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、前項前段の規定による許可の決定を変更し、又は取り消すことができる。

5　第三項前段の申立てについての裁判及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6　前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（株主等の議決権）

第百六十六条　株主は、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、更生会社が商法第二百二十一条に規定する一単元の株式の数を定めている場合においては、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

2　前項の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって債務を完済することができない状態にあるときは、株主は、議決権を有しない。

3　端株主は、議決権を有しない。

第七章　更生計画の作成及び認可

第一節　更生計画の条項

（更生計画において定める事項）

第百六十七条　更生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。

一　全部又は一部の更生債権者等又は株主等の権利の変更
二　更生会社の取締役、執行役及び監査役
三　共益債権の弁済
四　債務の弁済資金の調達方法
五　更生計画において予想された額を超える収益金の使途
六　次のイ及びロに掲げる金銭の額又は見込額及びこれらの使途
イ　第五十一条第一項本文に規定する手続又は処分における配当等に充てるべき金銭の額又は見込額
ロ　第百八条第一項の規定により裁判所に納付された金銭の額（第百十二条第二項の場合にあっては、同項の規定により裁判所に納付された金銭の額及び第百十一条第一項の決定において定める金額の合計額）
七　知れている開始後債権があるときは、その内容

2　第七十二条第四項前段に定めるもののほか、更生計画においては、第四十五条第一項各号及び商法第二百四十五条第一項各号に掲げる行為、定款の変更、株式会社の設立その他更生のために必要な事項に関する条項を定めることができる。

（更生計画による権利の変更）

第百六十八条　次に掲げる種類の権利を有する者についての更生計画の内容は、同一の種類の権利を有する者の間では、それぞれ平等でなければならない。ただし、不利益を受ける者の同意がある場合又は少額の更生債権等若しくは第百三十六条第二項第一号から第三号までに掲げる請求権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類の権利を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

一　更生担保権
二　一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権
三　前号に掲げるもの以外の更生債権
四　残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式
五　前号に掲げるもの以外の株式

2　前項第二号の更生債権について、優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼって計算する。

3　更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、第一項各号に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならない。この場合における権利の順位は、当該各号の順位による。

4　前項の規定は、租税等の請求権及び第百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権については、適用しない。

5　更生計画によって債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、その債務の期限は、次に掲げる期間を超えてはならない。

一　担保物（その耐用期間が判定できるものに限る。）がある場合は、当該耐用期間又は十五年（更生計画の内容が更生債権者等に特に有利なものになる場合その他の特別の事情がある場合は、二十年）のいずれか短い期間
二　前号に規定する場合以外の場合は、十五年（更生計画の内容が更生債権者等に特に有利なものになる場合その他の特別の事情がある場合は、二十年）

6　前項の規定は、更生計画の定めにより社債を発行する場合については、適用しない。

7　第百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権については、更生計画において減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

（租税等の請求権の取扱い）

第百六十九条　更生計画において、租税等の請求権につき、その権利に影響を及ぼす定めをするには、徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。ただし、当該請求権について三年以下の期間の納税の猶予若しくは滞納処分による財産の換価の猶予の定めをする場合又は次に掲げるものに係る請求権についてその権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者の意見を聴けば足りる。

一　更生手続開始の決定の日から一年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞税、利子税又は延滞金
二　納税の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予の定めをする場合におけるその猶予期間に係る延滞税又は延滞金

2　徴収の権限を有する者は、前項本文の同意をすることができる。

（更生債権者等の権利の変更）

第百七十条　全部又は一部の更生債権者等又は株主等の権利の変更に関する条項においては、届出をした更生債権者等及び株主等の権利のうち変更されるべき権利を明示し、かつ、変更後の権利の内容を定めなければならない。ただし、第百七十二条に規定する更生債権等については、この限りでない。

2　届出をした更生債権者等又は株主等の権利で、更生計画によってその権利に影響を受けないものがあるときは、その権利を明示しなければならない。

（債務の負担及び担保の提供）

第百七十一条　更生会社以外の者が更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供するときは、更生計画において、その者を明示し、かつ、その債務又は担保権の内容を定めなければならない。更生会社の財産から担保を提供するときも、同様とする。

2　更生計画において、前項の規定による定めをするには、債務を負担し、又は担保を提供する者の同意を得なければならない。

（未確定の更生債権等の取扱い）

第百七十二条　第百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等で、その確定手続が終了していないものがあるときは、更生計画において、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならない。

（更生会社の取締役等）

第百七十三条　更生会社の取締役、執行役及び監査役に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　取締役及び監査役（委員会等設置会社にあっては、執行役）の氏名及び任期
二　代表取締役（委員会等設置会社にあっては、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役）の氏名及び任期
三　前号の場合において、数人の代表取締役（委員会等設置会社にあっては、数人の代表執行役）に共同して更生会社を代表させるときは、その旨

2　前項第一号又は第二号の場合においては、氏名に代えて、選任又は選定の方法を定めることができる。

3　第一項第一号及び第二号の任期は、一年を超えることができない。

（株式の消却、併合又は分割等）

第百七十四条　次に掲げる行為に関する条項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば株主総会又は取締役会の決議が必要となる事項を定めなければならない。

一　株式の消却、併合又は分割
二　商法第二百四十五条第一項各号に掲げる行為
三　定款の変更
四　資本の減少
五　会社の継続又は有限会社への組織変更

（新株の発行）

第百七十五条　新株の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　商法第二百八十条ノ二第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二　第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が新株の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

三　更生債権者等又は株主等に対して新株についての引受権（株式会社に対して行使することにより当該株式会社が発行する株式又はこれに類するものの割当てを受けたこととなる権利をいう。以下同じ。）を与えるときは、その旨

（新株予約権の発行）

第百七十六条　新株予約権の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　商法第二百八十条ノ二十第二項第一号から第十一号までに掲げる事項

二　第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が新株予約権の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

三　更生債権者等又は株主等に対して新株予約権についての引受権を与えるときは、その旨

（社債の発行）

第百七十七条　社債（新株予約権付社債を除く。以下この項において同じ。）の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　商法第三百一条第二項第一号から第十号まで及び第十五号に掲げる事項

二　担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

三　第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が社債の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

四　更生債権者等又は株主等に対して社債についての引受権を与えるときは、その旨

2　新株予約権付社債の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　商法第三百四十一条ノ三第一項第一号から第八号までに掲げる事項

二　前項第二号に掲げる事項

三　第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が社債の発行価額又は新株予約権の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

四　更生債権者等又は株主等に対して新株予約権付社債についての引受権を与えるときは、その旨

（株式交換）

第百七十八条　株式交換に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　株式交換契約書に記載すべき事項（商法第三百五十三条第二項第五号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。）

二　株式交換契約の相手方である株式会社の商号

三　更生会社が完全子会社となる場合において完全親会社となる株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで株式交換に際して発行する新株を割り当てるとき（当該新株に代えて当該株式会社の有する自己の株式を割り当てるときを含む。）は、その割当てに関する事項

四　完全子会社となる株式会社の株主等に対して商法第三百五十三条第二項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

2　更生会社が完全親会社となる場合において、当該更生会社が完全子会社となる株式会社の発行した新株予約権に係る義務を承継するときは、有償で新株予約権を消却することができる。

（株式移転）

第百七十九条　株式移転に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　商法第三百六十五条第一項各号に掲げる事項

二　設立する完全親会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで株式移転に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

三　完全子会社となる株式会社の株主等に対して商法第三百六十五条第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

四　設立する完全親会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大会社であるときは、その会計監査人の氏名又は名称

2　前条第二項の規定は、設立する完全親会社が完全子会社となる株式会社の発行した新株予約権に係る義務を承継する場合について準用する。

（会社の分割）

第百八十条　会社の分割に関する条項（新設分割に関するものに限る。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　分割計画書に記載すべき事項

二　分割により設立する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで新設分割に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

三　新設分割をする株式会社又はその株主等に対して商法第三百七十四条第二項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

2　会社の分割に関する条項（吸収分割に関するものに限る。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　分割契約書に記載すべき事項（商法第三百七十四条ノ十七第二項第八号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。）

二　分割契約の相手方である株式会社の商号

三　更生会社が分割をする株式会社となる場合において、吸収分割により営業を承継する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで吸収分割に際して発行する新株を割り当てるとき（当該新株に代えて当該株式会社が有する自己の株式を割り当てるときを含む。）は、その割当てに関する事項

四　分割をする株式会社又はその株主等に対して商法第三百七十四条ノ十七第二項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

五　商法第三百七十四条ノ二十七の別段の定めをしたときは、その規定

（合併）

第百八十一条　合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約書に記載すべき事項（商法第四百九条第五号及び第四百十条第五号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二　合併契約の相手方である株式会社の商号
三　更生会社が合併により消滅する場合において、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する新株を割り当てるとき（当該新株に代えて合併後存続する株式会社が有する自己の株式を割り当てるときを含む。）は、その割当てに関する事項
四　合併により消滅する株式会社の株主等に対して商法第四百九条第四号又は第四百十条第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定
五　商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

（解散）

第百八十二条　解散に関する条項においては、その旨及び解散の時期を定めなければならない。ただし、合併による解散の場合は、この限りでない。

（新会社の設立）

第百八十三条　株式会社の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、株式移転、新設分割又は合併により株式会社を設立する場合は、この限りでない。

一　設立する株式会社（以下この条において「新会社」という。）についての商法第百六十六条第一項第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項
二　新会社の設立に際して発行する株式に関する商法第百六十八条ノ二各号に掲げる事項
三　前号の株式の全部又は一部が商法第二百二十二条ノ三に規定する転換予約権付株式であるときは、その転換の条件及び転換を請求することができる期間
四　新会社の定款の規定（前三号に掲げるものを除く。）
五　第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が第二号の株式の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨
六　第二百二十五条第三項の規定により第二号の株式の一部を発行しないで新会社を設立する場合における設立に際して発行すべき同号の株式の下限の数その他の新会社の設立の条件
七　更生計画により、更生債権者等又は株主等に対して第二号の株式についての引受権を与えるときは、その旨
八　更生会社から新会社に移転すべき財産及びその額
九　新会社の取締役、代表取締役及び監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期
十　新会社が新株予約権を発行するときは、第百七十六条各号に掲げる事項
十一　新会社が社債を発行するときは、第百七十七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項

2　前項第九号の任期は、一年を超えることができない。

第二節　更生計画案の提出

（更生計画案の提出時期）

第百八十四条　管財人は、第百三十八条第一項に規定する債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

2　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主等は、裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

3　前二項の期間（次項の規定により伸長された期間を除く。）の末日は、更生手続開始の決定の日から一年以内の日でなければならない。

4　裁判所は、特別の事情があるときは、申立てにより又は職権で、第一項又は第二項の規定により定めた期間を伸長することができる。

（事業の全部の廃止を内容とする更生計画案）

第百八十五条　更生会社の事業を当該更生会社が継続し、又は当該事業を会社の分割、合併、株式会社の設立若しくは営業の譲渡により他の者が継続することを内容とする更生計画案の作成が困難であることが更生手続開始後に明らかになったときは、裁判所は、前条第一項又は第二項に規定する者の申立てにより、更生会社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可することができる。ただし、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2　裁判所は、更生計画案を決議に付する旨の決定をするまでは、いつでも前項本文の許可を取り消すことができる。

（更生計画案の修正）

第百八十六条　更生計画案の提出者は、裁判所の許可を得て、更生計画案を修正することができる。ただし、更生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、この限りでない。

（行政庁の意見）

第百八十七条　裁判所は、行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた更生計画案については、当該事項につき当該行政庁の意見を聴かなければならない。前条の規定による修正があった場合における修正後の更生計画案についても、同様とする。

（更生会社の労働組合等の意見）

第百八十八条　裁判所は、更生計画案について、第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等の意見を聴かなければならない。第百八十六条の規定による修正があった場合における修正後の更生計画案についても、同様とする。

第三節　更生計画案の決議

（決議に付する旨の決定）

第百八十九条　更生計画案の提出があったときは、裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該更生計画案を決議に付する旨の決定をする。

一　第百四十六条第三項に規定する一般調査期間が終了していないとき。
二　管財人が第八十四条第一項の規定による報告書の提出又は第八十五条第一項の規定による関係人集会における報告をしていないとき。
三　裁判所が更生計画案について第百九十九条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる要件のいずれかを満たさないものと認めるとき。
四　第二百三十六条第二号の規定により更生手続を廃止するとき。

2　裁判所は、前項の決議に付する旨の決定において、議決権を行使することができる更生債権者等又は株主（以下この節において「議決権者」という。）の議決権行使の方法及び第百九十三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めなければならない。この場合において、議決権行使の方法については、次に掲げる方法のいずれかを定めるものとする。

一　関係人集会の期日において議決権を行使する方法

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二　書面等投票（書面その他の最高裁判所規則で定める方法のうち裁判所の定めるものをいう。）により裁判所の定める期間内に議決権を行使する方法

三　前二号に掲げる方法のうち議決権者が選択するものにより議決権を行使する方法。この場合において、前号の期間の末日は、第一号の関係人集会の期日より前の日でなければならない。

3　裁判所は、第一項の決議に付する旨の決定をした場合には、前項前段に規定する期限を公告し、かつ、当該期限及び更生計画案の内容又はその要旨を第百十五条第一項に規定する者（同条第二項に規定する者を除く。）に通知しなければならない。

4　裁判所は、議決権行使の方法として第二項第二号又は第三号に掲げる方法を定めたときは、その旨を公告し、かつ、議決権者に対して、同項第二号に規定する書面等投票は裁判所の定める期間内に限りすることができる旨を通知しなければならない。

5　裁判所は、議決権行使の方法として第二項第二号に掲げる方法を定めた場合において、第百十四条第一項各号に掲げる者（同条第二項の規定により同条第一項前段の申立てをすることができない者を除く。）が前項の期間内に更生計画案の決議をするための関係人集会の招集の申立てをしたときは、議決権行使の方法につき、当該定めを取り消して、第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めなければならない。

（社債権者の議決権の行使に関する制限）

第百九十条　更生債権等である社債を有する社債権者は、当該社債について第四十三条第一項第五号に規定する社債管理会社等がある場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該社債について議決権を行使することができる。

一　当該社債について更生債権等の届出をしたとき、又は届出名義の変更を受けたとき。

二　当該社債管理会社等が当該社債について更生債権等の届出をした場合において、更生計画案を決議に付する旨の決定があるまでに、裁判所に対し、当該社債について議決権を行使する意思がある旨の申出をしたとき（当該申出のあった更生債権等である社債について次項の規定による申出名義の変更を受けた場合を含む。）。

2　前項第二号に規定する申出のあった更生債権等である社債を取得した者は、申出名義の変更を受けることができる。

3　更生債権等である社債につき、更生計画案の決議における議決権の行使についての社債権者集会の決議が成立したときは、第一項の社債権者（同項各号のいずれかに該当するものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、当該更生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

（関係人集会が開催される場合における議決権の額又は数の定め方等）

第百九十一条　裁判所が議決権行使の方法として第百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めた場合においては、管財人、届出をした更生債権者等又は株主は、関係人集会の期日において、届出をした更生債権者等又は株主の議決権につき異議を述べることができる。ただし、第百五十条第一項の規定によりその額が確定した届出をした更生債権者等の議決権については、この限りでない。

2　前項本文に規定する場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じて、議決権を行使することができる。

一　第百五十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出をした更生債権者等　確定した額

二　前項本文の異議のない議決権を有する届出をした更生債権者等　届出の額

三　前項本文の異議のない議決権を有する株主　株主名簿に記録され、又は第百六十五条第三項の許可において定める数

四　前項本文の異議のある議決権を有する届出をした更生債権者等又は株主　裁判所が定める額又は数。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

3　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第四号の規定による決定を変更することができる。

（関係人集会が開催されない場合における議決権の額又は数の定め方等）

第百九十二条　裁判所が議決権行使の方法として第百八十九条第二項第二号に掲げる方法を定めた場合において、届出をした更生債権者等（前号に掲げるものを除く。）裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

三　株主　株主名簿に記録され、又は第百六十五条第三項の許可において定める数

2　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第二号の規定による決定を変更することができる。

（議決権の行使の方法等）

第百九十三条　議決権者は、代理人をもってその議決権を行使することができる。

2　議決権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、第百八十九条第二項前段に規定する期限までに、裁判所に対してその旨を書面で通知しなければならない。

3　前項の規定は、第一項に規定する代理人が委任を受けた議決権（自己の議決権を有するときは、当該議決権を含む。）を統一しないで行使する場合について準用する。

（基準日による議決権者の確定）

第百九十四条　裁判所は、相当と認めるときは、更生計画案を決議に付する旨の決定と同時に、一定の日（以下この条において「基準日」という。）を定めて、基準日における更生債権者表、更生担保権者表又は株主名簿に記録されている更生債権者等又は株主を議決権者と定めることができる。

2　裁判所は、基準日を公告しなければならない。この場合において、基準日は、当該公告の日から二週間を経過する日以後の日でなければならない。

（議決権を行使することができない者）

第百九十五条　更生計画によって影響を受けない権利又は第二百条第二項の規定によりその保護が定められている権利を有する者は、議決権を行使することができない。

（更生計画案の可決の要件）

第百九十六条　更生計画案の決議は、第百六十八条第一項各号に掲げる種類の権利又は次項の規定により定められた種類の権利を有する者に分かれて行う。

2　裁判所は、相当と認めるときは、二以上の第百六十八条第一項各号に掲げる種類の権利を一

の種類の権利とし、又は一の当該各号に掲げる種類の権利を二以上の種類の権利とすることができる。ただし、更生債権、更生担保権又は株式は、それぞれ別の種類の権利としなければならない。

3　裁判所は、更生計画案を決議に付する旨の決定をするまでは、前項本文の決定を変更し、又は取り消すことができる。

4　前二項の規定による決定があった場合には、その決定書を議決権者に送達しなければならない。ただし、関係人集会の期日において当該決定の言渡しがあったときは、この限りでない。

5　更生計画案を可決するには、第一項に規定する種類の権利ごとに、当該権利についての次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者の同意がなければならない。

一　更生債権　議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者

二　更生担保権　次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める者

イ　更生担保権の期限の猶予の定めをする更生計画案　議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の三分の二以上に当たる議決権を有する者

ロ　更生担保権の減免の定めその他期限の猶予以外の方法により更生担保権者の権利に影響を及ぼす定めをする更生計画案　議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の四分の三以上に当たる議決権を有する者

ハ　更生会社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案　議決権を行使することができる更生担保権者の十分の九以上に当たる議決権を有する者

三　株式　議決権を行使することができる株主の議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する者

（更生計画案の変更）

第百九十七条　更生計画案の提出者は、議決権行使の方法として第百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められた場合には、更生債権者等及び株主に不利な影響を与えないときに限り、関係人集会において、裁判所の許可を得て、当該更生計画案を変更することができる。

（関係人集会の期日の続行）

第百九十八条　更生計画案についての議決権行使の方法として第百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められ、かつ、当該更生計画案が可決されるに至らなかった場合において、関係人集会の期日の続行につき、第百九十六条第一項に規定する種類の権利ごとに、当該権利についての次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者の同意があったときは、裁判所は、管財人、更生会社若しくは議決権者の申立てにより又は職権で、続行期日を定めて言い渡さなければならない。ただし、続行期日において当該更生計画案が可決される見込みがないことが明らかである場合は、この限りでない。

一　更生債権　議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の三分の一以上に当たる議決権を有する者

二　更生担保権　議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者

三　株式　議決権を行使することができる株主の議決権の総数の三分の一以上に当たる議決権を有する者

2　前項本文の場合において、同項本文の更生計画案の可決は、当該更生計画案が決議に付された最初の関係人集会の期日から二月以内にされなければならない。

3　裁判所は、必要があると認めるときは、更生計画案の提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長することができる。ただし、その期間は、一月を超えることができない。

第四節　更生計画の認可又は不認可の決定

（更生計画認可の要件等）

第百九十九条　更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

2　裁判所は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、更生計画認可の決定をしなければならない。

一　更生手続又は更生計画が法令及び最高裁判所規則の規定に適合するものであること。

二　更生計画の内容が公正かつ衡平であること。

三　更生計画が遂行可能であること。

四　更生計画の決議が誠実かつ公正な方法でされたこと。

五　他の株式会社と共に第四十五条第一項第四号に掲げる行為を行うことを内容とする更生計画については、前項の規定による決定の時において、当該他の株式会社が当該行為を行うことができること。

六　行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた更生計画については、第百八十七条の規定による当該行政庁の意見と重要な点において反していないこと。

3　更生手続が法令又は最高裁判所規則の規定に違反している場合であっても、その違反の程度、更生会社の現況その他一切の事情を考慮して更生計画を認可しないことが不適当と認めるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をすることができる。

4　裁判所は、前二項又は次条第一項の規定により更生計画認可の決定をする場合を除き、更生計画不認可の決定をしなければならない。

5　第百十五条第一項に規定する者及び第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等は、更生計画を認可すべきかどうかについて、意見を述べることができる。

6　更生計画の認可又は不認可の決定があった場合には、その主文、理由の要旨及び更生計画又はその要旨を公告しなければならない。

7　前項に規定する場合には、同項の決定があった旨を第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等に通知しなければならない。

（同意を得られなかった種類の権利がある場合の認可）

第二百条　第百九十六条第一項に規定する種類の権利の一部に同条第五項の要件を満たす同意を得られなかったものがあるため更生計画案が可決されなかった場合においても、裁判所は、更生計画案を変更し、同意が得られなかった種類の権利を有する者のために次に掲げる方法のいずれかにより当該権利を保護する条項を定めて、更生計画認可の決定をすることができる。

一　更生担保権者について、その更生担保権の全部をその担保権の被担保債権として存続させ、又はその担保権の目的である財産を裁判所が定める公正な取引価額（担保権による負担がないものとして評価するものとする。）以上の価額で売却し、その売得金から売却の費用を控除した残金で弁済し、又はこれを供託すること。

二　更生債権者については破産の場合に配当を受けることが見込まれる額、株主については清算の場合に残余財産の分配により得ることが見込まれる利益の額を支払うこと。

三　当該権利を有する者に対して裁判所の定め

るその権利の公正な取引価額を支払うこと。

四　その他前三号に準じて公正かつ衡平に当該権利を有する者を保護すること。

2　更生計画案について、第百九十六条第一項に規定する種類の権利の一部に、同条第五項の要件を満たす同意を得られないことが明らかなものがあるときは、裁判所は、更生計画案の作成者の申立てにより、あらかじめ、同意を得られないことが明らかな種類の権利を有する者のために前項各号に掲げる方法のいずれかにより当該権利を保護する条項を定めて、更生計画案を作成することを許可することができる。

3　前項の申立てがあったときは、裁判所は、申立人及び同意を得られないことが明らかな種類の権利を有する者のうち一人以上の意見を聴かなければならない。

（更生計画の効力発生の時期）

第二百一条　更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

（更生計画認可の決定等に対する即時抗告）

第二百二条　更生計画の認可又は不認可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって債務を完済することができない状態にある場合には、株主等は、更生計画の内容が第百六十八条第一項第四号又は第五号に違反することを理由とする場合を除き、即時抗告をすることができない。

3　議決権を有しなかった更生債権者等又は株主が第一項の即時抗告をするには、更生債権者等又は株主であることを疎明しなければならない。

4　第一項の即時抗告は、更生計画の遂行に影響を及ぼさない。ただし、抗告裁判所又は更生計画認可の決定をした裁判所は、同項の決定の取消しの原因となることが明らかな事情及び更生計画の遂行によって生ずる償うことができない損害を避けるべき緊急の必要があることにつき疎明があったときは、抗告人の申立てにより、当該即時抗告につき決定があるまでの間、担保を立てさせて、又は立てさせないで、当該更生計画の全部又は一部の遂行を停止し、その他必要な処分をすることができる。

5　前二項の規定は、第一項の即時抗告についての裁判に対する第十六条において準用する民事訴訟法第三百三十六条の規定による抗告及び同法第三百三十七条の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

第八章　更生計画認可後の手続

第一節　更生計画認可の決定の効力

（更生計画の効力範囲）

第二百三条　更生計画は、次に掲げる者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。

一　更生会社

二　すべての更生債権者等及び株主等

三　更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者

四　更生計画の定めるところにより株式移転（共同株式移転を除く。）、新設分割（共同新設分割を除く。）又は第百八十三条第一項に規定する条項によって設立される株式会社

2　更生計画は、更生債権者等が更生会社の保証人その他更生会社と共に債務を負担する者に対して有する権利及び更生会社以外の者が更生債権者等のために提供した担保に影響を及ぼさない。

（更生債権等の免責等）

第二百四条　更生計画認可の決定があったときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、すべての更生債権等につきその責任を免かれ、株主等の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

一　更生計画の定め又はこの法律の規定によって認められた権利

二　更生手続開始後に更生会社の取締役等（取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役をいう。）又は使用人であった者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三　第百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権

四　租税等の請求権のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかったことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免かれ、若しくは免かれようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権で届出のないもの

2　更生計画認可の決定があったときは、前項第三号及び第四号に掲げる請求権については、更生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に更生計画に基づく弁済が完了した場合にあっては、弁済が完了した時）までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。

（届出をした更生債権者等の権利の変更）

第二百五条　更生計画認可の決定があったときは、届出をした更生債権者等及び株主等の権利は、更生計画の定めに従い、変更される。

2　届出をした更生債権者等は、その有する更生債権等が確定している場合に限り、更生計画の定めによって認められた権利を行使することができる。

3　更生計画の定めによって株主等に対し権利が認められた場合には、更生手続に参加しなかった株主等も、更生計画の定めによって認められた権利を行使することができる。

4　商法第二百八条及び第二百九条第三項の規定は、株主等が第一項の規定による権利の変更により受けるべき金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。

（更生計画の条項の更生債権者表等への記載等）

第二百六条　更生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、更生計画の条項を更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければならない。

2　前項の場合には、更生債権等に基づき更生計画の定めによって認められた権利については、その更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、更生会社、第二百三条第一項第四号に掲げる株式会社、更生債権者等、更生会社の株主等及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者に対して、確定判決と同一の効力を有する。

（租税等の時効の進行の停止）

第二百七条　更生計画認可の決定があったときは、租税等の請求権についての時効は、第百六十九条第一項の規定により納税の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予がされている期間中は、進行しない。

（中止した手続の失効）

第二百八条　更生計画認可の決定があったときは、第五十条第一項の規定によって中止した破産手続、再生手続（当該再生手続において、民事再生法第三十九条第一項の規定によって中止した破産手続及び同法第二十六条第一項第二号に規定する再生債権に基づく強制執行等の手続

を含む。）、第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続は、その効力を失う。ただし、第五十条第五項の規定によって続行された手続については、この限りでない。

2　前項の規定によって効力を失った破産手続における財団債権（破産法第四十七条第二号及び第九号に掲げるものを除く。）及び再生手続における共益債権（再生手続が開始されなかった場合における民事再生法第五十条第二項並びに第百二十条第三項及び第四項に規定する請求権を含む。）は、共益債権とする。

第二節　更生計画の遂行

（更生計画の遂行）

第二百九条　更生計画認可の決定があったときは、管財人は、速やかに、更生計画の遂行又は更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分の監督を開始しなければならない。

2　管財人は、第二百三条第一項第四号に掲げる株式会社の更生計画の実行を監督する。

3　第七十七条第一項の規定は、前項に規定する株式会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

4　裁判所は、更生計画の遂行を確実にするため必要があると認めるときは、管財人（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、更生会社）又は更生会社の事業の更生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者に対し、次に掲げる者のために、相当な担保を立てるべきことを命ずることができる。

一　更生計画の定め又はこの法律の規定によって認められた権利を有する者

二　第百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等でその確定手続が終了していないものを有する者

5　民事訴訟法第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

（株主総会の決議等に関する法令の規定等の排除）

第二百十条　更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、更生会社の株主総会（ある種類の株主の総会を含む。）若しくは取締役会又は第百八十三条第一項に規定する条項により設立される株式会社の創立総会の決議を要しない。

（更生会社の取締役等に関する特例）

第二百十一条　第百七十三条第一項第一号の規定により更生計画において取締役又は監査役（委員会等設置会社にあっては、執行役。以下この条において同じ。）の氏名を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に取締役又は監査役となる。同項第二号の規定により更生計画において代表取締役（委員会等設置会社にあっては、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役。以下この条において同じ。）の氏名を定めたときにおけるその者が代表取締役となる時期についても、同様とする。

2　第百七十三条第二項の規定により更生計画において取締役又は監査役の選任の方法を定めたときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。同項の規定により更生計画において代表取締役の選定の方法を定めたときにおけるその選定についても、同様とする。

3　前項の場合においては、商法第二百五十四条第一項及び第二百五十七条ノ二第一項本文（これらの規定を同法第二百八十条において準用する場合を含む。）並びに第二百六十一条第一項並びに商法特例法第二十一条の八第五項、第二十一条の十三第一項及び第二十一条の十五第一項の規定は、適用しない。

4　更生会社の従前の取締役又は監査役は、更生計画認可の決定の時に退任する。ただし、第一項の規定により引き続き取締役又は監査役となることを妨げない。

5　前項の規定は、更生会社の従前の代表取締役について準用する。

6　第一項又は第二項の規定により取締役又は監査役に選任された者の任期並びにこれらの規定により代表取締役に選定された者の任期及び代表の方法は、更生計画の定めるところによる。

（営業の譲渡等に関する特例）

第二百十二条　更生計画において更生会社が商法第二百四十五条第一項各号に掲げる行為をすることを定めた場合においては、同法第二百四十五条ノ二から第二百四十五条ノ四までの規定は、適用しない。

（定款の変更に関する特例）

第二百十三条　更生計画において更生会社の定款を変更することを定めたときは、その定款変更の効力は、更生計画認可の決定の時に生ずる。ただし、その効力発生時期について更生計画において別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

（資本の減少に関する特例）

第二百十四条　更生計画において更生会社の資本の減少をすることを定めた場合においては、商法第二百十三条第二項及び第三項、第三百七十六条並びに第三百八十条の規定は、適用しない。

（新株の発行に関する特例）

第二百十五条　第百七十五条の規定により更生計画において更生会社が新株を発行することを定めた場合においては、定款に株主に対して新株についての引受権を与える旨の定めがあるときであっても、株主に対して新株についての引受権を与えないで新株を発行することができる。

2　前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ五の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又ハ株主」と、「並ニ第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは「、引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨及第二百八十条ノ二第一項第七号」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株ノ引受権ヲ有スル更生債権者又ハ更生担保権者ノ更生債権又ハ更生担保権ニ付新株予約権証券若ハ無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

3　第一項に規定する場合においては、商法第二百八十条ノ三、第二百八十条ノ五ノ二、第二百八十条ノ八、第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ十一、第二百八十条ノ十三から第二百八十条ノ十三ノ三まで及び第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八までの規定は、適用しない。

（新株予約権の発行に関する特例）

第二百十六条　前条第一項の規定は、定款に株主に対して新株予約権についての引受権を与える旨の定めがある場合について準用する。

2　第百七十六条の規定により更生計画において更生会社が新株予約権を発行することを定めた場合における商法第二百八十条ノ二十六の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又ハ株主」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権ノ引受権ヲ有スル更生債権者又

ハ更生担保権者ノ更生債権又ハ更生担保権ニ付新株予約権証券若ハ無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

3　前項に規定する場合においては、商法第二百八十条ノ二十二及び第二百八十条ノ二十七並びに同法第二百八十条ノ三十九第四項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一の規定は、適用しない。

（社債の発行に関する特例）

第二百十七条　第百七十七条第一項第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主等に対して社債（新株予約権付社債を除く。以下この条において同じ。）についての引受権を与える旨を定めたときは、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、社債についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告しなければならない。

一　各更生債権者等又は各株主等が引受権を有する社債の内容

二　一定の期日までに社債の申込みをしないときは、社債についての引受権を失う旨

三　引受権を譲り渡すことができる旨

2　前項の通知又は公告は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

3　社債についての引受権を有する者は、更生会社が第一項の通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに社債の申込みをしないときは、当該引受権を失う。

4　第百七十七条第一項の規定により更生計画において更生会社が社債を発行することを定めたときは、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

（新株予約権付社債の発行に関する特例）

第二百十八条　第二百十五条第一項の規定は、定款に株主に対して新株予約権付社債についての引受権を与える旨の定めがある場合について準用する。

2　第百七十七条第二項の規定により更生計画において更生会社が新株予約権付社債を発行することを定めた場合における商法第三百四十一条ノ四の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又ハ株主」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権付社債ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権付社債ノ引受権ヲ有スル更生債権者又ハ更生担保権者ノ更生債権又ハ更生担保権ニ付新株予約権証券若ハ無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

3　前項に規定する場合においては、商法第二百九十八条及び第三百四十一条ノ五並びに同法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ十一及び第二百八十条ノ二十二の規定は、適用しない。

（株式交換に関する特例）

第二百十九条　第百七十八条第一項第三号の規定により更生計画において完全親会社となる株式会社が更生債権者等に対して株式交換に際して発行する新株（同号に規定する自己の株式を含む。）を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、株式交換の効力が生じた時に株主となる。

2　第百七十八条第一項第四号の規定により更生計画において株主等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主等は、株式交換の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

3　第百七十八条第一項の規定により更生計画において更生会社が他の株式会社と株式交換をすることを定めた場合においては、商法第三百五十四条及び第三百五十五条の規定は、更生会社については、適用しない。

4　前項に規定する場合においては、商法第三百五十七条の規定は、更生会社が完全子会社となる場合については、適用しない。

5　第三項に規定する場合における更生会社に対する商法第三百五十九条及び第三百五十九条ノ二の規定の適用については、同法第三百五十九条中「第三百五十三条第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは「株式交換ヲ内容トスル更生計画認可ノ決定アリタル」と、同法第三百五十九条ノ二中「前条」とあるのは「会社更生法第二百十九条第五項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前条」とする。

6　第三項に規定する場合においては、商法第三百六十三条第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役及び清算人は、同条第一項の訴えを提起することができない。

（株式移転に関する特例）

第二百二十条　第百七十九条第一項第二号の規定により更生計画において設立される完全親会社が更生債権者等に対して株式移転に際して発行する新株を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、株式移転の効力が生じた時に株主となる。

2　第百七十九条第一項第三号の規定により更生計画において株主等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主等は、株式移転の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。

3　第百七十九条第一項の規定により更生計画において更生会社が株式移転をすることを定めた場合においては、商法第三百六十六条及び同法第三百七十一条第二項において準用する同法第三百五十五条の規定は、更生会社については、適用しない。

4　前項に規定する場合における更生会社に対する商法第三百六十八条及び第三百六十八条ノ二の規定の適用については、同法第三百六十八条中「第三百六十五条第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは「株式移転ヲ内容トスル更生計画認可ノ決定アリタル」と、同法第三百六十八条ノ二中「前条」とあるのは「会社更生法第二百二十条第四項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前条」とする。

5　第三項に規定する場合においては、商法第三百七十二条第二項において準用する同法第三百六十三条第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役及び清算人は、同法第三百七十二条第一項の訴えを提起することができない。

（新設分割に関する特例）

第二百二十一条　第百八十条第一項第二号の規定により更生計画において新設分割により設立さ

れる株式会社が更生債権者等に対して新設分割に際して発行する株式を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、新設分割の効力が生じた時に株主となる。

2　第百八十条第一項第三号の規定により更生計画において分割をする株式会社又はその株主等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、これらの者は、新設分割の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

3　第百八十条第一項の規定により更生計画において更生会社が新設分割をすることを定めた場合においては、商法第三百七十四条ノ二から第三百七十四条ノ四までの規定は、更生会社については、適用しない。

4　前項に規定する場合においては、商法第三百七十四条ノ十第二項の規定は、更生会社が新設分割前に負担していた債務については、適用しない。

5　第三項に規定する場合においては、商法第三百七十四条ノ十二第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提起することができない。

（吸収分割に関する特例）

第二百二十二条　第百八十条第二項第三号の規定により更生計画において吸収分割により営業を承継する株式会社が更生債権者等に対して吸収分割に際して発行する新株（同号に規定する自己の株式を含む。）を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、吸収分割の効力が生じた時に株主となる。

2　第百八十条第二項第四号の規定により更生計画において分割をする株式会社又はその株主等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、これらの者は、吸収分割の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

3　第百八十条第二項の規定により更生計画において更生会社が他の株式会社と吸収分割をすることを定めた場合においては、商法第三百七十四条ノ十八及び第三百七十四条ノ二十並びに同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する同法第三百七十四条ノ三の規定は、更生会社については、適用しない。

4　前項に規定する場合においては、商法第三百七十四条ノ二十一の規定は、吸収分割の相手方である他の株式会社が吸収分割により営業を承継する場合については、適用しない。

5　第三項に規定する場合においては、商法第三百七十四条ノ二十六第二項の規定は、更生会社が吸収分割前に負担していた債務については、適用しない。

6　第三項に規定する場合においては、商法第三百七十四条ノ二十八第三項において準用する同法第三百七十四条ノ十二第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同法第三百七十四条ノ二十八第一項の訴えを提起することができない。

（合併に関する特例）

第二百二十三条　第百八十一条第三号の規定により更生計画において合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が更生債権者等に対して合併に際して発行する新株（同号に規定する自己の株式を含む。）を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、合併の効力が生じた時に株主となる。

2　第百八十一条第四号の規定により更生計画において株主等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主等は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

3　第百八十一条の規定により更生計画において更生会社が他の株式会社と合併することを定めた場合においては、商法第四百八条ノ二、第四百八条ノ三及び第四百十二条並びに同法第四百十六条第三項において準用する同法第三百七十六条第三項の規定は、更生会社については、適用しない。

4　前項に規定する場合においては、商法第四百十三条ノ二第一項の規定は、合併の相手方である他の株式会社が合併後存続する場合については、適用しない。

5　第三項に規定する場合における更生会社に対する商法第四百十三条ノ四の規定の適用については、同条第一項中「合併契約書ニ付第四百八条第一項ノ承認ノ決議ヲ為シタル」とあるのは「更生計画ニ付認可ノ決定アリタル」と、同条第二項中「決議ヲ為シタル」とあるのは「決定アリタル」と、「合併契約書」とあるのは「更生計画」とする。

6　第三項に規定する場合においては、商法第四百十五条第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提起することができない。

（解散に関する特例）

第二百二十四条　第百八十二条本文の規定により更生計画において更生会社が解散することを定めたときは、更生会社は、更生計画に定める時期に解散する。

（新会社の設立に関する特例）

第二百二十五条　第百八十三条第一項本文の規定により更生計画において株式会社を設立することを定めた場合においては、当該株式会社（以下この条において「新会社」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2　前項に規定する場合においては、新会社の定款は、裁判所の認証を受けなければ、その効力を生じない。

3　第一項に規定する場合において、第百八十三条第一項第二号の株式のうち割当てをすることができなかったものがあるときは、同項第六号の規定により更生計画に定められた条件に反しない限り、当該株式を発行しないで新会社を設立することができる。ただし、商法第百六十六条第四項の規定に反しない場合に限る。

4　第一項に規定する場合においては、新会社の創立総会における定款の変更の決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない場合に限り、することができる。

5　第一項に規定する場合において、新会社が成立しなかったときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新会社の設立に関してした行為についてその責めに任じ、新会社の設立に関して支出した費用を負担する。

6　第二百十一条第一項、第二項及び第六項の規定は新会社を設立する場合における取締役、監査役及び代表取締役（委員会等設置会社にあっては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）の選任又は選定について、第二百十五条第二項の規定は更生債権者等又は株主等に対して第百八十三条第一項第二号の株式についての引受権を与える場合について、第二百十六条から第二百十八条までの規定は新会社の新株予約権又は社債の発行について、それぞ

れ準用する。

7　第一項に規定する場合においては、商法第百六十六条第三項、第百六十七条、第百六十八条第二項、第百六十八条ノ二、第百六十九条、第百七十条、第百七十三条、第百七十三条ノ二、第百七十五条第二項第九号、第百八十一条、第百八十三条、第百八十四条（同条第一項中同法第百七十三条ノ二第一項第二号及び第三号に掲げる事項に関する部分を除く。）、第百八十五条、第百八十六条、第百九十二条から第百九十八条まで、第二百二十二条ノ二第二項後段及び第四百二十八条の規定は、適用しない。

（新会社に異動した者の退職手当の取扱い）

第二百二十六条　更生手続開始後に更生会社の第二百四条第一項第二号に規定する取締役等又は使用人であった者で、前条第一項に規定する新会社が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引き続き当該新会社の同号に規定する取締役等又は使用人となったものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができない。

2　前項に規定する者の更生会社における在職期間は、退職手当の計算については、同項に規定する新会社における在職期間とみなす。

（非訟事件手続法の特例）

第二百二十七条　次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事件については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十六条第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

一　更生計画において更生会社の株式の併合をすること又は更生会社が新株を発行することを定めた場合　商法第二百二十条第二項に規定する事件

二　更生計画において更生会社が新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行すること又は第二百二十五条第一項に規定する新会社を設立することを定めた場合　商法第百七十八条（同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。）に規定する事件

（株式等についての引受権の譲渡）

第二百二十八条　更生計画の定めによって更生債権者等又は株主等に対して更生会社又は第二百二十五条第一項に規定する新会社の株式、新株予約権又は社債についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、これを他に譲渡することができる。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例）

第二百二十九条　更生債権者等又は株主等が更生会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社の株式を更生計画の定めによって取得する場合には、その取得は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十一条の規定の適用については、これを代物弁済による取得とみなす。

（財団に関する処分の制限の特例）

第二百三十条　更生計画の定めによって更生会社の財産を処分する場合には、工場財団その他の財団又は財団に属する財産の処分の制限に関する法令の規定は、適用しない。

（許可、認可等に基づく権利の承継）

第二百三十一条　更生計画において更生会社が行政庁から得ていた許可、認可、免許その他の処分に基づく権利及び義務を第二百二十五条第一項に規定する新会社に移転することを定めたときは、当該新会社は、他の法令の規定にかかわらず、その権利及び義務を承継する。

（法人税法等の特例）

第二百三十二条　更生計画において第二百二十五条第一項に規定する新会社が更生会社の租税等の請求権に係る債務を承継することを定めたときは、当該新会社は当該債務を負い、更生会社は当該債務を免れる。

2　更生手続開始の決定があったときは、更生会社の事業年度は、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、更生計画認可の時（その時までに更生手続が終了したときは、その終了の日）に終了するものとする。ただし、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条第一項ただし書及び地方税法第七十二条の十三第四項の規定の適用を妨げない。

3　更生手続による更生会社の財産の評価換え及び債務の消滅による益金で、更生手続開始前から繰り越されている法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額（同法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額（同法第八十一条の九第一項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち当該更生会社に帰せられる金額の合計額に達するまでの金額は、当該財産の評価換え又は債務の消滅のあった各事業年度又は各連結事業年度の同法による所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額に算入しない。

4　更生手続開始の時に続く更生会社の事業年度又は連結事業年度の法人税並びに道府県民税、事業税及び市町村民税については、法人税法第七十一条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十九及び地方税法第五十三条第二項、第七十二条の二十六又は第三百二十一条の八第二項の規定は、適用しない。

第三節　更生計画の変更

第二百三十三条　更生計画認可の決定があった後やむを得ない事由で更生計画に定める事項を変更する必要が生じたときは、裁判所は、更生手続終了前に限り、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等又は株主等の申立てにより、更生計画を変更することができる。

2　前項の規定により更生債権者等又は株主等に不利な影響を及ぼすものと認められる更生計画の変更の申立てがあった場合には、更生計画案の提出があった場合の手続に関する規定を準用する。ただし、更生計画の変更によって不利な影響を受けない更生債権者等又は株主等は、手続に参加させることを要せず、また、変更計画案について議決権を行使しない者（変更計画案について決議をするための関係人集会に出席した者を除く。）であって従前の更生計画に同意したものは、変更計画案に同意したものとみなす。

3　変更後の更生計画によって債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、その債務の期限は、次に掲げる期間を超えてはならない。

一　担保物（その耐用期間が判定できるものに限る。）がある場合は、当該耐用期間又は最初の更生計画認可の決定の時から十五年（変更後の更生計画の内容が更生債権者等に特に有利なものになる場合その他の特別の事情がある場合は、二十年）

二　前号に規定する場合以外の場合は、最初の更生計画認可の決定の時から十五年（変更後の更生計画の内容が更生債権者等に特に有利なものになる場合その他の特別の事情がある場合は、二十年）のいずれか短い期間

4　前項の規定は、変更後の更生計画の定めにより社債を発行し、又は既に更生計画の定めにより発行した社債の期限の猶予をする場合については、適用しない。

5　変更後の更生計画は、第一項の規定による変更の決定又は第二項の規定による認可の決定の

時から、効力を生ずる。

6　前項に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができる。この場合においては、第二百二条第二項から第五項までの規定を準用する。

7　第七十二条第七項の規定は、更生計画の変更により第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定めが取り消された場合について準用する。

第九章　更生手続の終了

第一節　更生手続の終了事由

第二百三十四条　更生手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じた時に終了する。

一　更生手続開始の申立てを棄却する決定の確定

二　第四十四条第一項の規定による即時抗告があった場合における更生手続開始の決定を取り消す決定の確定

三　更生計画不認可の決定の確定

四　更生手続廃止の決定の確定

五　更生手続終結の決定

第二節　更生計画認可前の更生手続の終了

第一款　更生計画不認可の決定

（不認可の決定が確定した場合の更生債権者表等の記載の効力）

第二百三十五条　更生計画不認可の決定が確定したときは、確定した更生債権等については、更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、更生会社であった株式会社に対し、確定判決と同一の効力を有する。この場合においては、更生債権者等は、確定した更生債権等について、当該株式会社に対し、更生債権者表又は更生担保権者表の記載により強制執行をすることができる。

2　前項の規定は、同項に規定する株式会社が第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段の規定による異議を述べた場合には、適用しない。

第二款　更生計画認可前の更生手続の廃止

（更生が困難な場合の更生手続廃止）

第二百三十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

一　決議に付するに足りる更生計画案の作成の見込みがないことが明らかになったとき。

二　裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に更生計画案の提出がないとき、又はその期間内に提出されたすべての更生計画案が決議に付するに足りないものであるとき。

三　更生計画案が否決されたとき、又は第百九十八条第一項本文の規定により関係人集会の続行期日が定められた場合において、同条第二項及び第三項の規定に適合する期間内に更生計画案が可決されないとき。

（更生手続開始原因が消滅した場合の更生手続廃止）

第二百三十七条　第百三十八条第一項に規定する債権届出期間の経過後更生計画認可の決定前において、第十七条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実のないことが明らかになったときは、裁判所は、管財人、更生会社又は届出をした更生債権者等の申立てにより、更生手続廃止の決定をしなければならない。

2　前項の申立てをするときは、同項に規定する更生手続開始の原因となる事実がないことを疎明しなければならない。

（更生手続廃止の公告等）

第二百三十八条　裁判所は、前二条の規定による更生手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

2　前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3　第二百二条第三項の規定は、前項の即時抗告並びにこれについての決定に対する第十六条において準用する民事訴訟法第三百三十六条の規定による抗告及び同法第三百三十七条の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

4　前二条の規定による更生手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、更生手続廃止の決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

5　第一項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

6　第二百三十五条の規定は、前二条の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について準用する。

第三節　更生計画認可後の更生手続の終了

第一款　更生手続の終結

（更生手続終結の決定）

第二百三十九条　次に掲げる場合には、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続終結の決定をしなければならない。

一　更生計画が遂行された場合

二　更生計画の定めによって認められた金銭債権の総額の三分の二以上の額の弁済がされた時において、当該更生計画に不履行が生じていない場合。ただし、裁判所が、当該更生計画が遂行されないおそれがあると認めたときは、この限りでない。

三　更生計画が遂行されることが確実であると認められる場合（前号に該当する場合を除く。）

2　裁判所は、更生手続終結の決定をしたときは、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

（更生手続終結後の更生債権者表等の記載の効力）

第二百四十条　更生手続終結の後においては、更生債権者等は、更生債権等に基づき更生計画の定めによって認められた権利について、更生会社であった株式会社及び更生会社の事業の更生のために債務を負担した者に対して、更生債権者表又は更生担保権者表の記載により強制執行をすることができる。ただし、民法第四百五十二条及び第四百五十三条の規定の適用を妨げない。

第二款　更生計画認可後の更生手続の廃止

第二百四十一条　更生計画認可の決定があった後に更生計画が遂行される見込みがないことが明らかになったときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

2　前項の規定による更生手続の廃止の決定は、確定しなければその効力を生じない。

3　第一項の規定による更生手続の廃止は、更生計画の遂行及びこの法律の規定によって生じた効力に影響を及ぼさない。

4　第二百三十八条第一項から第三項までの規定は第一項の規定による更生手続廃止の決定をした場合について、同条第四項の規定は当該決定を取り消す決定が確定した場合について、前条の規定は第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。

第十章　外国倒産処理手続がある場合の特則

（外国管財人との協力）

第二百四十二条　管財人は、更生会社についての外国倒産処理手続（外国で開始された手続で

あって、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。）がある場合には、当該外国倒産処理手続における外国管財人（外国倒産処理手続において株式会社の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下同じ。）に対し、更生会社の更生のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2　前項に規定する場合には、管財人は、同項の外国管財人に対し、更生会社の更生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

（更生手続の開始原因の推定）

第二百四十三条　株式会社についての外国倒産処理手続がある場合には、当該株式会社に第十七条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実があるものと推定する。

（外国管財人の権限等）

第二百四十四条　外国管財人は、株式会社に第十七条第一項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

2　第二百四十二条第一項に規定する場合には、同項の外国管財人は、更生会社の更生手続において、関係人集会に出席し、意見を述べることができる。

3　第二百四十二条第一項に規定する場合には、同項の外国管財人は、更生会社の更生手続において、第百八十四条第一項に規定する期間（同条第四項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間）内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

4　第一項の規定により外国管財人が更生手続開始の申立てをした場合において、包括的禁止命令又はこれを変更し、若しくは取り消す旨の決定があったときはその主文を、更生手続開始の決定があったときは第四十三条第一項の規定により公告すべき事項を、同項第二号又は第三号に掲げる事項に変更を生じたときはその旨を、更生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときはその主文を、それぞれ外国管財人に通知しなければならない。

（相互の手続参加）

第二百四十五条　外国管財人は、届出をしていない更生債権者等であって、更生会社についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、更生会社の更生手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2　管財人は、届出をした更生債権者等であって、更生会社についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3　管財人は、前項の規定による参加をした場合には、同項の規定により代理した更生債権者等のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の更生債権者等の権利を害するおそれがある行為をするには、当該更生債権者等の授権がなければならない。

第十一章　雑則

（更生会社についての登記の嘱託等）

第二百四十六条　更生手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、更生手続開始の登記を更生会社の本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2　前項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があったときはその旨及び各管財人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。

3　第一項の規定は、前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

4　開始前会社について保全管理命令又は監督命令がされたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、保全管理命令又は監督命令の登記を開始前会社の本店及び支店の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

5　前項に規定する保全管理命令の登記には保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第三十四条第一項において準用する第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて第三十四条第一項において準用する第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容をも、前項に規定する監督命令の登記には監督委員の氏名又は名称及び住所並びに第三十五条第二項の規定により指定された行為をも登記しなければならない。

6　第四項の規定は、同項に規定する裁判の変更若しくは取消しがあった場合又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

7　第一項の規定は、更生計画認可の決定があった場合又は第二百三十四条第二号から第五号までに掲げる事由が生じた場合について準用する。

8　登記官は、第一項の規定により更生手続開始の登記をする場合において、更生会社について整理開始又は特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

9　登記官は、第七項の規定により更生手続開始の決定の取消しの登記をする場合において、前項の規定によって抹消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

10　第八項の規定は更生計画認可の登記をする場合における破産又は再生手続開始の登記について、前項の規定は更生計画認可の決定を取り消す決定が確定した場合におけるこの項において準用する第八項の規定により抹消した登記について、それぞれ準用する。

第二百四十七条　第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を更生会社の本店及び支店の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2　前項の規定は、第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定め又は裁判所の決定が取り消された場合について準用する。

（登記のある権利についての登記の嘱託等）

第二百四十八条　次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記を嘱託しなければならない。

一　開始前会社に属する権利で登記がされたものに関し第二十八条第一項の規定による保全処分があったとき。

二　登記のある権利に関し第四十条第一項又は第九十九条第一項の規定による保全処分があったとき。

2　前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあった場合又は当該保全処分が効力を失った場合について準用する。

3　裁判所書記官は、更生手続開始の決定があった場合において、更生会社に属する権利で登記がされたものについて商法第三百八十七条第二項（同法第四百五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4　前項の規定による登記の抹消がされた場合において、更生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、同項の規定により抹消された登記の回復を嘱託しなければならない。

5　第三項の規定は更生計画認可の決定があった場合において裁判所書記官が更生会社に属する権利で登記がされたものについて破産法第百二十条後段の規定による登記があることを知ったときについて、前項の規定はこの項において準用する第三項の規定により登記の抹消がされた後に当該更生計画認可の決定を取り消す決定が確定した場合について、それぞれ準用する。

（更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等）

第二百四十九条　第二百四十六条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に更生会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

2　更生会社が他の株式会社と共同して新設分割をする場合において、裁判所書記官が新設分割による設立の登記を嘱託するときは、他の株式会社の新設分割による変更の登記をも嘱託しなければならない。

3　更生会社が他の株式会社と吸収分割をする場合において、裁判所書記官が更生会社の吸収分割による変更の登記を嘱託するときは、他の株式会社の吸収分割による変更の登記をも嘱託しなければならない。

4　更生会社が他の株式会社と合併をする場合において、裁判所書記官が次に掲げる登記を嘱託するときは、合併の相手方である他の株式会社の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

一　合併後存続する更生会社の合併による変更の登記

二　合併により設立する株式会社の合併による設立の登記

5　第一項の規定は、他の株式会社が更生会社と合併して合併後存続する場合における更生会社の解散の登記については、適用しない。

6　前条第一項の規定は、更生計画の遂行により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合について準用する。ただし、更生会社、更生債権者等、株主等及び更生計画の定めにより設立される株式会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

（否認の登記）

第二百五十条　登記の原因である行為が否認されたときは、管財人は、否認の登記をしなければならない。登記が否認されたときも、同様とする。

2　裁判所書記官は、前項の規定による否認の登記がされている場合において、更生会社について、第二百三十四条第二号若しくは第三号に掲げる事由が生じ、又は第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定したときは、職権で、遅滞なく、否認の登記の抹消を嘱託しなければならない。ただし、その抹消につき登記上利害関係を有する第三者があるときは、この限りでない。

3　裁判所書記官は、第一項の規定による否認の登記がされている場合において、更生会社について、更生手続終結の決定があったとき、又は第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定したときは、職権で、遅滞なく、更生手続の終結又は更生手続の廃止の登記を嘱託しなければならない。

（登記嘱託書等の添付書面等）

第二百五十一条　この法律の規定による登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面その他のものは、政令で定める。

（登録免許税の特例）

第二百五十二条　第二百四十六条から第二百四十八条まで及び第二百五十条の規定による登記については、登録免許税を課さない。

2　更生計画において更生会社が新株を発行することを定めた場合（次項、第五項及び第六項に該当する場合を除く。）における資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第九条の規定にかかわらず、千分の一（増加した資本の金額のうち、更生債権者等又は株主等が新株の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなす部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

3　更生計画において更生会社が他の株式会社と株式交換をすることを定めた場合における株式交換による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（株式交換により増加した資本の金額のうち、更生債権者等又は株主等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

4　更生計画において更生会社が株式移転をすることを定めた場合における当該株式移転による株式会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、更生債権者等又は株主等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

5　更生計画において更生会社が会社の分割をすることを定めた場合における当該会社の分割による株式会社の設立又は資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（それぞれ資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした株式会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分に相当する金額及び更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

6　更生計画において更生会社が他の株式会社と合併することを定めた場合における当該合併による株式会社の設立又は合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した株式会社の当該合併の直前における資本の金額に対応する部分に相当する金額及び更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

7　更生計画の定めに基づき第二百二十五条第一項に規定する新会社を設立することを定めた場合における新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、更生債権者等又は株主等が新会社の設立に際して発行する株式の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなす部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

8　更生計画において当該更生計画の定めに基づき設立された株式会社が更生会社から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の四とする。ただし、当該登記につき当該税率を適用して計算し

た登録免許税の額が同条の規定を適用して計算した登録免許税の額を超えるときは、この限りでない。

（準用）

第二百五十三条　第二百四十八条、第二百四十九条第六項、第二百五十条、第二百五十一条及び前条第一項の規定は、登録のある権利について準用する。

（最高裁判所規則）

第二百五十四条　この法律に定めるもののほか、更生手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第十二章　罰則

（詐欺更生罪）

第二百五十五条　株式会社の取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は支配人が、更生手続開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、株式会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権若しくは商法の規定による留置権を有する者（第一号において「担保権者」という。）若しくは株主等を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をし、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一　株式会社の財産を隠匿し、毀棄し、又は債権者、担保権者若しくは株主等の不利益に処分すること。

二　株式会社の負担を虚偽に増加すること。

三　法律の規定により作成すべき商業帳簿を作成せず、これに財産の現況を知るに足りる記載若しくは記録をせず、若しくは不正の記載若しくは記録をし、又はこれを隠匿し、若しくは毀棄すること。

（第三者の詐欺更生罪）

第二百五十六条　前条に規定する行為をした者（株式会社の取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を除く。）又は自己若しくは他人の利益を図る目的で更生債権者等若しくは株主等として虚偽の権利を行使した者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

（収賄罪）

第二百五十七条　管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が、その職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員（以下この条において「管財人等」という。）が法人であるときは、管財人等の職務に従事するその役員又は職員が、その職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。管財人等が法人である場合において、その役員又は職員が、管財人等の職務に関し管財人等に賄賂を収受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3　犯人又は法人である管財人等の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）

第二百五十八条　前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（報告及び検査拒絶の罪）

第二百五十九条　開始前会社、更生会社又は第二百三条第一項第四号に掲げる株式会社の取締役、執行役、監査役、清算人又は支配人その他の使用人が第七十七条第一項（第三十四条第一項、第三十八条、第百二十六条又は第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（国外犯）

第二百六十条　第二百五十七条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第二百五十八条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

（過料）

第二百六十一条　更生会社又は更生会社の事業の更生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者は、第二百九条第四項の規定による裁判所の命令に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

2　第七十七条第二項に規定する子会社又は連結子会社の取締役、執行役、監査役、清算人又は支配人その他の使用人が同項（第三十四条第一項、第三十八条又は第百二十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、百万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（更生事件に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にされた更生手続開始の申立てに係る株式会社の更生事件については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

法務委員長　魚住裕一郎

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、会社更生法の施行に伴い、証券取引法ほか二十六の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月二十八日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

（証券取引法の一部改正）

第一条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の四十九第六号中「第四章から第五章まで」を「第四章第五節、第五章第四節及び第六章第四節」に改める。

第七十九条の五十三第四項中「第百七十八条の四十一第一項」を「第四百九十三条第一項」に改め、同条第五項中「、裁判所から」を削り、「第百七十九条、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第三十五条第一項」を「第三百七十八条第二項、第四百五十一条第二項若しくは第四百九十四条」に改める。

（中小企業等協同組合法等の一部改正）

第二条　次に掲げる法律の規定中「会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）」を「会社更生法（平成十四年法律第　号）」に改める。

一　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百三条

二　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条

三　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条

四　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条第一項

五　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十二条第一項

六　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十五条第一項

七　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）別表第一の十七の項上欄二

八　仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第十九条第四項

九　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第三十九条第一項

十　石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第三十六条の十六第一項

（地方税法の一部改正）

第三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第二号の四中「会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第二百二十六条」を「会社更生法（平成十四年法律第　号）第百八十三条第一項」に、「第百十九条又は第百六十条の百二」を「第百七条又は第二百七十六条」に、「第十一条」を「第百六条第一項」に、「第百十八条」を「第三百四十八条」に、「第十八条の九」を「第二百七十五条第一項」に、「第百六十条の百一」を「第三百六十五条」に、「おいて会社」を「おいて株式会社」に、「新会社」に改める。

第六百九十九条の四第二項第三号中「第二百二十六条」を「第百八十三条第一項」に、「第百十九条又は第百六十条の百二」を「第百七条又は第二百七十六条」に、「第十一条」を「第百六条第一項」に、「第百十八条」を「第三百四十八条」に、「第十八条の九」を「第二百七十五条第一項」に、「第百六十条の百一」を「第三百六十五条」に、「おいて会社」を「おいて株式会社」に、「新会社」に改める。

（住宅融資保険法の一部改正）

第四条　住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）」を「会社更生法（平成十四年法律第　号）第四十一条」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正）

第五条　国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「債権者集会の決議若しくは書面による」を削り、「会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）」を「会社更生法（平成十四年法律第　号）」に改め、「関係人集会の」を削り、「同意し、又は賛成する」を「同意する」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件に関する前条の規定による改正後の国の債権の管理等に関する法律第三十条の規定の適用については、同条中「同意する」とあるのは、「同意し、又は賛成する」とする。

（国税通則法の一部改正）

第七条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「当該会社、協同組織金融機関又は相互会社の本店又は主たる事務所（外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる営業所。以下この項において同じ。）」を「更生手続又は企業担保権の実行手続が係属する地方裁判所」に改め、同項ただし書を削る。

（執行官法の一部改正）

第八条　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十三号を次のように改める。

十三　商法（明治三十二年法律第四十八号）又は破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による財産の調査等に関する援助若しくは立会い又は財産の封印若しくは封印の除去

（執行官法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の施行前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件における執行官が手数料を受ける事務については、前条の規定による改正後の執行官法第八条第一項第十三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（預金保険法の一部改正）

第十条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第九号中「第四章から第五章まで」を「第四章第四節、第五章第三節及び第六章第三節」に改める。

第六十六条第三項第二号中「第百七十八条の七」を「第四百五十六条」に改める。

第七十七条第五項中「会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第九十七条、第九十八条、第九十八条の四及び第二百八十五条」を「会社更生法（平成十四年法律第　号）第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項」に、「第九十七条第一項」を「第六十九条第一項」に、「第九十八条中」を「第七十条中」に、「第二百八十五条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、「内閣総理大臣」と、」の下に「同条第五項中」を加える。

第百二十七条第一項第三号中「第三十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第三十三条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

（保険業法の一部改正）

第十一条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百四十二条第六項中「会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第九十七条、第九十八条、第九十八条の四及び第二百八十五条」を「会社更生法（平成十四年法律第　号）第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項」に、「第九十八条中」を「第七十条中」に、「第二百八十五条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、「内閣総理大臣」と、」の下に「同条第五項中」を加える。

第二百六十五条の二十八第一項第八号中「第

四章（金融機関等の更生手続の特例）及び第五章（金融機関等の破産手続の特例）」を「第四章第六節（保険契約者保護機構の権限等）及び第六章第五節（保険契約者保護機構の権限）」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第十二条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　協同組織金融機関の更生手続

第一節　総則（第三条―第十四条）

第二節　更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置

第一款　更生手続開始の申立て（第十五条―第十八条）

第二款　更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第一目　開始前協同組織金融機関に関する他の手続の中止命令等（第十九条）

第二目　開始前協同組織金融機関の業務及び財産に関する保全処分等（第二十条・第二十一条）

第三目　保全管理命令（第二十二条―第二十四条）

第四目　監督命令（第二十五条―第二十八条）

第五目　更生手続開始前の調査命令等（第二十九条・第三十条）

第三節　更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等

第一款　更生手続開始の決定（第三十一条）

第二款　更生手続開始の決定に伴う効果（第三十二条―第四十三条）

第三款　管財人

第一目　管財人の選任及び監督（第四十四条）

第二目　管財人の権限等（第四十五条―第五十四条）

第三目　更生協同組織金融機関の財産状況の調査（第五十五条・第五十六条）

第四款　否認権（第五十七条―第六十一条）

第五款　更生協同組織金融機関の役員の責任の追及（第六十二条・第六十三条）

第六款　担保権消滅の請求等

第一目　担保権消滅の請求（第六十四条）

第二目　債権質の第三債務者の供託（第六十五条）

第七款　関係人集会（第六十六条）

第八款　更生債権者委員会及び代理委員等（第六十七条―第七十一条）

第九款　調査命令（第七十二条・第七十三条）

第四節　共益債権及び開始後債権

第一款　共益債権（第七十四条―第七十八条）

第二款　開始後債権（第七十九条）

第五節　更生債権者及び更生担保権者

第一款　更生債権者及び更生担保権者の手続参加（第八十条）

第二款　更生債権及び更生担保権の届出（第八十一条―第八十五条）

第三款　更生債権及び更生担保権の調査及び確定

第一目　更生債権及び更生担保権の調査（第八十六条・第八十七条）

第二目　更生債権及び更生担保権の確定のための裁判手続（第八十八条）

第三目　租税等の請求権等についての特例（第八十九条）

第六節　組合員等（第九十条・第九十一条）

第七節　更生計画の作成及び認可

第一款　更生計画の条項（第九十二条―第百七条）

第二款　更生計画案の提出（第百八条―第百十二条）

第三款　更生計画案の決議（第百十三条―第百十九条）

第四款　更生計画の認可又は不認可の決定（第百二十条―第百二十三条）

第八節　更生計画認可後の手続

第一款　更生計画認可の決定の効力（第百二十四条―第百二十六条）

第二款　更生計画の遂行（第百二十七条―第百四十八条）

第三款　更生計画の変更（第百四十九条）

第九節　更生手続の終了

第一款　更生手続の終了事由（第百五十条）

第二款　更生計画認可前の更生手続の終了

第一目　更生計画不認可の決定（第百五十一条）

第二目　更生計画認可前の更生手続の廃止（第百五十二条）

第三款　更生計画認可後の更生手続の終了

第一目　更生手続の終結（第百五十三条・第百五十四条）

第二目　更生計画認可後の更生手続の廃止（第百五十五条）

第十節　外国倒産処理手続がある場合の特則（第百五十六条―第百五十八条）

第十一節　雑則（第百五十九条―第百六十七条）

第三章　相互会社の更生手続

第一節　総則（第百六十八条―第百七十九条）

第二節　更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置

第一款　更生手続開始の申立て（第百八十条―第百八十三条）

第二款　更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第一目　開始前会社に関する他の手続の中止命令等（第百八十四条）

第二目　開始前会社の業務及び財産に関する保全処分等（第百八十五条・第百八十六条）

第三目　保全管理命令（第百八十七条―第百八十九条）

第四目　監督命令（第百九十条―第百九十三条）

第五目　更生手続開始前の調査命令等（第百九十四条・第百九十五条）

第三節　更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等

第一款　更生手続開始の決定（第百九十六条）

第二款　更生手続開始の決定に伴う効果（第百九十七条―第二百九条）

第三款　管財人

第一目　管財人の選任及び監督（第二百十条）

第二目　管財人の権限等（第二百十一条―第二百二十条）

第三目　更生会社の財産状況の調査（第二百二十一条・第二百二十二条）

第四款　否認権（第二百二十三条―第二百二十七条）

第五款　更生会社の役員の責任の追及

（第二百二十八条・第二百二十九条）
第六款　担保権消滅の請求等
第一目　担保権消滅の請求（第二百三十条）
第二目　債権質の第三債務者の供託（第二百三十一条）
第七款　関係人集会（第二百三十二条）
第八款　更生債権者委員会及び代理委員等（第二百三十三条―第二百三十七条）
第九款　調査命令（第二百三十八条・第二百三十九条）
第四節　共益債権及び開始後債権
第一款　共益債権（第二百四十条―第二百四十五条）
第二款　開始後債権（第二百四十六条）
第五節　更生債権者及び更生担保権者
第一款　更生債権者及び更生担保権者の手続参加（第二百四十七条）
第二款　更生債権及び更生担保権の届出（第二百四十八条―第二百五十二条）
第三款　更生債権及び更生担保権の調査及び確定
第一目　更生債権及び更生担保権の調査（第二百五十三条・第二百五十四条）
第二目　更生債権及び更生担保権の確定のための裁判手続（第二百五十五条）
第三目　租税等の請求権等についての特例（第二百五十六条）
第六節　社員（第二百五十七条・第二百五十八条）
第七節　更生計画の作成及び認可
第一款　更生計画の条項（第二百五十九条―第二百七十六条）
第二款　更生計画案の提出（第二百七十七条―第二百八十一条）
第三款　更生計画案の決議（第二百八十二条―第二百八十九条）
第四款　更生計画の認可又は不認可の決定（第二百九十条―第二百九十三条）
第八節　更生計画認可後の手続
第一款　更生計画認可の決定の効力（第二百九十四条―第二百九十六条）
第二款　更生計画の遂行（第二百九十七条―第三百一十一条）
第三款　更生計画の変更（第三百一十二条）
第九節　更生手続の終了
第一款　更生手続の終了事由（第三百一十三条）
第二款　更生計画認可前の更生手続の終了
第一目　更生計画不認可の決定（第三百一十四条）
第二目　更生計画認可前の更生手続の廃止（第三百一十五条）
第三款　更生計画認可後の更生手続の終了
第一目　更生手続の終結（第三百一十六条・第三百一十七条）
第二目　更生計画認可後の更生手続の廃止（第三百一十八条）
第十節　外国倒産処理手続がある場合の特則（第三百一十九条―第三百三十一条）
第十一節　雑則（第三百三十二条―第三百四十条）
第四章　金融機関等の更生手続の特例
第一節　銀行の更生手続の特例
第一款　総則（第三百四十一条・第三百四十二条）
第二款　更生計画の条項に関する特例（第三百四十三条―第三百四十八条）
第三款　更生計画の遂行に関する特例（第三百四十九条―第三百五十五条）
第三節　預金保険機構の権限（第三百五十六条―第三百六十三条）
第四節　投資者保護基金の権限（第三百六十四条―第三百六十五条）
第五節　保険契約者保護機構の権限（第三百六十六条―第三百七十三条）
第四款　雑則（第三百七十四条・第三百七十五条）
第三節　監督庁による更生手続開始の申立て等（第三百七十六条―第三百八十三条）
第四節　預金保険機構の権限（第三百八十四条―第四百二条）
第五節　投資者保護基金の権限（第四百三条―第四百二十条）
第六節　保険契約者保護機構の権限等
第一款　保険契約者保護機構の権限（第四百二十一条―第四百三十八条）
第二款　保険会社の更生手続における保険契約の取扱い等（第四百三十九条―第四百四十五条）
第五章　金融機関等の再生手続の特例
第一節　管轄の特例等（第四百四十六条―第四百四十九条）
第二節　監督庁による再生手続開始の申立て等（第四百五十条―第四百五十六条）
第三節　預金保険機構の権限（第四百五十七条―第四百七十三条）
第四節　投資者保護基金の権限（第四百七十四条―第四百八十九条）
第六章　金融機関等の破産手続の特例
第一節　管轄の特例等（第四百九十条―第四百九十二条）
第二節　監督庁による破産の申立て等（第四百九十三条―第四百九十六条）
第三節　預金保険機構の権限（第四百九十七条―第五百九条）
第四節　投資者保護基金の権限（第五百十条―第五百十二条）
第五節　保険契約者保護機構の権限（第五百十三条―第五百三十七条）
第七章　雑則（第五百三十八条）
第八章　罰則（第五百三十九条―第五百四十七条）

附則

第一条中「更生手続、再生手続に関し」を「更生手続に関し」に改める。

第二条第四項及び第五項中「次条において」を「以下」に改める。

第二条の二から第二条の四までを削る。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　協同組織金融機関の更生手続

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節　総則

第三条から第十四条までを次のように改める。

（協同組織金融機関の更生手続）

第三条　協同組織金融機関の更生手続については、第四章第三節及び第四節に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（定義）

第四条　この章において「更生手続」とは、協同組織金融機関について、この章並びに第四章第三節及び第四節の定めるところにより、更生計画を定め、更生計画が定められた場合にこれを遂行する手続（更生手続開始の申立てについて更生手続開始の決定をするかどうかに関する審理及び裁判をする手続を含む。）をいう。

2　この章において「更生計画」とは、更生債権者等又は組合員等の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第九十二条に規定する条項を定めた計画をいう。

3　この章において「更生事件」とは、更生手続に係る事件をいう。

4　この章において「更生裁判所」とは、更生事件が係属している地方裁判所をいう。

5　この章において「裁判所」とは、更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。

6　この章において「開始前協同組織金融機関」とは、更生裁判所に更生事件が係属している協同組織金融機関であって、更生手続開始の決定がされていないものをいう。

7　この章において「更生協同組織金融機関」とは、更生裁判所に更生事件が係属している協同組織金融機関であって、更生手続開始の決定がされたものをいう。

8　この章において「更生債権」とは、更生協同組織金融機関に対し更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権又は次に掲げる権利であって、更生担保権又は共益債権に該当しないものをいう。

一　更生手続開始後の利息の請求権

二　更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

三　更生手続参加の費用の請求権

四　第三十九条において準用する会社更生法（平成十四年法律第　号）第五十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する債権

五　第四十一条第一項において準用する会社更生法第六十一条第一項の規定により双務契約が解除された場合における相手方の損害賠償の請求権

六　第四十一条第三項において準用する破産法（大正十一年法律第七十一号）第六十三条の規定による損害賠償の請求権

七　第四十一条第三項において準用する破産法第六十六条第一項の規定による請求権（更生協同組織金融機関の有するものを除く。）

八　第六十条において準用する会社更生法第九十一条第三項第三号又は第四号に定める権利

9　この章において「更生債権者」とは、更生債権を有する者をいう。

10　この章において「更生担保権」とは、更生手続開始当時更生協同組織金融機関の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定による留置権に限る。）の被担保債権であって更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの（共益債権であるものを除く。）のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時における時価であるとした場合における当該担保権によって担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権（社債を除く。）のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時（その時までに更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時）までに生ずるものに限る。

11　この章において「更生担保権者」とは、更生担保権を有する者をいう。

12　この章において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保権をいう。ただし、第二節第二款においては、開始前協同組織金融機関について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものをいう。

13　この章において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保権者をいう。ただし、第二節第二款においては、開始前協同組織金融機関について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となるものをいう。

14　この章において「更生協同組織金融機関財産」とは、更生協同組織金融機関に属する一切の財産をいう。

15　この章において「租税等の請求権」とは、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権であって、共益債権に該当しないものをいう。

（会社更生法の規定を準用する場合の読替え等）

第五条　この章（第百四条第二項、第百七条、第百二十七条第三項、第百三十四条第三項、第百三十五条第六項、第百三十七条第一項、第百三十八条第二項、第百四十条第二項、第百四十二条第七項及び第百六十二条第二項を除く。）の規定において会社更生法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「この法律」とあるのは「更生特例法第二章」と、「開始前会社」とあるのは「開始前協同組織金融機関（更生特例法第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関をいう。）」と、「株式会社」とあるのは「協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）」と、「更生会社」とあるのは「更生協同組織金融機関（更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）」と、「株主」とあり、及び「株主等」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第十項に規定する組合員等をいう。）」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「代表取締役」とあるのは「代表理事（更生特例法第二条第十一項に規定する代表理事をいう。）」と、「監査役」とあるのは「監事」と、「支配人」とあるのは「参事等（更生特例法第二条第十二項に規定する参事等をいう。）」と、「営業」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。

2　この章において準用するこの章の規定により読み替えられた会社更生法の規定中「更生特例法」とあるのは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律をいうものとする。

（外国人の地位）

第六条　会社更生法第三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における外国人又は外国法人の地位について準用する。

（更生事件の管轄）

第七条　会社更生法第五条（第二項第一号及び第三号から第五号までを除く。）及び第六条の規定は、協同組織金融機関の更生事件の管轄について準用する。この場合において、同法第五条第一項中「所在地（外国に主たる営業所がある場合にあっては、日本における主たる営業所の所在地）」とあるのは「所在地」と、同条第二項第二号中「株式会社が商法第二百十一条ノ二第一項に規定する親会社に該当する場合における同項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）である株式会社」とあるのは「協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）が協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条第一項、信用金庫法（昭

和二十六年法律第二百三十八号）第三十二条第六項又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第三十四条第五項に規定する子会社である株式会社を有する場合において、当該株式会社」と読み替えるものとする。

（更生事件の移送）

第八条　会社更生法第七条の規定は、協同組織金融機関の更生事件の移送について準用する。この場合において、同条第三号中「第五条第二項各号」とあるのは、「更生特例法第七条において準用する第五条第二項第二号又は第六号」と読み替えるものとする。

（任意的口頭弁論、不服申立て等）

第九条　会社更生法第八条及び第九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続に関する審理及び裁判について準用する。

（公告等）

第十条　会社更生法第十条の規定は、この章の規定による公告又は送達について準用する。

（更生手続の終了に伴う破産宣告等）

第十一条　会社更生法第十一条及び第十二条の規定は、協同組織金融機関の更生手続の終了に伴う破産宣告について準用する。この場合において、同法第十一条第一項中「第二百三十四条第一号から第四号まで」とあるのは「更生特例法第百五十条において準用する第二百三十四条第一号から第四号まで」と、同条第二項中「整理又は特別清算」とあるのは「整理」と、同条第三項及び同法第十二条第一項第三号中「第二百四十一条第一項」とあるのは「更生特例法第百五十五条第一項において準用する第二百四十一条第一項」と、同法第十一条第四項中「第六十二条第二項並びに第百二十八条第一項及び第四項」とあるのは「更生特例法第四十一条第一項において準用する第六十二条第二項並びに更生特例法第七十五条第一項及び第四項」と、同条第五項中「第二百三十四条第一号から第三号まで」とあるのは「更生特例法第百五十条において準用する第二百三十四条第一号から第三号まで」と、「第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項」とあるのは「更生特例法第百五十二条第一項において準用する第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項」と読み替えるものとする。

（更生手続の終了に伴い再生手続が続行された場合の取扱い）

第十二条　会社更生法第十三条の規定は、協同組織金融機関について再生事件が係属している場合について準用する。この場合において、同条中「第二百三十四条第一号から第三号まで」とあるのは「更生特例法第百五十条において準用する第二百三十四条第一号から第三号まで」と、「第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項」とあるのは「更生特例法第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項」と、「共益債権は」とあるのは「共益債権（更生手続が開始されなかった場合における更生特例法第四十一条第一項において準用する第六十二条第二項並びに更生特例法第七十五条第一項及び第四項に規定する請求権を含む。）は」と読み替えるものとする。

（事件に関する文書の閲覧等）

第十三条　会社更生法第十四条及び第十五条の規定は、協同組織金融機関の更生事件に関する文書その他の物件又は更生事件に関する事項の証明書について準用する。この場合において、同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは「更生特例法」と、同条第四項第一号中「第二十四条第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一項若しくは第二項」と、「第二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と、「第二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二十八条第一項」と、「第二十八条第一項及び第四項」とあるのは「更生特例法第二十八条第一項及び第四項」と、「第二十九条第一項」とあるのは「更生特例法第二十九条第一項」と、「第三十条第二項」とあるのは「更生特例法第三十条第二項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と、「第三十五条第二項前段又は第七十二条第二項（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「更生特例法第二十三条において準用する第三十二条第一項ただし書、更生特例法第三十三条第二項前段又は更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第二項（更生特例法第二十三条において準用する場合を含む。）」と、同項第二号中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する第八十四条第二項」と、「第百二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第七十二条第二項」と読み替えるものとする。

（民事訴訟法の準用）

第十四条　協同組織金融機関の更生手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

第二章の二並びに第三章の章名及び同章第一節の節名を削り、第十九条の前に次の款名及び目名を付する。

第二款　更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第一目　開始前協同組織金融機関に関する他の手続の中止命令等

第十九条を次のように改める。

第十九条　会社更生法第二十四条（第一項第三号を除く。）及び第二十五条から第二十七条まで（開始前協同組織金融機関の業務及び財産に関する保全処分）

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

第二十条　会社更生法第二十八条の規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てがあった場合の保全処分について準用する。この場合において、同条第五項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

（更生手続開始前における商事留置権の消滅請求）

第二十一条　会社更生法第二十九条の規定は、開始前協同組織金融機関の財産につき商法の規定による留置権がある場合について準用する。

第二十一条の次に次の目名を付する。

第三目　保全管理命令

第二十二条から第二十四条までを次のように改める。

（保全管理命令）

第二十二条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前協同組織金融機関の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

2　裁判所は、前項の処分（以下この章において「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。ただし、第四十四条において準用する会社更生法第六十七条第三項に規定する者は、保全管理人に選任することができない。

3　会社更生法第三十条第三項から第五項まで及び第三十一条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における保全管理命令について準用する。この場合において、同条第三項中「第十条第四項」とあるのは、「更生特例法第十条において準用する第十条第四項」と読み替えるものとする。

（保全管理人の権限）

第二十三条　会社更生法第三十二条及び第三十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における保全管理人について準用する。この場合において、同条第一項中「第六十七条第三項」とあるのは、「更生特例法第四十四条において準用する第六十七条第三項」と読み替えるものとする。

（管財人に関する規定等の保全管理人等への準用）

第二十四条　第五十三条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第五十四条、第五十七条、第五十九条、第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第七十六条から第八十条まで並びに第八十二条第一項及び第二項の規定は協同組織金融機関の更生手続における保全管理人について、第五十三条第一項から第四項までの規定は協同組織金融機関の更生手続における保全管理人代理について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十四条第一項、第五十七条第二項及び第七十六条第二項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と、同法第五十九条中「第四十三条第一項の規定による公告」とあるのは「更生特例法第二十二条第三項において準用する第三十一条第一項の規定による公告」と、同法第七十七条第二項中「（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）」とあるのは「（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。）」と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

2　会社更生法第五十二条第一項から第三項までの規定は協同組織金融機関の更生手続において保全管理命令が効力を失った場合（更生手続開始の決定があった場合を除く。）について、それぞれ準用する。

3　開始前協同組織金融機関の財産関係の事件で行政庁に係属するものについては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める規定を準用する。

一　保全管理命令が発せられた場合　会社更生法第五十二条第一項から第三項まで

二　保全管理命令が効力を失った場合（更生手続開始の決定があった場合を除く。）　会社更生法第五十二条第四項から第六項まで

第二十四条の次に次の目名を付する。

第四目　監督命令

第二十五条から第二十八条までを次のように改める。

（監督命令）

第二十五条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の決定があるまでの間、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2　裁判所は、前項の処分（以下この章において「監督命令」という。）をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ開始前協同組織金融機関がすることができない行為を指定しなければならない。

3　会社更生法第三十五条第三項の規定は協同組織金融機関の更生手続における監督委員の同意を得ないでした行為について、同条第四項から第六項までの規定は協同組織金融機関の更生手続における監督命令について、それぞれ準用する。

（監督命令に関する公告及び送達）

第二十六条　会社更生法第三十六条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における監督命令に関する公告又は送達について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第四項」とあるのは「更生特例法第二十五条第三項において準用する前条第四項」と、同条第三項中「第十条第四項」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第四項」と読み替えるものとする。

（理事等の管財人の適性に関する調査）

第二十七条　会社更生法第三十七条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における監督委員による管財人の適性に関する調査について準用する。

（管財人に関する規定の監督委員への準用）

第二十八条　第五十三条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項、第七十七条及び第八十条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における監督委員について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項中「（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）」とあるのは「（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。）」と、同条第三項中「子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

第二章第二節の節名を削り、第二十九条の前に次の目名を付する。

第五目　更生手続開始前の調査命令等

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

（更生手続開始前の調査命令）

第二十九条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする第七十二条第二項に規定する調査命令

を発することができる。
一　第十五条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実及び第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事由の有無、開始前協同組織金融機関の業務及び財産の状況その他更生手続開始の申立てについての判断をするのに必要な事項並びに更生手続を開始することの当否
二　第二十条において準用する会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分、保全管理命令、監督命令、次条の規定による保全処分又は第六十三条において準用する同法第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無及びその処分、命令又は決定の要否
三　その他更生事件に関し調査委員による調査又は意見陳述を必要とする事項
（更生手続開始前の役員の財産に対する保全処分）
第三十条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、緊急の必要があると認めるときは、開始前協同組織金融機関（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、第六十二条において準用する会社更生法第九十九条第一項第一号に掲げる保全処分をすることができる。
2　会社更生法第九十九条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による保全処分があった場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。
第十五条の前に次の節名及び款名を付する。

第二節　更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置
第一款　更生手続開始の申立て

第十五条から第十八条までを次のように改める。
（更生手続開始の申立て）
第十五条　協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関に更生手続開始の原因となる事実（次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。）があるときは、当該協同組織金融機関について更生手続開始の申立てをすることができる。
一　破産の原因となる事実が生ずるおそれがある場合
二　弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合
2　協同組織金融機関に前項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、当該協同組織金融機関の登記された出資の総額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者も、当該協同組織金融機関について更生手続開始の申立てをすることができる。
3　協同組織金融機関に第一項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、次の各号に掲げる協同組織金融機関の種類に応じ、当該各号に定める者も、当該協同組織金融機関について更生手続開始の申立てをすることができる。
一　信用協同組合　総組合員の十分の一以上に当たる数の組合員
二　信用金庫　総会員の十分の一以上に当たる数の会員
三　労働金庫　総会員（個人会員（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十三条第一項に規定する個人会員をいう。以下この章において同じ。）を除く。）の十分の一以上に当たる数の会員（個人会員を除く。）

（破産の申立義務と更生手続開始の申立て）
第十六条　会社更生法第十八条の規定は、他の法律によって協同組織金融機関の清算人が当該協同組織金融機関に対して破産の申立てをしなければならない場合について準用する。
（解散後の協同組織金融機関による更生手続開始の申立て）
第十七条　清算中又は破産宣告後の協同組織金融機関がその更生手続開始の申立てをするには、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第五十三条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十八条又は労働金庫法第五十三条に定める決議によらなければならない。
（更生手続開始の申立ての手続等）
第十八条　会社更生法第二十条から第二十三条までの規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てについて準用する。この場合において、同法第二十条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「更生特例法第十五条第一項」と、同条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「更生特例法第十五条第二項」と、「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。）の数」とあるのは「債権の額」と、同法第二十二条第一項中「第十七条」とあるのは「更生特例法第十五条」と、同条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「更生特例法第十五条第二項又は第三項」と、「代表者（外国に本店があるときは、日本における代表者）」とあるのは「代表者」と、同法第二十三条中「次条第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する次条第一項若しくは第二項」と、「第二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十五条第二項」と、「第二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二十条において準用する第二十八条第一項」と、「第二十九条第三項」とあるのは「更生特例法第二十一条において準用する第二十九条第三項」と、「第三十条第二項」とあるのは「更生特例法第二十二条第二項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と読み替えるものとする。
第二章第三節の節名を削り、第五十二条及び第五十三条を次のように改める。
（管財人の注意義務）
第五十二条　会社更生法第八十条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人の職務について準用する。
（管財人の報酬等）
第五十三条　管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。
2　管財人は、その選任後、更生協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関、組織変更後の株式会社若しくは更生計画の定めにより設立された協同組織金融機関若しくは株式会社に対する債権又は更生協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関若しくは更生計画の定めにより設立された協同組織金融機関の持分若しくは組織変更後の株式会社若しくは更生計画の定めにより設立された株式会社が発行した株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。
3　管財人は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができない。
4　第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
5　前各項の規定は、管財人代理及び第四十四条において準用する会社更生法第七十一条の法律顧問について準用する。

第三十一条の前に次の節名及び款名を付する。

第三節　更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等

第一款　更生手続開始の決定

第三十一条を次のように改める。

第三十一条　会社更生法第四十一条、第四十二条、第四十三条（第一項第五号を除く。）及び第四十四条の規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の決定について準用する。この場合において、同法第四十一条第一項中「第十七条」とあるのは「更生特例法第十五条」と、同項第二号中「、整理手続又は特別清算手続」とあるのは「又は整理手続」と、同法第四十三条第一項中「公告しなければならない。ただし、第五号に規定する社債管理会社等がないときは、同号に掲げる事項については、公告することを要しない。」とあるのは「公告しなければならない。」と、同条第二項中「第三十九条」とあるのは「更生特例法第二十九条」と、同法第四十四条第二項中「前章第二節」とあるのは「更生特例法第二章第二節第二款」と読み替えるものとする。

第三十一条の次に次の款名を付する。

第二款　更生手続開始の決定に伴う効果

第三十二条から第四十三条までを次のように改める。

（更生協同組織金融機関の組織に関する基本的事項の変更の禁止）

第三十二条　更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生協同組織金融機関若しくは更生計画の定めにより更生協同組織金融機関がその組織を変更した後の協同組織金融機関（以下この章において「組織変更後の協同組織金融機関」という。）について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生協同組織金融機関がその組織を変更した後の株式会社（以下この章において「組織変更後の株式会社」という。）について会社更生法第四十五条第一項各号に掲げる行為を行うことができない。

一　出資の受入れ

二　剰余金の配当

三　合併

四　出資一口の金額の減少

五　解散又は異種の協同組織金融機関若しくは株式会社への組織変更

2　更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関又は組織変更後の株式会社の定款の変更をすることができない。

（事業の譲渡）

第三十三条　更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部を譲渡することができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部を譲渡する場合は、この限りでない。

2　更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間においては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部を譲渡することができる。この場合において、裁判所は、当該譲渡が当該更生協同組織金融機関の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3　裁判所は、前項の許可をする場合には、次に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一　知れている更生債権者。ただし、第六十七条第一項に規定する更生債権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

二　知れている更生担保権者。ただし、第六十七条第二項に規定する更生担保権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

三　労働組合等（更生協同組織金融機関の使用人の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、更生協同組織金融機関の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは更生協同組織金融機関の使用人の過半数を代表する者をいう。）

4　管財人は、第二項の規定により更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部を譲渡しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は組合員等（労働金庫の個人会員を除く。以下この条において同じ。）に通知しなければならない。

一　当該譲渡の相手方、時期及び対価並びに当該譲渡の対象となる事業の内容

二　当該譲渡に反対の意思を有する組合員等は、当該公告又は当該通知があった日から二週間以内にその旨を書面をもって管財人に通知すべき旨

5　前項の規定による組合員等に対する通知は、中小企業等協同組合法第五十条第一項、信用金庫法第四十六条第一項若しくは労働金庫法第五十条第一項本文に規定する場所又は組合員等が管財人に通知した住所にあてて、することができる。

6　第四項の規定による組合員等に対する通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

7　裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第二項の許可をすることができない。

一　第四項の規定による公告又は通知があった日から一月を経過した後に第二項の許可の申立てがあったとき。

二　第四項第二号に規定する期間内に、次のイからハまでに掲げる更生協同組織金融機関の種類に応じ、当該イからハまでに定める者が、書面をもって管財人に第二項の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。

イ　信用協同組合　事業の全部を譲渡しようとする場合にあっては総組合員の三分の一を超える数の組合員、その他の場合にあっては総組合員の二分の一以上に当たる数の組合員

ロ　信用金庫　事業の全部を譲渡しようとする場合にあっては総会員の三分の一を超える数の会員、その他の場合にあっては総会員の二分の一以上に当たる数の会員

ハ　労働金庫　事業の全部を譲渡しようとする場合にあっては総会員（個人会員を除く。以下この号において同じ。）の三分の一を超える数の会員（個人会員を除く。以下この号において同じ。）、その他の場合にあっては総会員の二分の一以上に当たる数の会員

8　第四項から前項までの規定は、第二項の許可の時において更生協同組織金融機関がその財産をもって債務を完済することができない状態にある場合には、適用しない。

9　第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

（更生債権等の弁済の禁止）

第三十四条　会社更生法第四十七条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等について準用する。この場合において、同条第六項第一号及び第二号中「第二十四条第二項」とあるのは、「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

（相殺）

第三十五条　会社更生法第四十八条第一項及び第四十九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権者等による相殺について準用する。この場合において、同法第四十八条第一項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項」と、同法第四十九条第二号及び第四号中「、整理開始若しくは特別清算開始」とあるのは「若しくは整理開始」と読み替えるものとする。

2　破産法第百三条の規定は、前項において準用する会社更生法第四十八条第一項の規定による相殺について準用する。この場合において、破産法第百三条第一項前段中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ）」と、「破産宣告」とあるのは「更生手続（同条第一項ニ規定スル更生手続ヲ謂フ）ノ開始」と読み替えるものとする。

（他の手続の中止等）

第三十六条　会社更生法第五十条及び第五十一条の規定は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定があった場合における強制執行その他の手続について準用する。この場合において、同法第五十条第一項中「、整理開始若しくは特別清算開始」とあるのは「若しくは整理開始」と、「強制執行等若しくは企業担保権の実行」とあるのは「強制執行等」と、「強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続」とあるのは「強制執行等の手続」と、「整理手続及び特別清算手続」とあるのは「整理手続」と、同項及び同条第五項第一号中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一項第二号」と、同号中「強制執行等の手続又は企業担保権の実行手続」とあるのは「強制執行等の手続」と、同条第二項、第五項第二号及び第十項中「第二十四条第二項」とあるのは「更生特例法第四十条第二項」と、同法第五十一条第二項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

（更生協同組織金融機関の財産関係の訴えの取扱い）

第三十七条　会社更生法第五十二条の規定は、更生協同組織金融機関の財産関係の訴訟手続について準用する。

（行政庁に係属する事件の取扱い）

第三十八条　会社更生法第五十三条の規定は、更生協同組織金融機関の財産関係の事件で行政庁に係属するものについて準用する。

（更生協同組織金融機関のした法律行為の効力等）

第三十九条　会社更生法第五十四条から第五十九条までの規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された後の行為の効力について準用する。この場合において、同法第五十四条第一項、第五十五条第一項及び第五十七条第二項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と、同法第五十六条第二項中「若しくは変更に関する登録若しくは仮登録又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記」とあるのは「又は変更に関する登録又は仮登録」と、同法第五十九条中「第四十三条第一項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

（共有関係）

第四十条　会社更生法第六十条の規定は、更生協同組織金融機関が他人と共同して財産権を有する場合について準用する。

（双務契約）

第四十一条　会社更生法第六十一条第一項から第四項まで及び第六十二条の規定は、更生協同組織金融機関が当事者である双務契約について準用する。

2　破産法第六十条の規定は、前項において準用する会社更生法第六十一条第一項の規定による契約の解除があった場合について準用する。この場合において、破産法第六十条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第七項ニ規定スル更生債権者ヲ謂フ）」と、「破産財団」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（同条第十四項ニ規定スル更生協同組織金融機関財産ヲ謂フ）」と、「財団債権者」とあるのは「共益債権者」と読み替えるものとする。

3　破産法第六十三条及び第六十六条の規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項及び第六十六条第一項中「破産ノ宣告」とあり、並びに同法第六十三条第一項中「破産宣告」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項ニ規定スル更生手続ヲ謂フ）開始ノ決定」と、同項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ次項ニ於テ同ジ）」と、同条第二項中「破産債権者ニ」とあるのは「更生債権者等ニ」と、「破産債権者トシテ」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第九項ニ規定スル更生債権者ヲ謂フ）トシテ」と、同法第六十六条第二項中「請求権ハ破産者之ヲ有スルトキハ破産財団ニ属シ」とあるのは「請求権ハ」と、「破産債権」とあるのは「更生債権（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第八項ニ規定スル更生債権ヲ謂フ）」と読み替えるものとする。

（取戻権）

第四十二条　会社更生法第六十四条第一項の規定は、更生協同組織金融機関に属しない財産を更生協同組織金融機関から取り戻す権利について準用する。

2　破産法第八十八条から第九十一条までの規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第八十八条及び第九十一条第一項中「破産宣告」とあり、並びに同法第八十九条第一項中「破産ノ宣告」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項ニ規定スル更生手続ヲ謂フ）開始ノ決定」と、同法第八十八条及び第九十一条第一項中「破産者」とあるのは「協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第二項ニ規定スル協同組織金融機関ヲ謂フ）（保全管理人ガ選任セラレタル場合ニ於テハ保全管理人）」と、同法第八十九条第一項及び第九十一条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第八十九条第二項中「第五十九条」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項ニ於テ準用スル会社更生法（平成十四年法律第　号）第六十一条第一項及第二項」と読み替えるものとする。

（理事等の報酬）

第四十三条　会社更生法第六十六条の規定は、更生協同組織金融機関の理事及び監事について準用する。この場合において、同条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項中「商法第二百

六十九条及び第二百七十九条並びに商法特例法第二十一条の八第三項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第一項、信用金庫法第三十九条又は労働金庫法第四十二条において準用する商法第二百六十九条及び第二百七十九条」と読み替えるものとする。

第四十三条の次に次の款名及び目名を付する。

第三款　管財人

第一目　管財人の選任及び監督

第四十四条　会社更生法第六十七条から第七十一条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人について準用する。この場合において、同法第六十七条第三項中「第百条第一項」とあるのは、「更生特例法第六十三条において準用する第百条第一項」と読み替えるものとする。

第四十四条の次に次の目名を付する。

第二目　管財人の権限等

第四十五条から第五十一条までを次のように改める。

（管財人の権限）

第四十五条　会社更生法第七十二条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同条第二項第四号中「第六十一条第一項」とあるのは「更生特例法第四十一条第一項において準用する第六十一条第一項」と、同項第八号中「第六十四条第一項」とあるのは「更生特例法第四十二条第一項において準用する第六十四条第一項」と、同条第七項中「第十条第四項」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第四項」と読み替えるものとする。

（更生協同組織金融機関の業務及び財産の管理）

第四十六条　会社更生法第七十三条の規定は、更生協同組織金融機関の業務及び財産の管理について準用する。

（当事者適格等）

第四十七条　会社更生法第七十四条の規定は、更生協同組織金融機関の財産関係の訴えについて準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

（郵便物等の管理）

第四十八条　会社更生法第七十五条及び第七十六条の規定は、更生協同組織金融機関にあてた郵便物等（郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物をいう。以下同じ。）の管理について準用する。この場合において、会社更生法第七十五条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第七十六条第二項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

（更生協同組織金融機関及び子会社に対する調査等）

第四十九条　会社更生法第七十七条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同条第二項中「（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）」とあるのは「（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。）」と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

（管財人の自己取引）

第五十条　会社更生法第七十八条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人の更生協同組織金融機関との取引について準用する。

（管財人の競業避止義務）

第五十一条　会社更生法第七十九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人が自己又は第三者のために更生協同組織金融機関の事業の部類に属する取引をする場合について準用する。

第二章第四節の節名を削り、第五十四条を次のように改める。

（任務終了の場合の報告義務等）

第五十四条　管財人の任務が終了した場合には、管財人又はその承継人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

2　管財人の任務が終了した場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は更生協同組織金融機関が財産を管理することができるに至るまで必要な処分をしなければならない。

3　第百五十条において準用する会社更生法第二百三十四条第二号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合には、第十一条において準用する同法第十一条第四項若しくは第五項に規定する場合又は第十二条において準用する同法第十三条に規定する場合を除き、管財人は、共益債権を弁済しなければならない。ただし、その存否又は額について争いのある共益債権については、その債権を有する者のために供託をしなければならない。

第五十四条の次に次の目名を付する。

第三目　更生協同組織金融機関の財産状況の調査

第五十五条及び第五十六条を次のように改める。

（財産の価額の評定等）

第五十五条　会社更生法第八十三条及び第八十四条の規定は、更生協同組織金融機関の財産状況の調査について準用する。この場合において、同法第八十三条第五項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八十四条第一項第三号中「第九十九条第一項」とあるのは「更生特例法第六十一条において準用する第九十九条第一項」と、「第百条第一項」とあるのは「更生特例法第六十三条において準用する第百条第一項」と読み替えるものとする。

（財産状況報告集会）

第五十六条　会社更生法第八十五条の規定は、更生協同組織金融機関の財産状況を報告するための関係人集会について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する前条第一項各号」と、同条第三項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第三十三条第三項第三号」と読み替えるものとする。

第五十六条の次に次の款名を付する。

第四款　否認権

第五十七条から第六十一条までを次のように改める。

（否認の原因）

第五十七条　次に掲げる行為であって、更生手続開始前にされたものは、更生手続開始後、更生協同組織金融機関財産のために否認することができる。

一　更生協同組織金融機関が更生債権者等を害することを知ってした行為。ただし、こ

れによって利益を受けた者が、その行為の当時、更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二　更生協同組織金融機関が支払の停止又は破産、再生手続開始、更生手続開始若しくは整理開始の申立て（以下この条から第五十九条までにおいて「支払の停止等」という。）があった後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供与又は債務の消滅に関する行為。ただし、これにより利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと又は更生債権者等を害する事実を知っていたときに限る。

三　更生協同組織金融機関が支払の停止等があった後又はその前三十日以内にした担保の供与又は債務の消滅に関する行為であって、更生協同組織金融機関の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生協同組織金融機関の義務に属しないもの。ただし、債権者において、その行為の当時、更生協同組織金融機関が他の更生債権者等との平等を害することを知ってした事実を知らなかったとき（その行為が支払の停止等があった後にされたものである場合にあっては、支払の停止等があったことをも知らなかったときに限る。）は、この限りでない。

四　更生協同組織金融機関が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

2　前項の規定は、更生協同組織金融機関が租税等の請求権又は第八十四条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為については、適用しない。

（手形債務支払の場合の例外）

第五十八条　前条第一項の規定は、更生協同組織金融機関から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

2　前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があったことを知り、又は過失によって知らなかったときは、管財人は、これらの者に更生協同組織金融機関が支払った金額を償還させることができる。

（権利変動の対抗要件の否認）

第五十九条　支払の停止等があった後権利の設定、移転又は変更をもって第三者に対抗するために必要な行為（仮登記又は仮登録を含む。）をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があった日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、これを否認することができる。ただし、当該仮登記又は当該仮登録以外の仮登記又は仮登録があった後にこれらに基づいてされた本登記又は本登録については、この限りでない。

2　前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

（否認権行使の効果等）

第六十条　会社更生法第八十九条から第九十七条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における否認権について準用する。この場合において、同法第九十一条第一項及び第三項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と、同条第二項中「第八十六条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第五十七条第一項第四号」と、同法第九十五条第四項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

（詐害行為取消訴訟等）

第六十一条　会社更生法第九十八条の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定により更生債権者の提起した訴訟、破産法若しくは民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による否認の訴訟又は同法の規定による否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が協同組織金融機関についての更生手続開始当時係属する場合について準用する。

第六十一条の次に次の款名を付する。

第五款　更生協同組織金融機関の役員の責任の追及

第六十二条及び第六十三条を次のように改める。

（役員の財産に対する保全処分）

第六十二条　会社更生法第九十九条（第一項第二号を除く。）の規定は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定があった場合における保全処分について準用する。この場合において、同条第五項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

（役員の責任等の査定の申立て等）

第六十三条　会社更生法第百条から第百三条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における理事、監事、発起人又は清算人の責任に基づく損害賠償請求権の査定について準用する。この場合において、同法第百条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「更生特例法第六十二条において準用する前条第一項第一号」と、同法第百一条第三項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

第六十三条の次に次の款名及び目名を付する。

第六款　担保権消滅の請求等

第一目　担保権消滅の請求

第六十四条を次のように改める。

（担保権消滅許可の決定、価額決定の請求等）

第六十四条　会社更生法第百四条から第百十二条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における担保権の消滅について準用する。この場合において、同法第百四条第四項及び第六項、第百六条第六項並びに第百十一条第五項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と、同法第百九条及び第百十一条第六項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第三項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項」と読み替えるものとする。

第六十四条の次に次の目名を付する。

第二目　債権質の第三債務者の供託

第六十五条を次のように改める。

第六十五条　会社更生法第百十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生担保権に係る質権の目的である金銭債権の債務者について準用する。

第六十五条の次に次の款名を付する。

第七款　関係人集会

第六十六条を次のように改める。

第六十六条　会社更生法第百十四条から第百十六条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における関係人集会について準用する。この場合において、同法第百十四条第一項第二号中「第百十七条第二項」とあるのは「更生特例法第六十七条第一項」と、同項第三号中「第百十七条第六項」とあるのは「更生特例法第六十七条第二項」と、同項第四号中「第百十七条第七項に規定する株主等委員会」とある

のは「更生特例法第六十七条第三項に規定する組合員等委員会」と、同項第六号中「第十七条第二項第二号に規定する総株主の議決権の十分の一以上を有する」とあるのは「種類に応じ、更生協同組織金融機関の更生特例法第十五条第三項各号に定める」と、同法第百十五条第三項中「第四十六条第二項第二号」とあるのは「更生特例法第三十三条第三項第二号」と読み替えるものとする。

第六十六条の次に次の款名を付する。

第八款　更生債権者委員会及び代理委員等

第六十七条から第七十一条までを次のように改める。

（更生債権者委員会等）

第六十七条　会社更生法第百十七条第一項の規定は協同組織金融機関の更生手続において更生債権者をもって構成する委員会がある場合について、同条第二項から第五項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定により承認された委員会（以下この章において「更生債権者委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第四項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

2　会社更生法第百十七条第一項の規定は協同組織金融機関の更生手続において更生担保権者をもって構成する委員会がある場合について、同条第二項から第五項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定により承認された委員会（以下この章において「更生担保権者委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第四項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

3　会社更生法第百十七条第一項の規定は協同組織金融機関の更生手続において組合員等をもって構成する委員会がある場合について、同条第二項から第五項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定により承認された委員会（以下この章において「組合員等委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第四項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

（更生債権者委員会の意見聴取等）

第六十八条　会社更生法第百十八条から第百二十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続において更生債権者委員会がある場合について準用する。この場合において、同法第百十八条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第百十九条第一項中「第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条第一項」と、同法第百二十条中「第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条第二項」と読み替えるものとする。

（更生担保権者委員会及び組合員等委員会への準用）

第六十九条　会社更生法第百十八条から第百二十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続において更生担保権者委員会又は組合員等委員会がある場合について準用する。この場合において、同法第百十八条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第百十九条第一項中「第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条第二項」と、同条第二項中「第十五条第一項」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する第十五条第一項」と読み替えるものとする。

（代理委員）

第七十条　会社更生法第百二十二条及び第百二十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における代理委員の選任について準用する。この場合において、同条第五項中「更生会社財産」とあるのは、「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

（報償金等）

第七十一条　会社更生法第百二十四条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における費用の償還及び報償金の支払について準用する。この場合において、同条第一項中「更生会社財産」とあるのは、「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

第七十一条の次に次の款名を付する。

第九款　調査命令

第七十二条及び第七十三条を次のように改める。

（調査命令）

第七十二条　裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする調査委員による調査又は意見陳述を命ずる処分をすることができる。

一　第六十二条において準用する会社更生法第九十九条第一項の規定による保全処分又は第六十三条において準用する同法第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無及びその処分又は決定の要否

二　管財人の作成する貸借対照表及び財産目録の当否並びに更生協同組織金融機関の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項に関する管財人の報告の当否

三　更生計画案又は更生計画の当否

四　その他更生事件に関し調査委員による調査又は意見陳述を必要とする事項

2　裁判所は、前項の処分（以下この章において「調査命令」という。）をする場合には、当該調査命令において、一人又は数人の調査委員を選任し、かつ、調査委員の調査又は意見陳述の対象となるべき事項及び裁判所に対して報告又は陳述をすべき期間を定めなければならない。

3　会社更生法第百二十五条第三項から第六項までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における調査命令について準用する。この場合において、同項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

（管財人に関する規定の調査委員への準用）
第七十三条　第五十三条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項本文、第七十七条及び第八十条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における調査委員について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項中「（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）」とあるのは「（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。）」と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

第七十三条の次に次の節名及び款名を付する。

第四節　共益債権及び開始後債権

第一款　共益債権

第七十四条から第七十八条までを次のように改める。

（共益債権となる請求権）
第七十四条　次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一　更生債権者等及び組合員等の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権

二　更生手続開始後の更生協同組織金融機関の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権

三　更生計画の遂行に関する費用の請求権（更生手続終了後に生じたものを除く。）

四　第五十三条第一項（第二十四条第一項、第二十八条、第五十三条第五項及び前条において準用する場合を含む。）の規定、第六十七条において準用する同法第百十七条第四項の規定、第七十条において準用する同法第百二十三条第五項の規定、第七十一条において準用する同法第百二十四条第一項の規定並びに第八十八条において準用する同法第百六十二条の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五　更生協同組織金融機関の業務及び財産に関し管財人又は更生協同組織金融機関（第四十五条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段の規定により更生協同組織金融機関の機関がその権限を回復した場合に限る。）が権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権

六　事務管理又は不当利得により更生手続開始後に更生協同組織金融機関に対して生じた請求権

七　更生協同組織金融機関のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で、更生手続開始後に生じたもの（前各号に掲げるものを除く。）

（開始前の借入金等）
第七十五条　保全管理人が開始前協同組織金融機関の業務及び財産に関し権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権は、共益債権とする。

2　開始前協同組織金融機関（保全管理人が選任されているものを除く。以下この項及び第四項において同じ。）が、更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、資金の借入れその他開始前協同組織金融機関の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3　裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に代わる承認をする権限を付与することができる。

4　開始前協同組織金融機関が第二項の許可又は前項の承認を得て第二項に規定する行為をしたときは、その行為によって生じた相手方の請求権は、共益債権とする。

（源泉徴収所得税等）
第七十六条　更生協同組織金融機関に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

（使用人の給料等）
第七十七条　協同組織金融機関について更生手続開始の決定があった場合において、更生手続開始前六月間の当該協同組織金融機関の使用人の給料の請求権及び更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該協同組織金融機関の使用人の身元保証金の返還請求権は、共益債権とする。

2　前項に規定する場合において、更生計画認可の決定前に退職した当該協同組織金融機関の使用人の退職手当の請求権は、退職前六月間の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一に相当する額のいずれか多い額を共益債権とする。

3　前項の退職手当の請求権で定期金債権であるものは、同項の規定にかかわらず、各期における定期金につき、その額の三分の一に相当する額を共益債権とする。

4　前二項の規定は、第七十四条の規定により共益債権とされる退職手当の請求権については、適用しない。

5　第一項に規定する場合において、更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該協同組織金融機関の使用人の預り金の返還請求権は、更生手続開始前六月間の給料の総額に相当する額又はその預り金の額の三分の一に相当する額のいずれか多い額を共益債権とする。

（共益債権の取扱い）
第七十八条　会社更生法第百二十二条及び第百三十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における共益債権の取扱いについて準用する。この場合において、同法第百三十二条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第百三十三条第一項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

第七十八条の次に次の款名を付する。

第二款　開始後債権

第七十九条を次のように改める。

第七十九条　更生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権（共益債権又は更生債権等であるものを除く。）は、開始後債権とする。

2　会社更生法第百三十四条第二項及び第三項の規定は、協同組織金融機関の更生手続における開始後債権について準用する。この場合において、同項中「、担保権の実行としての競売及び企業担保権の実行」とあるのは、「及び担保権の実行としての競売」と読み替えるものとする。

第二章第五節の節名を削り、第八十四条及び第八十五条を次のように改める。

（租税等の請求権等の届出）
第八十四条　次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額、原因及び担保権の内容を裁判所に届け出なければならない。

一　租税等の請求権

二　更生手続開始前の罰金等の請求権（更生手続開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権であって、共益債権に該当しないものをいう。）

（時効の中断）

第八十五条　会社更生法第百四十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続への参加の効力について準用する。

第八十五条の次に次の款名及び目名を付する。

第三款　更生債権及び更生担保権の調査及び確定

第一目　更生債権及び更生担保権の調査

第八十六条及び第八十七条を次のように改める。

（更生債権者表及び更生担保権者表の作成）

第八十六条　裁判所書記官は、届出があった更生債権等について、更生債権者表及び更生担保権者表を作成しなければならない。

2　前項の更生債権者表には、各更生債権について、第八十一条において準用する会社更生法第百三十八条第一項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3　第一項の更生担保権者表には、各更生担保権について、第八十一条において準用する会社更生法第百三十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

（更生債権等の調査）

第八十七条　会社更生法第百四十五条から第百五十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等の調査について準用する。この場合において、同法第百四十五条中「前条第二項及び第三項」とあるのは「更生特例法第八十六条第二項及び第三項」と、同法第百四十六条第一項及び第百四十七条第三項中「第百三十八条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「更生特例法第八十六条第二項第一号から第三号まで」と、同法第百四十七条第一項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第八十六条第二項」と、同法第百四十八条第一項中「第百三十九条第一項」とあるのは「更生特例法第八十六条第二項」と、同法第百四十九条第一項中「第百四十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「更生特例法第八十二条において準用する第百四十条第二項」と、「第百三十九条第五項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十九条第五項」と読み替えるものとする。

第八十条の前に次の節名及び款名を付する。

第五節　更生債権者及び更生担保権者

第一款　更生債権者及び更生担保権者の手続参加

第八十条を次のように改める。

第八十条　会社更生法第百三十五条第一項、第百三十六条及び第百三十七条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権者等の更生手続への参加について準用する。この場合において、同法第百三十六条第二項第五号中「第百四十二条第二号」とあるのは、「更生特例法第八十四条第二号」と読み替えるものとする。

2　破産法第二十四条から第二十七条までの規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された場合における更生債権者等の権利の行使について準用する。この場合において、同法第二十四条、第二十五条及び第二十六条第一項中「破産ノ宣告」とあり、並びに同法第二十四条及び第二十五条中「破産宣告」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項ニ規定スル更生手続ヲ謂フ）ノ開始」と、同法第二十四条及び第二十五条中「債権者」とあり、並びに同法第二十四条、第二十五条及び第二十六条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ）」と、同法第二十四条及び第二十五条中「債権」とあるのは「更生債権等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ）」と、同法第二十四条中「各破産財団ニ対シ」とあるのは「各更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項ニ規定スル更生手続ヲ謂フ）ニ於テ」と、同法第二十六条第一項及び第三項中「破産者」とあるのは「更生協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第七項ニ規定スル更生協同組織金融機関ヲ謂フ）」と、「求償権」とあるのは「更生債権等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ）タル求償権」と読み替えるものとする。

第八十条の次に次の款名を付する。

第二款　更生債権及び更生担保権の届出

第八十一条から第八十三条までを次のように改める。

（更生債権等の届出）

第八十一条　会社更生法第百三十八条及び第百三十九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等の届出について準用する。この場合において、同法第百三十八条第一項中「第四十二条」とあるのは、「更生特例法第三十一条において準用する第四十二条」と、同法第百三十九条第一項中「第百四十三条第一項若しくは第三項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十九条第一項若しくは第三項」と、同法第百四十六条第二項及び第百四十八条第一項中「第百三十九条第一項若しくは第三項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十九条第一項若しくは第三項」と、同法第百四十六条第三項中「第四十二条」とあるのは「更生特例法第三十一条」と、同法第百四十七条第三項中「第四十三条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十三条第一項第四号」と、同法第百四十九条第一項中「第百四十

おいて準用する第五条第二項第六号」と、「第七条第三号」とあるのは「更生特例法第八条において準用する第七条第三号」と、「第五条第一項」とあるのは「更生特例法第七条において準用する第五条第一項」と、同法第百五十四条第五項第一号中「第百三十八条第二項第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第二項第二号」と、同法第百五十七条中「第百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」と、同法第百五十八条第四項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第四項」とあるのは「更生特例法第八十七条において準用する第百四十七条第一項又は第百四十八条第四項」と、同法第百六十二条中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と、同法第百六十三条第五項中「第五十二条第四項」とあるのは「更生特例法第三十七条において準用する第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

第八十八条の次に次の目名を付する。

第三目　租税等の請求権等についての特例

第八十九条を次のように改める。

第八十九条　会社更生法第百六十四条第一項から第三項までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における租税等の請求権及び第八十四条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権について準用する。この場合において、同法第百六十四条第一項中「前二款（第百四十四条を除く。）」とあるのは「更生特例法第二章第五節第三款第一目及び第二目（更生特例法第八十六条を除く。）」と、同条第二項中「第百四十二条」とあるのは「更生特例法第八十四条」と読み替えるものとする。

2　会社更生法第百五十条第二項の規定は第八十四条の規定による届出があった請求権について、同法第百五十七条、第百六十条及び第百六十一条第一項の規定は前項において準用する同法第百六十四条第二項の規定による異議又は受継があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百五十七条中「第百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」と、同法第百六十条中「第百五十二条第一項」とあるのは「更生特例法第八十八条において準用する第百五十二条第一項」と読み替えるものとする。

第八十九条の次に次の節名を付する。

第六節　組合員等

第九十条及び第九十一条を次のように改める。

（組合員等の手続参加）

第九十条　組合員等は、その有する持分をもって更生手続に参加することができる。

2　組合員等として更生手続に参加することができる者は、組合員名簿又は会員名簿の記載によって定める。

3　裁判所は、組合員名簿又は会員名簿に記載のない組合員等の申立てにより、当該組合員等が更生手続に参加することを許可することができる。この場合において、裁判所は、併せて組合員名簿又は会員名簿に記載されている組合員等を更生手続に参加できないものとすることができる。

4　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、前項前段の規定による許可の決定又は同項後段の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。

5　第三項前段の申立てについての裁判並びに同項後段及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6　前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条において準用する会社更生法第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（組合員等の議決権）

第九十一条　組合員等（労働金庫の個人会員を除く。）は、各々一個の議決権を有する。

2　労働金庫の個人会員は、各々一個の議決権の四百分の一に相当する議決権を有する。

3　前二項の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関が更生手続開始の時においてその財産をもって債務を完済することができない状態にあるときは、組合員等は、議決権を有しない。

第二章第七節の節名を削り、第百五条から第百七条までを次のように改める。

（解散）

第百五条　会社更生法第百八十二条の規定は、更生協同組織金融機関の解散に関する条項について準用する。

（新協同組織金融機関の設立）

第百六条　協同組織金融機関の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、合併により協同組織金融機関を設立する場合は、この限りでない。

一　設立する協同組織金融機関（以下この条において「新協同組織金融機関」という。）の名称、事業、地区、事務所の所在地及び公告の方法

二　新協同組織金融機関の出資一口の金額

三　新協同組織金融機関の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。）

四　第百二十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は組合員等（新協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。以下この条において同じ。）の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が出資額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

五　更生計画により、更生債権者等又は組合員等に対して出資についての引受権を与えるときは、その旨

六　更生協同組織金融機関から新協同組織金融機関に移転すべき財産及びその額

七　新協同組織金融機関の理事、代表理事及び監事の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

2　前項第七号の任期は、一年を超えることができない。

（新株式会社の設立）

第百七条　会社更生法第百八十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における株式会社の設立に関する条項について準用する。この場合において、同条第一項中「株式移転、新設分割又は合併」とあるのは「合併」と、同項第五号中「第二百五条第一項」とあるのは「更生特例法第百二十六条において準用する第二百五条第一項」と、同号及び同項第七号中「株主等」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第十項に規定する組合員等をいう。）」と、同項第六号中「第二百二十五条第三項」とあるのは「更生特例法第百四十二条第三項において準用する第二百二十五条第三項」と、同項第八号中「更生会社」とあるのは「更生協同組織金融機関（更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）」と読み替えるものとする。

第二款　更生計画案の提出

第百八条から第百十二条までを次のように改める。

（更生計画案の提出時期）

第百八条　会社更生法第百八十四条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画案の作成及び提出について準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十八条第一項」とあるのは、「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項」と読み替えるものとする。

（事業の全部の廃止を内容とする更生計画案）

第百九条　更生協同組織金融機関の事業を当該更生協同組織金融機関が継続し（組織を変更する場合を含む。）、又は当該事業を合併、協同組織金融機関若しくは株式会社の設立若しくは事業の譲渡により他の者が継続することを内容とする更生計画案の作成が困難であることが更生手続開始後に明らかになったときは、裁判所は、前条において準用する会社更生法第百八十四条第一項又は第二項に規定する者の申立てにより、更生協同組織金融機関の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可することができる。ただし、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2　会社更生法第百八十五条第二項の規定は、前項本文の許可について準用する。

（更生計画案の修正）

第百十条　会社更生法第百八十六条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画案の修正について準用する。

（行政庁の意見）

第百十一条　会社更生法第百八十七条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた更生計画案について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは、「更生特例法第百十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（更生協同組織金融機関の労働組合等の意見）

第百十二条　裁判所は、更生計画案について、第三十三条第三項第三号に規定する労働組合等の意見を聴かなければならない。第百十条において準用する会社更生法第百八十六条の規定による修正があった場合における修正後の更生計画案についても、同様とする。

第百十二条の次に次の款名を付する。

第三款　更生計画案の決議

第百十三条から第百十九条までを次のように改める。

（決議に付する旨の決定）

第百十三条　会社更生法第百八十九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続において更生計画案の提出があった場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第百四十六条第三項」とあるのは「更生特例法第八十七条において準用する第百四十六条第三項」と、同項第二号中「第八十四条第一項」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する第八十四条第一項」と、「第八十五条第一項」とあるのは「更生特例法第五十六条において準用する第八十五条第一項」と、同項第三号中「第百九十九条第二項各号」とあるのは「更生特例法第百二十条第二項において準用する第百九十九条第二項各号」と、同項第四号中「第二百三十六条第二号」とあるのは「更生特例法第百五十二条第一項において準用する第二百三十六条第二号」と、同条第二項中「第百九十三条第二項」とあるのは「更生特例法第百十六条において準用する第百九十三条第二項」と、同条第三項中「第百十五条第一項」とあるのは「更生特例法第六十六条において準用する第百十五条第一項」と、同条第五項中「第百十四条第一項各号」とあるのは「更生特例法第六十六条において準用する第百十四条第一項各号」と読み替えるものとする。

（関係人集会が開催される場合における議決権の額又は数の定め方等）

第百十四条　裁判所が議決権行使の方法として前条において準用する会社更生法第百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めた場合においては、管財人、届出をした更生債権者等又は組合員等は、関係人集会の期日において、届出をした更生債権者等又は組合員等の議決権につき異議を述べることができる。ただし、第八十七条において準用する同法第百五十条第一項の規定によりその額が確定した届出をした更生債権者等の議決権については、この限りでない。

2　前項本文に規定する場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じて、議決権を行使することができる。

一　第八十七条において準用する会社更生法第百五十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出をした更生債権者等　確定した額

二　前項本文の異議のない議決権を有する届出をした更生債権者等　届出の額

三　前項本文の異議のない議決権を有する組合員等（労働金庫の個人会員を除く。）　一個

四　前項本文の異議のない議決権を有する労働金庫の個人会員　一個の議決権の四百分の一

五　前項本文の異議のある議決権を有する届出をした更生債権者等又は組合員等　裁判所が定める額又は数。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

3　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第五号の規定による決定を変更することができる。

（関係人集会が開催されない場合における議決権の額又は数の定め方等）

第百十五条　裁判所が議決権行使の方法として第百十三条において準用する会社更生法第百八十九条第二項第二号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じて、議決権を行使することができる。

一　第八十七条において準用する会社更生法第百五十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出をした更生債権者等　確定した額

二　届出をした更生債権者等（前号に掲げるものを除く。）　裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

三　組合員等（労働金庫の個人会員を除く。）　一個

四　労働金庫の個人会員　一個の議決権の四百分の一

2　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第二号の規定による決定を変更することができる。

（議決権の行使の方法等）

第百十六条　会社更生法第百九十三条から第百九十五条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における議決権について準用する。この場合において、同法第百九十三条第二項中「第百八十九条第二項前段」とあるのは「更生特例法第百十三条において準用する第百八十九条第二項前段」と、同法第百九十四条第一項中「株主名簿」とあるのは「組合員名簿若しくは会員名簿」と、同法第百九十五条中「第二百条第二項」とあるのは「更生特例法第百二十一条において準用する第二百条第二項」と読み替えるものとする。

（更生計画案の可決の要件）

第百十七条　会社更生法第百九十六条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画案の決議について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第百六十八条第一項各号」とあるのは「更生特例法第九十三条第一項各号」と、同項及び同条第五項第三号中「株式」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第十項に規定する組合員等をいう。）の持分」と読み替えるものとする。

（更生計画案の変更）

第百十八条　会社更生法第百九十七条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画案の変更について準用する。この場合において、同条中「第百八十九条第二項第一号又は第三号」とあるのは、「更生特例法第百十三条において準用する第百八十九条第二項第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

（関係人集会の期日の続行）

第百十九条　会社更生法第百九十八条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における関係人集会の期日の続行について準用する。この場合において、同条第一項中「第百八十九条第二項第一号又は第三号」とあるのは「更生特例法第百十三条において準用する第百八十九条第二項第一号又は第三号」と、「第百九十六条第一項」とあるのは「更生特例法第百十七条において準用する第百九十六条第一項」と、同項第三号中「株式」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第十項に規定する組合員等をいう。）の持分」と読み替えるものとする。

第百十九条の次に次の款名を付する。

第四款　更生計画の認可又は不認可の決定

第百二十条から第百二十二条までを次のように改める。

（更生計画認可の要件等）

第百二十条　更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

2　会社更生法第百九十九条第二項から第七項までの規定は、協同組織金融機関の更生計画の認可又は不認可の決定について準用する。この場合において、同条第二項第五号中「他の株式会社と共に第四十五条第一項第四号に掲げる行為を行うこと」とあるのは「合併」と、「前項」とあるのは「更生特例法第百二十条第一項」と、「当該他の株式会社」とあるのは「合併の相手方である協同組織金融機関又は銀行」と、「当該行為」とあるのは「当該合併」と、同項第六号中「第百八十七条」とあるのは「更生特例法第百十一条において準用する第百八十七条」と、同条第四項中「前二項又は次条第一項」とあるのは「前二項の規定又は更生特例法第百二十一条において準用する次条第一項」と、同条第五項中「第百十五条第一項」とあるのは「更生特例法第六十六条において準用する第百十五条第一項」と、同項及び同条第七項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第三十三条第三項第三号」と読み替えるものとする。

（同意を得られなかった種類の権利がある場合の認可）

第百二十一条　会社更生法第二百条第一項の規定は第百十七条において準用する同法第百九十六条第一項に規定する種類の権利の一部に同条第五項の要件を満たす同意を得られなかったものがあるため更生計画案が可決されなかった場合について、同法第二百条第二項及び第三項の規定は更生計画案につき第百十七条において準用する同法第百九十六条第一項に規定する種類の権利の一部に同条第五項の要件を満たす同意を得られないことが明らかなものがある場合について、それぞれ準用する。

（更生計画の効力発生の時期）

第百二十二条　更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

第百二十二条の二を削る。

第九十二条の前に次の節名及び款名を付する。

第七節　更生計画の作成及び認可

第一款　更生計画の条項

第九十二条から第百四条までを次のように改める。

（更生計画において定める事項）

第九十二条　更生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。

一　全部又は一部の更生債権者等又は組合員等の権利の変更

二　更生協同組織金融機関の理事及び監事

三　共益債権の弁済

四　債務の弁済資金の調達方法

五　更生計画において予想された額を超える収益金の使途

六　次のイ及びロに掲げる金銭の額又は見込額及びこれらの使途

イ　第三十六条において準用する会社更生法第五十一条第一項本文に規定する手続又は処分における配当等に充てるべき金銭の額又は見込額

ロ　第六十四条において準用する会社更生法第百八条第一項の規定により裁判所に納付された金銭の額（第六十四条において準用する同法第百十二条第二項の場合にあっては、同項の規定により裁判所に納付された金銭の額及び第六十四条において準用する同法第百十一条第一項の決定において定める金額の合計額）

七　知れている開始後債権があるときは、その内容

2　第四十五条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段に定めるもののほか、更生計画においては、第三十二条第一項各号に掲げる行為、中小企業等協同組合法第五十七条の三第一項若しくは第二項、信用金庫法第五十八条第一項若しくは第二項又は労働金庫法第六十二条第一項若しくは第二項に規定する行為（合併を除く。）、定款の変更、協同組織金融機関又は株式会社の設立その他更生のために必要な事項に関する条項を定めることができる。

（更生計画による権利の変更）

第九十三条　次に掲げる種類の権利を有する者についての更生計画の内容は、同一の種類の権利を有する者の間では、それぞれ平等でなければならない。ただし、不利益を受ける者の同意がある場合又は少額の更生債権等若しくは第八十条第一項において準用する会社更生法第百三十六条第二項第一号から第三号までに掲げる請求権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類の権利を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

一　更生担保権

二　一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権

三　前号に掲げるもの以外の更生債権

四　組合員等の持分

2　前項第二号の更生債権について、優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼって計算する。

3　会社更生法第百六十八条第三項から第七項まで及び第百六十九条から第百七十二条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画について準用する。この場合において、同法第百六十八条第三項中「第一項各号」とあるのは「更生特例法第九十三条第一項各号」と、同条第四項及び第七項中「第百四

十二条第二号」とあるのは「更生特例法第八十四条第二号」と、同法第百七十二条中「第百五十一条第一項本文」とあるのは「更生特例法第八十八条において準用する第百五十一条第一項本文」と読み替えるものとする。

（更生協同組織金融機関の理事等）

第九十四条　更生協同組織金融機関の理事及び監事に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　理事及び監事の氏名及び任期

二　代表理事の氏名及び任期

三　前号の場合において、数人の代表理事に共同して更生協同組織金融機関を代表させるときは、その旨

2　前項第一号又は第二号の場合においては、氏名に代えて、選任又は選定の方法を定めることができる。

3　第一項第一号及び第二号の任期は、一年を超えることができない。

（事業の譲渡等）

第九十五条　次に掲げる行為に関する条項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば総会の議決が必要となる事項を定めなければならない。

一　中小企業等協同組合法第五十七条の三第一項若しくは第二項、信用金庫法第五十八条第一項若しくは第二項又は労働金庫法第六十二条第一項若しくは第二項に規定する行為（合併を除く。）

二　定款の変更

三　出資一口の金額の減少

（出資の受入れ）

第九十六条　出資の受入れに関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　受け入れる出資の口数

二　出資の払込期日

三　現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的である財産及びその価格並びにこれに対して与える出資の口数

四　第百二十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等（組合員等となる資格を有する者に限る。次号において同じ。）又は組合員等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が出資額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

五　更生債権者等又は組合員等に対して出資についての引受権（協同組織金融機関その他の法人に対して行使することにより当該法人の出資又はこれに類するものの割当てを受けたこととなる権利をいう。以下同じ。）を与えるときは、その旨

（吸収合併）

第九十七条　更生協同組織金融機関が他の協同組織金融機関と合併してその一方が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約の相手方である協同組織金融機関の名称

二　更生協同組織金融機関が合併により消滅する場合において、合併契約の相手方である協同組織金融機関が合併により定款の変更をするときは、その規定

三　合併により消滅する協同組織金融機関の組合員等に割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項

四　更生協同組織金融機関が合併により消滅する場合において、合併契約の相手方である協同組織金融機関が更生債権者等（当該協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項

五　合併後存続する協同組織金融機関の準備金に関する事項

六　合併により消滅する協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

七　合併契約の相手方である協同組織金融機関における合併の議決又は合併契約書承認決議のための総会又は総代会の日時

八　合併すべき時期

九　合併契約の相手方である協同組織金融機関が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額

十　更生協同組織金融機関が合併により消滅する場合において、合併契約の相手方である協同組織金融機関につき合併に際して就職すべき理事又は監事を定めたときは、その規定

第九十八条　更生協同組織金融機関（信用金庫に限る。）が普通銀行と合併して合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約の相手方である普通銀行の商号

二　合併契約の相手方である普通銀行の株主等（株主又は端株主をいう。以下同じ。）に対して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項

三　更生協同組織金融機関の準備金に関する事項

四　合併契約の相手方である普通銀行の株主等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

五　合併契約の相手方である普通銀行の株主総会の日時

六　合併すべき時期

七　合併契約の相手方である普通銀行が合併の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配をするときは、その限度額

第九十九条　更生協同組織金融機関が銀行と合併して当該銀行が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約の相手方である銀行の商号

二　合併契約の相手方である銀行が合併により定款の変更をするときは、その規定

三　合併契約の相手方である銀行が合併に際して発行する新株の総数、種類及び数並びに更生協同組織金融機関の組合員等に対する新株の割当てに関する事項

四　合併契約の相手方である銀行が合併に際してする新株の発行に代えて当該銀行が有する自己の株式を更生協同組織金融機関の組合員等に移転するときは、移転すべき株式の総数、種類及び数

五　合併契約の相手方である銀行が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する新株を割り当てるとき（当該新株に代えて当該銀行が有する自己の株式を割り当てるときを含む。）は、その割当てに関する事項

六　合併契約の相手方である銀行の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項

七　更生協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

八　合併契約の相手方である銀行が更生協同組織金融機関の組合員等に対して前号の金銭の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

九　合併契約の相手方である銀行における合併契約書承認決議のための株主総会の日時（当該銀行が株主総会の承認を得ないで合併をするときは、その旨）

十　合併すべき時期

十一　合併契約の相手方である銀行が合併の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配をするときは、その限度額

十二　合併契約の相手方である銀行につき合併に際して就職すべき取締役又は監査役を定めたときは、その規定

十三　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下「合併転換法」という。）第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

（新設合併）

第百条　更生協同組織金融機関が他の協同組織金融機関と合併して協同組織金融機関を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約の相手方である協同組織金融機関の名称

二　合併により設立する協同組織金融機関の定款の規定

三　合併を行う各協同組織金融機関の組合員等に対する出資の割当てに関する事項

四　合併により設立する協同組織金融機関が更生債権者等（当該協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項

五　合併により設立する協同組織金融機関の準備金に関する事項

六　合併を行う各協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

七　合併により設立する協同組織金融機関の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法

八　第九十七条第七号から第九号までに掲げる事項

第百一条　更生協同組織金融機関（信用金庫に限る。）が普通銀行と合併して信用金庫を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約の相手方である普通銀行の商号

二　合併により設立する信用金庫の定款の規定

三　更生協同組織金融機関の会員及び合併契約の相手方である普通銀行の株主等に対する出資の割当てに関する事項

四　合併により設立する信用金庫が更生債権者等（当該信用金庫の会員となる資格を有する者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項

五　合併により設立する信用金庫の準備金に関する事項

六　更生協同組織金融機関の会員又は合併契約の相手方である普通銀行の株主等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

七　合併により設立する信用金庫の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法

八　第九十八条第五号から第七号までに掲げる事項

第百二条　更生協同組織金融機関が銀行と合併して株式会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約の相手方である銀行の商号

二　合併により設立する株式会社の定款の規定

三　合併により設立する株式会社が合併に際して発行する株式の種類及び数並びに更生協同組織金融機関の組合員等及び合併契約の相手方である銀行の株主等に対する株式の割当てに関する事項

四　合併により設立する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

五　合併により設立する株式会社の資本の額及び準備金に関する事項

六　更生協同組織金融機関の組合員等又は合併契約の相手方である銀行の株主等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

七　更生協同組織金融機関の組合員等又は合併契約の相手方である銀行の株主等に対して前号の金銭の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

八　第九十九条第九号から第十一号までに掲げる事項

九　合併により設立する株式会社の取締役及び監査役の氏名

十　合併により設立する株式会社の会計監査人の氏名又は名称

（組織変更）

第百三条　更生協同組織金融機関がその組織を変更して異種の協同組織金融機関になる場合における組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更後の協同組織金融機関の名称、事業、地区、事務所の所在地及び公告の方法

二　組織変更後の協同組織金融機関の出資一口の金額

三　組織変更後の協同組織金融機関の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。）

四　組織変更後の協同組織金融機関が更生協同組織金融機関の組合員等に対して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項

五　組織変更後の協同組織金融機関が更生債権者等（組織変更後の協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項

六　組織変更後の協同組織金融機関の準備金に関する事項

七　更生協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

八　組織変更後の協同組織金融機関の理事及び監事に関する事項

九　組織を変更すべき時期

2　第九十四条の規定は組織変更後の協同組織金融機関の理事及び監事に関する条項について、第九十六条の規定は組織変更後の協同組織金融機関の出資の受入れに関する条項について、それぞれ準用する。

第百四条　更生協同組織金融機関がその組織を変更して株式会社になる場合における組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更後の株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

二　組織変更後の株式会社が発行する株式の総数

三　組織変更後の株式会社の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。）

四　組織変更後の株式会社が更生協同組織金融機関の組合員等に対して発行すべき株式の種類及び数並びにその割当てに関する事項

五　組織変更後の株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで組織変更に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

六　組織変更後の株式会社の資本の額及び準備金に関する事項
七　更生協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定
八　組織変更後の株式会社の取締役、執行役及び監査役に関する事項
九　前条第一項第九号に掲げる事項

2　会社更生法第百七十三条の規定は組織変更後の株式会社の取締役、執行役及び監査役に関する条項について、同法第百七十五条から第百七十七条までの規定は組織変更後の株式会社の新株、新株予約権又は社債の発行に関する条項について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百七十五条第二号、第百七十六条第二号並びに第百七十七条第一項第三号及び第二項第三号中「第二百五条第一項」とあるのは「更生特例法第百二十六条において準用する第二百五条第一項」と、同法第百七十五条第二号及び第三号、第百七十六条第二号及び第三号並びに第百七十七条第一項第三号及び第四号並びに第二項第三号及び第四号中「株主等」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第十項に規定する組合員等をいう。）」と読み替えるものとする。

第二章第八節の節名を削り、第百二十三条を次のように改める。

（更生計画認可の決定等に対する即時抗告）

第百二十三条　会社更生法第二百二条の規定は、協同組織金融機関の更生計画の認可又は不認可の決定に対する即時抗告について準用する。この場合において、同条第二項中「第百六十八条第一項第四号又は第五号」とあるのは「更生特例法第九十三条第一項第四号」と、同条第五項中「第十六条」とあるのは「更生特例法第十四条」と読み替えるものとする。

第百二十三条の次に次の節名及び款名を付する。

第八節　更生計画認可後の手続

第一款　更生計画認可の決定の効力

第百二十四条から第百二十六条までを次のように改める。

（更生計画の効力範囲）

第百二十四条　更生計画は、次に掲げる者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。

一　更生協同組織金融機関
二　すべての更生債権者等及び組合員等
三　更生協同組織金融機関の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者
四　組織変更後の協同組織金融機関又は新協同組織金融機関（更生計画の定めるところにより第百六条第一項に規定する条項によって設立される協同組織金融機関をいう。以下この章において同じ。）
五　組織変更後の株式会社又は新株式会社（更生計画の定めるところにより第百七条において準用する会社更生法第百八十三条第一項に規定する条項によって設立される株式会社をいう。以下この章において同じ。）

2　更生計画は、更生債権者等が更生協同組織金融機関の保証人その他更生協同組織金融機関と共に債務を負担する者に対して有する権利及び更生協同組織金融機関以外の者が更生債権者等のために提供した担保に影響を及ぼさない。

（更生債権等の免責等）

第百二十五条　更生計画認可の決定があったときは、次に掲げる権利を除き、更生協同組織金融機関は、すべての更生債権等につきその責任を免かれ、組合員等の権利及び更生協同組織金融機関の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

一　更生計画の定め又はこの章の規定によって認められた権利
二　更生手続開始後に更生協同組織金融機関の理事等（理事、代表理事又は監事をいう。）又は使用人であった者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権
三　第八十四条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権
四　租税等の請求権のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかったことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免かれ、若しくは免かれようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権で届出のないもの

2　会社更生法第二百四条第二項の規定は、協同組織金融機関の更生手続において更生計画認可の決定があった場合における前項第三号及び第四号に掲げる請求権について準用する。

（届出をした更生債権者等の権利の変更等）

第百二十六条　会社更生法第二百五条から第二百八条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第四項中「第二百八条及び第二百九条第三項の規定」とあるのは「第二百八条の規定」と、「、株式、債権その他の権利及び株券」とあるのは「及び持分、株式、債権その他の権利」と、同法第二百六条第二項中「第二百三条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第百二十四条第一項第四号に掲げる協同組織金融機関、同項第五号」と、同法第二百七条中「第百六十九条第一項」とあるのは「更生特例法第九十三条第三項において準用する第百六十九条第一項」と、同法第二百八条第一項中「第五十条第一項」とあるのは「更生特例法第三十六条において準用する第五十条第一項」と、「、第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続」とあるのは「及び更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続」と、「第五十条第五項」とあるのは「更生特例法第三十六条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。

第百二十六条の次に次の款名を付する。

第二款　更生計画の遂行

第百二十七条から第百四十条までを次のように改める。

（更生計画の遂行）

第百二十七条　会社更生法第二百九条（第三項を除く。）の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画について準用する。この場合において、同条第一項中「更生会社」とあるのは「更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関（更生特例法第三十二条第一項に規定する組織変更後の協同組織金融機関及び組織変更後の株式会社を含む。）」と、同条第二項中「第二百三条第一項第四号に掲げる株式会社」とあるのは「更生特例法第百二十四条第一項第四号に規定する新協同組織金融機関及び同項第五号に規定する新株式会社」と、同条第四項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同項第二号中「第百五十一条第一項本文」とあるのは「更生特例法第八十八条において準用する第百五十一条第一項本文」と読み替えるものとする。

2　会社更生法第七十七条第一項の規定は、組織変更後の協同組織金融機関に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査並びに新協同組織金融機関に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

3　会社更生法第七十七条第一項の規定は、組織変更後の株式会社に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査並びに新株式会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

（総会の決議等に関する法令の規定等の排除）

第百二十八条　更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関の総会若しくは理事会又は新協同組織金融機関若しくは新株式会社の創立総会の決議を要しない。

（更生協同組織金融機関の理事等に関する特例）

第百二十九条　第九十四条第一項第一号の規定により更生計画において理事又は監事の氏名を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に理事又は監事となる。同項第二号の規定により更生計画において代表理事の氏名を定めたときにおけるその者が代表理事となる時期についても、同様とする。

2　第九十四条第二項の規定により更生計画において理事又は監事の選任の方法を定めたときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。同項の規定により更生計画において代表理事の選定の方法を定めたときにおけるその選定についても、同様とする。

3　前項の場合においては、中小企業等協同組合法第三十五条第三項本文及び同法第四十二条において準用する商法第二百六十一条第一項、信用金庫法第三十二条第三項及び同法第三十九条において準用する商法第二百六十一条第一項又は労働金庫法第四十二条において準用する商法第二百六十一条第一項の規定は、適用せず、かつ、労働金庫の理事又は監事の選任については、労働金庫法第三十四条第三項本文の規定にかかわらず、総会の議決を要しない。

4　更生協同組織金融機関の従前の理事又は監事は、更生計画認可の決定の時に退任する。ただし、第一項の規定により引き続き理事又は監事となることを妨げない。

5　前項の規定は、更生協同組織金融機関の従前の代表理事について準用する。

6　第一項又は第二項の規定により理事又は監事に選任された者の任期並びにこれらの規定により代表理事に選定された者の任期及び代表の方法は、更生計画の定めるところによる。

（事業の譲渡等に関する特例）

第百三十条　更生計画において更生協同組織金融機関が第九十五条第一号に掲げる行為をすることを定めた場合においては、中小企業等協同組合法第五十七条の三第四項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の二第二項第三号、信用金庫法第五十八条第五項又は労働金庫法第六十二条第五項の規定並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項又は労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第三十四条及び第三十五条の規定は、適用しない。

（定款の変更に関する特例）

第百三十一条　会社更生法第二百十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画において更生協同組織金融機関の定款を変更することを定めた場合について準用する。

（出資一口の金額の減少に関する特例）

第百三十二条　更生計画において更生協同組織金融機関の出資一口の金額の減少をすることを定めた場合においては、中小企業等協同組合法第五十六条及び第五十七条並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第二項第三号、信用金庫法第五十一条及び第五十二条又は労働金庫法第五十六条及び第五十七条の規定は、適用しない。

（出資の受入れに関する特例）

第百三十三条　第九十六条第五号の規定により更生計画において更生債権者等又は組合員等に対して出資についての引受権を与える旨を定めたときは、更生協同組織金融機関は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　各更生債権者等又は各組合員等が引受権を有する出資の一口の金額、口数及び払込金額

二　一定の期日までに出資の払込みをしないときは、出資についての引受権を失う旨

三　更生協同組織金融機関の承諾を得て組合員等又はその資格を有する者に引受権を譲り渡すことができる旨

2　前項の通知は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

3　出資についての引受権を有する者は、更生協同組織金融機関が第一項の通知をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに出資の払込みをしないときは、当該引受権を失う。

（合併に関する特例）

第百三十四条　第百条から第百二条までの規定により更生計画において更生協同組織金融機関が合併を行うことを定めた場合においては、更生協同組織金融機関についての設立委員の職務は、管財人が行う。

2　第九十七条第四号、第百条第四号又は第百一条第四号の規定により更生計画において合併後存続する協同組織金融機関又は合併により設立される協同組織金融機関が更生債権者等に対して出資を割り当てたときは、更生債権者等は、合併の効力が生じた時に組合員等となる。

3　会社更生法第二百二十三条第一項の規定は、第九十九条第五号又は第百二条第四号の規定により更生計画において合併後存続する銀行又は合併により設立される株式会社が更生債権者等に対して合併に際して発行する新株（第九十九条第五号に規定する自己の株式を含む。）を割り当てた場合について準用する。

4　第九十九条第八号又は第百二条第七号の規定により更生計画において組合員等又は株主等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、組合員等又は株主等は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

5　第九十七条から第百二条までの規定により更生計画において更生協同組織金融機関が合併を行うことを定めた場合においては、中小企業等協同組合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第一項（合併転換法第五条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、信用金庫法第五十八条第五項において準用する同法第五十一条第一項（合併転換法第五条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）若しくは労働金庫法第六十二条第五項において準用する同法第五十六条第一項（合併転換法第五条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は合併転換法第二十一条第一項の規定並びに合併転換法第十四条第一項及び第二項の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

6　前項に規定する場合においては、中小企業等協同組合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第二項及び第三項並びに第五十七条第一項及び第二項、信用金庫法第

五十八条第五項において準用する同法第五十一条第二項及び第三項並びに第五十二条第一項及び第二項、労働金庫法第六十二条第五項において準用する同法第五十六条第二項及び第三項並びに第五十七条第一項及び第二項又は合併転換法第十一条の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

7　第九十九条の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が銀行と合併することを定めた場合においては、合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十三条ノ二第一項の規定は、適用しない。

8　第五項に規定する場合においては、中小企業等協同組合法第六十六条、信用金庫法第六十一条、労働金庫法第六十五条又は合併転換法第二十一条第三項において準用する商法第四百十五条第一項の訴えを提起することができない。

（組織変更に関する特例）

第百三十五条　第百三条第一項又は第百四条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関がその組織を変更することを定めた場合においては、その組織変更の効力は、更生協同組織金融機関についての解散の登記及び組織変更後の協同組織金融機関又は組織変更後の株式会社についての設立の登記に関する規定に定める登記をした時に生ずる。

2　第百三条第一項第五号の規定により更生計画において組織変更後の協同組織金融機関が更生債権者等に対して出資を割り当てたときは、更生債権者等は、組織変更の効力が生じた時に組合員等となる。

3　第百四条第一項第五号の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等に対して組織変更に際して発行する株式を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、組織変更の効力が生じた時に株主となる。

4　第一項に規定する場合においては、合併転換法第二十四条第一項第三号において準用する合併転換法第十一条、合併転換法第二十四条第一項第五号において準用する合併転換法第十四条第一項及び第二項並びに合併転換法第二十五条第二項及び第二十七条の規定は、適用しない。

5　第百二十九条の規定は、第百三条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関がその組織を変更して異種の協同組織金融機関になることを定めた場合について準用する。この場合において、第百二十九条第一項中「第九十四条第一項第一号」とあるのは「第百三条第二項において準用する第九十四条第一項第一号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第二項中「第九十四条第二項」とあるのは「第百三条第二項において準用する第九十四条第二項」と、同条第三項中「第三十五条第三項本文及び同法第四十二条」とあるのは「第四十二条」と、「第三十二条第三項及び同法第三十九条」とあるのは「第三十九条」と、「適用せず、かつ、労働金庫の理事又は監事の選任については、労働金庫法第三十四条第三項本文の規定にかかわらず、総会の議決を要しない」とあるのは「適用しない」と読み替えるものとする。

6　会社更生法第二百十一条の規定は、第百四条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関がその組織を変更して株式会社となることを定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百十一条第一項中「第百七十三条第一項第一号」とあるのは「更生特例法第百四条第二項において準用する第百七十三条第一項第一号」と、同項及び同条第四項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第二項中「第百七十三条第二項」とあるのは「更生特例法第百四条第二項において準用する第百七十三条第二項」と、同条第三項中「第二百五十四条第一項及び第二百五十七条ノ二第一項本文（これらの規定を同法第二百八十条において準用する場合を含む。）並びに第二百六十一条第一項」とあるのは「第二百六十一条第一項」と、同条第四項中「更生会社の従前の取締役又は監査役」とあるのは「更生協同組織金融機関（更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。次項において同じ。）の従前の理事又は監事」と、同条第五項中「更生会社の従前の代表取締役」とあるのは「更生協同組織金融機関の従前の代表理事（更生特例法第二条第十一項に規定する代表理事をいう。）」と読み替えるものとする。

7　第五項の規定により選任された組織変更後の協同組織金融機関の理事又は監事の任期については、合併転換法第二十三条第三項の規定は、適用しない。

（組織変更後の協同組織金融機関の出資の受入れに関する特例）

第百三十六条　第百三十三条の規定は、第百三条第二項において準用する第九十六条第五号の規定により更生計画において組織変更後の協同組織金融機関が更生債権者等又は組合員等に対しての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。

（組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例）

第百三十七条　会社更生法第二百十五条第一項及び第三項の規定は、第百四条第二項において準用する同法第百七十五条の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合について準用する。

2　前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ五の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ組合員若ハ会員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは「各更生債権者等又ハ各組合員若ハ各会員ニ」と、「並ニ第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは「、引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨及第二百八十条ノ二第一項第七号」とする。

（組織変更後の株式会社の新株予約権の発行に関する特例）

第百三十八条　第百四条第二項において準用する会社更生法第百七十六条の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は組合員等に対して新たに払込みをさせないで新株予約権を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に新株予約権者となる。

2　会社更生法第二百十五条第一項の規定は、第百四条第二項において準用する同法第百七十六条の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権を発行することを定めた場合において、組織変更後の株式会社の定款に株主に新株予約権についての引受権を与える旨の定めがあるときについて準用する。

3　前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ二十六の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法

律第四条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ組合員若ハ会員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは「各更生債権者等又ハ各組合員若ハ各会員ニ」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」とする。

4　第二項に規定する場合においては、商法第二百八十条ノ二十二及び第二百八十条ノ二十七並びに同法第二百八十条ノ三十九第四項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一の規定は、適用しない。

（組織変更後の株式会社の社債の発行に関する特例）

第百三十九条　第百四条第二項において準用する会社更生法第百七十七条第一項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は組合員等に対して新たに払込みをさせないで社債（新株予約権付社債を除く。以下この条において同じ。）を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2　会社更生法第二百十七条第一項から第三項までの規定は、第百四条第二項において準用する同法第百七十七条第一項第四号の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は組合員等に対して社債についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百十七条第一項中「通知し、かつ、社債についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告し」とあるのは「通知し」と、同項第一号中「株主等」とあるのは「組合員等」と、同条第二項及び第三項中「通知又は公告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

（組織変更後の株式会社の新株予約権付社債の発行に関する特例）

第百四十条　第百四条第二項において準用する会社更生法第百七十七条第二項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は組合員等に対して新たに払込みをさせないで新株予約権付社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2　会社更生法第二百十五条第一項の規定は、第百四条第二項において準用する同法第百七十七条第二項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権付社債を発行することを定めた場合において、組織変更後の株式会社の定款に株主に新株予約権付社債についての引受権を与える旨の定めがあるときについて準用する。

3　前項に規定する場合における商法第三百四十一条ノ四の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ組合員若ハ会員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは「各更生債権者等又ハ各組合員若ハ各会員ニ」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」とする。

4　第二項に規定する場合においては、商法第二百九十八条及び第三百四十一条ノ五並びに同法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ十一及び第二百八十条ノ二十二の規定は、適用しない。

第百四十条の二及び第百四十条の三を削る。

第百四十一条を次のように改める。

（解散に関する特例）

第百四十一条　第百五条において準用する会社更生法第百八十二条本文の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が解散することを定めたときは、更生協同組織金融機関は、更生計画に定める時期に解散する。

第百四十一条の二及び第百四十一条の三を削る。

第百四十二条から第百四十八条までを次のように改める。

（新協同組織金融機関又は新株式会社の設立に関する特例）

第百四十二条　第百六条第一項の規定又は第百七条において準用する会社更生法第百八十三条第一項の規定により更生計画において新協同組織金融機関又は新株式会社を設立することを定めた場合においては、当該新協同組織金融機関又は新株式会社（以下この条において「新法人」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2　前項に規定する場合においては、新法人の定款は、裁判所の認証を受けなければ、その効力を生じない。

3　会社更生法第二百二十五条第三項の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において、同条第三項中「第百八十三条第一項第二号」とあるのは、「更生特例法第百七条において準用する第百八十三条第一項第二号」と読み替えるものとする。

4　第一項に規定する場合においては、新法人の創立総会における定款の修正又は変更の決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。

5　第一項に規定する場合において、新法人が成立しなかったときは、更生協同組織金融機関は、管財人が同項の規定により新法人の設立に関してした行為についてその責めに任じ、新法人の設立に関して支出した費用を負担する。

6　第百二十九条第一項から第三項まで及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新協同組織金融機関を設立するときにおける理事、監事及び代表理事の選任又は選定について、第百三十三条の規定は更生債権者等又は組合員等に対して出資についての引受権を与える場合について、それぞれ準用する。この場合において、第百二十九条第一項中「第九十四条第一項第一号」とあるのは「第百六条第一項第七号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「新協同組織金融機関が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「同号」と、同条第二項中「第九十四条第二項」とあるのは「第百六条第一項第七号」と、「同項」とあるのは「同号」と、同条第三項中「第三十五条第三項本文」とあるのは「第三十五条第三項ただし書」と、「第三十四条第三項本文」とあるのは「第三十四条第三項ただし書」と、「総会」とあるのは「創立総会」と読み替えるものとする。

7　会社更生法第二百十一条第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新株式会社を設立するときにおける取締役、監査役及び代表取締役（委員会等設置会社にあっては、取締役、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）の選任又は選定について、第百三十七条第二項の規定は更生債権者等又は組合員等に対して第百七条において準用する会社更生法第百八十三条第一項第二号の株式についての引受権を与える場合について、第百三十八条から第百四十条までの規定は新株式会社の新株予

約権又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百十一条第一項中「第百七十二条第一項第一号」とあるのは「更生特例法第百七条において準用する第百八十三条第一項第九号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「新株式会社（更生特例法第百二十四条第一項第五号に規定する新株式会社をいう。）が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「更生特例法第百七条において準用する第百八十三条第一項第九号」と、同条第二項中「第百七十三条第二項」とあるのは「更生特例法第百七条において準用する第百八十三条第一項第九号」と、「同項」とあるのは「同号」と、第百三十八条第一項及び第二項並びに第百三十九条第一項及び第二項中「第百四十条第一項及び第二項」とあるのは「第百七条」と、第百三十八条第一項及び第二項中「第百七十八条」とあるのは「第百八十三条第一項第十号」と、同条第一項、第百三十九条第一項及び第百四十条第一項中「組織変更の効力が生じた」とあるのは「新株式会社が成立した」と、第百三十九条第一項中「第百七十七条第一項」とあり、同条第二項中「第百七十七条第一項第四号」とあり、並びに第百四十条第一項及び第二項中「第百七十七条第二項」とあるのは「第百八十三条第一項第十一号」と読み替えるものとする。

8　第一項に規定する場合において新協同組織金融機関を設立することを定めたときは、中小企業等協同組合法第二十四条第一項及び第三十二条並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第二項第四号の規定、信用金庫法第二十二条第一項、第二十三条第三項及び第二十八条の規定又は労働金庫法第二十二条第一項及び第二十八条の規定は、適用しない。

9　第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときは、商法第百六十六条第三項、第百六十七条、第百六十八条第二項、第百六十八条ノ二、第百六十九条、第百七十条、第百七十三条、第百七十三条ノ二、第百七十五条第二項第九号、第百八十一条、第百八十三条、第百八十四条（同条第一項中同法第百七十三条ノ二第一項第二号及び第三号に掲げる事項に関する部分を除く。）、第百八十五条、第百八十六条、第百九十二条から第百九十八条まで、第二百二十二条ノ二第二項後段及び第四百二十八条の規定は、適用しない。

（新法人に異動した者の退職手当の取扱い）

第百四十三条　更生手続開始後に更生協同組織金融機関の第百二十五条第一項第二号に規定する理事等又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生協同組織金融機関の組織が変更された際又は新協同組織金融機関若しくは新株式会社が設立された際に更生協同組織金融機関を退職し、かつ、引き続き組織変更後の協同組織金融機関若しくは新協同組織金融機関の同号に規定する理事等若しくは使用人又は組織変更後の株式会社若しくは新株式会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役若しくは使用人となったものは、更生協同組織金融機関から退職手当の支給を受けることができない。

2　前項に規定する者の更生協同組織金融機関における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後の協同組織金融機関、組織変更後の株式会社、新協同組織金融機関又は新株式会社における在職期間とみなす。

（非訟事件手続法の特例）

第百四十四条　次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事件については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十六条第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

一　更生計画において新株式会社を設立すること、更生協同組織金融機関が合併を行うこと若しくはその組織を変更すること又は組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合　商法第二百二十条第二項（合併転換法第二十一条第二項（合併転換法第二十四条第一項第二号において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する事件

二　更生計画において新株式会社を設立すること又は組織変更後の株式会社が新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行することを定めた場合　商法第百七十八条（同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。）に規定する事件

（出資等についての引受権の譲渡）

第百四十五条　更生計画の定めによって更生債権者等又は組合員等に対して更生協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関又は新協同組織金融機関の出資についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、その協同組織金融機関の承諾を得て、これを組合員等又はその資格を有する者に譲渡することができる。

2　更生計画の定めによって更生債権者等又は組合員等に対して組織変更後の株式会社又は新株式会社の株式、新株予約権又は社債についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、これを他に譲渡することができる。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例）

第百四十六条　会社更生法第二百二十九条の規定は、更生債権者等又は組合員等が組織変更後の株式会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社の株式を更生計画の定めによって取得する場合について準用する。

（許可、認可等に基づく権利の承継）

第百四十七条　更生計画において更生協同組織金融機関が行政庁から得ていた許可、認可、免許その他の処分に基づく権利及び義務を同種の新協同組織金融機関に移転することを定めたときは、当該新協同組織金融機関は、他の法令の規定にかかわらず、その権利及び義務を承継する。

（法人税法等の特例）

第百四十八条　更生計画において新協同組織金融機関又は新株式会社が更生協同組織金融機関の租税等の請求権に係る債務を承継することを定めたときは、当該新協同組織金融機関又は当該新株式会社は当該債務を履行する義務を負い、更生協同組織金融機関は当該債務を免れる。

2　更生手続開始の決定があったときは、更生協同組織金融機関の事業年度は、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、更生計画認可の時（その時までに更生手続が終了したときは、その終了の日）に終了するものとする。ただし、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条第一項ただし書及び地方税法第七十二条の十三第四項の規定の適用を妨げない。

3　更生手続による更生協同組織金融機関の財産の評価換え及び債務の消滅による益金で、更生手続開始前から繰り越されている法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額（同法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額（同法第八十一条の九第一項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち当該更生協同組織金融機関に帰せられる金額の合計額に達するまでの金額は、当該財産の評価換え又は債務の消

滅のあった各事業年度又は各連結事業年度の同法による所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額に算入しない。

第百四十八条の次に次の款名を付する。

第三款　更生計画の変更

第百四十九条を次のように改める。

第百四十九条　会社更生法第二百三十三条第一項から第五項までの規定は、協同組織金融機関の更生計画認可の決定があった後やむを得ない事由で更生計画に定める事項を変更する必要が生じた場合について準用する。

2　前項において準用する会社更生法第二百三十三条第五項に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3　会社更生法第二百二条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第百六十八条第一項第四号又は第五号」とあるのは「更生特例法第九十三条第一項第四号」と、同条第五項中「第十六条」とあるのは「更生特例法第十四条」と読み替えるものとする。

4　会社更生法第七十二条第七項の規定は、更生計画の変更により第四十五条において準用する同法第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定めが取り消された場合について準用する。この場合において、同法第七十二条第七項中「第十条第四項」とあるのは、「更生特例法第十条において準用する第十条第四項」と読み替えるものとする。

第二章第九節の節名を削り、第百五十三条の前に次の款名及び目名を付する。

第三款　更生計画認可後の更生手続の終了

第一目　更生手続の終結

第百五十三条及び第百五十四条を次のように改める。

（更生手続終結の決定）

第百五十三条　会社更生法第二百三十九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生手続終結の決定について準用する。

（更生手続終結後の更生債権者表等の記載の効力）

第百五十四条　会社更生法第二百四十条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生手続終結後の更生債権者表及び更生担保権者表の記載の効力について準用する。

第百五十四条の次に次の目名を付する。

第二目　更生計画認可後の更生手続の廃止

第百五十五条を次のように改める。

第百五十五条　会社更生法第二百四十一条第一項から第三項までの規定は、協同組織金融機関の更生手続廃止の決定について準用する。

2　会社更生法第二百三十八条第一項から第三項までの規定は前項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定をした場合について、同法第二百三十八条第四項の規定は当該決定を取り消す決定が確定した場合について、同法第二百四十条の規定は前項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十八条第三項中「第十六条」とあるのは、「更生特例法第十四条」と読み替えるものとする。

第百五十条の前に次の節名及び款名を付する。

第九節　更生手続の終了

第一款　更生手続の終了事由

第百五十条を次のように改める。

第百五十条　会社更生法第二百三十四条の規定は、協同組織金融機関の更生手続の終了について準用する。この場合において、同条第二号中「第四十四条第一項」とあるのは、「更生特例法第三十一条において準用する第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

第百五十条の次に次の款名及び目名を付する。

第二款　更生計画認可前の更生手続の終了

第一目　更生計画不認可の決定

第百五十一条を次のように改める。

第百五十一条　会社更生法第二百三十五条の規定は、協同組織金融機関の更生手続において更生計画不認可の決定が確定した場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」とあるのは、「更生特例法第八十七条において準用する第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」と読み替えるものとする。

（不認可の決定が確定した場合の更生債権者表等の記載の効力）

第百五十一条　会社更生法第二百三十五条の規定は、協同組織金融機関の更生手続において更生計画不認可の決定が確定した場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」とあるのは、「更生特例法第八十七条において準用する第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」と読み替えるものとする。

第百五十一条の次に次の目名を付する。

第二目　更生計画認可前の更生手続の廃止

第百五十二条を次のように改める。

（更生が困難な場合の更生手続廃止等）

第百五十二条　会社更生法第二百三十六条、第二百三十七条及び第二百三十八条第一項から第五項までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生手続廃止の決定について準用する。この場合において、同法第二百三十六条第三号中「第百九十八条第一項本文」とあるのは「更生特例法第百十九条において準用する第百九十八条第一項本文」と、同法第二百三十七条第一項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「更生特例法第十五条第一項」と、同法第二百三十八条第三項中「第十六条」とあるのは「更生特例法第十四条」と読み替えるものとする。

2　会社更生法第二百三十五条の規定は、前項において準用する同法第二百三十六条又は第二百三十七条の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について準用する。この場合において、同法第二百三十五条第二項中「第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」とあるのは、「更生特例法第八十七条において準用する第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」と読み替えるものとする。

第百五十二条の二を削る。

第二章第十節の節名を削り、第百五十八条を次のように改める。

（外国管財人の権限等）

第百五十八条　会社更生法第二百四十四条及び第二百四十五条第一項の規定は、協同組織金融機関の外国倒産処理手続における外国管財人（外国倒産処理手続において協同組織金融機関の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。）について準用する。この場合において、同法第二百四十四条第一項中「第十七条第一項第一号」とあるのは「更生特例法第十五条第一項第一号」と、同条第二項及び第三項中「第二百四十二条第一項」とあるのは「更生特例法第百五十六条において準用する第二百四十二条第一項」と、同項中「第百八十四条第一項」とあるのは「更生特例法第百八条において準用する第百八十四条第一項」と、同条第四項中「第四十三条第一項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

2　会社更生法第二百四十五条第二項及び第三項の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人について準用する。

第百五十六条の前に次の節名を付する。

第十節　外国倒産処理手続がある場合の特則

第百五十六条及び第百五十七条を次のように改める。

（外国管財人との協力）

第百五十六条　会社更生法第二百四十二条の規定は、更生協同組織金融機関についての外国倒産処理手続（外国で開始された手続であって、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下この節において同じ。）がある場合について準用する。

（更生手続の開始原因の推定）

第百五十七条　会社更生法第二百四十三条の規定は、協同組織金融機関についての外国倒産処理手続がある場合について準用する。この場合において、同条中「第十七条第一項」とあるのは、「更生特例法第十五条第一項」と読み替えるものとする。

第二章第十一節及び第三章の二を削る。

第百五十九条の前に次の節名を付する。

第十一節　雑則

第百五十九条及び第百六十条を次のように改める。

（更生協同組織金融機関についての登記の嘱託等）

第百五十九条　更生手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、更生手続開始の登記を更生協同組織金融機関の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2　前項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第四十四条において準用する会社更生法第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があったときはその旨及び各管財人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。

3　第一項の規定は、前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

4　開始前協同組織金融機関について保全管理命令又は監督命令がされたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、保全管理命令又は監督命令の登記を開始前協同組織金融機関の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

5　前項に規定する保全管理命令の登記には保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第二十四条第一項において準用する会社更生法第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があったときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容をも、前項に規定する監督命令の登記には監督委員の氏名又は名称及び住所並びに第二十五条第二項の規定により指定された行為をも登記しなければならない。

6　第四項の規定は、同項に規定する裁判の変更若しくは取消しがあった場合又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

7　第一項の規定は、更生計画認可の決定があった場合又は第百五十条において準用する会社更生法第二百三十四条第二号から第五号までに掲げる事由が生じた場合について準用する。

8　登記官は、第一項の規定により更生手続開始の登記をする場合において、更生協同組織金融機関について整理開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

9　登記官は、第七項の規定により更生手続開始の決定の取消しの登記をする場合において、前項の規定によって抹消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

10　第八項の規定は更生計画認可の登記をする場合における破産又は再生手続開始の登記について、前項の規定は更生計画認可の決定を取り消す決定が確定した場合におけるこの項において準用する第八項の規定により抹消した登記について、それぞれ準用する。

第百六十条　第四十五条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段の規定により更生協同組織金融機関の機関がその権限を回復したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を更生協同組織金融機関の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2　前項の規定は、第四十五条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定め又は裁判所の決定が取り消された場合について準用する。

第二百二条　第百六十九条第七項に規定する更生会社又は当該更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者は、第二百九十七条第一項において準用する会社更生法第二百九条第四項の規定による裁判所の命令に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

2　相互会社の子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）の取締役、執行役、監査役、清算人又は支配人その他の使用人が第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百十五条又は第二百三十九条において準用する会社更生法第七十七条第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、百万円以下の過料に処する。

第二百三条を第五百四十七条とする。

第二百一条　第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関又は当該更生協同組織金融機関の事業の更生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者は、第百二十七条第一項において準用する会社更生法第二百九条第四項の規定による裁判所の命令に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

2　協同組織金融機関の子会社（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十一条第六項又は労働金庫法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。）の取締役、執行役、監査役、清算人又は支配人その他の使用人が第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条又は第七十三条において準用する会社更生法第七十七条第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、百万円以下の過料に処する。

第二百一条を第五百四十六条とし、同条の前に見出しとして「（過料）」を付する。

第二百条の二を削る。

第二百条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（国外犯）

第二百条　第五百四十一条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第五百四十二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第二百条を第五百四十五条とする。

第百九十九条の三を削る。

第百九十九条の二を次のように改める。

第百九十九条の二　第百六十九条第六項に規定する開始前会社、同条第七項に規定する更生会社、第二百九十四条第一項第四号に規定する相互会社又は同項第五号に掲げる株式会社の取締役、執行役、監査役、清算人又は支配人その他の使用人が第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百十五条、第二百三十九条又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は

虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　第三百六十四条第二項に規定する組織変更後の相互会社又は第三百七十一条第一項に規定する新相互会社の取締役、監査役、清算人又は支配人その他の使用人が第三百六十八条第五項又は第三百七十一条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

第百九十九条の二を第五百四十四条とする。

第百九十九条を次のように改める。

第百九十九条　第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関、同条第七項に規定する更生協同組織金融機関、第百二十四条第一項第四号に掲げる協同組織金融機関又は同項第五号に掲げる株式会社の理事、取締役若しくは執行役、監事若しくは監査役、清算人又は参事若しくは支配人その他の使用人が第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条、第七十三条又は第百二十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　第三百四十七条第二項に規定する組織変更後の信用金庫又は第三百五十二条第一項に規定する新協同組織金融機関の理事、監事、清算人又は参事等その他の使用人が第三百五十条第六項又は第三百五十二条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

第百九十九条を第五百四十三条とし、第百九十八条を第五百四十二条とする。

第百九十七条第一項を次のように改める。

第四条第一項又は第百六十九条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は第四十四条若しくは第二百十条において準用する会社更生法第七十一条の法律顧問が、その職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。当該更生手続における第四条第十三項若しくは第百六十九条第十三項に規定する更生債権者等、組合員等、社員、代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、関係人集会の期日における議決権の行使又は第十三条若しくは第二百八十二条において準用する会社更生法第百八十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

第百九十七条第二項中「協同組織金融機関又は相互会社」を「前項」に、「調査委員、保全管理人又は管財人」を「管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員」に、「職員が」を「職員が、」に改め、同条第三項中「たる」を「である」に改め、同条を第五百四十一条とする。

第百九十六条第一項中「者でなくて同項に規定する行為をした者」を「行為をした者（協同組織金融機関の理事若しくはこれに準ずる者又は参事等を除く。）」に、「更生債権者、更生担保権者」を「第四条第十三項に規定する更生債権者等」に、「行った」を「行使した」に改め、「ついて」の下に「第百九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する」を加え、同条を第五百四十条とする。

第百九十五条第一項中「準ずべき」を「準ずる」に、「が更生手続開始」を「が、第四条第一項に規定する更生手続の開始」に、「の上に」を「につき」に改め、「若しくは商法」の下に「の規定」を加え、「以下この項」を「第一号」に改め、「ついて」の下に「第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する」を加え、同項第一号中「き棄し」を「毀棄し」に改め、同項第三号中「き棄する」を「毀棄する」に改め、同条第二項中「準ずべき」を「準ずる」に、「が更生手続開始」を「が、第百六十九条第一項に規定する更生手続の開始」に、「の上に」を「につき」に改め、「若しくは商法」の下に「の規定」を加え、「以下この項」を「第一号」に改め、「ついて」の下に「第百九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する」を加え、同項第一号中「き棄し」を「毀棄し」に改め、同項第三号中「き棄する」を「毀棄する」に改め、同条を第五百三十九条とする。

第六章を第八章とする。

第五章の二中第百九十四条の三十を第五百三十八条とする。

第五章の二を第七章とする。

第百九十四条の二十九中「第百九十四条の十七第一項各号」を「第五百二十五条第一項各号」に改め、第五章第四節中同条を第五百三十七条とする。

第百九十四条の二十八を第五百三十六条とする。

第百九十四条の二十七を次のように改める。

（保険契約者保護機構がする通知等）

第百九十四条の二十七　第五百三十三条第一項又は前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2　第五百二十五条第二項及び前条の規定による公告は、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

3　破産法第百十五条第二項の規定は、第五百二十五条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

第百九十四条の二十六を第五百三十五条とし、第百九十四条の二十五を第五百三十四条とし、第百九十四条の二十四を第五百三十三条とし、第百九十四条の二十三を第五百三十二条とし、第百九十四条の二十二を第五百三十一条とし、第百九十四条の二十一を第五百三十条とする。

第百九十四条の二十一中「第百九十四条の十九」を「第五百二十七条」に改め、同条を第五百二十九条とする。

第百九十四条の二十を第五百二十八条とする。

第百九十四条の十九中「第百九十四条の十七第四項前段」を「第五百二十五条第四項前段」に改め、同条を第五百二十七条とする。

第百九十四条の十八を第五百二十六条とし、第百九十四条の十七を第五百二十五条とする。

第百九十四条の十六第一項中「送達は、」を「送達を」に改め、同条第三項中「第百九十四条の十八第一項」を「第五百二十六条第一項」に、「送達は、」を「送達を」に改め、同条を第五百二十四条とする。

第百九十四条の十五を第五百二十三条とする。

第五章中第四節を第五節とする。

第百九十四条の十四を次のように改める。

（投資者保護基金がする通知等）

第百九十四条の十四　第五百二十条第一項又は前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2　第五百十二条第二項及び前条の規定による公告は、官報及び時事に関する事項を掲載す

る日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

3　破産法第百十五条第二項の規定は、第五百十二条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

第五章第三節中第百九十四条の十四を第五百二十二条とし、第百九十四条の十三を第五百二十一条とし、第百九十四条の十二を第五百二十条とし、第百九十四条の十一を第五百十九条とし、第百九十四条の十を第五百十八条とし、第百九十四条の九を第五百十七条とする。

第百九十四条の八中「第百九十四条の六」を「第五百十四条」に改め、同条を第五百十六条とする。

第百九十四条の七を第五百十五条とする。

第百九十四条の六中「第百九十四条の四第四項前段」を「第五百十二条第四項前段」に改め、同条を第五百十四条とする。

第百九十四条の五を第五百十三条とし、第百九十四条の四を第五百十二条とする。

第百九十四条の三第一項中「送達は、」を「送達を」に改め、同条第三項中「第百九十四条の五第一項」を「第五百十三条第一項」に、「送達は、」を「送達を」に改め、同条を第五百十一条とする。

第百九十四条の二を第五百十条とする。

第五章中第三節を第四節とする。

第百九十四条を次のように改める。

（預金保険機構がする通知等）

第百九十四条　第五百七条第一項又は前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2　第四百九十九条第二項及び前条の規定による公告は、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

3　破産法第百十五条第二項の規定は、第四百九十九条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

第五章第二節中第百九十四条を第五百九条とし、第百八十九条から第百九十三条までを三百十五条ずつ繰り下げる。

第百八十八条中「第百八十六条」を「第五百一条」に改め、同条を第五百三条とする。

第百八十七条を第五百二条とする。

第百八十六条中「第百八十四条第四項前段」を「第四百九十九条第四項前段」に改め、同条を第五百一条とする。

第百八十五条を第五百条とし、第百八十四条を第四百九十九条とする。

第百八十三条第一項中「送達は、」を「送達を」に改め、同条第三項中「第百八十五条第一項」を「第五百条第一項」に、「送達は、」を「送達を」に改め、同条を第四百九十八条とする。

第百八十二条を第四百九十七条とする。

第五章中第二節を第三節とする。

第百八十一条中「第百七十八条の四十一第一項」を「第四百九十三条第一項」に改め、第五章第一節中同条を第四百九十六条とする。

第百八十条を第四百九十五条とし、第百七十九条を第四百九十四条とする。

第百七十八条の四十一第二項中「第百六十一条第二項」を「第三百七十七条第二項」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「監督庁」に改め、同条を第四百九十三条とする。

第五章中第一節を第二節とし、同章に第一節として次の一節を加える。

第一節　管轄の特例等

（破産手続の管轄の特例）

第四百九十条　金融機関、証券会社及び保険会社（以下この節において「金融機関等」という。）に係る破産事件について、次の各号に掲げる裁判所が当該金融機関等の本店等の所在地を管轄する場合には、破産法第百五条の規定にかかわらず、破産の申立ては、それぞれ当該各号に定める地方裁判所にもすることができる。

一　東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）　東京地方裁判所

二　大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）　大阪地方裁判所

2　前項に規定する「本店等」とは、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定めるものをいう（次条第二項及び第四百九十二条において同じ。）。

一　銀行、証券会社及び株式会社である保険会社（第三号に掲げるものを除く。）　主たる営業所

二　協同組織金融機関及び相互会社である保険会社　主たる事務所

三　証券会社である外国証券会社等　日本における主たる営業所又は事務所

3　第一項の規定及び破産法第百五条の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、破産事件は、先に破産の申立てがあった裁判所が管轄する。

（破産手続の移送の特例）

第四百九十一条　金融機関等に係る破産事件においては、裁判所は、前条第一項の規定により破産事件が係属している場合を除き、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、破産事件を前条第一項の規定により管轄権を有する地方裁判所に移送することができる。

2　裁判所は、前条第一項の規定により破産事件が係属している場合において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、破産事件を当該金融機関等の本店等の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

（破産債権確定訴訟に関する移送の特例）

第四百九十二条　金融機関等の破産手続における債権の確定に関する訴訟の第一審裁判所は、破産裁判所が破産事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第四百九十条第一項の規定のみである場合（破産裁判所が前条第一項の規定により破産事件の移送を受けた場合を含む。）において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、破産法第二百四十五条の規定にかかわらず、職権で、当該債権の確定に関する訴訟を当該金融機関等の本店等の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

（投資者保護基金がする通知等）

第五章を第六章とする。

第百七十八条の四十を次のように改める。

第百七十八条の四十　第四百八十五条第一項及び前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2　民事再生法第十条第一項及び第二項の規定は、第四百七十七条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

第四章の二第三節中第百七十八条の四十を第四百八十九条とする。

第百七十八条の三十九第一項及び第二項を次のように改める。

　基金は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第百六十九条第二項第一号に掲げる方法が定められた場合において、基金代理顧客のために議決権を行使しようとするときは、当該再生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の債権者集会の期日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を基金代理顧客（議決権を行使することができない者を除く。）に通知すると

ともに、公告しなければならない。

2　基金は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第百六十九条第二項第二号又は第三号に掲げる方法が定められた場合において、基金代理顧客のために議決権を行使しようとするときは、同項第二号に規定する期間の末日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を基金代理顧客（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

第百七十八条の三十九第三項中「公告し」を「、公告し」に改め、同条を第四百八十八条とする。

第百七十八条の三十八第一項を次のように改める。

基金が第四百七十八条第一項の規定による顧客表の提出をする前における民事再生法第百十八条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「再生債権者をもって」とあるのは「再生債権者（投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であって、再生債務者が加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもって」と、同条第四項中「再生債権者の申立て」とあるのは「再生債権者（投資者保護基金を含む。）の申立て」とする。

第百七十八条の三十八第二項中「第百七十八条の三十三」を「第四百八十二条」に改め、同条を第四百八十七条とする。

第百七十八条の三十七中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に改め、同条を第四百八十六条とする。

第百七十八条の三十六第一項中「（民事再生法第二条第二号に規定する再生債務者等をいう。）」を削り、「同法」を「民事再生法」に改め、同条第二項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条を第四百八十五条とする。

第百七十八条の三十五を第四百八十四条とする。

第百七十八条の三十四第二項中「第百七十八条の二十九第三項」を「第四百七十八条第三項」に改め、同条を第四百八十三条とする。

第百七十八条の三十三を第四百八十二条とする。

第百七十八条の三十二中「第百七十八条の三十」を「第四百七十九条」に、「査定又は訴訟」を「裁判手続」に、「再生債権の確定に関する査定の」を「民事再生法第百五条第一項本文の査定の」に、「訴訟において、」を「訴訟において」に改め、同条を第四百八十一条とする。

第百七十八条の三十一第一項中「査定又は訴訟」を「裁判手続」に改め、同条を第四百八十条とする。

第百七十八条の三十中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に、「第百七十八条の二十八第四項前段」を「第四百七十七条第四項前段」に改め、同条を第四百七十九条とする。

第百七十八条の二十九第一項中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に改め、同条第三項中「再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する旨の決定又は再生計画案を書面による」を「再生計画案を」に改め、同条第五項中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改め、同条を第四百七十八条とする。

第百七十八条の二十八第二項及び第三項中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に改め、同条を第四百七十七条とする。

第百七十八条の二十七第一項中「送達は、」を「送達を」に改め、同条第三項中「第百七十八条の二十九第一項」を「第四百七十八条第一項」に、「送達は、」を「送達を」に改め、同条を第四百七十六条とする。

第百七十八条の二十六第一項中「送達は、」を「送達を」に改め、同条を第四百七十五条とする。

第百七十八条の二十五を第四百七十四条とする。

第四章の二中第三節を第四節とする。

第百七十八条の二十四第一項中「の預金等」を「に規定する預金等」に改め、同条第二項中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に改め、第四章の二第二節中同条を第四百七十三条とする。

第百七十八条の二十三を次のように改める。

（預金保険機構がする通知等）

第百七十八条の二十三　第四百六十八条第一項及び前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2　民事再生法第十条第一項及び第二項の規定は、第四百六十条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

第百七十八条の二十三を第四百七十二条とする。

第百七十八条の二十二第一項及び第二項を次のように改める。

機構は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第百六十九条第二項第一号に掲げる方法が定められた場合において、機構代理預金者のために議決権を行使しようとするときは、当該再生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の債権者集会の期日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理預金者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

2　機構は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第百六十九条第二項第二号又は第三号に掲げる方法が定められた場合において、機構代理預金者のために議決権を行使しようとするときは、同項第二号に規定する期間の末日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理預金者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

第百七十八条の二十二第三項中「公告し」を「、公告し」に改め、同条を第四百七十一条とする。

第百七十八条の二十一第一項を次のように改める。

機構が第四百六十一条第一項の規定による預金者表の提出をする前における民事再生法第百十八条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「再生債権者をもって」とあるのは「再生債権者（預金保険機構を含む。）をもって」と、同条第四項中「再生債権者の申立て」とあるのは「再生債権者（預金保険機構を含む。）の申立て」とする。

第百七十八条の二十一第二項中「第百七十八条の十六」を「第四百六十五条」に改め、同条を第四百七十条とする。

第百七十八条の二十中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に改め、同条を第四百六十九条とする。

第百七十八条の十九第一項中「（民事再生法第二条第二号に規定する再生債務者等をいう。）」を削り、「同法」を「民事再生法」に改め、同条第二項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条を第四百六十八条とする。

第百七十八条の十八を第四百六十七条とする。

第百七十八条の十七第二項中「第百七十八条の十二第三項」を「第四百六十一条第三項」に改め、同条を第四百六十六条とする。

第百七十八条の十六を第四百六十五条とする。

第百七十八条の十五中「第百七十八条の十三」を「第四百六十二条」に、「査定又は訴訟」を「裁判手続」に、「再生債権の確定に関する査定の」を「民事再生法第百五条第一項本文の査定の」に、「訴訟において、」を「訴訟において」に改め、同条を第四百六十四条とする。

第百七十八条の十四第一項中「査定又は訴訟」を「裁判手続」に改め、同条を第四百六十三条とする。

第百七十八条の十三中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に、「第百七十八条の十一第四項前段」を「第四百六十条第四項前段」に改め、同条を第四百六十二条とする。

第百七十八条の十二第一項中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に改め、同条第三項中「再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する旨の決定又は再生計画案を書面による」を「再生計画案を」に改め、同条を第四百六十一条とする。

第百七十八条の十一第二項中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間（民事再生法第九十四条第一項に規定する債権届出期間をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第三項中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に改め、同条を第四百六十条とする。

第百七十八条の十第一項中「送達は、」を「送達を」に改め、同条第三項中「第百七十八条の十二第一項」を「第四百六十一条第一項」に、「送達は、」を「送達を」に改め、同条を第四百五十九条とする。

第百七十八条の九第一項中「送達は、」を「送達を」に改め、同条を第四百五十八条とする。

第百七十八条の八を第四百五十七条とする。

第四章の二中第二節を第三節とする。

第百七十八条の七中「協同組織金融機関」の下に「（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）」を加え、第四章の二第一節中同条を第四百五十六条とする。

第百七十八条の六の見出しを「（再生手続開始の申立ての棄却する決定に対する抗告）」に改め、同条中「第百七十八条第一項」を「第四百五十条第一項」に、「裁判」を「決定」に改め、同条を第四百五十五条とする。

第百七十八条の五を第四百五十四条とし、第百七十八条の四を第四百五十三条とし、第百七十八条の三を第四百五十二条とする。

第百七十八条の二中「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条に次の一項を加える。

2　証券会社について再生手続開始の申立てがあったときは、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

第百七十八条の二を第四百五十一条とする。

第百七十八条第二項中「第百六十一条第二項」を「第三百七十七条第二項」に改め、同条を第四百五十条とする。

第四章の二中第一節を第二節とし、同章に第一節として次の一節を加える。

第一節　管轄の特例等

（定義）

第四百四十六条　この章において「再生手続」、「再生計画」又は「再生債務者等」とは、それぞれ民事再生法第二条に規定する再生手続、再生計画又は再生債務者等をいう。

（再生手続の管轄の特例）

第四百四十七条　金融機関及び証券会社（以下この節において「金融機関等」という。）に係る再生事件について、次の各号に掲げる裁判所が当該金融機関等の本店等の所在地を管轄する場合には、民事再生法第五条及び第六条の規定にかかわらず、再生手続開始の申立ては、それぞれ当該各号に定める地方裁判所にもすることができる。

一　東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）　東京地方裁判所

二　大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）　大阪地方裁判所

2　前項に規定する「本店等」とは、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定めるものをいう（次条第二項及び第四百四十九条において同じ。）。

一　銀行及び証券会社（第三号に掲げるものを除く。）　主たる営業所

二　協同組織金融機関　主たる事務所

三　証券会社である外国証券会社　日本における主たる営業所

3　第一項の規定及び民事再生法第五条の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、再生事件は、先に再生手続開始の申立てがあった地方裁判所が管轄する。

（再生手続の移送の特例）

第四百四十八条　金融機関等に係る再生事件においては、裁判所は、前条第一項の規定により再生事件が係属している場合を除き、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、民事再生法第五条及び第六条の規定にかかわらず、職権で、再生事件を前条第一項の規定により管轄権を有する地方裁判所に移送することができる。

2　裁判所は、前条第一項の規定により再生事件が係属している場合において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、再生事件を当該金融機関等の本店等の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

（再生債権に関する異議の訴えに関する移送の特例）

第四百四十九条　金融機関等の再生手続における民事再生法第百六条第一項の訴えの第一審裁判所は、再生裁判所が再生事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第四百四十七条第一項の規定のみである場合（再生裁判所が前条第一項の規定により再生事件の移送を受けた場合を含む。）において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、同法第百六条第二項の規定にかかわらず、職権で、同条第一項の訴えを当該金融機関等の本店等の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

第四章の二を第五章とする。

第百七十七条の三十四第一項中「会社更生法第二百二十九条（第百六十条の百四において準用する場合を含む。）」を「第二百六十条第一項又は会社更生法第百六十八条第一項」に改め、同条第二項中「会社更生法第二百二十九条（第百六十条の百四において準用する場合を含む。）」を「第二百六十条第一項又は会社更生法第百六十八条第一項」に、「更生手続開始の決定の後」を「更生手続開始後」に、「第三十九条第一項前段の規定又は第百六十条の十六第一項」を「第二十八条第一項（第百八十五条において準用する場合を含む。）」に、「更生債権者又は更生担保権者」を「更生債権者等」に、「その決定があった」を「当該保全処分がされた」に改め、同条第三項中「更生手続開始の決定の後」を「更生手続開始後」に改め、第四章第四節中同条を第四百四十五条とする。

第百七十七条の三十三中「第百十八条第一項（同法第百二十四条第四項において準用する場合を含む。）又は第百六十条の四十若しくは第百

六十条の四十七において準用する同法第百十八条第一項」を「第百三十六条第一項第三号（第二百四十七条第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第四百四十四条とする。

第百七十七条の三十二　第四百四十条第二項の規定による届出等がされた場合又は前条第二項の規定による届出等が債権届出期間経過後更生計画認可の決定前にされた場合においては、当該届出等に係る権利については、会社更生法第百四十五条から第百四十八条まで（これらの規定を第二百五十四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（保険契約に係る権利の調査及び確定に関する特例）

2　前項の届出等があった場合には、裁判所は、当該届出等に係る更生債権等の調査を行うため、直ちに、その旨を、管財人及び保険会社に通知しなければならない。

3　管財人は、前項の規定による通知があった日から二週間以内に、裁判所に対し、書面で、第一項の届出等に係る権利についての会社更生法第百四十六条第二項各号（保険会社が相互会社である場合にあっては、第二百五十四条において準用する同法第百四十六条第二項各号）に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項について、異議を述べることができる。保険会社が当該届出等に係る権利の内容について異議を述べる場合についても、同様とする。

4　前項前段の規定による異議があったときは、裁判所書記官は、直ちに、その旨を、第一項の届出等に係る権利に係る債権者に通知しなければならない。

5　第三項前段の管財人の異議があった権利に対する会社更生法第百五十一条第二項（第二百五十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「前項本文に規定する異議等のある更生債権等に係る調査期間の末日又は第百四十九条第四項の通知」とあるのは、「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十三条第四項の規定による通知」とする。

第百七十七条の三十二を第四百四十三条とする。

第百七十七条の三十一第一項中「又は更生担保権」を削り、「第百七十七条の二十九第一項」を「第四百四十条第一項」に、「会社更生法第二百十一条第一項又は第百六十条の八十六第一項の権利を変更する」を「第二百五十九条第一項第一号又は会社更生法第六十七条第一項第一号の事項に関する」に改め、同条を第四百四十二条とする。

第百七十七条の三十中「第百七十七条の十七第一項各号に掲げる」を「第四百二十八条第一項に規定する」に改め、同条を第四百四十一条とする。

第百七十七条の二十九第一項中「第百十二条（第百六十条の四十」を「第四十七条第一項（第百九十九条」に、「第百九十四条の二十八第一項」を「第五百三十六条第一項」に、「第百七十七条の三十一まで、第百九十四条の二十八及び第百九十四条の二十九」を「第四百四十二条まで、第五百三十六条及び第五百三十七条」に改め、「又は更生担保権者」を削り、同条第二項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、「又は更生担保権者」を削り、「第百二十五条第一項若しくは第百二十六条第一項」を「第百三十八条若しくは第百三十九条第一項」に、「を第百六十条の四十八」を「を第二百四十八条」に、「第百二十七条第一項（第百六十条の四十八において準用する場合を含む。）の規定による届出の追完、同法第百二十七条第四項（第百六十条の四十八」を「第百三十九条第五項（第二百四十八条」に、「第百二十八条（第百六十条の五十」を「第百四十一条（第二百五十条」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「又は更生担保権者」を削り、同条を第四百四十条とする。

第百七十七条の二十八中「第百三条（第百六十条の三十八」を「第六十一条（第二百六条第一項」に改め、同条を第四百三十九条とする。

第百七十七条の二十七を次のように改める。

（保険契約者保護機構がする通知等）

第百七十七条の二十七　第四百三十六条第一項及び前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2　会社更生法第十条第一項及び第二項の規定は、第四百二十八条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

第百七十七条の二十七を第四百三十八条とする。

第百七十七条の二十六を次のように改める。

（議決権の行使のための通知及び公告）

第百七十七条の二十六　保護機構は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法第百八十九条第二項第一号（第二百八十二条において準用する場合を含む。）に掲げる方法が定められた場合において、保護機構代理保険契約者のために議決権を行使しようとするときは、当該更生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の関係人集会の期日の二週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を保護機構代理保険契約者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

2　保護機構は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法第百八十九条第二項第二号又は第三号（これらの規定を第二百八十二条において準用する場合を含む。）に掲げる方法が定められた場合において、保護機構代理保険契約者のために議決権を行使しようとするときは、同法第百八十九条第二項第二号（第二百八十二条において準用する場合を含む。）に規定する期間の末日の二週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を保護機構代理保険契約者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

第百七十七条の二十六を第四百三十七条とする。

第百七十七条の二十五第一項を次のように改める。

更生債権等の調査において、保護機構代理債権の内容について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等若しくは株主等若しくは社員が異議を述べた場合（保護機構が当該保護機構代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、保護機構は、遅滞なく、その旨を当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者に通知しなければならない。

第百七十七条の二十五第二項中「更生債権及び更生担保権調査の期日において」を「更生債権等の調査において」に、「について」を「の内容について」に、「ときは、裁判所」を「場合には、裁判所書記官」に改め、同条を第四百三十六条とする。

第百七十七条の二十四の見出しを「（特別調査期間の費用）」に改め、同条中「第百三十八条第二項（第百六十条の五十四第二項並びに同法第百三十九条（第百六十条の五十四第二項において準用する場合を含む。）及び同法第百四十条（第百六十条の五十四第二項において準用する場合を含む。）」を「第百四十八条第一項（第二百五十四条」に、「特別期日」を「特別調査期間」に、「第八十九条（第百六十条の三十三」を「第九十二条（第二百二十六条」に改め、同条を第四百三十五条とする。

第百七十七条の二十三第二項中「第百七十七

条の十八第三項」を「第四百二十九条第三項」に、同条第三項中「第百二十七条第四項（第百六十条の四十八」を「第百三十九条第五項（第二百四十八条」に改め、同条を第四百三十四条とする。

第百七十七条の二十二を第四百三十三条とする。

第百七十七条の二十一中「第百七十七条の十九」を「第四百三十条」に改め、「又は届出の追完」及び「又は更生担保権」を削り、「訴訟に関する」を「裁判手続に関する」に改め、「、又は」の下に「保護機構代理債権に係る更生債権等査定申立て（会社更生法第百五十一条第一項（第二百五十五条において準用する場合を含む。）に規定する更生債権等査定申立てをいう。）を取り下げ、若しくは」を加え、「若しくは更生担保権」を削り、「訴訟において、」を「訴訟において」に改め、同条第三号中「更生債権及び更生担保権調査の期日」を「更生債権等の調査」に改め、同条を第四百三十二条とする。

第百七十七条の二十第一項中「又は届出の追完」を削り、「第百二十八条第一項（第百六十条の五十」を「第百四十一条（第二百五十条」に改め、「又は更生担保権」を削り、「訴訟」を「裁判手続」に改め、同条第四項中「又は届出の追完」を削り、同条を第四百三十一条とする。

第百七十七条の十九中「第百二十五条第一項又は第百二十六条第一項（これらの規定を第百六十条の四十八」を「第百三十八条第一項（第二百四十八条」に、「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に、「第百七十七条の十七第四項前段」を「第四百二十八条第四項前段」に、「第百二十七条第一項（第百六十条の四十八」を「第百三十九条第一項（第二百四十八条」に改め、「の追完」を削り、同条を第四百三十条とする。

第百七十七条の十八第一項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、同条第三項中「更生計画案審理のための関係人集会が終わった」を「更生計画案を決議に付する旨の決定がされた」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　保護機構は、第一項の規定による保険契約者表の提出又は第二項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、会社更生法第百三十八条第一項（第二百四十八条において準用する場合を含む。）に規定する事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

第百七十七条の十八第五項を削り、同条を第四百二十九条とする。

第百七十七条の十七第一項を次のように改める。

保護機構は、第四百二十三条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている更生債権である保険契約に係る権利（保護機構が債権者であるものを除く。）について、第二百五十三条第二項又は会社更生法第四十四条第二項に規定する事項を記載した保険契約者表を作成しなければならない。

第百七十七条の十七第二項及び第三項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、同条第四項中「第一項各号に掲げる」を「第一項に規定する」に改め、同条を第四百二十八条とし、同条の前に次の四条を加える。

（営業譲渡等）

第四百二十四条　裁判所は、保険会社の更生手続において第百九十八条第二項又は会社更生法第四十六条第二項の許可をする場合には、保護機構の意見を聴かなければならない。

（財産状況報告集会）

第四百二十五条　保険会社の更生手続における会社更生法第八十五条第一項（第二百二十二条において準用する場合を含む。）に規定する関係人集会においては、裁判所は、保護機構から、管財人の選任並びに当該保険会社の業務及び財産の管理に関する事項につき、意見を聴かなければならない。

（関係人集会の期日の通知）

第四百二十六条　裁判所は、保険会社の更生手続において、債権届出期間（会社更生法第百三十八条第一項（第二百四十八条において準用する場合を含む。）に規定する債権届出期間をいう。以下この節において同じ。）の満了前に関係人集会を招集する場合においては、保護機構に対し、当該関係人集会の期日を通知しなければならない。

（更生債権者委員会）

第四百二十七条　保護機構が第四百二十九条第一項の規定による保険契約者表の提出をする前における第二百三十三条第一項及び会社更生法第百十七条第一項並びに同条第四項（第二百三十三条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第二百三十三条第一項及び同法第百十七条第一項中「更生債権者をもって」とあるのは「更生債権者（保険契約者保護機構（保険業法第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構であって、更生会社が加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもって」と、同条第四項中「更生債権者の申立て」とあるのは「更生債権者（保険契約者保護機構を含む。）の申立て」とする。

2　第四百三十三条の規定は、保護機構が会社更生法第百十七条第二項（第二百三十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する更生債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第四百三十三条中「保護機構代理保険契約者」とあるのは、「保険契約に係る権利を有する者」と読み替えるものとする。

第百七十七条の十六を次のように改める。

第百七十七条の十六　保険会社について更生手続開始の決定をしたときは、更生債権者である保険契約者等に対しては、会社更生法第四十三条第二項前段（第百九十六条において準用する場合を含む。）の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、保護機構に対して、会社更生法第四十三条第一項（第百九十六条において準用する場合を含む。）の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

3　保険会社の更生手続において、第四百二十九条第一項の規定による保険契約者表の提出があるまでに、会社更生法第四十三条第一項第二号若しくは第三号（これらの規定を第百九十六条において準用する場合を含む。）において準用する同法第四十三条第二項の規定又は同法第四十四条第二項（第百九十六条において準用する場合を含む。）の規定による通知をすることを要しない。

4　前項に規定する場合においては、保護機構に対して、会社更生法第四十三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項について生じた変更の内容又は更生手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければならない。

第百七十七条の十六を第四百二十三条とし、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

（通知の特例）

第四百二十二条　保険会社について会社更生法第二十六条第一項（第百八十四条（第百九十六

条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する決定があった場合には、更生債権者である保険契約者等（保険契約者その他の保険契約に係る権利（保険契約者が相互会社の社員であるときは、社員権を含む。以下この節において同じ。）を有する者をいう。以下この節において同じ。）に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、保護機構に対して、会社更生法第二十六条第一項の決定の主文を通知しなければならない。

第百七十七条の十五中「第四十六条（第百六十条の十九」を「第四十二条（第百九十六条」に改め、「以下この条において同じ。」を削り、「同法第四十六条第一号の届出期間」を「更生債権等の届出をすべき期間」に改め、同条を第四百二十一条とする。

第四章中第四節を第六節とする。

第百七十七条の十四を次のように改める。

（投資者保護基金がする通知等）

第百七十七条の十四　第四百十八条第一項及び前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2　会社更生法第十条第一項及び第二項の規定は、第四百十条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

第四章第三節中第百七十七条の十四を第四百二十条とする。

第百七十七条の十三を次のように改める。

（議決権の行使のための通知及び公告）

第百七十七条の十三　基金は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法第百八十九条第二項第一号に掲げる方法が定められた場合において、基金代理顧客のために議決権を行使しようとするときは、当該更生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の関係人集会の期日の二週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を基金代理顧客（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

2　基金は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法第百八十九条第二項第二号又は第三号に掲げる方法が定められた場合において、基金代理顧客のために議決権を行使しようとするときは、同項第二号に規定する期間の末日の二週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を基金代理顧客（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

第百七十七条の十三を第四百十九条とする。

第百七十七条の十二第一項を次のように改める。

更生債権等の調査において、基金代理債権の内容について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等若しくは株主等が異議を述べた場合（基金が当該基金代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、基金は、遅滞なく、その旨を当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

第百七十七条の十二第二項中「更生債権及び更生担保権調査の期日において」を「更生債権等の調査において」に、「ときは、裁判所」を「場合には、裁判所書記官」に改め、同条を第四百十八条とする。

第百七十七条の十一の見出しを「（特別調査期間の費用）」に改め、同条中「第百三十八条第二項（同法第百三十九条及び第百四十条において準用する場合を含む。）」を「第百四十八条第一項」に、「特別期日」を「特別調査期間」に、「第八十九条」を「第九十二条」に改め、同条を第四百十七条とする。

第百七十七条の十第二項中「第百七十七条の五第三項」を「第四百十一条第三項」に改め、同条第三項中「第百二十七条第四項」を「第百三十九条第五項」に改め、同条を第四百十六条とする。

第百七十七条の九を第四百十五条とする。

第百七十七条の八中「第百七十七条の六」を「第四百十二条」に改め、「又は届出の追完」を削り、「更生債権及び更生担保権調査の期日」を「更生債権等の調査」に、「訴訟に関する」を「裁判手続に関する」に改め、「、又は」の下に「基金代理債権に係る更生債権等査定申立て（会社更生法第百五十一条第一項に規定する更生債権等査定申立てをいう。）を取り下げ、若しくは」を加え、「訴訟において、」を「訴訟において」に改め、同条を第四百十四条とする。

第百七十七条の七第一項中「又は届出の追完」を削り、「第百二十八条第一項」を「第百四十一条」に、「訴訟」を「裁判手続」に改め、同条第四項中「又は届出の追完」を削り、同条を第四百十三条とする。

第百七十七条の六中「第百二十五条第一項」を「第百三十八条第一項」に、「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に、「第百七十七条の四第四項前段」を「第四百十条第四項前段」に、「第百二十七条第一項」を「第百三十九条第一項」に改め、「の追完」を削り、同条を第四百十二条とする。

第百七十七条の五第一項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、同条第三項中「更生計画案審理のための関係人集会が終わった」を「更生計画案を決議に付する旨の決定がされた」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　基金は、第一項の規定による顧客表の提出又は第二項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、会社更生法第百三十八条第一項に規定する事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

5　証券会社の更生手続についての会社更生法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

第百七十七条の五を第四百十一条とする。

第百七十七条の四第一項を次のように改める。

基金は、第四百五条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている更生債権である顧客債権（基金が債権者であるものを除く。）について、会社更生法第百四十四条第二項に規定する事項を記載した顧客表を作成しなければならない。

第百七十七条の四第二項及び第三項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、同条第四項中「第一項各号に掲げる」を「第一項に規定する」に改め、同条を第四百十条とし、同条の前に次の四条を加える。

（営業譲渡）

第四百六条　裁判所は、証券会社の更生手続において会社更生法第四十六条第二項の許可をする場合には、基金の意見を聴かなければならない。

（財産状況報告集会）

第四百七条　証券会社の更生手続における会社更生法第八十五条第一項に規定する関係人集会においては、裁判所は、基金から、管財人の選任並びに当該証券会社の業務及び財産の管理に関する事項につき、意見を聴かなけれ

ばならない。

（関係人集会の期日の通知）

第四百八条　裁判所は、証券会社の更生手続において、債権届出期間（会社更生法第百三十八条第一項に規定する債権届出期間をいう。以下この節において同じ。）の満了前に関係人集会を招集する場合においては、基金に対し、当該関係人集会の期日を通知しなければならない。

（更生債権者委員会）

第四百九条　基金が第四百十一条第一項の規定による顧客表の提出をする前における会社更生法第百十七条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「更生債権者をもって」とあるのは「更生債権者（投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であって、更生会社が加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもって」と、同条第四項中「更生債権者の申立て」とあるのは「更生債権者（投資者保護基金を含む。）の申立て」とする。

2　第四百十五条の規定は、基金が会社更生法第百十七条第二項に規定する更生債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第四百十五条中「基金代理顧客」とあるのは、「顧客債権に係る債権者」と読み替えるものとする。

第百七十七条の三を次のように改める。

第百七十七条の三　証券会社について更生手続開始の決定をしたときは、更生債権者である顧客に対しては、会社更生法第四十三条第二項前段の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、基金に対して、会社更生法第四十三条第一項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

3　証券会社の更生手続において、第四百十一条第一項の規定による顧客表の提出があるまでに、会社更生法第四十三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあっては、更生債権等の届出をすべき期間に変更を生じた場合に限る。）又は更生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、更生債権者である顧客であって同法第百三十八条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第四十三条第四項において準用する同条第二項又は同法第四十四条第三項の規定による通知をすることを要しない。

4　前項に規定する場合においては、基金に対して、会社更生法第四十三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項について生じた変更の内容又は更生手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければならない。

第百七十七条の三を第四百五条とし、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

（通知の特例）

第四百四条　証券会社について会社更生法第二十六条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する決定があった場合には、更生債権者である顧客（顧客債権に係る債権者をいう。以下同じ。）に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、基金に対して、会社更生法第二十六条第一項の決定の主文を通知しなければならない。

第百七十七条の二の二中「第四十六条」を「第四十二条」に、「同条第一号の届出期間」を「更生債権等の届出をすべき期間」に改め、同条を第四百三条とする。

第四章中第三節を第五節とする。

第百七十七条の二第一項中「第百十二条（第五十七条」を「第四十七条第一項（第三十四条」に、「の預金等」を「に規定する預金等」に改め、同条第二項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、第四章第二節中同条を第四百二条とする。

第百七十七条を次のように改める。

（預金保険機構がする通知等）

第百七十七条　第三百九十九条第一項及び前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2　会社更生法第十条第一項及び第二項の規定は、第三百九十一条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

第百七十七条を第四百一条とする。

第百七十六条を次のように改める。

（議決権の行使のための通知及び公告）

第百七十六条　機構は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法第百八十九条第二項第一号（第百十三条において準用する場合を含む。）に掲げる方法が定められた場合において、機構代理預金者のために議決権を行使しようとするときは、当該更生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の関係人集会の期日の二週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理預金者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

2　機構は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法第百八十九条第二項第二号又は第三号（これらの規定を第百十三条において準用する場合を含む。）に掲げる方法が定められた場合において、機構代理預金者のために議決権を行使しようとするときは、同法第百八十九条第二項第二号（第百十三条において準用する場合を含む。）に規定する期間の末日の二週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理預金者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

第百七十六条を第四百条とする。

第百七十五条第一項を次のように改める。

　更生債権等の調査において、機構代理債権の内容について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等若しくは株主等若しくは組合員等が異議を述べた場合（機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

第百七十五条第二項中「更生債権及び更生担保権調査の期日において」を「更生債権等の調査において」に、「について」を「の内容について」に、「ときは、裁判所」を「場合には、裁判所書記官」に改め、同条を第三百九十九条とする。

第百七十四条の見出しを「（特別調査期間の費用）」に改め、同条中「第百三十八条第二項（第七十三条第二項並びに同法第百三十九条（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第百四十条（第七十三条第二項」を「第百四十八条第一項（第八十七条」に、「特別期日」を「特別調査期間」に、「第八十九条（第五十条」を「第九十二条（第六十条」に改め、同条を第三百九十八条とする。

第百七十三条第二項中「第百六十八条第三項」を「第三百九十二条第三項」に改め、同条第三項中「第三章」を「第二章」に、「第百二十七条第四項（第六十五条」を「第百三十九条第五項（第八十一条」に改め、同条を第三百九十七条とする。

第百七十二条を第三百九十六条とする。

第百七十一条中「第百六十九条」を「第三百九十三条」に改め、「又は届出の追完」を削り、「更生債権及び更生担保権調査の期日」を「更生債権

等の調査」に、「訴訟に関する」を「裁判手続に関する」に改め、「、又は」の下に「機構代理預金者に係る更生債権等査定申立て（会社更生法第百五十一条第一項（第八十八条において準用する場合を含む。）に規定する更生債権等査定申立てをいう。）を取り下げ、若しくは」を加え、「訴訟において、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）」を「訴訟において民事訴訟法」に改め、同条を第三百九十五条とする。

第百七十条第一項中「又は届出の追完」を削り、「第百二十八条第一項（第六十七条）」を「第百四十一条（第八十三条）」に、「訴訟」を「裁判手続」に改め、同条第四項中「又は届出の追完」を削り、同条を第三百九十四条とする。

第百六十九条中「第三章」を「第二章」に、「第百二十五条第一項（第六十五条）」を「第百三十八条第一項（第八十一条）」に、「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に、「第百六十七条第四項前段」を「第三百九十一条第四項前段」に、「第百二十七条第一項（第六十五条）」を「第百三十九条第一項（第八十一条）」に改め、「の追完」を削り、同条を第三百九十三条とする。

第百六十八条第一項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、同条第三項中「更生計画案審理のための関係人集会が終わった」を「更生計画案を決議に付する旨の決定がされた」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　機構は、第一項の規定による預金者表の提出又は第二項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、会社更生法第百三十八条第一項（第八十一条において準用する場合を含む。）に規定する事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

第百六十八条第五項を削り、同条を第三百九十二条とする。

第百六十七条第一項を次のように改める。

機構は、第三百八十六条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている更生債権である預金等債権（機構が債権者であるものを除く。）について、第八十六条第二項又は会社更生法第百四十四条第二項に規定する事項を記載した預金者表を作成しなければならない。

第百六十七条第二項及び第三項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、同条第四項中「第一項各号に掲げる」を「第一項に規定する」に改め、同条を第三百九十一条とし、同条の前に次の四条を加える。

（営業譲渡等）

第三百八十七条　裁判所は、金融機関の更生手続において第二十三条第二項又は会社更生法第四十六条第二項の許可をする場合には、機構の意見を聴かなければならない。

（財産状況報告集会）

第三百八十八条　金融機関の更生手続における会社更生法第八十五条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）に規定する関係人集会においては、裁判所は、機構から、管財人の選任並びに当該金融機関の業務及び財産の管理に関する事項につき、意見を聴かなければならない。

（関係人集会の期日の通知）

第三百八十九条　裁判所は、金融機関の更生手続において、債権届出期間（会社更生法第百三十八条第一項（第八十一条において準用する場合を含む。）に規定する債権届出期間をいう。以下この節において同じ。）の満了前に関係人集会を招集する場合においては、機構に対し、当該関係人集会の期日を通知しなければならない。

（更生債権者委員会）

第三百九十条　機構が第三百九十二条第一項の規定による預金者表の提出をする前における第六十七条第一項及び会社更生法第百十七条第一項並びに同条第四項（第六十七条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第六十七条第一項及び同法第百十七条第一項中「更生債権者をもって」とあるのは「更生債権者（預金保険機構を含む。）をもって」と、同条第四項中「更生債権者の申立て」とあるのは「更生債権者（預金保険機構を含む。）の申立て」とする。

2　第三百九十六条の規定は、機構が会社更生法第百十七条第二項（第六十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する更生債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第三百九十六条中「機構代理預金者」とあるのは、「預金等債権に係る債権者」と読み替えるものとする。

第百六十六条を次のように改める。

第百六十六条　金融機関について更生手続開始の決定をしたときは、更生債権者である預金者等に対しては、会社更生法第四十三条第二項前段（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、機構に対して、会社更生法第四十三条第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

3　金融機関の更生手続において、第三百九十二条第一項の規定による預金者表の提出があるまでに、会社更生法第四十三条第一項第二号若しくは第三号（これらの規定を第三十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあっては、更生債権等の届出をすべき期間に変更を生じた場合に限る。）又は更生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、更生債権者である預金者等であって同法第百三十八条第一項（第八十一条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていないものに対しては、同法第四十三条第四項（第三十一条において準用する場合を含む。）において準用する同法第四十三条第二項の規定又は同法第四十四条第三項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による通知をすることを要しない。

4　前項に規定する場合においては、機構に対して、会社更生法第四十三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項について生じた変更の内容又は更生手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければならない。

第百六十六条を第三百八十六条とし、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

（通知の特例）

第三百八十五条　金融機関について会社更生法第二十六条第一項（第十九条（第三十一条において準用する場合を含む。）及び同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する決定があった場合には、更生債権者である預金者等（預金等債権に係る債権者をいう。以下同じ。）に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、機構に対して、会社更生法第二十六条第一項の決定の主文を通知しなければならない。

第百六十五条中「第四十六条（第三十六条）」を「第四十二条（第三十一条）」に改め、「以下この条において同じ。」を削り、「同法第四十六条第一号の届出期間」を「更生債権等の届出をすべき期間」に改め、同条を第三百八十四条とする。

第四章中第二節を第四節とする。

第百六十四条を次のように改める。

（監督命令の申立て等）

第百六十四条　金融機関等について更生手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、第二十五条第一項（第三十一条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは第百九十条第一項（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は同法第三十五条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の申立てをすることができる。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、会社更生法第九条前段の規定にかかわらず、第二十五条第一項若しくは第百九十条第一項若しくは同法第三十五条第一項の処分又は同法第三十五条第四項（第二十五条第三項（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百九十条第三項（第百九十六条において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。

3　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第四章第一節中第百六十四条を第三百八十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（保全管理命令の申立て等）

第三百八十二条　金融機関等について更生手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、第二十二条第一項（第三十一条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは第百八十七条第一項（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第三十五条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の申立てをすることができる。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、会社更生法第九条前段の規定にかかわらず、第二十二条第一項若しくは第百八十七条第一項若しくは同法第三十条第一項の処分又は同法第三十条第三項（第二十二条第三項（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十七条第三項（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。

3　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第百六十三条第一項及び第二項を次のように改める。

金融機関等について更生手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、会社更生法第二十八条第一項（第二十条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十五条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分又は同条第二項（第二十条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十五条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による中止の命令、同法第二十四条第四項（第十九条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定、同法第二十四条第五項（第十九条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。

3　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第百六十二条を次のように改める。

（他の手続の中止命令等の申立て等）

第百六十二条　金融機関等について更生手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、会社更生法第二十四条第一項又は第二十五条第一項（これらの規定を第十九条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の申立てをすることができる。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、会社更生法第九条前段の規定にかかわらず、同法第二十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を第十九条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による中止の命令、同法第二十四条第四項（第十九条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定、同法第二十五条第五項（第十九条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。

3　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第百六十二条を第三百八十条とし、同条の前に次の二条を加える。

（監督庁への通知）

第三百七十八条　金融機関等について更生手続開始の申立てがあったとき（前条第一項の規定により監督庁が更生手続開始の申立てをしたときを除く。）は、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

2　証券会社について更生手続開始の申立てがあったときは、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

（更生手続開始の申立てを棄却する決定に対する抗告）

第三百七十九条　監督庁は、会社更生法第九条前段（第九条及び第百七十四条において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）の規定にかかわらず、第三百七十七条第一項の規定による更生手続開始の申立てを棄却する決定に対して、即時抗告をすることができる。

第百六十一条第一項中「原因たる事実の」を「原因となる事実が」に、「裁判所に対し、」を「当該金融機関等について」に改め、同条第四項中「第三十三条第一項（第三十一条及び第百六十条の十四」を「第二十条第一項（第十八条及び第百八十三条」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第三十六条（第三十一条及び第百六十条の十四」を「第二十二条第二項（第十八条及び第百八十三条」に改め、同項を同条第五項とし、同条を第三百七十七条とし、第四章第一節中同条の前に次の一条を加える。

（定義）

第三百七十六条　この節から第六節までにおいて「更生手続」、「裁判所」、「更生債権者」、「更生債権」、「更生計画」、「更生債権等」又は「更生債権者等」とは、株式会社についてはそれぞれ会社更生法第二条に規定する更生手続、裁判所、更生債権者、更生債権、更生計画、更生債権等又は更生債権者等をいい、協同組織金融機関についてはそれぞれ第四条に規定する更生手続、裁判所、更生債権者、更生債権、更生計画、更生債権等又は更生債権者等をいい、相互会社についてはそれぞれ第百六十九条に規定する更生手続、裁判所、更生債権者、更生債権、更生計画、更生債権等又は更生債権者等をいう。

第四章中第一節を第三節とし、同章に第一節及び第二節として次の二節を加える。

第一節　銀行の更生手続の特例

第一款　総則

（定義）

第三百四十一条　この節において「更生会社」とは、会社更生法第二条第七項に規定する更生会社であって、銀行であるものをいう。

2　この節において「更生債権者等」とは、会社更生法第二条第十三項に規定する更生債権者等をいう。

3　この節において「更生計画」とは、会社更生法第二条第二項に規定する更生計画をいう。

4　この節において「更生手続」とは、会社更生法第二条第一項に規定する更生手続をいう。

5　この節において「裁判所」とは、会社更生法第二条第五項に規定する裁判所をいう。

（銀行についての会社更生法の規定の適用）

第三百四十二条　銀行についての会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条第一項	を含む。）	を含む。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。以下「更生特例法」という。）
第四十五条第一項第六号	有限会社	有限会社若しくは信用金庫
第四十五条第二項	更生会社	更生会社又は組織変更後の信用金庫
第七十七条第二項	（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの	（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項又は長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十三条の二第二項に規定する子会社
第八十一条第二項	若しくは更生計画	、組織変更後の信用金庫若しくは更生計画
	株式会社に	株式会社若しくは協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。）に
	株式を	株式若しくは組織変更後の信用金庫若しくは更生計画の定めにより設立された協同組織金融機関の持分を
第百六十七条第二項	に掲げる	（銀行法第三十条第五項の規定により信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会を含む。以下「信用金庫等」という。）を会社とみなして適用する場合を含む。）に掲げる
	設立	設立、協同組織金融機関の設立
第百八十五条第一項	継続し	継続し（組織を変更する場合を含む。）
	株式会社の	株式会社若しくは協同組織金融機関の
第百九十九条第二項第五号	株式会社	株式会社又は協同組織金融機関
第二百三条第一項第四号	又は第百八十三条第一項	若しくは第百八十三条第一項
	株式会社	株式会社、更生計画の定めるところにより更生特例法第三百四十八条において準用する更生特例法第百六条第一項に規定する条項によって設立される協同組織金融機関又は組織変更後の信用金庫
第二百四条第一項第一号	この法律	この法律の規定若しくは更生特例法第四章第一節
第二百五条第四項	株式	株式、持分
第二百六条第二項	株式会社	株式会社又は協同組織金融機関

第二百九条第一項	更生会社	更生会社（組織変更後の信用金庫を含む。）
第二百九条第二項	株式会社	株式会社又は協同組織金融機関（組織変更後の信用金庫を除く。）
第二百九条第四項第一号	この法律	この法律の規定若しくは更生特例法第四章第一節
第二百十条	株式会社	株式会社若しくは更生特例法第三百四十八条において準用する更生特例法第百六条第一項に規定する条項により設立される協同組織金融機関
第二百十二条	に掲げる	（銀行法第三十条第五項の規定により信用金庫等を会社とみなして適用する場合を含む。）に掲げる
	同法	商法
	の規定	（これらの規定を銀行法第三十条第五項の規定により信用金庫等を会社とみなして適用する場合を含む。）並びに銀行法第三十四条及び第三十五条（これらの規定を長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定
第二百二十七条第一号	又は更生会社	、更生会社
	発行すること	発行すること又は更生会社が協同組織金融機関と合併すること
	に規定	（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十八号）第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定
第二百三十二条第一項	新会社が	新会社又は更生特例法第三百五十二条第一項に規定する新協同組織金融機関が
	新会社は	新会社又は当該新協同組織金融機関は
第二百四十一条第三項	及びこの法律	並びにこの法律の規定及び更生特例法第四章第一節
第二百四十九条第一項	この法律	この法律の規定若しくは更生特例法第四章第一節
第二百四十九条第四項	他の株式会社	他の株式会社又は協同組織金融機関
第二百四十九条第四項第二号	株式会社	株式会社又は信用金庫
第二百四十九条第五項	他の株式会社	他の株式会社又は信用金庫
第二百四十九条第六項	及び	、組織変更後の信用金庫並びに
	株式会社	株式会社及び協同組織金融機関
第二百五十二条第八項	株式会社	株式会社又は協同組織金融機関
第二百五十四条	この法律	この法律及び更生特例法第四章第一節

第二款　更生計画の条項に関する特例

（吸収合併）

第三百四十三条　更生会社が協同組織金融機関と合併して合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約の相手方である協同組織金融機関の名称

二　更生会社が合併に際して発行する新株の総数、種類及び数並びに合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対する新株の割当てに関する事項

三　更生会社が合併に際して発行する新株の発行に代えて当該更生会社が有する自己の株式を合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に移転するときは、移転すべき株式の総数、種類及び数

四　更生会社の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項

五　合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

六　更生会社が合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対して前号の金銭の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

七　合併契約の相手方である協同組織金融機関における合併契約書承認決議のための総会又は総代会の日時

八　合併すべき時期

九　合併契約の相手方である協同組織金融機関が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額

第三百四十四条　更生会社（普通銀行であるものに限る。）が信用金庫と合併して当該信用金庫が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約の相手方である信用金庫の名称

二　合併契約の相手方である信用金庫が合併により定款の変更をするときは、その規定

三　更生会社の株主等に対して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項

四　合併契約の相手方である信用金庫が更生債権者等（当該信用金庫の会員となる資格を有する者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項

五　合併契約の相手方である信用金庫の準備金に関する事項

六　更生会社の株主等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

七　合併契約の相手方である信用金庫における合併契約書承認決議のための総会又は総代会の日時

八　合併すべき時期

九　合併契約の相手方である信用金庫の会員が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額

十　合併契約の相手方である信用金庫につき合併に際して就職すべき理事又は監事を定

めたときは、その規定

（新設合併）

第三百四十五条　更生会社が協同組織金融機関と合併して株式会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約の相手方である協同組織金融機関の名称

二　合併により設立する株式会社の定款の規定

三　合併により設立する株式会社が合併に際して発行する株式の種類及び数並びに更生会社の株主等及び合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対する株式の割当てに関する事項

四　合併により設立する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

五　合併により設立する株式会社の資本の額及び準備金に関する事項

六　更生会社の株主等又は合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

七　合併により設立する株式会社が更生会社の株主等又は合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対して前号の金銭の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

八　第三百四十三条第七号から第九号までに掲げる事項

九　合併により設立する株式会社の取締役及び監査役の氏名

十　合併により設立する株式会社の会計監査人の氏名又は名称

第三百四十六条　更生会社（普通銀行であるものに限る。）が信用金庫と合併して信用金庫を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約の相手方である信用金庫の名称

二　合併により設立する信用金庫の定款の規定

三　更生会社の株主等及び合併契約の相手方である信用金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項

四　合併により設立する信用金庫が更生債権者等（当該信用金庫の会員となる資格を有する者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項

五　合併により設立する信用金庫の準備金に関する事項

六　更生会社の株主等又は合併契約の相手方である信用金庫の会員に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

七　合併により設立する信用金庫の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法

八　第三百四十四条第七号から第九号までに掲げる事項

（組織変更）

第三百四十七条　更生会社（普通銀行であるものに限る。）がその組織を変更して信用金庫になる場合における組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織が変更された後の信用金庫の名称、事業、地区、事務所の所在地及び公告の方法

二　組織が変更された後の信用金庫の出資一口の金額

三　組織が変更された後の信用金庫の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。）

四　組織が変更された後の信用金庫が更生会社の株主等に対して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項

五　組織が変更された後の信用金庫が更生債権者等（当該信用金庫の会員となる資格を有する者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項

六　組織が変更された後の信用金庫の準備金に関する事項

七　更生会社の株主等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

八　組織が変更された後の信用金庫の理事及び監事に関する事項

九　組織を変更すべき時期

2　第九十四条の規定は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の信用金庫（以下この節において「組織変更後の信用金庫」という。）の理事及び監事に関する条項について、第九十六条（第三号を除く。）の規定は組織変更後の信用金庫の出資の受入れに関する条項について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四号中「第百二十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、「組合員等と」とあるのは「会員と」と、「組合員等の」とあるのは「株主等（株主又は端株主をいう。次号において同じ。）の」と、同条第五号中「組合員等」とあるのは「株主等」と読み替えるものとする。

（新協同組織金融機関の設立）

第三百四十八条　第百六条の規定は、銀行の更生手続における協同組織金融機関の設立に関する条項について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「第百二十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、「又は組合員等」とあるのは「又は株主等」と、同項第五号中「組合員等」とあるのは「株主等」と、同項第六号中「更生協同組織金融機関」とあるのは「更生会社（第三百四十一条第一項に規定する更生会社をいう。）」と読み替えるものとする。

第三款　更生計画の遂行に関する特例

（合併に関する特例）

第三百四十九条　第三百四十五条又は第三百四十六条の規定により更生計画において更生会社が合併を行うことを定めた場合においては、更生会社についての設立委員の職務は、管財人が行う。

2　会社更生法第二百二十三条第一項の規定は、第三百四十五条第四号の規定により更生計画において合併により設立される株式会社が更生債権者等に対して合併に際して発行する株式を割り当てた場合について準用する。

3　第三百四十四条第四号又は第三百四十六条第四号の規定により更生計画において合併後存続する信用金庫又は合併により設立される信用金庫が更生債権者等に対して出資を割り当てたときは、更生債権者等は、合併の効力が生じた時に会員となる。

4　第三百四十三条第六号又は第三百四十五条第七号の規定により更生計画において株主等又は組合員等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主等又は組合員等は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

5　第三百四十三条から第三百四十六条までの規定により更生計画において更生会社が合併を行うことを定めた場合においては、合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百八条ノ二及び同法第四百十六条第二項において準用する同法第三百七十六条第三項の規定、合併転換法第十一条、第十二条及び第十二条の二の規定並びに合併転換法第十三条第一項から第四項まで（同条第一項第二号に掲げる株主に係る部分

を除く。）の規定は、更生会社については、適用しない。

6　前項に規定する場合においては、合併転換法第二十一条第三項において準用する商法第四百十五条第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提起することができない。

（組織変更に関する特例）

第三百五十条　第三百四十七条第一項の規定により更生計画において更生会社がその組織を変更することを定めた場合においては、その組織変更の効力は、更生会社についての解散の登記及び組織変更後の信用金庫についての設立の登記に関する規定に定める登記をした時に生ずる。

2　第三百四十七条第一項第五号の規定により更生計画において組織変更後の信用金庫が更生債権者等に対して出資を割り当てたときは、更生債権者等は、組織変更の効力が生じた時に会員となる。

3　第一項に規定する場合においては、合併転換法第二十四条第一項第三号において準用する合併転換法第十一条、合併転換法第二十四条第一項第四号において準用する合併転換法第十三条第一項から第四項まで（同条第一項第二号に掲げる株主に係る部分を除く。）並びに合併転換法第二十五条第二項及び第二十七条の規定は、適用しない。

4　第百二十九条の規定は、第一項に規定する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第九十四条第一項第一号」とあるのは「第三百四十七条第二項において準用する第九十四条第一項第一号」と、同項及び同条第四項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第二項中「第九十四条第二項」とあるのは「第三百四十七条第二項」と、同条第三項中「中小企業等協同組合法第三十五条第三項本文及び同法第四十二条において準用する商法第二百六十一条第一項、信用金庫法第三十二条第三項及び同法第三十九条において準用する商法第二百六十一条第一項又は労働金庫法第四十二条において準用する商法第二百六十一条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十九条において準用する商法第二百六十一条第一項」と、「適用せず、かつ、労働金庫の理事又は監事の選任については、労働金庫法第三十四条第三項本文の規定にかかわらず、総会の議決を要しない」とあるのは「適用しない」と、同条第四項中「更生協同組織金融機関の従前の理事又は監事」とあるのは「更生会社（第三百四十一条第一項に規定する更生会社をいう。次項において同じ。）の従前の取締役又は監査役（委員会等設置会社にあっては、執行役）」と、同条第五項中「更生協同組織金融機関の従前の代表理事」とあるのは「更生会社の従前の代表取締役（委員会等設置会社にあっては、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役）」と読み替えるものとする。

5　前項において準用する第百二十九条第一項又は第二項の規定により選任された組織変更後の信用金庫の理事又は監事の任期については、合併転換法第二十三条第三項の規定は、適用しない。

6　会社更生法第七十七条第一項の規定は、組織変更後の信用金庫に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「取締役、執行役、監査役」とあるのは、「理事、監事」と読み替えるものとする。

（組織変更後の信用金庫の出資の受入れに関する特例）

第三百五十一条　第百三十三条の規定は、第三百四十七条第二項において準用する第九十六条第五号の規定により更生計画において組織変更後の信用金庫が更生債権者等又は株主等に対して出資についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、第百三十三条第一項中「通知し」とあるのは「通知し、かつ、出資についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告し」と、同項第一号中「組合員等」とあるのは「株主等」と、同項第三号中「組合員等」とあるのは「会員」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又は公告」と読み替えるものとする。

（新協同組織金融機関の設立に関する特例）

第三百五十二条　第三百四十八条において準用する第百六条第一項の規定により更生計画において協同組織金融機関を設立することを定めた場合においては、当該協同組織金融機関（以下この条において「新協同組織金融機関」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2　前項に規定する場合においては、新協同組織金融機関の定款は、裁判所の認証を受けなければ、その効力を生じない。

3　第一項に規定する場合においては、新協同組織金融機関の創立総会における定款の修正の決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。

4　第一項に規定する場合において、新協同組織金融機関が成立しなかったときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新協同組織金融機関の設立に関してした行為についてその責めに任じ、新協同組織金融機関の設立に関して支出した費用を負担する。

5　第百二十九条第一項から第三項まで及び第六項の規定は第一項に規定する場合における理事、監事及び代表理事の選任又は選定について、第百三十三条の規定は更生債権者等又は株主等に対して出資についての引受権を与える場合について、それぞれ準用する。この場合において、第百二十九条第一項中「第九十四条第一項第一号」とあるのは「第三百四十八条において準用する第百六条第一項第七号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「同項に規定する新協同組織金融機関が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「同号」と、同条第二項中「第九十四条第一項」とあるのは「第三百四十八条において準用する第百六条第一項第七号」と、「同項」とあるのは「同号」と、同条第三項中「第三十五条第三項本文」とあるのは「第三十五条第三項ただし書」と、「第三十四条第三項本文」とあるのは「第三十四条第三項ただし書」と、「総会」とあるのは「創立総会」と、第百三十三条第一項中「通知し」とあるのは「通知し、かつ、出資についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告し」と、同項第一号中「組合員等」とあるのは「株主等」と、同項第三号中「組合員等」とあるのは「会員」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又は公告」と読み替えるものとする。

6　第一項に規定する場合においては、中小企業等協同組合法第二十四条第一項及び第三十二条並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第二項第四号の規定、信用金

庫法第二十二条第一項、第二十三条第三項及び第二十八条の規定又は労働金庫法第二十二条第一項及び第二十八条の規定は、適用しない。

7　会社更生法第七十七条第一項の規定は、新協同組織金融機関に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「取締役、執行役、監査役」とあるのは「理事、監事」と、「支配人」とあるのは「参事等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二条第十二項に規定する参事等をいう。）」と読み替えるものとする。

（新法人に異動した者の退職手当の取扱い）

第三百五十三条　更生手続開始後に更生会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は前条第一項に規定する新協同組織金融機関が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引き続き組織変更後の信用金庫又は当該新協同組織金融機関の理事、代表理事、監事又は使用人となったものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができない。

2　前項に規定する者の更生会社における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後の信用金庫又は新協同組織金融機関における在職期間とみなす。

（出資についての引受権の譲渡）

第三百五十四条　更生計画の定めによって更生債権者等又は株主等に対して組織変更後の信用金庫又は第三百五十二条第一項に規定する新協同組織金融機関の出資についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、組織変更後の信用金庫又は当該新協同組織金融機関の承諾を得て、これを組合員等又はその資格を有する者に譲渡することができる。

第四款　雑則

（更生計画の遂行に関する登記の嘱託）

第三百五十五条　会社更生法第二百四十六条第一項の規定は、更生計画の遂行又は同法の規定若しくはこの節の規定により更生手続終了前に組織変更後の信用金庫又は更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、同項中「本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

2　組織変更後の信用金庫の出資の総口数及び総額の変更の登記の嘱託に関する前項において準用する会社更生法第二百四十六条第一項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、遅滞なく」とする。

（登記嘱託書の添付書面等）

第三百五十六条　この節の規定による登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面その他のものは、政令で定める。

第二節　保険業を営む株式会社の更生手続の特例

第一款　総則

（定義）

第三百五十七条　この節において「更生手続」とは、会社更生法第二条第一項に規定する更生手続をいう。

2　この節において「更生会社」とは、会社更生法第二条第七項に規定する更生会社であって、保険業を営むものをいう。

3　この節において「更生債権者等」とは、会社更生法第二条第十三項に規定する更生債権者等をいう。

4　この節において「更生計画」とは、会社更生法第二条第二項に規定する更生計画をいう。

5　この節において「裁判所」とは、会社更生法第二条第五項に規定する裁判所をいう。

（保険業を営む株式会社についての会社更生法の規定の適用）

第三百五十八条　保険業を営む株式会社については、この会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条第一項	を含む。）	を含む。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」という。）
第四十五条第一項	行う	行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の相互会社（更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。以下同じ。）（以下「組織変更後の相互会社」という。）について更生特例法第百九十七条第一項各号に掲げる行為を行う
第四十五条第一項第四号	株式交換、株式移転	株式交換（保険業法（平成七年法律第百五号）第九十二条の五第一項の株式交換を含む。）、株式移転（相互会社と共にする同法第九十二条の八第一項の株式移転を含む。）
	又は合併	若しくは合併又は保険契約の移転（同法第百三十五条第一項の保険契約の移転をいう。以下同じ。）
第四十五条第一項第六号	有限会社	有限会社若しくは相互会社
第四十五条第二項	更生会社	更生会社又は組織変更後の相互会社
第七十七条第二項	（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの	（保険業法第二条第十二項に規定する子会社
第八十一条第二項	若しくは更生計画	、組織変更後の相互会社若しくは更生計画
	株式会社に	株式会社若しくは相互会社に
	株式を	株式若しくは組織変更後の相互会社若しくは更生計画の定めにより設立された相互会社の社員権を
第百六十七条第二項	掲げる行為	掲げる行為、業務及び財産の管理の委託（保険業法第百四十四条第一項に規定する業務及び財産の管理の委託をいう。）
	設立	設立、相互会社の設立
	継続し	継続し（組織を変更する場合を含む。）
第百八十五条第一項		

第百九十九条第二項第五号	株式会社	株式会社の設立若しくは営業の譲渡
第二百三条第一項第四号	又は第百八十三条第一項	株式会社若しくは相互会社の設立、営業の譲渡若しくは保険契約の移転
	株式会社	株式会社又は相互会社
第二百四条第一項第一号	この法律	若しくは第百八十三条第一項
第二百六条第二項	株式会社	株式会社、更生計画の定めるところにより更生特例法第三百六十五条において準用する更生特例法第二百七十五条第一項に規定する条項によって設立される相互会社又は組織変更後の相互会社
第二百九条第一項	更生会社	この法律の規定若しくは更生特例法第四章第二節
第二百九条第二項	株式会社	株式会社又は相互会社
第二百九条第四項第一号	この法律	更生会社（組織変更後の相互会社を含む。）
第二百十条	株式会社	株式会社又は相互会社（組織変更後の相互会社を除く。）
第二百十四条	の規定	この法律の規定若しくは更生特例法第四章第二節
第二百十一条第三項	の規定は、	株式会社若しくは更生特例法第三百六十五条において準用する更生特例法第二百七十五条第一項に規定する条項により設立される相互会社
第二百十二条第三項	並びに同法	の規定並びに保険業法第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定
	の規定は、	並びに保険業法第百七十三条の三及び第百七十三条の四の規定は、
第二百十三条第三項	並びに同法	の規定、同法
	の規定は、	の規定並びに保険業法第百七十三条の三及び第百七十三条の四の規定は、
	並びに同法	の規定、同法
	の規定は、	の規定並びに保険業法第百六十五条の二及び第百六十六条の規定は、
第二百二十七条第一号	又は更生会社	、更生会社
	発行すること	発行すること又は更生会社が相互会社と合併すること

		に規定
第二百三十二条第一項	新会社が	（保険業法第百六十四条第三項（同法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）に規定
	新会社は	新会社又は更生特例法第三百七十一条第一項に規定する新相互会社が
第二百四十一条第三項	及びこの法律	新会社又は当該新相互会社は
第二百四十九条第一項	この法律	並びにこの法律の規定及び更生特例法第四章第二節
第二百四十九条第四項	株式会社	この法律の規定若しくは更生特例法第四章第二節
第二百四十九条第五項	他の株式会社	株式会社又は相互会社
第二百四十九条第六項	及び	他の株式会社又は相互会社
	株式会社	、組織変更後の相互会社並びに
第二百五十二条第八項	株式会社	株式会社及び相互会社
第二百五十四条	この法律	株式会社又は相互会社
		この法律及び更生特例法第四章第二節

第二款　更生計画の条項に関する特例

（保険契約の移転等）

第三百五十九条　次に掲げる行為に関する条項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば株主総会の決議が必要となる事項を定めなければならない。

一　保険契約の移転をし、又は移転を受けること

二　業務及び財産の管理の委託

（吸収合併）

第三百六十条　更生会社が相互会社と合併して合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約書に記載すべき事項（保険業法第百六十四条第一項第七号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。）

二　合併契約の相手方である相互会社の名称

三　合併契約の相手方である相互会社の基金の拠出者又は社員に対して保険業法第百六十四条第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

第三百六十一条　更生会社が相互会社と合併して当該相互会社が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約書に記載すべき事項（保険業法第百六十二条第一項第五号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。）

二　合併契約の相手方である相互会社の名称

三　合併契約の相手方である相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項
四　合併契約の相手方である相互会社が更生会社の株主等に対して保険業法第百六十二条第一項第二号の補償の方法として社債を割り当てることを定めたときは、その規定
五　保険業法第百七十三条第一項において準用する商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

（新設合併）

第三百六十二条　更生会社が相互会社と合併して株式会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約書に記載すべき事項（保険業法第百六十五条第一項第七号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。）
二　合併契約の相手方である相互会社の名称
三　合併により設立する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項
四　更生会社の株主等又は合併契約の相手方である相互会社の基金の拠出者若しくは社員に対して保険業法第百六十五条第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

第三百六十三条　更生会社が相互会社と合併して相互会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約書に記載すべき事項（保険業法第百六十三条第一項第五号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。）
二　合併契約の相手方である相互会社の名称
三　合併により設立する相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項
四　合併により設立する相互会社が更生会社の株主等に対して保険業法第百六十三条第一項第二号の補償の方法として社債を割り当てることを定めたときは、その規定

（組織変更）

第三百六十四条　更生会社がその組織を変更して相互会社になる場合における組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　保険業法第六十九条第四項各号に掲げる事項
二　組織が変更された後の相互会社の名称、目的、主たる事務所及び従たる事務所の所在地並びに公告の方法
三　組織が変更された後の相互会社の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。）
四　組織が変更された後の相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項
五　組織が変更された後の相互会社の取締役及び監査役に関する事項

2　第二百六十一条の規定は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の相互会社（以下この節において「組織変更後の相互会社」という。）の取締役及び監査役に関する条項について、第二百六十三条の規定は組織変更後の相互会社の基金の募集に関する条項について、第二百六十四条の規定は組織変更後の相互会社の社債の発行に関する条項について、それぞれ準用する。この場合において、第二百六十三条第二号及び第二百六十四条第三号中「第二百九十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、第二百六十三条第二号及び第三号並びに第二百六十四条第三号及び第四号中「社員」とあるのは「株主等」と読み替えるものとする。

（新相互会社の設立）

第三百六十五条　第二百七十五条の規定は、保険業を営む株式会社の更生手続における相互会社の設立に関する条項について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「第二百九十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、同号及び同項第四号中「社員」とあるのは「株主等」と読み替えるものとする。

第三款　更生計画の遂行に関する特例

（保険契約の移転に関する特例）

第三百六十六条　第三百一条の規定は、更生計画において更生会社が第三百五十九条第一号に掲げる行為をすることを定めた場合について準用する。

（合併に関する特例）

第三百六十七条　会社更生法第二百二十三条第一項の規定は、第三百六十二条第三号の規定により更生計画において合併により設立される株式会社が更生債権者等に対して合併に際して発行する株式を割り当てた場合について準用する。

2　第三百六十一条第三号又は第三百六十三条第三号の規定により更生計画において合併後存続する相互会社又は合併により設立される相互会社が更生債権者等に対して基金の拠出を割り当てたときは、更生債権者等は、合併の効力が生じた時に基金の拠出者となる。

3　第三百六十条第三号、第三百六十一条第四号、第三百六十二条第四号又は第三百六十三条第四号の規定により更生計画において株主等、基金の拠出者又は社員に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主等、基金の拠出者又は社員は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条（保険業法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4　第三百六十条から第三百六十三条までの規定により更生計画において更生会社が合併を行うことを定めた場合においては、保険業法第百五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百八条ノ二、第四百八条ノ三及び第四百十二条並びに同法第四百十六条第二項において準用する同法第三百七十六条第三項の規定並びに保険業法第百六十五条の二及び第百六十六条の規定は、更生会社については、適用しない。

5　第三百六十二条の規定により更生計画において更生会社が相互会社と合併することを定めた場合における保険業法第百五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十三条ノ四の規定の適用については、同条第一項中「第四百九条第九号」とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五号）第百六十五条第一項第十号」と、「合併契約書ニ付第四百八条第一項ノ承認ノ決議ヲ為シタル」とあるのは「更生計画（会社更生法（平成十四年法律第　号）第二条第二項ニ規定スル更生計画ヲ謂フ以下同ジ）ニ付認可ノ決定アリタル」と、同条第二項中「決議ヲ為シタル」とあるのは「決定アリタル」と、「合併契約書」とあるのは「更生計画」とする。

6　第四項に規定する場合においては、保険業法第百五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十五条第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提起することができない。

（組織変更に関する特例）

第三百六十八条　第三百六十四条第一項の規定により更生計画において更生会社がその組織を変更することを定めた場合においては、その組織変更の効力は、更生会社についての解散の登記及び組織変更後の相互会社についての設立の登記をした時に生ずる。

2　第三百六十四条第一項第四号の規定により更生計画において組織変更後の相互会社が更生債権者等に対して基金の拠出を割り当てたときは、更生債権者等は、組織変更の効力が生じた時に基金の拠出者となる。

3　第一項に規定する場合においては、保険業法第六十九条から第七十八条まで、第八十一条及び第八十四条の規定は、適用しない。

4　第二百九十九条の規定は、第一項に規定する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二百六十一条第一項第一号」とあるのは「第三百六十四条第二項において準用する第二百六十一条第一項第一号」と、同項及び同条第四項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第二項中「第二百六十一条第二項」とあるのは「第三百六十四条第二項において準用する第二百六十一条第二項」と、同条第三項中「保険業法第五十一条第一項及び第五十三条第一項並びに同法」とあるのは「保険業法」と、同条第四項中「監査役は」とあるのは「監査役（委員会等設置会社にあっては、執行役）は」と、同条第五項中「代表取締役」とあるのは「代表取締役（委員会等設置会社にあっては、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役）」と読み替えるものとする。

5　会社更生法第七十七条第一項の規定は、組織変更後の相互会社に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「取締役、執行役」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

（組織変更後の相互会社の基金の募集に関する特例）

第三百六十九条　第三百三条第一項から第三項までの規定は、第三百六十四条第二項において準用する第二百六十三条第三号の規定により更生計画において組織変更後の相互会社が更生債権者等又は株主等に対して基金の拠出について準用する。この場合において、第三百三条第一項中「無記名式の」とあるのは「新株予約権証券若しくは無記名式の」と、「第百十七条において準用する同法第四章」とあるのは「第四章」と、同項第一号中「社員」とあるのは「株主等」と読み替えるものとする。

2　第三百三条第四項の規定は、第三百六十四条第二項において準用する第二百六十三条の規定により更生計画において組織変更後の相互会社が基金を募集することを定めた場合について準用する。

（組織変更後の相互会社の社債の発行に関する特例）

第三百七十条　会社更生法第二百十七条第一項から第三項までの規定は、第三百六十四条第二項において準用する第二百六十四条第四号の規定により更生計画において組織変更後の相互会社が更生債権者等又は株主等に社債についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。

2　第三百六十四条第二項において準用する第二百六十四条の規定により更生計画において組織変更後の相互会社が社債を発行することを定めたときは、保険業法第六十一条第二項において準用する商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

（新相互会社の設立に関する特例）

第三百七十一条　第三百六十五条において準用する第二百七十五条第一項の規定により更生計画において相互会社を設立することを定めた場合においては、当該相互会社（以下この条において「新相互会社」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2　前項に規定する場合においては、新相互会社の定款は、裁判所の認証を受けなければ、その効力を生じない。

3　第一項に規定する場合においては、新相互会社の創立総会における定款の変更の決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。

4　第一項に規定する場合において、新相互会社が成立しなかったときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新相互会社の設立に関してした行為についてその責めに任じ、新相互会社の設立に関して支出した費用を負担する。

5　第二百九十九条第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合における取締役、監査役及び代表取締役の選任又は選定について、第三百三条第一項から第三項までの規定は更生債権者等又は株主等に対して基金の拠出についての引受権を与える場合について、会社更生法第二百十七条の規定は新相互会社の社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九条第一項中「第二百六十一条第一項第一号」とあるのは「第三百六十五条において準用する第二百七十五条第一項第六号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「同項に規定する新相互会社が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「同号」と、同条第二項中「第二百六十一条第二項」とあるのは「第三百六十五条において準用する第二百七十五条第一項第六号」と、「同項」とあるのは「同号」と、第三百三条第一項中「無記名式の」とあるのは「新株予約権証券若しくは無記名式の」と、「第百十七条において準用する同法第四章」とあるのは「第四章」と、同項第一号中「社員」とあるのは「株主等」と、同法第二百十七条第一項中「第百七十七条第一項第四号」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百六十五条において準用する同法第二百七十五条第一項第七号」と、同条第四項中「商法」とあるのは「保険業法第六十一条第二項において準用する商法」と読み替えるものとする。

6　第一項に規定する場合においては、保険業法第二十二条第四項において準用する商法第百六十七条、保険業法第二十三条第四項において準用する商法第百九十二条第一項、第二項及び第四項、保険業法第二十六条第四項において準用する商法第百八十一条、第百八十三条第一項、第百八十四条（同条第一項中同法第百七十三条ノ二第一項第二号及び第三号に掲げる事項に関する部分を除く。）、第百八十五条及び第百八十六条、保険業法第三十条において準用する商法第百九十二条ノ二から第百九十八条まで並びに保険業法第百八十三条第一項において準用する商法第四百二十八条の規定は、適用しない。

7　会社更生法第七十七条第一項の規定は、新相互会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「取締役、執行役」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

（新法人に異動した者の退職手当の取扱い）

第三百七十二条　更生手続開始後に更生会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は前条第一項に規定する新相互会社が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引き続き組織変更後の相互会社又は当該新相互会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人となったものは、更生会社から退職手当の支給

を受けることができない。

2　前項に規定する者の更生会社における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後の相互会社又は新相互会社における在職期間とみなす。

（基金の拠出等についての引受権の譲渡）

第三百七十三条　更生計画の定めによって更生債権者等又は株主等に対して組織変更後の相互会社又は第三百七十一条第一項に規定する新相互会社の基金の拠出又は社債についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、これを他に譲渡することができる。

第四款　雑則

（更生計画の遂行に関する登記の嘱託）

第三百七十四条　会社更生法第二百四十六条第一項の規定は、更生計画の遂行又は同法の規定若しくはこの節の規定により更生手続終了前に組織変更後の相互会社又は更生計画の定めにより設立される相互会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、同項中「本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（登記嘱託書の添付書面等）

第三百七十五条　この節の規定による登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面その他のものは、政令で定める。

第百六十条の次に次の七条及び一章を加える。

（登記のある権利についての登記の嘱託等）

第百六十一条　次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記を嘱託しなければならない。

一　開始前協同組織金融機関に属する権利で登記がされたものに関し第二十条において準用する会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分があったとき。

二　登記のある権利に関し第三十条第一項の規定又は第六十二条において準用する会社更生法第九十九条第一項の規定による保全処分があったとき。

2　前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあった場合又は当該保全処分が効力を失った場合について準用する。

3　裁判所書記官は、更生手続開始の決定があった場合において、更生協同組織金融機関に属する権利で登記がされたものについて協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第四項、信用金庫法第六十二条又は労働金庫法第六十六条において準用する商法第三百八十七条第二項の規定による登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4　前項の規定による登記の抹消がされた場合において、更生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、同項の規定により抹消された登記の回復を嘱託しなければならない。

5　第三項の規定は更生計画認可の決定があった場合において裁判所書記官が更生協同組織金融機関に属する権利で登記がされたものについて破産法第百二十条後段の規定による登記があることを知ったときについて、前項の規定はこの項において準用する第三項の規定により登記の抹消がされた後に当該更生計画認可の決定を取り消す決定が確定した場合について、それぞれ準用する。

（更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等）

第百六十二条　第百五十九条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に更生協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関又は更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

2　会社更生法第二百四十六条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に組織変更後の株式会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

3　更生協同組織金融機関が他の協同組織金融機関又は銀行と合併をする場合において、裁判所書記官が次に掲げる登記を嘱託するときは、合併の相手方である他の協同組織金融機関又は銀行の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

一　合併後存続する更生協同組織金融機関の合併による変更の登記

二　合併により設立する協同組織金融機関又は株式会社の合併による設立の登記

4　第一項及び第二項の規定は、他の協同組織金融機関又は銀行が更生協同組織金融機関と合併して合併後存続する場合における更生協同組織金融機関の解散の登記については、適用しない。

5　前条第一項の規定は、更生計画の遂行により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合について準用する。ただし、更生協同組織金融機関、更生債権者等、組合員等、組織変更後の協同組織金融機関、組織変更後の株式会社、更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関及び更生計画の定めにより設立される株式会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

6　協同組織金融機関の出資の総口数及び総額の変更の登記の嘱託に関する第一項において準用する第百五十九条第一項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、遅滞なく」とする。

（否認の登記）

第百六十三条　会社更生法第二百五十条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における否認の登記について準用する。この場合において、同条第二項中「第二百三十四条第二号若しくは第三号」とあるのは「更生特例法第百五十条において準用する第二百三十四条第二号若しくは第三号」と、「第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項」とあるのは「更生特例法第百五十二条第一項において準用する第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項」と、同条第三項中「第二百四十一条第一項」とあるのは「更生特例法第百五十五条第一項において準用する第二百四十一条第一項」と読み替えるものとする。

（登記嘱託書等の添付書面等）

第百六十四条　この章の規定による登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面その他のものは、政令で定める。

（登録免許税の特例）

第百六十五条　第百六十一条の規定及び第百六十三条において準用する会社更生法第二百五十条の規定による登記については、登録免許税を課さない。

2　更生計画において更生協同組織金融機関が銀行と合併してその銀行が合併後存続することを定めた場合におけるその銀行の合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第九条の規定にかかわらず、千分の一（合併により増加した資本の金額のうち、更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

3　更生計画において更生協同組織金融機関が銀行と合併して株式会社を設立することを定めた場合における株式会社の設立の登記の登

録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、合併により消滅した銀行の当該合併の直前における資本の金額に対応する部分に相当する金額及び更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

4　更生計画において更生協同組織金融機関がその組織を変更して株式会社になることを定めた場合における当該組織変更による株式会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

5　更生計画において組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合における資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

6　会社更生法第二百五十二条第七項の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画において新株式会社を設立することを定めた場合における新株式会社の設立の登記の登録免許税の税率について準用する。

7　会社更生法第二百五十二条第八項の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画において新協同組織金融機関又は新株式会社が更生協同組織金融機関から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率について準用する。

（登録への準用）

第百六十六条　第百六十一条、第百六十二条第五項、第百六十三条において準用する会社更生法第二百五十条、第百六十四条及び前条第一項の規定は、登録のある権利について準用する。

（最高裁判所規則）

第百六十七条　この章並びに第四章第三節及び第四節に定めるもののほか、協同組織金融機関の更生手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三章　相互会社の更生手続

第一節　総則

（相互会社の更生手続）

第百六十八条　相互会社の更生手続については、次章第三節及び第六節に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（定義）

第百六十九条　この章において「更生手続」とは、相互会社について、この章並びに次章第三節及び第六節の定めるところにより、更生計画を定め、更生計画が定められた場合にこれを遂行する手続（更生手続開始の申立てについて更生手続開始の決定をするかどうかに関する審理及び裁判をする手続を含む。）をいう。

2　この章において「更生計画」とは、更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第二百五十九条に規定する条項を定めた計画をいう。

3　この章において「更生事件」とは、更生手続に係る事件をいう。

4　この章において「更生裁判所」とは、更生事件が係属している地方裁判所をいう。

5　この章において「裁判所」とは、更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。

6　この章において「開始前会社」とは、更生裁判所に更生事件が係属している相互会社であって、更生手続開始の決定がされていないものをいう。

7　この章において「更生会社」とは、更生裁判所に更生事件が係属している相互会社であって、更生手続開始の決定がされたものをいう。

8　この章において「更生債権」とは、更生会社に対し更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権又は次に掲げる権利であって、更生担保権又は共益債権に該当しないものをいう。

一　更生手続開始後の利息の請求権

二　更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

三　更生手続参加の費用の請求権

四　第二百四条において準用する会社更生法第五十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する債権

五　第二百六条第一項において準用する会社更生法第六十一条第一項の規定により双務契約が解除された場合における相手方の損害賠償の請求権

六　第二百六条第三項において準用する破産法第六十三条の規定による損害賠償の請求権

七　第二百六条第三項において準用する破産法第六十六条第一項の規定による請求権（更生会社の有するものを除く。）

八　第二百二十六条において準用する会社更生法第九十一条第三項第三号又は第四号に定める権利

9　この章において「更生債権者」とは、更生債権を有する者をいう。

10　この章において「更生担保権」とは、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法の規定による留置権に限る。）の被担保債権であって更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの（共益債権であるものを除く。）のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時における時価であるとした場合における当該担保権によって担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権（社債を除く。）のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時（その時までに更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時）までに生ずるものに限る。

11　この章において「更生担保権者」とは、更生担保権を有する者をいう。

12　この章において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保権をいう。ただし、第二節第二款においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものをいう。

13　この章において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保権者をいう。ただし、第二節第二款においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となるものをいう。

14　この章において「更生会社財産」とは、更生会社に属する一切の財産をいう。

15　この章において「租税等の請求権」とは、国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権であって、共益債権に該当しないものをいう。

（会社更生法の規定を準用する場合の読替え等）

第百七十条　この章（第二百七十一条第二項、第二百七十六条、第二百九十七条第三項、第三百五条第二項、第三百七条第一項、第三百八条第二項、第三百十二条第一項、第三百十三条第一項及び第三百三十五条第二項を除く。）の規定において会社更生法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「この法律」とあるのは「更生特例法第三章」と、「株式会社」とあるのは「相互会社（更生特例法第二条

第六項に規定する相互会社をいう。）」と、「株主」とあり、及び「株主等」とあるのは「社員」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「営業」とあるのは「事業」と、「取締役、執行役」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

2　この章において準用するこの章の規定により読み替えられた会社更生法の規定中「更生特例法」とあるのは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律をいうものとする。

（外国人の地位）

第百七十一条　会社更生法第三条の規定は、相互会社の更生手続における外国人又は外国法人の地位について準用する。

（更生事件の管轄）

第百七十二条　会社更生法第五条（第二項第一号及び第三号から第五号までを除く。）及び第六条の規定は、相互会社の更生事件の管轄について準用する。この場合において、同法第五条第一項中「所在地（外国に主たる営業所がある場合にあっては、日本における主たる営業所の所在地）」とあるのは「所在地」と、同条第二項第二号中「株式会社が商法第二百十一条ノ二第一項に規定する親会社に該当する場合における同項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）である株式会社」とあるのは「相互会社（更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。）が保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十二項に規定する子会社である株式会社を有する場合において、当該株式会社」と読み替えるものとする。

（更生事件の移送）

第百七十三条　会社更生法第七条の規定は、相互会社の更生事件の移送について準用する。この場合において、同条第三号中「第五条第二項各号」とあるのは、「更生特例法第百七十二条において準用する第五条第二項第二号又は第六号」と読み替えるものとする。

（任意的口頭弁論、不服申立て等）

第百七十四条　会社更生法第八条及び第九条の規定は、相互会社の更生手続に関する審理及び裁判について準用する。

（公告等）

第百七十五条　会社更生法第十条の規定は、この章の規定による公告又は送達について準用する。

（更生手続の終了に伴う破産宣告等）

第百七十六条　会社更生法第十一条及び第十二条の規定は、相互会社の更生手続の終了に伴う破産宣告について準用する。この場合において、同法第十一条第一項中「第二百三十四条第一号から第四号まで」とあるのは「更生特例法第三百二十三条において準用する第二百三十四条第一号から第四号まで」と、同条第三項及び同法第十二条第一項第三号中「第二百四十一条第一項」とあるのは「更生特例法第三百二十八条第一項において準用する第二百四十一条第一項」と、同法第十一条第四項中「第六十二条第二項並びに第百二十八条第一項及び第四項」とあるのは「更生特例法第二百六条第一項において準用する第六十二条第二項並びに更生特例法第二百四十一条第一項及び第四項」と、同条第五項中「第二百三十四条第一号から第三号まで」とあるのは「更生特例法第三百二十三条において準用する第二百三十四条第一号から第三号まで」と、「第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項」とあるのは「更生特例法第三百二十五条第一項において準用する第二百三十七条第一項」と読み替えるものとする。

（更生手続の終了に伴い再生手続が続行された場合の取扱い）

第百七十七条　会社更生法第十三条の規定は、相互会社について再生事件が係属している場合について準用する。この場合において、同条中「第二百三十四条第一号から第三号まで」とあるのは「更生特例法第三百二十三条において準用する第二百三十四条第一号から第三号まで」と、「第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項」とあるのは「共益債権（更生手続が開始されなかった場合における更生特例法第二百六条第一項において準用する第六十二条第二項並びに更生特例法第二百四十一条第一項及び第四項に規定する請求権を含む。）は」と読み替えるものとする。

（事件に関する文書の閲覧等）

第百七十八条　会社更生法第十四条及び第十五条の規定は、相互会社の更生事件に関する文書その他の物件又は更生事件に関する事項の証明書について準用する。この場合において、同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは「更生特例法」と、同条第四項第一号中「第二十四条第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第百八十四条において準用する第二十四条第一項若しくは第二項」と、「第二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第百八十四条において準用する第二十五条第二項」と、「第二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第百八十五条において準用する第二十八条第一項」と、「第二十九条第三項」とあるのは「更生特例法第百八十六条において準用する第二十九条第三項」と、「第三十条第二項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「更生特例法第百九十条第二項」と、同法第十五条第一項第一号中「第三十二条第一項ただし書、第四十六条第二項前段又は第七十二条第二項（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「更生特例法第百八十八条において準用する第三十二条第一項ただし書、更生特例法第百九十八条第二項前段又は更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第二項（更生特例法第百八十八条において準用する第三十二条第三項において準用する場合を含む。）」と、同項第二号中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第八十四条第二項」と、「第百二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第二百三十八条第二項」と読み替えるものとする。

（民事訴訟法の準用）

第百七十九条　相互会社の更生手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。

第二節　更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置

第一款　更生手続開始の申立て

（更生手続開始の申立て）

第百八十条　相互会社は、当該相互会社に更生手続開始の原因となる事実（次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。）があるときは、当該相互会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

一　破産の原因となる事実が生ずるおそれがある場合

二　弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合

2　相互会社に前項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、次に掲げる者も、当該相互会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

一　当該相互会社の基金（保険業法第五十六

条の基金償却積立金を含む。）の総額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者

二　当該相互会社の社員総数の十分の一以上に当たる数の社員又は一万名以上の社員

（破産等の申立義務と更生手続開始の申立て）

第百八十一条　会社更生法第十八条の規定は、他の法律によって相互会社の清算人が当該相互会社に対して破産又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合について準用する。

（解散後の相互会社による更生手続開始の申立て）

第百八十二条　清算中、特別清算中又は破産宣告後の相互会社がその更生手続開始の申立てをするには、保険業法第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

（更生手続開始の申立ての手続等）

第百八十三条　会社更生法第二十条から第二十三条までの規定は、相互会社についての更生手続開始の申立てについて準用する。この場合において、同法第二十条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「更生特例法第百八十条第一項」と、同条第二項及び同法第二十二条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「更生特例法第百八十条第二項」と、同法第二十条第二項中「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。）の数」とあるのは「債権の額」と、同法第二十二条第一項中「第十七条」とあるのは「更生特例法第百八十条」と、同条第二項中「代表者（外国に本店があるときは、日本における代表者）」とあるのは「代表者」と、同法第二十三条中「次条第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第百八十四条において準用する次条第一項若しくは第二項」と、「第二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第百八十四条において準用する第二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第百八十五条において準用する第二十八条第一項」と、「第二十九条第三項」とあるのは「更生特例法第百八十六条において準用する第二十九条第三項」と、「第三十条第二項」とあるのは「更生特例法第百八十七条第二項」と読み替えるものとする。

第二款　更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第一目　開始前会社に関する他の手続の中止命令等

第百八十四条　会社更生法第二十四条から第二十七条までの規定は、相互会社についての更生手続開始の申立てがあった場合について準用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第百八十五条において準用する第二十八条第一項」と、「第三十条第二項」とあるのは「更生特例法第百八十七条第二項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「更生特例法第百九十条第二項」と、同法第二十七条第六項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

第二目　開始前会社の業務及び財産に関する保全処分等

（開始前会社の業務及び財産に関する保全処分）

第百八十五条　会社更生法第二十八条の規定は、相互会社についての更生手続開始の申立てがあった場合の保全処分について準用する。この場合において、同条第五項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

（更生手続開始前における商事留置権の消滅請求）

第百八十六条　会社更生法第二十九条の規定は、相互会社の更生手続において開始前会社の財産につき商法の規定による留置権がある場合について準用する。

第三目　保全管理命令

（保全管理命令）

第百八十七条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

2　裁判所は、前項の処分（以下この章において「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。ただし、第二百十条において準用する会社更生法第六十七条第三項に規定する者は、保全管理人に選任することができない。

3　会社更生法第三十条第三項から第五項まで及び第三十一条の規定は、相互会社の更生手続における保全管理命令について準用する。この場合において、同条第三項中「第十条第四項」とあるのは、「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第四項」と読み替えるものとする。

（保全管理人の権限）

第百八十八条　会社更生法第三十二条及び第三十三条の規定は、相互会社の更生手続における保全管理人について準用する。この場合において、同条第一項中「第六十七条第三項」とあるのは、「更生特例法第二百十条において準用する第六十七条第三項」と読み替えるものとする。

（管財人に関する規定等の保全管理人等への準用）

第百八十九条　第二百十九条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第五十四条、第五十七条、第五十九条、第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第七十六条から第八十条まで並びに第八十二条第一項及び第二項の規定は相互会社の更生手続における保全管理人について、第二百十九条第一項から第四項までの規定は相互会社の更生手続における保全管理人代理について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十九条中「第四十三条第一項の規定による公告」とあるのは「更生特例法第百八十七条第三項において準用する第三十一条第一項の規定による公告」と、同法第七十七条第二項中「（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）」とあるのは「（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）」と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

2　会社更生法第五十二条第一項から第三項までの規定は相互会社の更生手続において保全管理命令が発せられた場合について、同条第四項から第六項までの規定は相互会社の更生手続において保全管理命令が効力を失った場合（更生手続開始の決定があった場合を除く。）について、それぞれ準用する。

3　相互会社の更生手続における開始前会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものについては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める規定を準用する。

一　保全管理命令が発せられた場合　会社更生法第五十二条第一項から第三項まで

二　保全管理命令が効力を失った場合（更生手続開始の決定があった場合を除く。）　会社更生法第五十二条第四項から第六項まで

4　会社更生法第六十五条の規定は、相互会社の更生手続において保全管理人が選任されている期間中に取締役が自己又は第三者のために開始前会社の事業の部類に属する取引をする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「商法第二百六十四条第一項（商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十四条第一項」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項から第四項までの規定中「取締役又は執行役」とあり、及び同項中「取締役若しくは執行役」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

第四目　監督命令

（監督命令）

第百九十条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2　裁判所は、前項の処分（以下この章において「監督命令」という。）をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ開始前会社がすることができない行為を指定しなければならない。

3　会社更生法第三十五条第三項の規定は相互会社の更生手続における監督委員の同意を得ないでした行為について、同条第四項から第六項までの規定は相互会社の更生手続における監督命令について、それぞれ準用する。

（監督命令に関する公告及び送達）

第百九十一条　会社更生法第三十六条の規定は、相互会社の更生手続における監督命令に関する公告又は送達について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第四項」とあるのは「更生特例法第百九十条第三項において準用する前条第四項」と、同条第三項中「第十条第四項」とあるのは「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第四項」と読み替えるものとする。

（取締役等の管財人の適性に関する調査）

第百九十二条　会社更生法第三十七条の規定は、相互会社の更生手続における監督委員による管財人の適性に関する調査について準用する。

（管財人に関する規定の監督委員への準用）

第百九十三条　第二百十九条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項、第七十七条及び第八十条の規定は、相互会社の更生手続における監督委員について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項中「（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）」とあるのは「（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）」と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

第五目　更生手続開始前の調査命令等

（更生手続開始前の調査命令）

第百九十四条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする第二百三十八条第二項に規定する調査命令を発することができる。

一　第百八十条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実及び第百九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事由の有無、開始前会社の業務及び財産の状況その他更生手続開始の申立てについての判断をするのに必要な事項並びに更生手続を開始することの当否

二　第百八十五条において準用する会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分、保全管理命令、監督命令、次条の規定による保全処分又は第二百二十九条において準用する同法第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無及びその処分、命令又は決定の要否

三　その他更生事件に関し調査委員による調査又は意見陳述を必要とする事項

（更生手続開始前の役員の財産に対する保全処分）

第百九十五条　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、緊急の必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、第二百二十八条において準用する会社更生法第九十九条第一項各号に掲げる保全処分をすることができる。

2　会社更生法第九十九条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による保全処分があった場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

第三節　更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等

第一款　更生手続開始の決定

第百九十六条　会社更生法第四十一条、第四十二条、第四十三条（第三項を除く。）及び第四十四条の規定は、相互会社についての更生手続開始の決定について準用する。この場合において、同法第四十一条第一項中「第十七条」とあるのは「更生特例法第百八十条」と、同法第四十三条第一項第五号中「第百九十条第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百八十三条において準用する第百九十条第一項各号」と、同条第二項中「更生債権者等、株主等」とあるのは「更生債権者等」と、「第三十九条」とあるのは「更生特例法第百九十四条」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び第二項」と、同法第四十四条第二項中「前章第二節」とあるのは「更生特例法第三章第二節第二款」と、同条第三項中「規定する者（同条第三項の規定により通知を受けなかった者を除く。）」とあるのは「規定する者」と読み替えるものとする。

第二款　更生手続開始の決定に伴う効果

（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）

第百九十七条　更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の株式会社（以下

この章において「組織変更後の株式会社」という。）について会社更生法第四十五条第一項各号に掲げる行為を行うことができない。

一　保険契約（保険契約者を社員とするものに限る。）の締結

二　基金の募集又は社債の発行

三　保険契約の移転（保険業法第百三十五条第一項の保険契約の移転をいう。以下同じ。）

四　剰余金の分配

五　株式交換（保険業法第九十二条の五第一項の株式交換をいう。以下この章において同じ。）、株式移転（同法第九十二条の八第一項の株式移転をいう。以下この章において同じ。）又は合併

六　解散又は株式会社への組織変更

2　更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生会社又は組織変更後の株式会社の定款の変更をすることができない。

（事業の譲渡）

第百九十八条　更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社の事業の全部又は重要な一部を譲渡することができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生会社の事業の全部又は重要な一部を譲渡する場合は、この限りでない。

2　更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間においては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の事業の全部又は重要な一部を譲渡することができる。この場合において、裁判所は、当該譲渡が当該更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3　裁判所は、前項の許可をする場合には、次に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一　知れている更生債権者。ただし、第二百三十三条第一項に規定する更生債権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

二　知れている更生担保権者。ただし、第二百三十三条第二項に規定する更生担保権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

三　労働組合等（更生会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、更生会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは更生会社の使用人の過半数を代表する者をいう。）

4　管財人は、第二項の規定により更生会社の事業の全部又は重要な一部を譲渡しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は社員に通知しなければならない。

一　当該譲渡の相手方、時期及び対価並びに当該譲渡の対象となる事業の内容

二　当該譲渡に反対の意思を有する社員は、当該公告又は当該通知があった日から二週間以内にその旨を書面をもって管財人に通知すべき旨

5　前項の規定による社員に対する通知は、当該社員が更生会社又は管財人に通知した住所にあてて、することができる。

6　第四項の規定による社員に対する通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

7　裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第二項の許可をすることができない。

一　第四項の規定による公告又は通知があった日から一月を経過した後に第二項の許可の申立てがあったとき。

二　第四項第二号に規定する期間内に、社員の総数の四分の一を超える数の社員が、書面をもって管財人に第二項の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。

8　第四項から前項までの規定は、第二項の許可の時において更生会社がその財産をもって債務を完済することができない状態にある場合には、適用しない。

9　第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

（更生債権等の弁済の禁止）

第百九十九条　会社更生法第四十七条の規定は、相互会社の更生手続における更生債権等について準用する。この場合において、同条第六項第一号及び第二号中「第二十四条第二項」とあるのは、「更生特例法第百八十四条において準用する第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

（相殺）

第二百条　会社更生法第四十八条第一項及び第四十九条の規定は、相互会社の更生手続における更生債権者等による相殺について準用する。この場合において、同法第四十八条第一項中「第百三十八条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項」と読み替えるものとする。

2　破産法第百三条の規定は、前項において準用する会社更生法第四十八条第一項の規定による相殺について準用する。この場合において、破産法第百三条第一項前段中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ）」と、「破産宣告」とあるのは「更生手続（同条第一項ニ規定スル更生手続ヲ謂フ）ノ開始」と読み替えるものとする。

（他の手続の中止等）

第二百一条　会社更生法第五十条及び第五十一条の規定は、相互会社について更生手続開始の決定があった場合における強制執行その他の手続について準用する。この場合において、同法第五十条第一項及び第五項第一号中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第百八十四条において準用する第二十四条第一項第二号」と、同条第二項、第五項第二号及び第十項中「第二十四条第二項」とあるのは「更生特例法第百八十四条において準用する第二十四条第二項」と、同法第五十一条第二項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

（更生会社の財産関係の訴えの取扱い）

第二百二条　会社更生法第五十二条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の財産関係の訴訟手続について準用する。

（行政庁に係属する事件の取扱い）

第二百三条　会社更生法第五十三条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものについて準用する。

（更生会社のした法律行為の効力等）

第二百四条　会社更生法第五十四条から第五十九条までの規定は、相互会社について更生手続が開始された後の行為の効力について準用する。この場合において、同条中「第四十三条第一項」とあるのは、「更生特例法第百九十六条において準用する第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

（共有関係）

第二百五条　会社更生法第六十条の規定は、相互会社の更生手続において更生会社が他人と共同して財産権を有する場合について準用する。

（双務契約）

第二百六条　会社更生法第六十一条第一項から第四項まで及び第六十二条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社が当事者である双務契約について準用する。

2　破産法第六十条の規定は、前項において準用する会社更生法第六十一条第一項の規定による契約の解除があった場合について準用する。この場合において、破産法第六十条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第九項ニ規定スル更生債権者ヲ謂フ）」と、同条第二項中「破産者」とあるのは「更生会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第七項ニ規定スル更生会社ヲ謂フ）」と、「破産財団」とあるのは「更生会社財産（同条第十四項ニ規定スル更生会社財産ヲ謂フ）」と、「財団債権者」とあるのは「共益債権者」と読み替えるものとする。

3　破産法第六十三条及び第六十六条の規定は、相互会社について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項及び第六十六条第一項中「破産ノ宣告」とあり、並びに同法第六十三条第一項中「破産宣告」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第一項ニ規定スル更生手続ヲ謂フ）開始ノ決定」と、同項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ次項ニ於テ同ジ）」と、同条第二項中「破産債権者ニ」とあるのは「更生債権者等ニ」と、「破産債権者トシテ」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第九項ニ規定スル更生債権者ヲ謂フ）トシテ」と、同法第六十六条第二項中「請求権ハ破産者之ヲ有スルトキハ破産財団ニ属シ」とあるのは「請求権ハ」と、「破産債権」とあるのは「更生債権（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第八項ニ規定スル更生債権ヲ謂フ）」と読み替えるものとする。

（取戻権）

第二百七条　会社更生法第六十四条第一項の規定は、相互会社の更生手続における更生会社に属しない財産を更生会社から取り戻す権利について準用する。

2　破産法第八十八条から第九十一条までの規定は、相互会社について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第八十八条及び第九十一条第一項中「破産宣告」とあり、並びに同法第八十九条第一項中「破産ノ宣告」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第一項ニ規定スル更生手続ヲ謂フ）開始ノ決定」と、同法第八十八条及び第九十一条第一項中「破産者」とあるのは「相互会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第六項ニ規定スル相互会社ヲ謂フ）（保全管理人ガ選任セラレタル場合ニ於テハ保全管理人）」と、同法第八十九条第一項及び第九十一条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第八十九条第二項中「第五十九条」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百六条第一項ニ於テ準用スル会社更生法第六十一条第一項及第二項」と読み替えるものとする。

（取締役の競業避止義務）

第二百八条　会社更生法第六十五条の規定は、相互会社についての更生手続開始後その終了までの間において更生会社の取締役が自己又は第三者のために更生会社の事業の部類に属する取引をする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「商法第二百六十四条第一項（商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十四条第一項」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第六十四条第一項」と、同条第七項中「第十条第四項」とあるのは「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第四項」と読み替えるものとする。

（取締役等の報酬）

第二百九条　会社更生法第六十六条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の取締役及び監査役について準用する。この場合において、同条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項中「商法第二百六十九条及び第二百七十九条並びに商法特例法第二十一条の八第三項」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十九条及び保険業法第五十三条第二項において準用する商法第二百七十九条」と読み替えるものとする。

第三款　管財人

第一目　管財人の選任及び監督

第二百十条　会社更生法第六十七条から第七十一条までの規定は、相互会社の更生手続における管財人について準用する。この場合において、同法第六十七条第三項中「第百条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百二十九条において準用する第百条第一項」と読み替えるものとする。

第二目　管財人の権限等

（管財人の権限）

第二百十一条　会社更生法第七十二条の規定は、相互会社の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同条第二項第四号中「第六十一条第一項」とあるのは「更生特例法第二百六条第一項」と、同項第八号中「第六十四条第一項」とあるのは「更生特例法第二百七条第一項において準用する第六十四条第一項」と、同条第七項中「第十条第四項」とあるのは「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第四項」と読み替えるものとする。

（更生会社の業務及び財産の管理）

第二百十二条　会社更生法第七十三条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の業務及び財産の管理について準用する。

（当事者適格等）

第二百十三条　会社更生法第七十四条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の財産関係の訴えについて準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

（郵便物等の管理）

第二百十四条　会社更生法第七十五条及び第七十六条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社にあてた郵便物等の管理について準用する。この場合において、同法第七十五条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

（更生会社及び子会社に対する調査等）

第二百十五条　会社更生法第七十七条の規定は、相互会社の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同条第二項中「（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）とあ

るのは「（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）」と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

（管財人の自己取引）

第二百十六条　会社更生法第七十八条の規定は、相互会社の更生手続における管財人の更生会社との取引について準用する。

（管財人の競業避止義務）

第二百十七条　会社更生法第七十九条の規定は、相互会社の更生手続における管財人が自己又は第三者のために更生会社の事業の部類に属する取引をする場合について準用する。

（管財人の注意義務）

第二百十八条　会社更生法第八十条の規定は、相互会社の更生手続における管財人の職務について準用する。

（管財人の報酬等）

第二百十九条　管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2　管財人は、その選任後、更生会社、組織変更後の株式会社若しくは更生計画の定めにより設立された相互会社若しくは株式会社に対する債権又は更生会社若しくは更生計画の定めにより設立された相互会社の社員権若しくは組織変更後の株式会社若しくは更生計画の定めにより設立された株式会社が発行した株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

3　管財人は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができない。

4　第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前各項の規定は、管財人代理及び第二百十条において準用する会社更生法第七十一条の法律顧問について準用する。

（任務終了の場合の報告義務等）

第二百二十条　管財人の任務が終了した場合には、管財人又はその承継人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

2　管財人の任務が終了した場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は更生会社が財産を管理することができるに至るまで必要な処分をしなければならない。

3　第三百二十三条において準用する会社更生法第二百三十四条第二号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合には、第百七十六条において準用する同法第十一条第四項若しくは第五項に規定する場合又は第百七十七条において準用する同法第十三条に規定する場合を除き、管財人は、共益債権を弁済しなければならない。ただし、その存否又は額について争いのある共益債権については、その債権を有する者のために供託をしなければならない。

第三目　更生会社の財産状況の調査

（財産の価額の評定等）

第二百二十一条　会社更生法第八十三条及び第八十四条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の財産状況の調査について準用する。この場合において、同法第八十三条第五項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八十四条第一項第三号中「第九十九条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十八条において準用する第九十九条第一項」と、「第百条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十九条において準用する第百条第一項」と読み替えるものとする。

（財産状況報告集会）

第二百二十二条　会社更生法第八十五条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の財産状況を報告するための関係人集会について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する前条第一項各号」と、同条第二項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第百九十八条第三項第三号」と読み替えるものとする。

第四款　否認権

（否認の原因）

第二百二十三条　次に掲げる行為であって、更生手続開始前にされたものは、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一　更生会社が更生債権者等を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと又は更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二　更生会社が支払の停止又は破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この条から第二百二十五条までにおいて「支払の停止等」という。）があった後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供与又は債務の消滅に関する行為。ただし、これにより利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと又は更生債権者等を害する事実を知っていたときに限る。

三　更生会社が支払の停止等があった後又はその前三十日以内にした担保の供与又は債務の消滅に関する行為であって、更生会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生会社の義務に属しないもの。ただし、債権者において、その行為の当時、更生会社が他の更生債権者等との平等を害することを知ってした事実を知らなかったとき（その行為が支払の停止等があった後にされたものである場合にあっては、支払の停止等があったことをも知らなかったときに限る。）は、この限りでない。

四　更生会社が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

2　前項の規定は、更生会社が租税等の請求権又は第二百五十一条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為については、適用しない。

（手形債務支払の場合の例外）

第二百二十四条　前条第一項の規定は、更生会社から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

2　前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があったことを知り、又は過失によって知らなかったときは、管財人は、これらの者に更生会社が支払った金額を償還させることができる。

（権利変動の対抗要件の否認）

第二百二十五条　支払の停止等があった後権利の設定、移転又は変更をもって第三者に対抗するために必要な行為（仮登記又は仮登録を含む。）をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があった日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、これを否認することができる。ただし、当該仮登記又は当該仮登録以外の仮登記又は仮登録があった後にこれらに基づいてされた本登記又は本登録については、この限りでない。

2　前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

（否認権行使の効果等）

第二百二十六条　会社更生法第八十九条から第九十七条までの規定は、相互会社の更生手続

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

における否認権について準用する。この場合において、同法第九十一条第二項中「第八十六条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項第四号」と、同法第九十五条第四項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

（詐害行為取消訴訟等）

第二百二十七条　会社更生法第九十八条の規定は、民法第四百二十四条の規定により更生債権者の提起した訴訟、破産法若しくは民事再生法の規定による否認の訴訟又は同法の規定による否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が相互会社についての更生手続開始当時係属する場合について準用する。

第五款　更生会社の役員の責任の追及

（役員の財産に対する保全処分）

第二百二十八条　会社更生法第九十九条の規定は、相互会社について更生手続開始の決定があった場合における保全処分について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「株金払込請求権又は現物出資の目的である財産若しくは会社」とあるのは「基金の拠出に係る払込請求権又は相互会社」と、同条第五項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

（役員の責任等の査定の申立て等）

第二百二十九条　会社更生法第百条から第百三条までの規定は、前条において準用する同法第九十九条第一項各号に規定する請求権の査定について準用する。この場合において、同法第百条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百二十八条において準用する前条第一項各号」と、同法第百一条第三項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

第六款　担保権消滅の請求等

第一目　担保権消滅の請求

（担保権消滅許可の決定、価額決定の請求等）

第二百三十条　会社更生法第百四条から第百十二条までの規定は、相互会社の更生手続における担保権の消滅について準用する。この場合において、同法第百四条第四項及び第六項、第百六条第六項並びに第百十一条第五項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第三項本文」と、同法第百九条及び第百十一条第六項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第三項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項」と読み替えるものとする。

第二目　債権質の第三債務者の供託

第二百三十一条　会社更生法第百十三条の規定は、相互会社の更生手続における更生担保権に係る質権の目的である金銭債権の債務者について準用する。

第七款　関係人集会

第二百三十二条　会社更生法第百十四条から第百十六条までの規定は、相互会社の更生手続における関係人集会について準用する。この場合において、同法第百十四条第一項第二号中「第百十七条第二項」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第一項」と、同項第三号中「第百十七条第六項」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第二項」と、同項第四号中「第百十七条第七項に規定する株主等委員会」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第三項に規定する社員委員会」と、同項第六号中「第十七条第二項第二号に規定する総株主の議決権の十分の一以上を有する」とあるのは「社員（第二百五十七条の届出をした社員に限る。以下この号において同じ。）の総数の十分の一以上に当たる数の」と、同法第百十五条第三項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第百九十八条第三項第三号」と読み替えるものとする。

第八款　更生債権者委員会及び代理委員等

（更生債権者委員会等）

第二百三十三条　会社更生法第百十七条第一項の規定は相互会社の更生手続において更生債権者をもって構成する委員会がある場合について、同条第二項から第五項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定により承認された委員会（以下この章において「更生債権者委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

2　会社更生法第百十七条第一項の規定は相互会社の更生手続において更生担保権者をもって構成する委員会がある場合について、同条第二項から第五項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定により承認された委員会（以下この章において「更生担保権者委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

3　会社更生法第百十七条第一項の規定は相互会社の更生手続において社員をもって構成する委員会がある場合について、同条第二項から第五項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定により承認された委員会（以下この章において「社員委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

（更生債権者委員会の意見聴取等）

第二百三十四条　会社更生法第百十八条から第百二十条までの規定は、相互会社の更生手続において更生債権者委員会がある場合について準用する。この場合において、同法第百十八条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第百十九条第一項中「第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」と、同条第二項中「第十五条第一項」とあるのは「更生特例法第百七十八条において準用する第十五条第一項」と、同法第百二十条中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十四条第二項」と読み替えるものとする。

（更生担保権者委員会及び社員委員会への準用）

第二百三十五条　会社更生法第百十八条から第百二十条までの規定は、相互会社の更生手続において更生担保権者委員会又は社員委員会がある場合について準用する。この場合において、同法第百十八条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第百十九条第一項中「第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十三条第三項若しくは第四項又

は第八十四条」と、同条第二項中「第十五条第一項」とあるのは「更生特例法第百七十八条において準用する第十五条第一項」と、同法第百二十条中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十四条第二項」と読み替えるものとする。

（代理委員）

第二百三十六条　会社更生法第百二十二条及び第百二十三条の規定は、相互会社の更生手続における代理委員の選任について準用する。

（報償金等）

第二百三十七条　会社更生法第百二十四条の規定は、相互会社の更生手続における費用の償還及び報償金の支払について準用する。

第九款　調査命令

（調査命令）

第二百三十八条　裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする調査委員による調査又は意見陳述を命ずる処分をすることができる。

一　第二百二十八条において準用する会社更生法第九十九条第一項の規定による保全処分又は第二百二十九条において準用する同法第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無及びその処分又は決定の要否

二　管財人の作成する貸借対照表及び財産目録の当否並びに更生会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項に関する管財人の報告の当否

三　更生計画案又は更生計画の当否

四　その他更生事件に関し調査委員による調査又は意見陳述を必要とする事項

2　裁判所は、前項の処分（以下この章において「調査命令」という。）をする場合には、当該調査命令において、一人又は数人の調査委員を選任し、かつ、調査委員の調査又は意見陳述の対象となるべき事項及び裁判所に対して報告又は陳述をすべき期間を定めなければならない。

3　会社更生法第百二十五条第三項から第六項までの規定は、相互会社の更生手続における調査命令について準用する。この場合において、同項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

（管財人に関する規定の調査委員への準用）

第二百三十九条　第二百十九条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項本文、第七十七条及び第八十条の規定は、相互会社の更生手続における調査委員について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項中「（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）」とあるのは「（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）」と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

第四節　共益債権及び開始後債権

第一款　共益債権

（共益債権となる請求権）

第二百四十条　次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一　更生債権者等及び社員の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権

二　更生手続開始後の更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権

三　更生計画の遂行に関する費用の請求権（更生手続終了後に生じたものを除く。）

四　第二百十九条第一項（第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百十九条第五項及び前条において準用する場合を含む。）の規定、第二百三十三条において準用する同法第百七十条第四項の規定、第二百三十六条において準用する同法第百二十三条第五項の規定、第二百三十七条において準用する同法第百二十四条第一項の規定並びに第二百五十五条において準用する同法第百六十二条の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五　更生会社の業務及び財産に関し管財人又は更生会社（第二百十一条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合に限る。）が権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権

六　事務管理又は不当利得により更生手続開始後に更生会社に対して生じた請求権

七　更生会社のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で、更生手続開始後に生じたもの（前各号に掲げるものを除く。）

（開始前の借入金等）

第二百四十一条　保全管理人が開始前会社の業務及び財産に関し権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権は、共益債権とする。

2　開始前会社（保全管理人が選任されているものを除く。以下この項及び第四項において同じ。）が、更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、資金の借入れその他開始前会社の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3　裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に代わる承認をする権限を付与することができる。

4　開始前会社が第二項の許可又は前項の承認を得て第二項に規定する行為をしたときは、その行為によって生じた相手方の請求権は、共益債権とする。

（源泉徴収所得税等）

第二百四十二条　更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

（使用人の給料等）

第二百四十三条　相互会社について更生手続開始の決定があった場合において、更生手続開始前六月間の当該相互会社の使用人の給料の請求権及び更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該相互会社の使用人の身元保証金の返還請求権は、共益債権とする。

2　前項に規定する場合において、更生計画認可の決定前に退職した当該相互会社の使用人の退職手当の請求権は、退職前六月間の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一に相当する額のいずれか多い額を共益債権とする。

3　前項の退職手当の請求権で定期金債権であるものは、同項の規定にかかわらず、各期における定期金につき、その額の三分の一に相当する額を共益債権とする。

4　前二項の規定は、第二百四十条の規定により共益債権とされる退職手当の請求権につい

ては、適用しない。

5　第一項に規定する場合において、更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該相互会社の使用人の預り金の返還請求権は、更生手続開始前六月間の給料の総額に相当する額又はその預り金の額の三分の一に相当する額のいずれか多い額を共益債権とする。

（社債管理会社等の費用及び報酬）

第二百四十四条　会社更生法第百三十一条の規定は、第百九十六条において準用する同法第四十三条第一項第五号に規定する社債管理会社等について準用する。

（共益債権の取扱い）

第二百四十五条　会社更生法第百三十二条及び第百三十三条の規定は、相互会社の更生手続における共益債権の取扱いについて準用する。この場合において、同法第百三十二条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

第二款　開始後債権

第二百四十六条　更生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権（共益債権又は更生債権等であるものを除く。）は、開始後債権とする。

2　会社更生法第百三十四条第二項及び第三項の規定は、相互会社の更生手続における開始後債権について準用する。

第五節　更生債権者及び更生担保権者

第一款　更生債権者及び更生担保権者の手続参加

第二百四十七条　会社更生法第百三十五条第一項、第百三十六条及び第百三十七条の規定は、相互会社の更生手続における更生債権者等の更生手続への参加について準用する。この場合において、同法第百三十六条第二項第五号中「第百四十二条第二号」とあるのは、「更生特例法第二百五十一条第二号」と読み替えるものとする。

2　破産法第二十四条から第二十七条までの規定は、相互会社について更生手続が開始された場合における更生債権者等の権利の行使について準用する。この場合において、同法第二十四条、第二十五条及び第二十六条第一項中「破産ノ宣告」とあり、並びに同法第二十四条及び第二十五条中「破産宣告」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第一項ニ規定スル更生手続ヲ謂フ）ノ開始」と、同法第二十四条及び第二十五条中「債権者」とあり、並びに同法第二十四条、第二十五条及び第二十六条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ）」と、同法第二十四条及び第二十五条中「債権」とあるのは「更生債権等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ）」と、同法第二十四条中「各破産財団ニ対シ」とあるのは「各更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第一項ニ規定スル更生手続ヲ謂フ）ニ於テ」と、同法第二十六条第一項及び第三項中「破産者」とあるのは「更生会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第七項ニ規定スル更生会社ヲ謂フ）」と、「求償権」とあるのは「更生債権等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ）タル求償権」と読み替えるものとする。

第二款　更生債権及び更生担保権の届出

（更生債権等の届出）

第二百四十八条　会社更生法第百三十八条及び第百三十九条の規定は、相互会社の更生手続における更生債権等の届出について準用する。この場合において、同法第百三十八条第一項中「第四十二条」とあるのは「更生特例法第百九十六条において準用する第四十二条」と、同項第一号中「原因」とあるのは「原因（更生債権が保険契約に係る債権である場合において、当該保険契約が保険契約者を社員とするものであるときは、その旨を含む。）」と読み替えるものとする。

（退職手当の請求権の届出の特例）

第二百四十九条　会社更生法第百四十条第一項及び第二項の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人の退職手当の請求権について準用する。この場合において、同項中「第百三十八条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項」と読み替えるものとする。

（届出名義の変更）

第二百五十条　会社更生法第百四十一条の規定は、相互会社の更生手続における届出をした更生債権等（更生債権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）を取得した者について準用する。この場合において、同条中「第百三十八条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項」と読み替えるものとする。

（租税等の請求権等の届出）

第二百五十一条　次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額、原因及び担保権の内容を裁判所に届け出なければならない。

一　租税等の請求権

二　更生手続開始前の罰金等の請求権（更生手続開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権であって、共益債権に該当しないものをいう。）

（時効の中断）

第二百五十二条　会社更生法第百四十三条の規定は、相互会社の更生手続への参加の効力について準用する。

第三款　更生債権及び更生担保権の調査及び確定

第一目　更生債権及び更生担保権の調査

（更生債権者表及び更生担保権者表の作成）

第二百五十三条　裁判所書記官は、届出があった更生債権等について、更生債権者表及び更生担保権者表を作成しなければならない。

2　前項の更生債権者表には、各更生債権について、第二百四十八条において準用する会社更生法第百三十八条第一項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3　第一項の更生担保権者表には、各更生担保権について、第二百四十八条において準用する会社更生法第百三十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

（更生債権等の調査）

第二百五十四条　会社更生法第百四十五条から第百五十条までの規定は、相互会社の更生手続における更生債権等（更生債権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）の調査について準用する。この場合において、同法第百四十五条中「前条第二項及び第三項」とあるのは「更生特例法第二百五十三条第二項及び第三項」と、同法第百四十六条第一項及び第百四十七条第三項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項」と、同法第百四十六条第一項第一号中「議決権の額」とあるのは「議決権の額並びに当該更生債権が保険契約に係る債権である場合（当該保険契約が保険

契約者を社員とするものである旨の届出があった場合に限る。）においては社員権及びその議決権」と、同条第二項及び同法第百四十八条第一項中「第百三十九条第一項若しくは第三項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十九条第一項若しくは第三項」と、同法第百四十六条第三項中「第四十二条」とあるのは「更生特例法第百九十六条において準用する第四十二条」と、同法第百四十七条第三項中「第四十三条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第百九十六条において準用する第四十三条第一項第四号」と、同法第百四十九条第一項中「第百四十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「更生特例法第二百四十九条において準用する第百四十条第二項」と、「第百三十九条第五項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十九条第五項」と読み替えるものとする。

第二目　更生債権及び更生担保権の確定のための裁判手続

（更生債権等査定決定等）

第二百五十五条　会社更生法第百五十一条から第百六十三条までの規定は、相互会社の更生手続における更生債権等（更生債権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）の確定について準用する。この場合において、同法第百五十一条第一項中「第百四十九条第三項前段」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第百四十九条第三項前段」と、同条第二項及び第百五十八条第三項中「第百四十九条第四項」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第百四十九条第四項」と、同法第百五十一条第五項及び第百五十四条第四項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第三項本文」と、同法第百五十二条第三項中「第五条第二項第六号」とあるのは「更生特例法第百七十二条において準用する第七条第三号」と、「第五条第一項」とあるのは「更生特例法第百七十二条において準用する第五条第一項」と、同法第百五十四条第五項第一号中「第百三十八条第二項第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第二項第二号」と、同法第百五十七条中「第百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」と、同法第百五十八条第四項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第四項」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第百四十七条第一項又は第百四十八条第四項」と、同法第百六十三条第五項中「第五十二条第四項」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

第三目　租税等の請求権等についての特例

第二百五十六条　会社更生法第百六十四条第一項から第三項までの規定は、相互会社の更生手続における租税等の請求権及び第二百五十一条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権について準用する。この場合において、同法第百六十四条第一項中「前二款（第百四十四条を除く。）」とあるのは「更生特例法第三章第五節第三款第一目及び第二目（更生特例法第二百五十三条を除く。）」と、同条第二項中「第百四十二条」とあるのは「更生特例法第二百五十一条」と読み替えるものとする。

2　会社更生法第百五十条第二項の規定は第二百五十一条の規定による届出があった請求権について、同法第百五十七条、第百六十条及び第百六十一条第一項の規定は前項において準用する同法第百六十四条第二項の規定による異議又は受継があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百五十七条中「第百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」と、同法第百六十条中「第百五十二条第一項」とあるのは「更生特例法第二百五十五条において準用する第百五十二条第一項」と読み替えるものとする。

第六節　社員

（社員の手続参加）

第二百五十七条　社員は、保険契約に係る債権の届出をした場合（当該保険契約が保険契約者を社員とするものである旨を届け出た場合に限る。）は、その有する社員権をもって更生手続に参加することができる。

（社員の議決権）

第二百五十八条　社員は、各々一個の議決権を有する。

2　前項の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって債務を完済することができない状態にあるときは、社員は、議決権を有しない。

第七節　更生計画の作成及び認可

第一款　更生計画の条項

（更生計画において定める事項）

第二百五十九条　更生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。

一　全部又は一部の更生債権者等又は社員の権利の変更

二　更生会社の取締役及び監査役

三　共益債権の弁済

四　債務の弁済資金の調達方法

五　更生計画において予想された額を超える収益金の使途

六　次のイ及びロに掲げる金銭の額又は見込額及びこれらの使途

イ　第二百一条において準用する会社更生法第五十一条第一項本文に規定する手続又は処分における配当等に充てるべき金銭の額又は見込額

ロ　第二百三十条において準用する会社更生法第百八条第一項の規定により裁判所に納付された金銭の額（第二百三十条において準用する同法第百十二条第二項の場合にあっては、同項の規定により裁判所に納付された金銭の額及び第二百三十条において準用する同法第百十一条第一項の決定において定める金額の合計額）

七　知れている開始後債権があるときは、その内容

2　第二百十一条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段に定めるもののほか、更生計画においては、第百九十七条第一項各号に掲げる行為、保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法第二百四十五条第一項第一号又は第三号に掲げる行為、業務及び財産の管理の委託（保険業法第百四十四条第一項に規定する業務及び財産の管理の委託をいう。以下この章及び第四章第二節において同じ。）、定款の変更、相互会社又は株式会社の設立その他更生のために必要な事項に関する条項を定めることができる。

（更生計画による権利の変更）

第二百六十条　次に掲げる種類の権利を有する者についての更生計画の内容は、同一の種類の権利を有する者の間では、それぞれ平等でなければならない。ただし、不利益を受ける者の同意がある場合又は少額の更生債権等若

しくは第二百四十七条第一項において準用する会社更生法第百三十六条第二項第一号から第三号までに掲げる請求権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類の権利を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

一　更生担保権

二　一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権

三　前号に掲げるもの以外の更生債権

四　社員権

2　前項第二号の更生債権について、優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼって計算する。

3　会社更生法第百六十八条第三項から第七項まで及び第百六十九条から第百七十二条までの規定は、相互会社の更生手続における更生計画について準用する。この場合において、同法第百六十八条第三項中「第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項各号」と、同条第四項及び第七項中「第百四十二条第二号」とあるのは「更生特例法第二百五十一条第二号」と、同法第百七十二条中「第百五十一条第一項本文」とあるのは「更生特例法第二百五十五条において準用する第百五十一条第一項本文」と読み替えるものとする。

（更生会社の取締役等）

第二百六十一条　更生会社の取締役及び監査役に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　取締役及び監査役の氏名及び任期

二　代表取締役の氏名及び任期

三　前号の場合において、数人の代表取締役に共同して更生会社を代表させるときは、その旨

2　前項第一号又は第二号の場合においては、氏名に代えて、選任又は選定の方法を定めることができる。

3　第一項第一号及び第二号の任期は、一年を超えることができない。

（事業の譲渡等）

第二百六十二条　次に掲げる行為に関する条項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議が必要となる事項を定めなければならない。

一　保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法第二百四十五条第一項第一号又は第三号に掲げる行為

二　保険契約の移転をし、又は移転を受けること

三　業務及び財産の管理の委託

四　定款の変更

（基金の募集）

第二百六十三条　基金の募集に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　保険業法第六十条第二項第二号に掲げる事項

二　第二百九十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が基金の拠出の額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

三　更生債権者等又は社員に対して基金の拠出についての引受権を与えるときは、その旨

（社債の発行）

第二百六十四条　社債の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百一条第二項第一号から第十五号に掲げる事項

二　担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

三　第二百九十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が社債の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

四　更生債権者等又は社員に対して社債についての引受権を与えるときは、その旨

（吸収合併）

第二百六十五条　更生会社が他の相互会社と合併してその一方が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約書に記載すべき事項（保険業法第百六十条第四号に掲げる事項については、更生会社の社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の期日を除く。）

二　合併契約の相手方である相互会社の名称

三　更生会社が合併により消滅する場合において、合併契約の相手方である相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項

四　合併により消滅する相互会社の社員に対して保険業法第百六十条第二号に規定する金額の支払に代えて社債を割り当てることを定めたときは、その規定

五　合併後存続する相互会社の準備金に関する事項

六　更生会社が合併により消滅する場合において、保険業法第百七十三条第一項において準用する商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

（保険業法の適用）

第二百六十六条　更生会社が保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む株式会社と合併して合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約書に記載すべき事項（保険業法第百六十二条第一項第五号に掲げる事項については、更生会社の社員総会（総代会）の期日を除く。）

二　合併契約の相手方である株式会社の商号

第二百六十七条　更生会社が保険業を営む株式会社と合併して当該株式会社が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約書に記載すべき事項（保険業法第百六十四条第一項第七号に掲げる事項については、更生会社の社員総会（総代会）の期日を除く。）

二　合併契約の相手方である株式会社の商号

三　合併契約の相手方である株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する新株を割り当てるとき（当該新株に代えて当該株式会社が有する自己の株式を割り当てるときを含む。）は、その割当てに関する事項

四　更生会社の基金の拠出者又は社員に対して保険業法第百六十四条第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

五　保険業法第百五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

（新設合併）

第二百六十八条　更生会社が他の相互会社と合併して相互会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約書に記載すべき事項（保険業法第百六十一条第四号に掲げる事項については、更生会社の社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の期日を除く。）

二　合併契約の相手方である相互会社の名称

三　合併により設立する相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項

四　各相互会社の社員に対して保険業法第百六十一条第二号に規定する金額の支払に代えて社債を割り当てることを定めたときは、その規定

五　合併により設立する相互会社の準備金に関する事項

第二百六十九条　更生会社が保険業を営む株式会社と合併して相互会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約書に記載すべき事項（保険業法第百六十三条第一項第五号に掲げる事項については、更生会社の社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の期日を除く。）

二　合併契約の相手方である株式会社の商号

三　合併により設立する相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項

第二百七十条　更生会社が保険業を営む株式会社と合併して株式会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　合併契約書に記載すべき事項（保険業法第百六十五条第一項第七号に掲げる事項については、更生会社の社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の期日を除く。）

二　合併契約の相手方である株式会社の商号

三　合併により設立する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

四　更生会社の基金の拠出者若しくは社員又は合併契約の相手方である株式会社の株主等に対して保険業法第百六十五条第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

（組織変更）

第二百七十一条　組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　保険業法第八十六条第五項各号に掲げる事項

二　組織変更後の株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

三　組織変更後の株式会社の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。）

四　組織変更後の株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで組織変更に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

五　組織変更後の株式会社の取締役、執行役及び監査役に関する事項

六　組織変更に際して組織変更後の株式会社の株式を発行する場合（社員に対する割当て及び第四号の割当てを行う場合を除く。）には、保険業法第九十二条の二第一項各号に掲げる事項

七　第三百十一条第二項の規定により前号に規定する株式の一部を発行しないで組織変更を行う場合における組織変更に際して発行すべき同号に規定する株式の下限の数

2　会社更生法第百七十三条の規定は組織変更後の株式会社の取締役、執行役及び監査役に関する条項について、同法第百七十五条から第百七十七条までの規定は組織変更後の株式会社の新株、新株予約権又は社債の発行に関する条項について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百七十五条第二号、第百七十六条第二号並びに第百七十七条第一項第三号及び第二項第三号中「第二百五条第一項」とあるのは「更生特例法第二百九十六条において準用する第二百五条第一項」と、同法第百七十五条第二号及び第三号、第百七十六条第二号及び第三号並びに第百七十七条第一項第二号及び第四号並びに第二項第三号及び第四号中「株主等」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

（組織変更における株式交換）

第二百七十二条　相互会社が他の株式会社を組織変更後の株式会社の完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下この章において同じ。）とするため組織変更に際して株式交換を行う場合における株式交換に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　保険業法第九十二条の七第一項各号に掲げる事項

二　株式交換契約の相手方である株式会社の商号

三　完全親会社となる株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで株式交換に際して発行する新株を割り当てるとき（当該新株に代えて当該株式会社の有する自己の株式を割り当てるときを含む。）は、その割当てに関する事項

四　更生会社の社員に対して保険業法第九十二条の七第一項第五号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

五　保険業法第九十二条の五第二項の規定により従うものとされる商法第三百六十一条の別段の定めをしたときは、その規定

（組織変更における株式移転）

第二百七十三条　相互会社が組織変更後の株式会社の完全親会社を設立するため組織変更に際して株式移転を行う場合における株式移転に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　保険業法第九十二条の九第一項各号に掲げる事項

二　設立する完全親会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで株式移転に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

三　更生会社の社員に対して保険業法第九十二条の九第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

四　設立する完全親会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大会社であるときは、その会計監査人の氏名又は名称

（解散）

第二百七十四条　会社更生法第百八十二条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の解散に関する条項について準用する。

（新相互会社の設立）

第二百七十五条　相互会社の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、合併により相互会社を設立する場合は、この限りでない。

一　設立する相互会社（以下この条において「新相互会社」という。）についての保険業法第二十二条第二項第一号から第四号まで及

び第八号に掲げる事項

二　新相互会社の定款の規定（前号に掲げるものを除く。）

三　第二百九十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が基金の拠出の額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

四　更生計画により、更生債権者等又は社員に対して基金の拠出についての引受権を与えるときは、その旨

五　更生会社から新相互会社に移転すべき財産及びその額

六　新相互会社の取締役、代表取締役及び監査役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

七　新相互会社が社債を発行するときは、第二百六十四条各号に掲げる事項

2　前項第六号の任期は、一年を超えることができない。

（新株式会社の設立）

第二百七十六条　会社更生法第百八十三条の規定は、相互会社の更生手続における株式会社の設立に関する条項について準用する。この場合において、同条第一項中「株式移転、新設分割又は合併」とあるのは「株式移転（保険業法第九十二条の八第一項の株式移転をいう。）又は合併」と、同項第五号中「第二百五条第一項」とあるのは「更生特例法第二百九十六条において準用する第二百五条第一項」と、同号及び同項第七号中「株主等」とあるのは「社員」と、同項第六号中「第二百二十五条第三項」とあるのは「更生特例法第二百十五条第三項において準用する第二百二十五条第三項」と読み替えるものとする。

第二款　更生計画案の提出

（更生計画案の提出時期）

第二百七十七条　会社更生法第百八十四条の規定は、相互会社の更生手続における更生計画案の作成及び提出について準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十八条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項」と読み替えるものとする。

（事業の全部の廃止を内容とする更生計画案）

第二百七十八条　更生会社の事業を当該更生会社が継続し（組織を変更する場合を含む。）、又は当該事業を合併、相互会社若しくは株式会社の設立、事業の譲渡若しくは保険契約の移転により他の者が継続することを内容とする更生計画案の作成が困難であることが更生手続開始後に明らかになったときは、裁判所は、前条において準用する会社更生法第百八十四条第一項又は第二項に規定する者の申立てにより、更生会社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可することができる。ただし、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2　会社更生法第百八十五条第二項の規定は、前項本文の許可について準用する。

（更生計画案の修正）

第二百七十九条　会社更生法第百八十六条の規定は、相互会社の更生手続における更生計画案の修正について準用する。

（行政庁の意見）

第二百八十条　会社更生法第百八十七条の規定は、相互会社の更生手続における行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた更生計画案について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは、「更生特例法第二百七十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（更生会社の労働組合等の意見）

第二百八十一条　裁判所は、更生計画案について、第百九十八条第三項第三号に規定する労働組合等の意見を聴かなければならない。第二百七十九条において準用する会社更生法第百八十六条の規定による修正があった場合における修正後の更生計画案についても、同様とする。

第三款　更生計画案の決議

（決議に付する旨の決定）

第二百八十二条　会社更生法第百八十九条の規定は、相互会社の更生手続において更生計画案の提出があった場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第百四十六条第三項」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第百四十六条第三項」と、同項第二号中「第八十四条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十四条第一項」と、「第八十五条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十二条において準用する第八十五条第一項」と、同項第三号中「第百九十九条第二項各号」とあるのは「更生特例法第二百九十条第二項において準用する第百九十九条第二項各号」と、同項第四号中「第二百三十六条第二号」とあるのは「更生特例法第二百二十五条第一項において準用する第二百三十六条第二号」と、同条第二項中「第百九十三条第二項」とあるのは「更生特例法第二百八十六条において準用する第百九十三条第二項」と、同条第三項中「第百十五条第一項」とあるのは「更生特例法第二百三十二条において準用する第百十五条第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百三十二条において準用する第百十四条第一項各号」と読み替えるものとする。

（社債権者の議決権の行使に関する制限）

第二百八十三条　会社更生法第百九十条の規定は、相互会社についての更生債権等である社債を有する社債権者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四十三条第一項第五号」とあるのは、「更生特例法第百九十六条において準用する第四十三条第一項第五号」と読み替えるものとする。

（関係人集会が開催される場合における議決権の額又は数の定め方等）

第二百八十四条　裁判所が議決権行使の方法として第二百八十二条において準用する会社更生法第百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めた場合においては、管財人、届出をした更生債権者等又は社員は、関係人集会の期日において、届出をした更生債権者等又は社員の議決権につき異議を述べることができる。ただし、第二百五十四条において準用する同法第百五十条第一項の規定によりその額が確定した届出をした更生債権者等の議決権及び同項の規定により確定した社員の議決権については、この限りでない。

2　前項本文に規定する場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じて、議決権を行使することができる。

一　第二百五十四条において準用する会社更生法第百五十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出をした更生債権者等　確定した額

二　前項本文の異議のない議決権を有する届出をした更生債権者等　届出の額

三　第二百五十四条において準用する会社更生法第百五十条第一項の規定により確定した社員権を有する社員又は前項本文の異議のない議決権を有する社員　一個

四　前項本文の異議のある議決権を有する届出をした更生債権者等又は社員　裁判所が定める額又は数。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

3　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は

職権で、いつでも前項第四号の規定による決定を変更することができる。

（関係人集会が開催されない場合における議決権の額又は数の定め方等）

第二百八十五条　裁判所が議決権行使の方法として第二百八十二条において準用する会社更生法第百八十九条第二項第二号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じて、議決権を行使することができる。

一　第二百五十四条において準用する会社更生法第百五十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出をした更生債権者等　確定した額

二　届出をした更生債権者等（前号に掲げるものを除く。）　裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

三　第二百五十四条において準用する会社更生法第百五十条第一項の規定により確定した社員権を有する社員　一個

四　届出をした社員（前号に掲げるものを除く。）　一個。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

2　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第二号又は第四号の規定による決定を変更することができる。

（議決権の行使の方法等）

第二百八十六条　会社更生法第百九十三条から第百九十五条までの規定は、相互会社の更生手続における議決権について準用する。この場合において、同法第百九十三条第二項中「第百八十九条第二項前段」とあるのは「更生特例法第二百十二条第一項において準用する第百八十九条第二項前段」と、同法第百九十四条第一項中「、更生担保権者表又は株主名簿に記載」とあるのは「又は更生担保権者表に記載」と、同法第百九十五条中「第二百条第二項」とあるのは「更生特例法第二百九十一条において準用する第二百条第二項」と読み替えるものとする。

（更生計画案の可決の要件）

第二百八十七条　会社更生法第百九十六条の規定は、相互会社の更生手続における更生計画案の決議について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第百六十八条第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項各号」と、同項及び同条第五項第三号中「株式」とあるのは「社員権」と読み替えるものとする。

（更生計画案の変更）

第二百八十八条　会社更生法第百九十七条の規定は、相互会社の更生手続における更生計画案の変更について準用する。この場合において、同条中「第百八十九条第二項第一号又は第三号」とあるのは、「更生特例法第二百八十二条において準用する第百八十九条第二項第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

（関係人集会の期日の続行）

第二百八十九条　会社更生法第百九十八条の規定は、相互会社の更生手続における関係人集会の期日の続行について準用する。この場合において、同条第一項中「第百八十九条第二項第一号又は第三号」とあるのは「更生特例法第二百八十二条において準用する第百八十九条第二項第一号又は第三号」と、「第百九十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百八十七条において準用する第百九十六条第一項」と、同項第三号中「株式」とあるのは「社員権」と読み替えるものとする。

第四款　更生計画の認可又は不認可の決定

（更生計画認可の要件等）

第二百九十条　更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

2　会社更生法第百九十九条第二項から第七項までの規定は、相互会社の更生計画の認可又は不認可の決定について準用する。この場合において、同条第二項第五号中「株式会社と共に第四十五条第一項第四号」とあるのは「相互会社又は株式会社と共に更生特例法第百九十七条第一項第三号又は第五号」と、「前項」とあるのは「更生特例法第二百九十条第一項」と、「株式会社が」とあるのは「相互会社又は株式会社が」と、同項第六号中「第百八十七条」とあるのは「更生特例法第二百八十条において準用する第百八十七条」と、同条第四項中「前二項又は次条第一項」とあるのは「前二項の規定又は更生特例法第二百九十一条において準用する次条第一項」と、同条第五項中「第百十五条第一項」とあるのは「更生特例法第二百三十二条において準用する第百十五条第一項」と、同項及び同条第七項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第百九十八条第三項第三号」と読み替えるものとする。

（同意を得られなかった種類の権利がある場合の認可）

第二百九十一条　会社更生法第二百条第一項の規定は第二百八十七条において準用する同法第百九十六条第一項に規定する種類の権利の一部に同条第五項の要件を満たす同意を得られないことが明らかなものがある場合について、それぞれ準用する。

（更生計画の効力発生の時期）

第二百九十二条　更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

（更生計画認可の決定等に対する即時抗告）

第二百九十三条　会社更生法第二百二条の規定は、相互会社の更生計画の認可又は不認可の決定に対する即時抗告について準用する。この場合において、同条第二項中「第百六十八条第一項第四号又は第五号」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項第四号」と、同条第五項中「第十六条」とあるのは「更生特例法第百七十九条」と読み替えるものとする。

第八節　更生計画認可後の手続

第一款　更生計画認可の決定の効力

（更生計画の効力範囲）

第二百九十四条　更生計画は、次に掲げる者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。

一　更生会社

二　すべての更生債権者等及び社員

三　更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者

四　新相互会社（更生計画の定めるところにより第二百七十五条第一項に規定する条項によって設立される相互会社をいう。以下この章において同じ。）

五　組織変更後の株式会社、更生計画の定めるところにより株式移転（共同して行う株式移転を除く。）によって設立される株式会社又は新株式会社（更生計画の定めるところにより第二百七十六条において準用する会社更生法第百八十三条第一項に規定する条項によって設立される株式会社をいう。以下この章において同じ。）

2　更生計画は、更生債権者等が更生会社の保

証人その他更生会社と共に債務を負担する者に対して有する権利及び更生会社以外の者が更生債権者等のために提供した担保に影響を及ぼさない。

（更生債権等の免責等）

第二百九十五条　更生計画認可の決定があったときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、すべての更生債権等につきその責任を免かれ、社員の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

一　更生計画の定め又はこの章の規定によって認められた権利

二　更生手続開始後に更生会社の取締役等（取締役、代表取締役又は監査役をいう。）又は使用人であった者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三　第二百五十一条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権

四　租税等の請求権のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入しなかったことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法第十四条第一項（地方税法において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免かれ、若しくは免かれようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権で届出のないもの

2　会社更生法第二百四条第二項の規定は、相互会社の更生手続において更生計画認可の決定があった場合における前項第三号及び第四号に掲げる請求権について準用する。

（届出をした更生債権者等の権利の変更等）

第二百九十六条　会社更生法第二百五条第一項及び第二項並びに第二百六条から第二百八条までの規定は、相互会社の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第二項中「更生債権者等」とあるのは「更生債権者等又は社員」と、同項及び同法第二百六条第二項中「更生債権等」とあるのは「更生債権等又は社員権」と、「第二百三条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第二百九十四条第一項第四号に規定する新相互会社、同項第五号」と、同法第二百七条中「第百六十九条第一項」とあるのは「更生特例法第二百六十条第三項において準用する第百六十九条第一項」と、同法第二百八条第一項中「第五十条第一項」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第百八十四条において準用する第二十四条第一項第二号」と、「第五十条第五項」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。

第二款　更生計画の遂行

（更生計画の遂行）

第二百九十七条　会社更生法第二百九条（第三項を除く。）の規定は、相互会社の更生手続における更生計画について準用する。この場合において、同条第一項中「更生会社」とあるのは「更生特例法第百六十九条第七項に規定する更生会社（更生特例法第百九十七条第一項に規定する組織変更後の株式会社を含む。）」と、同条第二項中「第二百三条第一項第四号に掲げる株式会社」とあるのは「更生特例法第二百九十四条第一項第四号に規定する新相互会社及び同項第五号に掲げる株式会社（組織変更後の株式会社を除く。）」と、同条第四項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同項第二号中「第百五十一条第一項本文」とあるのは「更生特例法第二百五十五条において準用する第百五十一条第一項本文」と読み替えるものとする。

2　会社更生法第七十七条第一項の規定は、組織変更後の株式会社に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査並びに第二百九十四条第一項第五号に掲げる株式会社（組織変更後の株式会社を除く。）に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

（社員総会の決議等に関する法令の規定等の排除）

第二百九十八条　更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、更生会社の社員総会若しくは総代会若しくは取締役会又は新相互会社若しくは新株式会社の創立総会の決議を要しない。

（更生会社の取締役等に関する特例）

第二百九十九条　第二百六十一条第一項第一号の規定により更生計画において取締役又は監査役の氏名を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に取締役又は監査役となる。同項第二号の規定により更生計画において代表取締役の氏名を定めたときにおけるその者が代表取締役となる時期についても、同様とする。

2　第二百六十一条第二項の規定により更生計画において取締役又は監査役の選任の方法を定めたときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。同項の規定により更生計画において代表取締役の選定の方法を定めたときにおけるその選定についても、同様とする。

3　前項の場合においては、保険業法第五十一条第一項及び第五十三条第一項並びに同法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十一条第一項の規定は、適用しない。

4　更生会社の従前の取締役又は監査役は、更生計画認可の決定の時に退任する。ただし、第一項の規定により引き続き取締役又は監査役となることを妨げない。

5　前項の規定は、更生会社の従前の代表取締役について準用する。

6　第一項又は第二項の規定により取締役又は監査役に選任された者の任期並びにこれらの規定により代表取締役に選定された者の任期及び代表の方法は、更生計画の定めるところによる。

（事業の譲渡等に関する特例）

第三百条　更生計画において更生会社が保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法第二百四十五条第一項第一号に掲げる行為をすることを定めた場合における当該更生会社に対する保険業法第百四十三条第一項の規定の適用については、同項中「保険金信託業務を行う相互会社が保険契約の全部に係る保険契約の移転の決議をした場合で、当該保険金信託業務に係る事業の譲渡について社員総会（総代会を設けているときは、総代会）又は取締役会の決議をした」とあるのは「保険金信託業務を行う相互会社について保険契約の全部に係る保険契約の移転及び当該保険金信託業務に係る事業の譲渡を内容とする更生計画認可の決定があった」と、「当該決議をした」とあるのは「当該決定のあった」とする。

（保険契約の移転に関する特例）

第三百一条　更生計画において更生会社が第二百六十二条第二号に掲げる行為をすることを定めた場合においては、保険業法第百三十六条の二及び第百三十七条の規定は、適用しない。

2　前項に規定する場合における更生会社に対する保険業法第百三十八条の規定の適用については、同条中「第百三十六条第一項の決議」とあるのは、「保険契約の移転を内容とする

更生計画認可の決定」とする。

（定款の変更に関する特例）

第三百二条　会社更生法第二百十三条の規定は、相互会社の更生手続における更生計画において更生会社の定款を変更することを定めた場合について準用する。

（基金の募集に関する特例）

第三百三条　第二百六十三条第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して基金の拠出についての引受権を与える旨を定めたときは、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、基金の拠出についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百十七条において準用する同法第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告しなければならない。

一　各更生債権者等又は各社員が引受権を有する基金の拠出の内容

二　一定の期日までに基金の拠出の申込みをしないときは、基金の拠出についての引受権を失う旨

三　引受権を譲り渡すことができる旨

2　前項の通知又は公告は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

3　基金の拠出についての引受権を有する者は、更生会社が第一項の通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに基金の拠出の申込みをしないときは、当該引受権を失う。

4　第二百六十三条の規定により更生計画において更生会社が基金を募集することを定めた場合においては、保険業法第六十条第四項において準用する商法第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十五、第二百八十条ノ十六、第二百八十条ノ十七第一項及び第二百八十条ノ十八第一項の規定は、適用しない。

（社債の発行に関する特例）

第三百四条　会社更生法第二百十七条第一項から第三項までの規定は、第二百六十四条第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して社債についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百十七条第一項中「新株予約権証券若しくは無記名式の」とあるのは「無記名式の」と、「第四章」とあるのは「第百十七条において準用する同法第四章」と、同項第一号中「株主等」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

2　第二百六十四条の規定により更生計画において更生会社が社債を発行することを定めたときは、保険業法第六十一条第二項において準用する商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

（合併に関する特例）

第三百五条　第二百六十五条第三号又は第二百六十八条第三号の規定により更生計画において合併後存続する相互会社又は合併により設立される相互会社が更生債権者等に対して基金の拠出を割り当てたときは、更生債権者等は、合併の効力が生じた時に基金の拠出者、社員又は株主等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、基金の拠出者、社員又は株主等は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条（保険業法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4　第二百六十五条から第二百七十条までの規定により更生計画において更生会社が合併を行うことを定めた場合においては、保険業法第百六十五条の二及び第百六十六条の規定、同法第百七十三条第一項において準用する商法第四百十二条の規定並びに保険業法第百七十三条第一項において準用する商法第四百十六条第二項において準用する同法第三百七十六条第二項の規定は、更生会社については、適用しない。

5　第二百六十七条の規定により更生計画において更生会社が株式会社と合併することを定めた場合においては、保険業法第百五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十三条ノ二第一項の規定は、適用しない。

6　第四項に規定する場合においては、保険業法第百七十三条第一項において準用する商法第四百十五条第二項の規定にかかわらず、更生会社の社員、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提起することができない。

（組織変更に関する特例）

第三百六条　第二百七十一条第一項の規定により更生計画において更生会社がその組織を変更することを定めた場合においては、その組織変更の効力は、更生会社についての解散の登記及び組織変更後の株式会社についての設立の登記をした時に生ずる。

2　第二百七十一条第一項第四号の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が組織変更に際して発行する株式を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、組織変更の効力が生じた時に株主となる。

3　第一項に規定する場合においては、保険業法第八十六条から第八十七条まで、第九十条及び第九十六条の規定は、適用しない。

4　第一項に規定する場合における更生会社に対する保険業法第八十八条第一項及び第八十九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「組織変更計画書」とあるのは、「更生計画（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第百六十九条第二項に規定する更生計画をいう。）」とする。

5　会社更生法第二百十一条の規定は、第一項に規定する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第百七十三条第一項第一号」とあるのは「更生特例法第二百七十一条第二項において準用する第百七十三条第一項第一号」と、同項及び同条第四項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第二項中「第百七十三条第二項」とあるのは「更生特例法第二百七十一条第二項」と、同条第三項中「第二百五十四条第一項及び第二百五十七条ノ二第一項本文（これらの規定を同法第二百八十条において準用する場合を含む。）並びに第二百六十一条第一項」とあるのは「第二百六十一条第一項」と読み替えるものとする。

（組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例）

第三百七条　会社更生法第二百十五条第一項及び第三項の規定は、第二百七十一条第二項において準用する同法第百七十五条の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合について準

用する。

2　前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ五の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ社員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは「各更生債権者等又ハ各社員ニ」と、「並ニ第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは「、引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨及第二百八十条ノ二第一項第七号」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等（同条第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ）ニ付無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第百十七条ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

（組織変更後の株式会社の新株予約権の発行に関する特例）

第三百八条　第二百七十一条第二項において準用する会社更生法第百七十六条の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は社員に対して新たに払込みをさせないで新株予約権を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に新株予約権者となる。

2　会社更生法第二百十五条第一項の規定は、第二百七十一条第二項において準用する同法第百七十六条の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権を発行することを定めた場合において、組織変更後の株式会社の定款に株主に対して新株予約権についての引受権を与える旨の定めがあるときについて準用する。

3　前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ二十六の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ社員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは「各更生債権者等又ハ各社員ニ」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等（同条第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ）ニ付無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第百十七条ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

4　第二項に規定する場合においては、商法第二百八十条ノ二十二及び第二百八十条ノ二十七並びに同法第二百八十条ノ三十九第四項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一の規定は、適用しない。

（組織変更後の株式会社の社債の発行に関する特例）

第三百九条　第二百七十一条第二項において準用する会社更生法第百七十七条第一項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は社員に対して新たに払込みをさせないで社債（新株予約権付社債を除く。以下この条において同じ。）を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2　会社更生法第二百十五条第一項の規定は、第二百七十一条第二項において準用する同法第百七十七条第二項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権付社債を発行することを定めた場合において、組織変更後の株式会社の定款に株主に対して新株予約権付社債についての引受権を与える旨の定めがあるときについて準用する。

3　前項に規定する場合における商法第三百四十一条ノ四の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ社員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは「各更生債権者等又ハ各社員ニ」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権付社債ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等（同条第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ）ニ付無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第百十七条ニ於テ準用する同法第百七十七条第一項第四号の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は社員に対して社債についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百十七条第一項中「新株予約権証券若しくは無記名式の」とあるのは「無記名式の」と、「第四章」とあるのは「第百十七条において準用する同法第四章」と、同項第一号中「株主等」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3　第二百七十一条第二項において準用する会社更生法第百七十七条第一項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が社債を発行することを定めたときは、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

（組織変更後の株式会社の新株予約権付社債の発行に関する特例）

第三百十条　第二百七十一条第二項において準用する会社更生法第百七十七条第二項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は社員に対して新たに払込みをさせないで新株予約権付社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2　会社更生法第二百十五条第一項の規定は、第二百七十一条第二項において準用する同法第百七十七条第二項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権付社債を発行することを定めた場合において、組織変更後の株式会社の定款に株主に対して新株予約権付社債についての引受権を与える旨の定めがあるときについて準用する。

3　前項に規定する場合における商法第三百四十一条ノ四の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ社員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは「各更生債権者等又ハ各社員ニ」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権付社債ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等（同条第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ）ニ付無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第百十七条ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

4　第二項に規定する場合においては、商法第二百九十八条及び第三百四十一条ノ五並びに同法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ十一及び第二百八十条ノ二十二の規定は、適用しない。

（組織変更における株式の発行に関する特例）

第三百十一条　第二百七十一条第一項第六号の規定により更生計画において更生会社が組織変更に際して組織変更後の株式会社の株式を発行することを定めた場合においては、保険業法第九十二条の二第二項において準用する商法第百九十二条及び第二百二十二条ノ二第二項後段、保険業法第九十二条の二第四項において準用する商法第百七十三条、保険業法第九十二条の二第五項において準用する商法第百七十三条ノ二及び第百九十五条並びに保険業法第九十二条の三の規定は、適用しない。

2　前項に規定する場合において、同項の株式のうち割当てをすることができなかったもの

があるときは、第二百七十一条第一項第七号の規定により更生計画に定められた条件に反しない限り、当該株式を発行しないで組織変更を行うことができる。ただし、商法第百六十六条第四項の規定に反しない場合に限る。

（組織変更における株式交換に関する特例）

第三百十二条　会社更生法第二百十九条第一項の規定は、第二百七十二条第三号の規定により更生計画において完全親会社となる株式会社が更生債権者等に対して株式交換に際して発行する新株（同号に規定する自己の株式を含む。）を割り当てた場合について準用する。

2　第二百七十二条第四号の規定により更生計画において社員に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、社員は、株式交換の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

3　第二百七十二条の規定により更生計画において更生会社が組織変更に際して他の株式会社と株式交換をすることを定めた場合における保険業法第九十二条の六第一項及び第九十二条の七第一項の適用については、同法第九十二条の六第一項中「組織変更計画書」とあるのは「更生計画（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九条第二項に規定する更生計画をいう。）」と、同法第九十二条の七第一項中「組織変更計画書及び株式交換契約書」とあるのは「株式交換契約書」とする。

（組織変更における株式移転に関する特例）

第三百十三条　会社更生法第二百二十条第一項の規定は、第二百七十三条第二号の規定により更生計画において設立される完全親会社が更生債権者等に対して株式移転に際して発行する新株を割り当てた場合について準用する。

2　第二百七十三条第三号の規定により更生計画において社員に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、社員は、株式移転の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。

3　第二百七十三条の規定により更生計画において更生会社が組織変更に際して株式移転をすることを定めた場合においては、保険業法第九十二条の九第二項において準用する商法第三百六十六条の規定は、更生会社については、適用しない。

（解散に関する特例）

第三百十四条　第二百七十四条において準用する会社更生法第百八十二条本文の規定により更生計画において更生会社が解散することを定めたときは、更生会社は、更生計画に定める時期に解散する。

2　前項の場合においては、保険業法第百五十六条の二及び第百五十七条の規定は、適用しない。

（新相互会社又は新株式会社の設立に関する特例）

第三百十五条　第二百七十五条第一項の規定又は第二百七十六条において準用する会社更生法第百八十三条第一項の規定により更生計画において新相互会社又は新株式会社を設立することを定めた場合においては、当該新相互会社又は新株式会社（以下この条において「新法人」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2　前項に規定する場合においては、新法人の定款は、裁判所の認証を受けなければ、その効力を生じない。

3　会社更生法第二百二十五条第三項の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において、同条第三項中「第百八十三条第一項第二号」とあるのは、「更生特例法第二百七十六条において準用する第百八十三条第一項第二号」と読み替えるものとする。

4　第一項に規定する場合においては、新法人の創立総会における定款の変更の決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。

5　第一項に規定する場合において、新法人が成立しなかったときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新法人の設立に関してした行為についてその責めに任じ、新法人の設立に関して支出した費用を負担する。

6　第二百九十九条第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新相互会社を設立するときにおける取締役、監査役及び代表取締役の選任又は選定について、第三百三条第一項から第三項までの規定は更生債権者等又は社員に対して基金の拠出についての引受権を与える場合について、第三百四条の規定は新相互会社の社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九条第一項中「第二百六十一条第一項第一号」とあるのは「第二百七十五条第一項第六号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「新相互会社が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「同号」と、同条第二項中「第二百六十一条第二項」とあるのは「第二百七十五条第一項第六号」と、「同項」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

7　会社更生法第二百十一条第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新株式会社を設立するときにおける取締役、監査役及び代表取締役（委員会等設置会社にあっては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）の選任又は選定について、第三百七条第二項の規定は更生債権者等又は社員に対して第二百七十六条において準用する会社更生法第百八十三条第一項第二号の株式についての引受権を与える場合について、第三百八条から第三百十条までの規定は新株式会社の新株予約権又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百十一条第一項中「第百七十三条第一項第一号」とあるのは「更生特例法第二百七十六条において準用する第百八十三条第一項第九号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「新株式会社（更生特例法第二百九十四条第一項第五号に規定する新株式会社をいう。）が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「更生特例法第二百七十六条において準用する第百八十三条第一項第九号」と、同条第二項中「第百七十三条第二項」とあるのは「更生特例法第二百七十六条において準用する第百八十三条第一項第九号」と、「同項」とあるのは「同号」と、第三百八条第一項及び第二項、第三百九条第一項及び第二項並びに第三百十条第一項及び第二項中「第二百七十一条第二項」とあるのは「第二百七十六条」と、第三百八条第一項及び第二項中「第百七十六条」とあるのは「第百八十三条第一項第十号」と、同条第一項、第三百九条第一項及び第三百十条第一項中「組織変更の効力が生じた」とあるのは「新株式会社が成立した」と、第三百九条第一項中「第百七十七条第一項第四号」とあり、同条第二項中「第百七十七条第一項及び第二項中「第百七十七条第二項」とあるのは「第百八十三条第一項第十一号」と読み替えるものとする。

8　第一項に規定する場合において新相互会社を設立することを定めたときは、保険業法第二十二条第四項において準用する商法第百六十七条、保険業法第二十三条第四項において準用する商法第百九十二条第一項、第二項及び第四項、保険業法第二十六条第四項において準用する商法第百八十一条、第百八十三条、第百八十四条（同条第一項中同法第百七

十三条ノ二第一項第二号及び第三号に掲げる事項に関する部分を除く。）、第百八十五条及び第百八十六条、保険業法第三十条において準用する商法第百九十二条ノ二、第百九十三条、第百九十五条、第百九十六条及び第百九十八条並びに保険業法第百八十三条第一項において準用する商法第四百二十八条の規定は、適用しない。

9　第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときは、商法第百六十六条第三項、第百六十七条、第百六十八条第二項、第百六十八条ノ二、第百六十九条、第百七十条、第百七十三条、第百七十三条ノ二、第百七十五条第二項第九号、第百八十一条、第百八十三条、第百八十四条（同条第一項中同法第百七十三条ノ二第一項第二号及び第三号に掲げる事項に関する部分を除く。）、第百八十五条、第百八十六条、第百九十二条から第百九十八条まで、第二百二十二条ノ二第二項後段及び第四百二十八条の規定は、適用しない。

（新法人に異動した者の退職手当の取扱い）

第三百十六条　更生手続開始後に更生会社の第二百九十五条第一項第二号に規定する取締役等又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は新相互会社若しくは新株式会社が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引き続き新相互会社の同号に規定する取締役等若しくは使用人又は組織変更後の株式会社若しくは新株式会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役若しくは使用人となったものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができない。

2　前項に規定する者の更生会社における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後の株式会社、新相互会社又は新株式会社における在職期間とみなす。

（非訟事件手続法の特例）

第三百十七条　次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事件については、非訟事件手続法第百二十六条第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

一　更生計画において新株式会社を設立すること、更生会社が合併を行うこと若しくはその組織を変更すること又は組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合　商法第二百二十条第二項（保険業法第八十九条第三項（同法第九十二条の六第二項（同法第九十二条の八第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十四条第三項（同法第百八十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する事件

二　更生計画において新相互会社若しくは新株式会社を設立すること、組織変更に際して組織変更後の株式会社の株式を発行すること、更生会社が基金を募集すること又は組織変更後の株式会社が新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行することを定めた場合　商法第百七十八条（同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに保険業法第二十三条第四項、第六十条第四項及び第九十二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事件

（基金の拠出等についての引受権の譲渡）

第三百十八条　更生計画の定めによって更生債権者等又は社員に対して更生会社又は新相互会社の基金の拠出又は社債についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、これを他に譲渡することができる。

2　更生計画の定めによって更生債権者等又は社員に対して組織変更後の株式会社又は新株式会社の株式、新株予約権又は社債についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、これを他に譲渡することができる。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例）

第三百十九条　会社更生法第二百二十九条の規定は、更生債権者等又は社員が組織変更後の株式会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社の株式を更生計画の定めによって取得する場合について準用する。

（許可、認可等に基づく権利の承継）

第三百二十条　更生計画において更生会社が行政庁から得ていた許可、認可、免許その他の処分に基づく権利及び義務を新相互会社又は新株式会社に移転することを定めたときは、当該新相互会社又は当該新株式会社は、他の法令の規定にかかわらず、その権利及び義務を承継する。

（法人税法等の特例）

第三百二十一条　更生計画において新相互会社又は新株式会社が更生会社の租税等の請求権に係る債務を承継することを定めたときは、当該新相互会社又は当該新株式会社は当該債務を履行する義務を負い、更生会社は当該債務を免れる。

2　更生手続開始の決定があったときは、更生会社の事業年度は、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、更生計画認可の時（その時までに更生手続が終了したときは、その終了の日）に終了するものとする。ただし、法人税法第十三条第一項ただし書及び地方税法第七十二条の十三第四項の規定の適用を妨げない。

3　更生手続による更生会社の財産の評価換えにより生じた評価益で、更生手続開始前から繰り越されている法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額（同法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額（同法第八十一条の九第一項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち当該更生会社に帰せられる金額の合計額に達するまでの金額は、当該財産の評価換え又は債務の消滅のあった各事業年度又は各連結事業年度の同法による所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額に算入しない。

4　更生手続開始の時に続く更生会社の事業年度又は連結事業年度の法人税及び事業税については、法人税法第七十一条又は第八十一条の十九及び地方税法第七十二条の二十六の規定は、適用しない。

第三款　更生計画の変更

第三百二十二条　会社更生法第二百三十三条第一項から第五項までの規定は、相互会社の更生計画認可の決定があった後やむを得ない事由で更生計画に定める事項を変更する必要が生じた場合について準用する。

2　前項において準用する会社更生法第二百三十三条第五項に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3　会社更生法第二百二条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第百六十八条第一項第四号又は第五号」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項第四号」と、同条第五項中「第十六条」とあるのは「更生特例法第百七十九条」と読み替えるものとする。

4　会社更生法第七十二条第七項の規定は、更生計画の変更により第二百十一条において準用する同法第七十二条第四項前段の規定によ

る更生計画の定めが取り消された場合について準用する。この場合において、同法第七十二条第七項中「第十条第四項」とあるのは、「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第四項」と読み替えるものとする。

第九節　更生手続の終了

第一款　更生手続の終了事由

第三百二十三条　会社更生法第二百三十四条の規定は、相互会社の更生手続の終了について準用する。この場合において、同条第二号中「第四十四条第一項」とあるのは、「更生特例法第百九十六条において準用する第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

第二款　更生計画認可前の更生手続の終了

第一目　更生計画不認可の決定

（不認可の決定が確定した場合の更生債権者表等の記載の効力）

第三百二十四条　会社更生法第二百三十五条の規定は、相互会社の更生手続において更生計画不認可の決定が確定した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「更生債権等については」とあるのは「更生債権等又は社員権については」と、同条第二項中「第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」と読み替えるものとする。

第二目　更生計画認可前の更生手続の廃止

（更生が困難な場合の更生手続廃止等）

第三百二十五条　会社更生法第二百三十六条、第二百三十七条及び第二百三十八条第一項から第五項までの規定は、相互会社の更生手続における更生手続廃止の決定について準用する。この場合において、同法第二百三十六条第三号中「第百九十八条第一項本文」とあるのは「更生特例法第二百八十九条において準用する第百九十八条第一項本文」と、同法第二百三十七条第一項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「更生特例法第百八十条第一項」と、同法第二百三十八条第三項中「第十六条」とあるのは「更生特例法第百七十九条」と読み替えるものとする。

2　会社更生法第二百三十五条の規定は、前項において準用する同法第二百三十六条又は第二百三十七条の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について準用する。この場合において、同法第二百三十五条第一項中「更生債権等については」とあるのは「更生債権等又は社員権については」と、同条第二項中「第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」と読み替えるものとする。

第三款　更生計画認可後の更生手続の終了

第一目　更生手続の終結

（更生手続終結の決定）

第三百二十六条　会社更生法第二百三十九条の規定は、相互会社の更生手続における更生手続終結の決定について準用する。

（更生手続終結後の更生債権者表等の記載の効力）

第三百二十七条　会社更生法第二百四十条の規定は、相互会社の更生手続における更生手続終結後の更生債権者表及び更生担保権者表の記載の効力について準用する。

第二目　更生計画認可後の更生手続の廃止

第三百二十八条　会社更生法第二百四十一条第一項から第三項までの規定は、相互会社の更生手続廃止の決定について準用する。

2　会社更生法第二百三十八条第一項から第三項までの規定は前項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定をした場合について、同法第二百三十八条第四項の規定は当該決定を取り消す決定が確定した場合について、同法第二百四十条の規定は前項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十八条第三項中「第十六条」とあるのは、「更生特例法第百七十九条」と読み替えるものとする。

第十節　外国倒産処理手続がある場合の特則

（外国管財人との協力）

第三百二十九条　会社更生法第二百四十二条の規定は、相互会社の更生手続において更生会社についての外国倒産処理手続（外国で開始された手続であって、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下この節において同じ。）がある場合について準用する。

（更生手続の開始原因の推定）

第三百三十条　会社更生法第二百四十三条の規定は、相互会社についての外国倒産処理手続がある場合について準用する。この場合において、同条中「第十七条第一項」とあるのは、「更生特例法第百八十条第一項」と読み替えるものとする。

（外国管財人の権限等）

第三百三十一条　会社更生法第二百四十四条及び第二百四十五条第一項の規定は、相互会社の外国倒産処理手続における外国管財人（外国倒産処理手続において相互会社の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。）について準用する。この場合において、同法第二百四十四条第一項中「第十七条第一項第一号」とあるのは「更生特例法第百八十条第一項第一号」と、同条第二項及び第三項中「第二百四十二条第一項」とあるのは「更生特例法第三百二十九条において準用する第二百四十二条第一項」と、同項中「第百八十四条第一項」とあるのは「更生特例法第二百七十七条において準用する第百八十四条第一項」と、同条第四項中「第四十三条第一項」とあるのは「更生特例法第百九十六条において準用する第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

2　会社更生法第二百四十五条第二項及び第三項の規定は、相互会社の更生手続における管財人について準用する。

第十一節　雑則

（更生会社についての登記の嘱託等）

第三百三十二条　更生手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、更生手続開始の登記を更生会社の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2　前項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第二百十条において準用する会社更生法第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があったときはその旨及び各管財人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。

3　第一項の規定は、前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

4　開始前会社について保全管理命令又は監督命令がされたときは、裁判所書記官は、職権

で、遅滞なく、保全管理命令又は監督命令の登記を開始前会社の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

5　前項に規定する保全管理命令の登記には保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第百八十九条第一項において準用する会社更生法第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があったときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容をも、前項に規定する監督命令の登記には監督委員の氏名又は名称及び住所並びに第百九十条第二項の規定により指定された行為をも登記しなければならない。

6　第四項の規定は、同項に規定する裁判の変更若しくは取消しがあった場合又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

7　第一項の規定は、更生計画認可の決定があった場合又は第三百二十三条において準用する会社更生法第二百三十四条第二号から第五号までに掲げる事由が生じた場合について準用する。

8　登記官は、第一項の規定により更生手続開始の登記をする場合において、更生会社について整理開始又は特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

9　登記官は、第七項の規定により更生手続開始の決定の取消しの登記をする場合において、前項の規定によって抹消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

10　第八項の規定は更生計画認可の登記をする場合における破産又は再生手続開始の登記について、前項の規定は更生計画認可の決定を取り消す決定が確定した場合におけるこの項において準用する第八項の規定により抹消した登記について、それぞれ準用する。

第三百二十三条　第二百十一条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を更生会社の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2　前項の規定は、第二百十一条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定め又は裁判所の決定が取り消された場合について準用する。

（登記のある権利についての登記の嘱託等）

第三百二十四条　次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記を嘱託しなければならない。

一　開始前会社に属する権利で登記がされたものに関し第百八十五条において準用する会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分があったとき。

二　登記のある権利に関し第百九十五条第一項の規定又は第二百二十八条において準用する会社更生法第九十九条第一項の規定による保全処分があったとき。

2　前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあった場合又は当該保全処分が効力を失った場合について準用する。

3　裁判所書記官は、更生手続開始の決定があった場合において、更生会社に属する権利で登記がされたものについて保険業法第百五十一条において準用する商法第三百八十七条第二項（保険業法第百八十四条において準用する商法第四百五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4　前項の規定による登記の抹消がされた場合において、更生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、同項の規定により抹消された登記の回復を嘱託しなければならない。

5　第三項の規定は更生計画認可の決定があった場合において裁判所書記官が更生会社に属する権利で登記がされたものについて破産法第百二十条後段の規定による登記があることを知ったときについて、前項の規定はこの項において準用する第三項の規定により登記の抹消がされた後に当該更生計画認可の決定を取り消す決定が確定した場合について、それぞれ準用する。

（更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等）

第三百二十五条　第三百二十二条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に更生会社又は更生計画の定めにより設立される相互会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

2　会社更生法第二百四十六条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に組織変更後の株式会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

3　更生会社が他の相互会社又は株式会社と合併をする場合において、裁判所書記官が次に掲げる登記を嘱託するときは、合併の相手方である他の相互会社又は株式会社の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

一　合併後存続する更生会社の合併による変更の登記

二　合併により設立する相互会社又は株式会社の合併による設立の登記

4　第一項及び第二項の規定は、他の相互会社又は株式会社が更生会社と合併して合併後存続する場合における更生会社の解散の登記については、適用しない。

5　前条第一項の規定は、更生計画の遂行により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合について準用する。ただし、更生会社、更生債権者等、社員、組織変更後の株式会社、更生計画の定めにより設立される相互会社及び更生計画の定めにより設立される株式会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

（否認の登記）

第三百二十六条　会社更生法第二百五十条の規定は、相互会社の更生手続における否認の登記について準用する。この場合において、同条第二項中「第二百三十四条第二号若しくは第三号」とあるのは「更生特例法第三百二十三条において準用する第二百三十四条第二号若しくは第三号」と、「第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項」と、「更生特例法第三百二十五条第一項において準用する第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項」と、同条第三項中「第二百四十一条第一項」とあるのは「更生特例法第三百二十八条第一項において準用する第二百四十一条第一項」と読み替えるものとする。

（登記嘱託書等の添付書面等）

第三百二十七条　この章の規定による登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面その他のものは、政令で定める。

（登録免許税の特例）

第三百二十八条　第三百二十一条から第三百三十四条までの規定並びに第三百三十六条において準用する会社更生法第二百五十条の規定による登記については、登録免許税を課さない。

2　更生計画において更生会社が株式会社と合併してその株式会社が合併後存続することを定めた場合におけるその株式会社の合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（合併により増加した資本の金額のうち、更生債権者等に株式を割り当てる部分については、千分の三・五）とする。

3　更生計画において更生会社が株式会社と合併して株式会社を設立することを定めた場合における株式会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、合併により消滅した株式会社の当該合併の直前における資本の金額に対応する部分に相当する金額及び更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

4　更生計画において更生会社がその組織を変更して株式会社になることを定めた場合における当該組織変更による株式会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

5　更生計画において組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合における資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

6　会社更生法第二百五十二条第三項の規定は、第二百七十二条の規定により更生計画において更生会社が株式交換をすることを定めた場合における株式交換による資本の増加の登記の登録免許税の税率について準用する。

7　会社更生法第二百五十二条第四項の規定は、第二百七十三条の規定により更生計画において更生会社が株式移転をすることを定めた場合における当該株式移転による株式会社の設立の登記の登録免許税の税率について準用する。

8　会社更生法第二百五十二条第七項の規定は、相互会社の更生手続における更生計画において新株式会社を設立することを定めた場合における新株式会社の設立の登記の登録免許税の税率について準用する。

9　会社更生法第二百五十二条第八項の規定は、相互会社の更生手続における更生計画において新相互会社又は当該更生計画の定めにより設立された株式会社が更生会社から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率について準用する。

（登録への準用）

第三百三十九条　第三百三十四条、第三百三十五条第五項、第三百三十六条において準用する会社更生法第二百五十条、第三百三十七条及び前条第一項の規定は、登録のある権利について準用する。

（最高裁判所規則）

第三百四十条　この章並びに次章第三節及び第六節に定めるもののほか、相互会社の更生手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　この法律の施行前にされた更生手続開始の申立てに係る株式会社、協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）及び相互会社（同条第六項に規定する相互会社をいう。）の更生事件については、なお従前の例による。

（債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正）

第十四条　債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第十八条第一項（同条第二項、同法第十八条の二第三項及び第十九条又は他の法律において準用する場合を含む。）」を「会社更生法（平成十四年法律第　号）第二百四十八条第一項（同条第二項及び同法第二百四十九条第六項において準用する場合を含む。）並びに第二百四十八条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第百六十一条第一項（同条第二項及び同法第百六十二条第五項において準用する場合を含む。）、第百六十一条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第三百三十四条第一項（同条第二項及び同法第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。）並びに第三百三十四条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正）

第十五条　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）」を「会社更生法（平成十四年法律第　号）」に、「更生債権」を「会社更生法第二条第十二項本文若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第十二項本文若しくは第百六十九条第十二項本文に規定する更生債権等」に改める。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第十六条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五項中「会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第九十七条、第九十八条、第九十八条の四及び第二百八十五条」を「会社更生法（平成十四年法律第　号）第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項」に、「第九十七条第一項」を「第六十九条第一項」に、「第九十八条中」を「第七十条中」に、「第二百八十五条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、「内閣総理大臣」と、」の下に「同条第五項中」を加える。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第十七条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の項を削り、同表に次のように加える。

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）	第七十六条及び第二百四十二条	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
会社更生法（平成十四年法律第　号）	第百二十九条	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第十八条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「、第二十七号」を削り、「若しくは第六十号」を「、第六十号若しくは第六十六号」に改める。

別表第二十七号を次のように改める。

二十七　削除

別表第五十五号中「第百九十五条第一項」を「第五百三十九条第一項」に、「第百九十六条第一項」を「第五百四十条第一項」に改め、同表に次の一号を加える。

六十六　会社更生法（平成十四年法律第　号）第二百五十五条（詐欺更生）又は第二百五十六条（第三者の詐欺更生）の罪

（民事再生法の一部改正）

第十九条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「第五十条第二項及び第百二十条第三項」を「第五十条第二項並びに第百二十条第三項及び第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（破産宣告前の保全処分）

第十六条の二　裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第百五十五条第一項に規定する保全処分を命ずることができる。

一　破産宣告前の再生債務者につき再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止又は再生計画不認可の決定があった場合

二　破産宣告後の再生債務者につき再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失った後に第百九十三条若しくは第百九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定があった場合

2　裁判所は、前項第一号の規定による保全処分を命じた場合において、前条第一項の規定による破産の宣告をしないこととしたときは、遅滞なく、当該保全処分を取り消さなければならない。

3　第一項第一号の規定による保全処分は、同号に規定する決定を取り消す決定があった場合は、その効力を失う。同項第二号に規定する再生手続廃止又は再生計画取消しの決定を取り消す決定があった場合における同号の規定による保全処分についても、同様とする。

4　破産法第百十二条前段の規定にかかわらず、第二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第八十五条第五項中「進行することができるとき」の下に「、又は少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すとき」を加える。

第九十一条第一項を次のように改める。

裁判所は、再生債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人が再生債務者の再生に貢献したと認められるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、再生債務者等が、再生債務者財産から、これらの者に対し、その事務処理に要した費用を償還し、又は報償金を支払うことを許可することができる。

第九十五条第四項を次のように改める。

4　第一項及び第三項の届出は、再生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、することができない。

第百十七条を次のように改める。

第百十七条　削除

第百十八条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　債権者委員会に再生債務者の再生に貢献する活動があったと認められるときは、裁判所は、当該活動のために必要な費用を支出した再生債権者の申立てにより、再生債務者財産から、当該再生債権者に対し、相当と認める額の費用を償還することを許可することができる。

第百二十条第一項中「又は保全管理人」を「（保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。）」に改め、同条第三項中「又は保全管理人」を削り、同条に次の一項を加える。

4　保全管理人が再生債務者の業務及び財産に関し権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権は、共益債権とする。

第百六十七条ただし書を次のように改める。

ただし、再生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、この限りでない。

第百六十九条から第百七十二条までを次のように改める。

（決議に付する旨の決定）

第百六十九条　再生計画案の提出があったときは、裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該再生計画案を決議に付する旨の決定をする。

一　一般調査期間が終了していないとき。

二　財産状況報告集会における再生債務者等による報告又は第百二十五条第一項の報告書の提出がないとき。

三　裁判所が再生計画案について第百七十四条第二項各号（第三号を除く。）に掲げる要件のいずれかを満たさないものと認めるとき。

四　第百九十一条第二号の規定により再生手続を廃止するとき。

2　裁判所は、前項の決議に付する旨の決定において、議決権を行使することができる再生債権者（以下「議決権者」という。）の議決権行使の方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

一　債権者集会の期日において議決権を行使する方法

二　書面等投票（書面その他の最高裁判所規則で定める方法のうち裁判所の定めるものによる投票をいう。）により裁判所の定める期間内に議決権を行使する方法

三　前二号に掲げる方法のうち議決権者が選択するものにより議決権を行使する方法。

この場合において、前号の期間の末日は、第一号の債権者集会の期日より前の日でなければならない。

3　裁判所は、第一項の決議に付する旨の決定をした場合には、再生計画案又はその要旨を記載した書面を第百十五条第一項に規定する者（同条第二項に規定する者を除く。）に送達しなければならない。この場合においては、第百二条第四項及び第五項の規定を準用する。

4　裁判所は、議決権行使の方法として第二項第二号又は第三号に掲げる方法を定めたときは、その旨を公告し、かつ、議決権者に対して、同項第二号に規定する書面等投票は裁判所の定める期間内に限りすることができる旨を記載した書面を送達しなければならない。この場合においては、第百二条第四項及び第五項の規定を準用する。

5　裁判所は、議決権行使の方法として第二項第二号に掲げる方法を定めた場合において、第百十四条前段の申立てをすることができる者が前項の期間内に再生計画案の決議をするための債権者集会の招集の申立てをしたときは、議決権行使の方法につき、当該定めを取り消して、第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めなければならない。

（債権者集会が開催される場合における議決権の額の定め方等）

第百七十条　裁判所が議決権行使の方法として前条第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めた場合においては、再生債務者等又は届出再生債権者は、債権者集会の期日において、届出再生債権者の議決権につき異議を述べることができる。ただし、第百四条第一項の規定によりその額が確定した届出再生債権者の議決権については、この限りでない。

2　前項本文に規定する場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に応じて、議決権を行使することができる。

一　第百四条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出再生債権者　確定した額

二　前項本文の異議のない議決権を有する届出再生債権者　届出の額

三　前項本文の異議のある議決権を有する届出再生債権者　裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

3　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第三号の規定による決定を変更することができる。

（債権者集会が開催されない場合における議決権の額の定め方等）

第百七十一条　裁判所が議決権行使の方法として第百六十九条第二項第二号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に応じて、議決権を行使することができる。

一　第百四条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出再生債権者　確定した額

二　届出再生債権者（前号に掲げるものを除く。）　裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

2　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第二号の規定による決定を変更することができる。

（代理人による議決権行使）

第百七十二条　議決権者は、代理人をもってその議決権を行使することができる。

第百七十二条の次に次の三条を加える。

（再生計画案の可決の要件）

第百七十二条の二　再生計画案を可決するには、次に掲げる同意がなければならない。

一　議決権者（債権者集会に出席し、又は第百六十九条第二項第二号に規定する書面等投票をしたものに限る。）の過半数の同意

二　議決権者の議決権の総額の二分の一以上の議決権を有する者の同意

（再生計画案の変更）

第百七十二条の三　再生計画案の提出者は、議決権行使の方法として第百六十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められた場合には、再生債権者に不利な影響を与えないときに限り、債権者集会において、裁判所の許可を得て、当該再生計画案を変更することができる。

（債権者集会の期日の続行）

第百七十二条の四　再生計画案についての議決権行使の方法として第百六十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められ、かつ、当該再生計画案が可決されるに至らなかった場合において、第百七十二条の二各号に掲げる同意のいずれかがあり、又は債権者集会の期日において出席した議決権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者が期日の続行に同意したときは、裁判所は、再生計画案の提出者の申立てにより又は職権で、続行期日を定めて言い渡さなければならない。ただし、続行期日において当該再生計画案が可決される見込みがないことが明らかである場合は、この限りでない。

2　前項本文の場合において、同項本文の再生計画案の可決は、当該再生計画案が決議に付された最初の債権者集会の期日から二月以内にされなければならない。

3　裁判所は、必要があると認めるときは、再生計画案の提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長することができる。ただし、その期間は、一月を超えることができない。

第百八十七条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、再生計画の変更によって不利な影響を受けない再生債権者は、手続に参加させることを要せず、また、変更計画案について議決権を行使しない者（変更計画案について決議をするための債権者集会に出席した者を除く。）であって従前の再生計画に同意したものは、変更計画案に同意したものとみなす。

第百九十一条第三号を次のように改める。

三　再生計画案が否決されたとき、又は第百七十二条の四第一項本文の規定により債権者集会の続行期日が定められた場合において、同条第二項及び第三項の規定に適合する期間内に再生計画案が可決されないとき。

第百九十七条の見出しを「（抵当権の実行としての競売手続の中止命令等）」に改める。

第百九十七条に次の一項を加える。

3　裁判所は、再生債務者が再生手続開始後に住宅資金貸付債権の一部を弁済しなければ住宅資金貸付契約の定めにより当該住宅資金貸付債権の全部又は一部について期限の利益を喪失することとなる場合において、住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがあると認めるときは、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

第二百条第五項中「第百十七条第一項本文」を「第百七十条第一項本文」に改める。

第二百一条第三項中「第百七十条」を「第百六十九条第一項」に、「同条」を「同項第三号」に改める。

第二百十二条第二項を次のように改める。

2　裁判所は、簡易再生の決定と同時に、議決権行使の方法として第百六十九条第二項第一号に掲げる方法を定めて前条第一項後段の再生計画案を決議に付する旨の決定をしなければならない。

第二百十二条第三項前段を次のように改める。

簡易再生の決定があった場合には、その主文、前条第一項後段の再生計画案について決議をするための債権者集会の期日及び当該再生計画案を公告するとともに、これらの事項を記載した呼出状を第百十五条第一項に規定する者に送達しなければならない。

第二百十二条第四項中「第二項」を「前項」に改める。

第二百十四条第一項中「第二百十二条第二項」を「第二百十二条第三項」に改め、同条第三項中「第百七十一条第四項」を「第百七十二条の二」に、「賛成した」を「同意した」に、「当該同意」を

「第二百十一条第一項後段に規定する同意」に改める。

第二百十六条中「第百七十条、第百七十一条第一項及び第二項、第百七十二条」を「第百七十一条」に改める。

第二百三十条第三項を次のように改める。

3　再生計画案の提出があったときは、裁判所は、前二項の場合を除き、議決権行使の方法として第百六十九条第二項第二号に掲げる方法を定めて再生計画案を決議に付する旨の決定をする。

第二百四十条第三項を次のように改める。

3　給与所得者等再生における第九十五条第四項及び第百六十七条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「再生計画案を決議に付する旨の決定」とあるのは、「再生計画案を認可すべきかどうかについての届出再生債権者の意見を聴く旨の決定」とする。

第二百四十八条第一項中「その職務」を「、その職務」に、「債権者集会の決議又は書面による決議」を「、債権者集会の期日における議決権の行使又は第百六十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使」に改める。

（農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第二十条　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項を次のように改める。

3　前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加は、民事再生法第百六十九条第一項の規定による再生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、することができない。

第二十六条第一項及び第二項を次のように改める。

機構は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第百六十九条第二項第一号に掲げる方法が定められた場合において、機構代理貯金者のために議決権を行使しようとするときは、当該再生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の債権者集会の期日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容を機構代理貯金者に通知するとともに、公告しなければならない。

2　機構は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第百六十九条第二項第二号又は第三号に掲げる方法が定められた場合において、機構代理貯金者のために議決権を行使しようとするときは、同項第二号に規定する期間の末日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容を機構代理貯金者に通知するとともに、公告しなければならない。

（民事再生法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　この法律の施行前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件については、なお従前の例による。ただし、破産宣告前の再生債務者につき再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止若しくは再生計画不認可の決定があったとき又は破産宣告後の再生債務者につき再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失った後に民事再生法第百九十三条若しくは第百九十四条の規定による再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定があったときは第十九条の規定による改正後の同法第十六条の二の規定を、再生債務者が再生手続開始後に住宅資金貸付債権の一部を弁済しなければ住宅資金貸付契約の定めにより当該住宅資金貸付債権の全部又は一部について期限の利益を喪失することとなるときは第十九条の規定による改正後の同法第百九十七条第三項の規定を適用する。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正）

第二十二条　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項第三号を次のように改める。

三　会社更生法（平成十四年法律第　　号）第二百四十六条第一項若しくは第四項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第百五十九条第一項若しくは第四項若しくは第三百三十二条第一項若しくは第四項の規定による登記

第十条第六項第一号中「第十八条第一項（同法第十八条の二第三項又は他の法律において準用する場合を含む。）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、会社更生法（平成十四年法律第　　号）の施行の日から施行する。

（機械類信用保険法に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日が中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第　　号）第一条第二号の規定の施行の日前である場合には、第二条中「次に掲げる法律の規定」とあるのは、「次に掲げる法律の規定及び機械類信用保険法（昭和三十六年法律第百五十六号）第五条第一項第一号の規定」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

独立行政法人労働者健康福祉機構法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

参議院議長　倉田　寛之殿

厚生労働委員長　金田　勝年

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、労働福祉事業団を解散して独立行政法人労働者健康福祉機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、独立行政法人労働者健康福祉機構の設立に対応して平成十六年度以降の予算において計上される予定である。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、独立行政法人の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。

二、独立行政法人への移行後においても、中期目標の設定に当たっては、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標

の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、厚生労働省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終了時においては、民間に委ねられるものは民間に委ねるとの原則の下、独立行政法人による業務継続の必要性及び組織形態の在り方を厳正に評価すること。

四、独立行政法人に対する財源措置については、独立行政法人の経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にすること。また、剰余金の取扱いについては、使途に疑念が生じることがないよう厳正な評価を加えるとともに、中期目標期間の終了時における積立金を独立行政法人に継続留保させるときは、その理由を明らかにすること。

五、独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。

六、独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役員及び職員の報酬・給与及び退職手当の水準について、国家公務員並びに他の独立行政法人の役員及び職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよう努めること。

七、独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

八、独立行政法人労働者健康福祉機構については、次の措置を講ずること。

1　労災病院については、労災疾病の研究機能を有する中核病院を中心に具体的な再編計画を機構の設立までに策定し、労災疾病を専門に取り扱う病院による勤労者医療のネットワーク化を図ること。再編計画の対象外となる労災病院については、廃止又は地域医療機関として必要なものは民営化若しくは民間・地方に移管すること等について慎重に検討すること。

2　休養施設、労災保険会館については、最終処理の終期を明示して、速やかに廃止すること。

九、独立行政法人福祉医療機構については、次の措置を講ずること。

1　社会福祉事業施設融資については、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示を、引き続き、適切に実施すること。また、病院等融資については、民業補完の観点から、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件を適切に見直すこと。

2　年金担保小口資金貸付事業については、利用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努めること。他方、違法な年金担保融資に対しては、年金受給権の実質的な保護を図るための厳正な方策を検討すること。

3　社会福祉施設職員等退職手当共済事業については、介護保険における民間事業者との公平を図る観点から、助成の在り方を見直すこと。

十、独立行政法人労働政策研究・研修機構については、次の措置を講ずること。

1　機構が行う調査研究については、労働問題に係る政策研究機能に純化すること。また、研究成果に対する厳格な外部評価を実施するとともに、研究成果や外部評価の結果を公表するなど、研究評価体制を整備すること。

2　今後の労働政策研究の在り方については、他の政策研究機関が行っている政策研究との連携、調整を強化すること。

十一、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園については、次の措置を講ずること。

のぞみの園については、重度知的障害者のモデル的な事業を行う施設となるよう明確に位置付けること。また、より小規模の集団に分けた処遇が行えるよう内部体制の整備を図るとともに、職員の交流や運営の活性化を推進するため、民間の研究者等の任期付き採用、外部委託の拡大等について検討すること。

十二、独立行政法人勤労者退職金共済機構については、次の措置を講ずること。

1　退職金共済事業については、加入企業及び被共済者が制度の運営及び積立金運用の状況を的確に把握できるよう、情報の公開を一層進めるとともに、独立行政法人評価委員会とは別に、加入企業及び被共済者のための外部評価システムを導入し、事業運営の透明化を図ること。

2　役員については、資産運用等制度運営に係る責任の明確化を図ること。また、基本ポートフォリオの作成に当たっては、外部の専門家の意見を聞くなど、資産運用管理体制の充実強化を図ること。

十三、独立行政法人雇用・能力開発機構については、次の措置を講ずること。

1　在職者訓練については、地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、真に高度なもののみに限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止すること。離職者訓練については、民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、その地域において民間では実施できないもののみに限定して実施すること。また、職業能力開発大学校については、時代の変化に対応した効率的、効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方を見直すとともに、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図ること。

2　サンプラザ、スパウザ等の勤労者福祉施設については、できるだけ早期に譲渡等すること。また、移転就職者用宿舎については、入居者に適切な負担を求める等の措置を講じつつ、現に入居者がいることを踏まえ、地方自治体等への円滑な譲渡を促進するための条件整備に努めること。

3　雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金については、雇用・能力開発機構を経由した方が合理的、効率的であることが明らかな場合を除き、国が直接交付することとするとともに、不正受給に対しては厳正に対処すること。

十四、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構については、次の措置を講ずること。

1　中期目標の設定に当たっては、障害者の実雇用率の向上を図るため機構の行う職業リハビリテーションに係る目標を明記すること。また、障害者雇用納付金制度については、障害者の実質的な雇用に結び付くよう、積立金の有効な活用を図ること。

2　障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害の種類や程度、特性等に配慮し、グループ就労、在宅就労等の様々な形態での就労も念頭に置きつつ、評価方法等の検討を行い、外部評価を含む適切な業績評価システムを導入すること。

右決議する。

独立行政法人労働者健康福祉機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

独立行政法人労働者健康福祉機構法案

独立行政法人労働者健康福祉機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第十一条）
第三章　業務等（第十二条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第二十一条）
第五章　罰則（第二十二条・第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人労働者健康福祉機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人労働者健康福祉機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第二条第七項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第九条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

2　機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人労働者健康福祉機構法第九条第一項」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十一条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十二条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　療養施設（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第一号に規定する療養に関する施設をいう。）の設置及び運営を行うこと。

二　健康診断施設（労働者災害補償保険法第二十九条第一項第三号に規定する健康診断に関する施設をいう。）の設置及び運営を行うこと。

三　労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。

四　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条の二に規定する事業場について、同法第十三条第二項に規定する要件を備えた医師を選任し、当該医師に同条第一項に規定する労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者に対する助成金の支給を行うこと。

五　労働安全衛生法第六十六条の二の規定による健康診断を受ける労働者に対する助成金の支給を行うこと。

六　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第三章に規定する事業（同法第八条に規定する業務を除く。）を実施すること。

七　リハビリテーション施設（労働者災害補償保険法第二十九条第一項第一号に規定するリハビリテーションに関する施設をいう。）の設置及び運営を行うこと。

八　被災労働者（労働者災害補償保険法第二十九条第一項第一号に規定する被災労働者をいう。）に係る納骨堂の設置及び運営を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項に規定する業務のほか、同項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労働者災害補償保険法第七条第一項の保険給付に関する決定に必要な検診を行うことができる。

（積立金の処分）

第十三条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び独立行政法人労働者健康福祉機構債券）

第十四条　機構は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設又は設備の設置又は整備に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人労働者健康福祉機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3　厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第十五条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四章　雑則

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十六条　厚生労働大臣は、重大な労働災害（労働安全衛生法第二条第一号に規定する労働災害をいう。）が発生し、又はまさに発生しようとしている事態に対処するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（財務大臣との協議）

第十七条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十三条第一項の承認をしようとするとき。

二　第十四条第一項、第二項若しくは第六項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき。

（主務大臣等）

第十八条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（他の法令の準用）

第十九条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十一条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第二十二条　第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十二条まで及び附則第十四条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（労働福祉事業団の解散等）

第二条　労働福祉事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において、附則第十条の規定による廃止前の労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号。以下「旧法」という。）第十九条第一項第一号に規定する資金の貸付けの業務（当該業務に附帯する業務を含む。以下この項において「資金貸付け業務」という。）に係るもの以外のものにあっては機構が、資金貸付け業務に係るものにあっては独立行政法人福祉医療機構が、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い承継する。

2　機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構及び独立行政法人福祉医療機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　第一項の承継計画書は、事業団が作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5　事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

6　事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

7　第一項の規定により機構又は独立行政法人福祉医療機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、それぞれその承継に際し、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構又は独立行政法人福祉医療機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構又は独立行政法人福祉医療機構に対し出資されたものとする。

8　前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10　第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（業務の特例）

第三条　機構は、第十二条に規定する業務のほか、当分の間、旧法第十九条第一項第一号に規定する療養施設であって機構の成立前に厚生労働大臣が定めるものの移譲又は廃止の業務を行う。

2　機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、政令で定める日までの間、機構の成立の際現に事業団が設置している施設であって政令で定めるものの移譲又は廃止の業務を行うものとし、それまでの間、当該施設の運営を行う。

3　機構は、第十二条及び前二項に規定する業務のほか、旧法第十九条第一項第二号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

4　機構は、第十二条及び前三項に規定する業務のほか、旧法第十九条第一項第一号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構の委託を受けて、当該債権の管理及び回収の業務を行うことができる。

5　機構は、前各項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

（機構の業務の委託等）

第四条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第三項及び第四項に規定する業務の一部を金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（次条第一項及び附則第九条において「受託金融機関」という。）の役員及び職員であって当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告及び検査）

第五条　厚生労働大臣は、附則第三条第三項及び第四項に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（不動産の登記に関する特例）

第六条　機構が附則第二条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（機構による資産の処分時における出資の取扱い）

第七条　機構が附則第三条第一項に規定する厚生労働大臣が定める療養施設又は同条第二項に規定する政令で定める施設に係る資産の譲渡その他の処分を行った時において、機構の資本金のうち当該資産に係る部分として厚生労働大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3　機構は、政令で定めるところにより、第一項の規定による処分により生じた収入の額を国庫に納付するものとする。

（機構の業務の実施に伴う特例）

第八条　附則第三条の規定により機構が同条に規

定する業務を行う場合には、第十四条第二項中「長期借入金又は債券」とあるのは「長期借入金、債券又は附則第十条の規定による廃止前の労働福祉事業団法第十九条第一項第二号の規定による貸付けに要する資金の財源に充てるための同法第二十六条の規定による長期借入金」と、第十七条第二号中「又は第十五条第一項」とあるのは「、第十五条第一項又は附則第四条第一項」と、第二十三条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び附則第三条」とする。

（罰則）

第九条　附則第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

（労働福祉事業団法の廃止）

第十条　労働福祉事業団法は、廃止する。

（労働福祉事業団法の廃止に伴う経過措置）

第十一条　旧法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　号）中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条　附則第十条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から第九条まで及び前二条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第十四条　独立行政法人福祉医療機構法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び国民年金制度」を「、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度」に改める。

第五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　機構は、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第　号）附則第二条第七項の規定により政府から出資があったものとされた金額により資本金を増加するものとする。

第十二条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「労災年金受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

第十四条第一項中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に改める。

第十五条に次の一号を加える。

六　第十二条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十六条第四項中「及び同条第五号」を「、同条第五号」に改め、「という。）」の下に「及び前条第六号に掲げる業務に係る勘定」を加える。

第二十三条第一項中「第二項」を「第三項」に改める。

第二十四条第一項中「厚生年金等受給権者」の下に「若しくは労災年金受給権者」を加え、「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に改める。

第二十八条中「第十二号」の下に「及び第十三号」を加える。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第十五条　労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第十二条の五第二項中「労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　号）」に、「労働福祉事業団に」を「独立行政法人福祉医療機構に」に改める。

第二十九条第三項中「労働福祉事業団法第十九条第一項第一号」を「独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第　号）第十二条第一項」に、「労働福祉事業団に」を「独立行政法人労働者健康福祉機構に」に改める。

（医療法の一部改正）

第十六条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第六項中「、日本郵政公社又は労働福祉事業団」を「又は日本郵政公社」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十七条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、労働福祉事業団」を削る。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第十八条　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）第十九条第一項第一号の療養施設若しくはリハビリテーション施設」を「独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第　号）第十二条第一項第一号に掲げる療養施設若しくは同項第七号に掲げるリハビリテーション施設」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第十九条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「労働福祉事業団」を「独立行政法人労働者健康福祉機構」に改め、「雇用促進事業団」の下に「、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団」を加える。

（社会保険労務士法の一部改正）

第二十条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）」を「独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第　号）」に改める。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第二十一条　労働保険特別会計法（昭和四十七年

法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第　号）第十四条第三項」を「、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　号）第十六条第四項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第　号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第　号）第十三条第三項」に改め、同条第二項第二号中「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構」を「、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構」に改め、同項第三号中「労働福祉事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十二条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一労働福祉事業団の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第二十三条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表労働福祉事業団の項を削る。

審査報告書

独立行政法人福祉医療機構法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

厚生労働委員長　金田　勝年

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、社会福祉・医療事業団を解散して独立行政法人福祉医療機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、独立行政法人福祉医療機構の設立に対応して平成十五年度以降の予算において計上される予定である。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、独立行政法人の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。

二、独立行政法人への移行後においても、中期目標の設定に当たっては、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、厚生労働省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終了時においては、民間に委ねられるものは民間に委ねるとの原則の下、独立行政法人による業務継続の必要性及び組織形態の在り方を厳正に評価すること。

四、独立行政法人に対する財源措置については、独立行政法人の経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にすること。また、剰余金の取扱いについては、使途に疑念が生じることがないよう厳正な評価を加えるとともに、中期目標期間の終了時における積立金を独立行政法人に継続留保させるときは、その理由を明らかにすること。

五、独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。

六、独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役員及び職員の報酬・給与及び退職手当の水準について、国家公務員並びに他の独立行政法人の役員及び職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよう努めること。

七、独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

八、独立行政法人労働者健康福祉機構については、次の措置を講ずること。

1　労災病院については、労災疾病の研究機能を有する中核病院を中心に具体的な再編計画を機構の設立までに策定し、労災疾病を専門に取り扱う病院による勤労者医療のネットワーク化を図ること。再編計画の対象外となる労災病院については、廃止又は地域医療機関として必要なものは民営化若しくは民間・地方に移管すること等について慎重に検討すること。

2　休養施設、労災保険会館については、最終処理の終期を明示して、速やかに廃止すること。

九、独立行政法人福祉医療機構については、次の措置を講ずること。

1　社会福祉事業施設融資については、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示を、引き続き、適切に実施すること。また、病院等融資については、民業補完の観点から、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件を適切に見直すこと。

2　年金担保小口資金貸付事業については、利用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努めること。他方、違法な年金担保融資に対しては、年金受給権の実質的な

保護を図るための厳正な方策を検討すること。

3　社会福祉施設職員等退職手当共済事業については、介護保険における民間事業者との公平を図る観点から、助成の在り方を見直すこと。

十、独立行政法人労働政策研究・研修機構については、次の措置を講ずること。

1　機構が行う調査研究については、労働問題に係る政策研究機能に純化すること。また、研究成果に対する厳格な外部評価を実施するとともに、研究成果や外部評価の結果を公表するなど、研究評価体制を整備すること。

2　今後の労働政策研究の在り方については、他の政策研究機関が行っている政策研究との連携、調整を強化すること。

十一、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園については、次の措置を講ずること。

のぞみの園については、重度知的障害者のモデル的な事業を行う施設となるよう明確に位置付けること。また、より小規模の集団に分けた処遇が行えるよう内部体制の整備を図るとともに、職員の交流や運営の活性化を推進するため、民間の研究者等の任期付き採用、外部委託の拡大等について検討すること。

十二、独立行政法人勤労者退職金共済機構については、次の措置を講ずること。

1　退職金共済事業については、加入企業及び被共済者が制度の運営及び積立金運用の状況を的確に把握できるよう、情報の公開を一層進めるとともに、独立行政法人評価委員会とは別に、加入企業及び被共済者のための外部評価システムを導入し、事業運営の透明化を図ること。

2　役員については、資産運用等制度運営に係る責任の明確化を図ること。また、基本ポートフォリオの作成に当たっては、外部の専門家の意見を聞くなど、資産運用管理体制の充実強化を図ること。

十三、独立行政法人雇用・能力開発機構については、次の措置を講ずること。

1　在職者訓練については、地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、真に高度なもののみに限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止すること。離職者訓練については、民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、その地域において民間では実施できないもののみに限定して実施すること。また、職業能力開発大学校については、時代の変化に対応した効率的、効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方を見直すとともに、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図ること。

2　サンプラザ、スパウザ等の勤労者福祉施設については、できるだけ早期に譲渡等すること。また、移転就職者用宿舎については、入居者に適切な負担を求める等の措置を講じつつ、現に入居者がいることを踏まえ、地方自治体等への円滑な譲渡を促進するための条件整備に努めること。

3　雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金については、雇用・能力開発機構を経由した方が合理的、効率的であることが明らかな場合を除き、国が直接交付することとするとともに、不正受給に対しては厳正に対処すること。

十四、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構については、次の措置を講ずること。

1　中期目標の設定に当たっては、障害者の実雇用率の向上を図るため機構の行う職業リハビリテーションに係る目標を明記すること。また、障害者雇用納付金制度については、障害者の実質的な雇用に結び付くよう、積立金の有効な活用を図ること。

2　障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害の種類や程度、特性等に配慮し、グループ就労、在宅就労等の様々な形態での就労も念頭に置きつつ、評価方法等の検討を行い、外部評価を含む適切な業績評価システムを導入すること。

右決議する。

独立行政法人福祉医療機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

独立行政法人福祉医療機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第十一条）
第三章　業務等（第十二条―第二十二条）
第四章　雑則（第二十四条―第二十六条）
第五章　罰則（第二十一条―第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人福祉医療機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人福祉医療機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

2　機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第二条第九項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十三条第一項の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の兼職禁止の特例）

第九条　役員は、通則法第六十一条に定めるもののほか、第十二条第一項第一号に規定する社会福祉事業施設を設置し、若しくは経営すること、同項第二号に規定する施設を開設すること若しくは同項第三号及び第五号から第七号までに規定する事業を行うことを目的とする法人の役員となり、又は自ら、同項第一号に規定する社会福祉事業施設を設置し、若しくは経営し、同項第二号に規定する施設を開設し、若しくは同項第三号及び第五号から第七号までに規定する事業を行ってはならない。ただし、任命権者の承認を受けたときは、この限りでない。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十一条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十二条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　社会福祉事業施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者（第四号において「社会福祉事業施設の設置者等」という。）に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

二　病院、診療所、薬局その他政令で定める施設（以下この項において「病院等」という。）を開設する個人又は医療法人、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人その他政令で定める法人（第四号において「病院等の開設者」という。）に対し、病院等（病院等の経営に関し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあっては、調剤のために必要な施設に限る。）の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

三　指定訪問看護事業（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七条第五項に規定する居宅サービス事業（同条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）をいう。）を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。

四　社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行うこと。

五　身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であって政令で定めるものを行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。

六　社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業（次号において「社会福祉振興事業」という。）を行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。

七　社会福祉振興事業を行う者に対し、助成を行うこと。

八　社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。

九　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の規定による退職手当金の支給に関する業務を行うこと。

十　地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業（第四項において「心身障害者扶養保険事業」という。）に関する業務を行うこと。

十一　福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。

十二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

十三　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第十号に規定する心身障害者扶養共済制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものをいう。

3　機構は、第一項第十号に掲げる業務の開始の際、地方公共団体との保険契約に関する保険約

款を定め、厚生労働大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、生命保険会社と心身障害者扶養保険事業に関して心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を締結するものとする。

5　機構は、第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、心身障害者扶養保険資金（以下この条及び第三十三条第三号において「扶養保険資金」という。）を設け、前項に規定する生命保険契約に基づく保険金をもってこれに充てるものとする。

6　機構は、次の方法による場合を除くほか、扶養保険資金を運用してはならない。

一　国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。第二十三条第二項第一号において同じ。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

7　機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託の契約の内容につき厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十三条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第一項第七号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（業務の委託）

第十四条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員及び職員であって当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（区分経理）

第十五条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二　第十二条第一項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三　第十二条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四　第十二条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

五　第十二条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（積立金の処分）

第十六条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　機構は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定（第四項及び附則第二条第六項において「第二号勘定」という。）において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

3　厚生労働大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、第二号勘定及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八項において「第五号勘定」という。）において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5　機構は、前条第三号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八項において「第三号勘定」という。）及び前条第四号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八項において「第四号勘定」という。）において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券）

第十七条　機構は、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立

行政法人福祉医療機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　第一項の規定による債券（当該債券に係る債権が第十九条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。）の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第十八条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（債券の担保のための貸付債権の信託）

第十九条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券に係る債務（前条の規定により政府が保証するものを除く。）の担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（次条第一号において「信託会社等」という。）に信託することができる。

（資金の調達のための貸付債権の信託等）

第二十条　機構は、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、次に掲げる行為をすることができる。

一　貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。

二　貸付債権の一部を資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社に譲渡すること。

三　前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

（信託の受託者からの業務の受託等）

第二十一条　機構は、前二条の規定によりその貸付債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権の譲受人から当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

2　機構は、前項の規定により受託した業務の一部を第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けた金融機関に委託することができる。同条第二項及び第三項の規定は、この場合について準用する。

（償還計画）

第二十二条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（基金）

第二十三条　機構は、第十二条第一項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために基金を設け、第五条第二項後段の規定により政府が示した金額をもってこれに充てるものとする。

2　機構は、次の方法による場合を除くほか、基金を運用してはならない。

一　国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

四　財政融資資金への預託

第四章　雑則

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第二十四条　厚生労働大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、福祉若しくは医療に係るサービスの安定的な提供を図るため、又は厚生年金等受給権者の生活の安定に資するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（報告及び検査）

第二十五条　厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十四条第一項の規定により委託を受けた金融機関（第二十一条第二項の規定により委託を受けた金融機関を含む。以下この項及び第三十二条において「受託金融機関」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（財務大臣との協議）

第二十六条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十二条第三項若しくは第七項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第五項、第十九条、第二十条又は第二十二条第一項の認

可をしようとするとき。
二　第十二条第六項第一号若しくは第二号又は第二十三条第二項第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。
三　第十六条第一項又は第二項の承認をしようとするとき。
四　第十八条第五項の厚生労働省令を定めようとするとき。
（主務大臣等）
第二十七条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。
（国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の準用）
第二十八条　国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第三条から第九条までの規定は、第十二条第一項第十二号に掲げる業務を行う場合について準用する。
（国家公務員宿舎法の適用除外）
第二十九条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。
（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）
第三十条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第三十一条　第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第三十二条　第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
第三十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一　この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二　第十二条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。
三　第十二条第六項の規定に違反して扶養保険資金を運用したとき、又は第二十三条第二項の規定に違反して基金を運用したとき。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第二十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
（社会福祉・医療事業団の解散等）
第二条　社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。
2　機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。
3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
4　事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
5　事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。
6　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧第二号の二及び第二号の三勘定（附則第六条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号。以下「旧事業団法」という。）第二十一条第一項第二号の二及び第二号の三に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る勘定（旧事業団法第二十八条第一項に規定する勘定をいう。）をいう。次項において同じ。）において、旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額又は同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額から次項において定める金額を除いた金額は、第二号勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。
7　前項の場合において、旧第二号の二及び第二号の三勘定において積立金として積み立てられ又は繰越欠損金として整理されている金額から除かれる金額は、第二項の規定により国が承継する資産のうち、旧第二号の二及び第二号の三勘定における積立金として積み立てられている金額に相当するものとして整理されていた資産に相当する金額とする。
8　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる機構の勘定において、各号においてそれぞれ定める旧事業団法に掲げる経理又は勘定から承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、それぞれの勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。
一　第三号勘定　旧第三号経理（旧事業団法第二十一条第一項第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理（旧事業団法第二十八条第二項に規定する経理をいう。次号において同じ。）をいう。）
二　第四号勘定　旧第四号経理（旧事業団法第二十一条第一項第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理をいう。）
三　第五号勘定　旧第一項勘定（年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第二十八条第一項に規定する業務に係る勘定（同法第二十八条第二項に規定する勘定をいう。）をいう。）
9　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、承継した資産の価額（第六項及び前項各号において積立金として整理された金額があるときは当該金額に相当する金額を除き、第六項及び前項各号において繰越欠損金として整理された金額があるときは当該金額に相当する金額を加える。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対して出資

されたものとする。この場合において、承継の際、旧事業団法第三十三条の二第一項の基金に充てるべきものとして政府から出資されていた出資金に相当する金額から次項において定める金額を除いた金額は、機構の設立に際し政府から機構に第二十三条第一項の基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

10　前項の場合において、旧事業団法第三十三条の二第一項の基金に充てるべきものとして政府から出資されていた出資金に相当する金額から除かれる金額は、第二項の規定により国が承継する資産のうち、旧事業団法第三十三条の二第一項の基金に充てられていた資産に相当する金額とする。

11　第八項及び第九項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

12　前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は政令で定める。

13　第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第三条　前条第一項の規定により機構が承継する介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第七十四条の規定によりなお従前の例によるものとされた同条に規定する貸付金については、なお従前の例による。

第四条　附則第二条第一項の規定により機構が承継する旧事業団法第三十条第一項の社会福祉・医療事業団債券に係る債務について政府がした旧事業団法第三十一条の規定による保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2　前項の社会福祉・医療事業団債券は、第十七条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。

（不動産の登記に関する特例）

第五条　機構が附則第二条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（社会福祉・医療事業団法の廃止）

第六条　社会福祉・医療事業団法は、廃止する。

（社会福祉・医療事業団法の廃止に伴う経過措置）

第七条　旧事業団法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条　この法律における社会福祉法人の範囲については、旧事業団法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）附則第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「この法律」とあるのは、「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　　号）」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条　附則第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　附則第二条から第五条まで及び前三条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第十一条　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「徴収金」の下に「、業務勘定ヨリノ受入金」を加え、「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

第六条中「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改め、「児童手当勘定ヨリノ受入金」の下に「、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　　号）第十六条第四項ノ規定ニヨル納付金」を加え、「並ニ児童手当交付金」を「、年金勘定ヘノ繰入金並ニ児童手当交付金」に改める。

（船員保険特別会計法の一部改正）

第十二条　船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「社会福祉・医療事業団への交付金」を「独立行政法人福祉医療機構への補助金」に改める。

（国民生活金融公庫法の一部改正）

第十三条　国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第六項中「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）第十三条に」を「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）第十三条に」に改める。

（日本赤十字社法の一部改正）

第十四条　日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　　号）第十四条第一項」に、「社会福祉・医療事業団の」を「独立行政法人福祉医療機構の」に改める。

附則第十九項中「年金福祉事業団業務承継法第十三条に」を「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）第十三条に」に改める。

（日本赤十字社法の一部改正）

第十四条　日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　　号）第十四条第一項」に、「社会福祉・医療事業団の」を「独立行政法人福祉医療機構の」に改める。

附則第十九項中「年金福祉事業団業務承継法第十三条に」を「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）第十三条に」に改める。

（国民年金特別会計法の一部改正）

第十五条　国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第六条中「社会福祉・医療事業団への交付金」を「独立行政法人福祉医療機構への補助金」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第十六条　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「社会福祉・医療事業団（以下「事業団」を「独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」に、「事業団が」を「機構が」に改め、同条

第七項中「事業団」を「機構」に改める。

第三条、第四条第一項、第四条の二、第六条第一項から第三項まで及び第六項、第七条、第十二条、第十三条、第十五条第一項、第十六条並びに第十七条第一項中「事業団」を「機構」に改める。

第十八条を次のように改める。

（国の補助）

第十八条　国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

第十九条、第二十一条、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項並びに第二十六条中「事業団」を「機構」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によってした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によってしたものとみなす。

（老人福祉法の一部改正）

第十八条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四第一項中「社会福祉・医療事業団は」を「独立行政法人福祉医療機構は」に、「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第二十一条第一項第二号の二」を「独立行政法人福祉医療機構法第二十三条第一項」に改める。

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正）

第十九条　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「社会福祉・医療事業団は」を「独立行政法人福祉医療機構は」に、「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第二十一条第一項第二号の二」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百四十号）第十二条第一項第七号」に改める。

第十三条中「社会福祉・医療事業団は」を「独立行政法人福祉医療機構は」に、「社会福祉・医療事業団法第三十三条の二第一項」を「独立行政法人福祉医療機構法第二十三条第一項」に改める。

（年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正）

第二十条　年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　社会福祉・医療事業団の業務の特例等（第二十八条）」を削る。

第三章を削る。

第二十一条第一項第二号の二」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　号）第十二条第一項第七号」に改める。

第二十八条の八中「社会福祉・医療事業団は」を「独立行政法人福祉医療機構は」に、「社会福祉・医療事業団法第三十三条の二第一項」を「独立行政法人福祉医療機構法第二十三条第一項」に改める。

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正）

第十九条　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「社会福祉・医療事業団は」を「独立行政法人福祉医療機構は」に、「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第二十一条第一項第二号の二」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百四十号）第十二条第一項第七号」に改める。

第十三条中「社会福祉・医療事業団は」を「独立行政法人福祉医療機構は」に、「社会福祉・医療事業団法第三十三条の二第一項」を「独立行政法人福祉医療機構法第二十三条第一項」に改める。

（年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正）

第二十条　年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　社会福祉・医療事業団の業務の特例等（第二十八条）」を削る。

第三章を削る。

（年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第二十八条第一項の規定により事業団が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十二条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一社会福祉・医療事業団の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第二十三条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表社会福祉・医療事業団の項を削る。

審査報告書

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

厚生労働委員長　金田　勝年

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、日本労働研究機構を解散するとともに従来労働研修所が行ってきた事務を移管して独立行政法人労働政策研究・研修機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、独立行政法人労働政策研究・研修機構の設立に対応して平成十五年度以降の予算において計上される予定である。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、独立行政法人の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。

二、独立行政法人への移行後においても、中期目標の設定に当たっては、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、厚生労働省設

置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終了時においては、民間に委ねられるものは民間に委ねるとの原則の下、独立行政法人による業務継続の必要性及び組織形態の在り方を厳正に評価すること。

四、独立行政法人に対する財源措置については、独立行政法人の経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にすること。また、剰余金の取扱いについては、使途に疑念が生じることがないよう厳正な評価を加えるとともに、中期目標期間の終了時における積立金を独立行政法人に継続留保させるときは、その理由を明らかにすること。

五、独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。

六、独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役員及び職員の報酬・給与及び退職手当の水準について、国家公務員並びに他の独立行政法人の役員及び職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよう努めること。

七、独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

八、独立行政法人労働者健康福祉機構については、次の措置を講ずること。

1　労災病院については、労災疾病の研究機能を有する中核病院を中心に具体的な再編計画を機構の設立までに策定し、労災疾病を専門に取り扱う病院による勤労者医療のネットワーク化を図ること。再編計画の対象外となる労災病院については、廃止又は地域医療機関として必要なものは民営化若しくは民間・地方に移管すること等について慎重に検討すること。

2　休養施設、労災保険会館については、最終処理の終期を明示して、速やかに廃止すること。

九、独立行政法人福祉医療機構については、次の措置を講ずること。

1　社会福祉事業施設融資については、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示を、引き続き、適切に実施すること。また、病院等融資については、民業補完の観点から、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件を適切に見直すこと。

2　年金担保小口資金貸付事業については、利用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努めること。他方、違法な年金担保融資に対しては、年金受給権の実質的な保護を図るための厳正な方策を検討すること。

3　社会福祉施設職員等退職手当共済事業については、介護保険における民間事業者との公平を図る観点から、助成の在り方を見直すこと。

十、独立行政法人労働政策研究・研修機構については、次の措置を講ずること。

1　機構が行う調査研究については、労働問題に係る政策研究機能に純化すること。また、研究成果に対する厳格な外部評価を実施するとともに、研究成果や外部評価の結果を公表するなど、研究評価体制を整備すること。

2　今後の労働政策研究の在り方については、他の政策研究機関が行っている政策研究との連携、調整を強化すること。

十一、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園については、次の措置を講ずること。

のぞみの園については、重度知的障害者のモデル的な事業を行う施設となるよう明確に位置付けること。また、より小規模の集団に分けた処遇が行えるよう内部体制の整備を図るとともに、職員の交流や運営の活性化を推進するため、民間の研究者等の任期付き採用、外部委託の拡大等について検討すること。

十二、独立行政法人勤労者退職金共済機構については、次の措置を講ずること。

1　退職金共済事業については、加入企業及び被共済者が制度の運営及び積立金運用の状況を的確に把握できるよう、情報の公開を一層進めるとともに、独立行政法人評価委員会とは別に、加入企業及び被共済者のための外部評価システムを導入し、事業運営の透明化を図ること。

2　役員については、資産運用等制度運営に係る責任の明確化を図ること。また、基本ポートフォリオの作成に当たっては、外部の専門家の意見を聞くなど、資産運用管理体制の充実強化を図ること。

十三、独立行政法人雇用・能力開発機構については、次の措置を講ずること。

1　在職者訓練については、地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、真に高度なもののみに限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止すること。離職者訓練については、民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、その地域において民間では実施できないもののみに限定して実施すること。また、職業能力開発大学校については、時代の変化に対応した効率的、効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方を見直すとともに、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図ること。

2　サンプラザ、スパウザ等の勤労者福祉施設については、できるだけ早期に譲渡等すること。また、移転就職者用宿舎については、入居者に適切な負担を求める等の措置を講じつつ、現に入居者がいることを踏まえ、地方自治体等への円滑な譲渡を促進するための条件整備に努めること。

3　雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金については、雇用・能力開発機構を経由した方が合理的、効率的であることが明らかな場合を除き、国が直接交付することとするとともに、不正受給に対しては厳正に対処すること。

十四、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構については、次の措置を講ずること。

1　中期目標の設定に当たっては、障害者の実雇用率の向上を図るため機構の行う職業リハビリテーションに係る目標を明記すること。また、障害者雇用納付金制度については、障害者の実質的な雇用に結び付くよう、積立金の有効な活用を図ること。

2　障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害の種類や程度、特性等に配慮し、グループ就労、在宅就労等の様々な形態での就労も念頭に置きつつ、評価方法等の検討を行い、外部評価を含む適切な業績評価システムを導入すること。

右決議する。

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案

独立行政法人労働政策研究・研修機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第十一条）
第三章　業務等（第十二条―第十四条）
第四章　雑則（第十五条・第十六条）
第五章　罰則（第十七条・第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人労働政策研究・研修機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人労働政策研究・研修機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）は、内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第八条第二項及び第十条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（理事長及び理事の欠格条項の特例）

第九条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、理事長又は理事となることができる。

2　機構の理事長及び理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第九条第一項」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十条　機構の役員及び職員は、第十二条第五号に掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十一条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十二条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。

二　内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。

三　第一号に掲げる業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。

四　前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

五　厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。

六　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（区分経理）

第十三条　機構は、前条に規定する業務のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険事業として行われるものに係る経理、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険事業として

行われるものに係る経理及びその他のものに係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

（積立金の処分）

第十四条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（主務大臣等）

第十五条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第十六条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第十七条　第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条　機構の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

第三条　前条の規定により機構の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条　附則第二条の規定により厚生労働省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2　機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3　機構の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4　機構は、機構の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条　機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）及びその所管する独立行政法人の職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「厚生労働省共済組合」という。）の組合員である職員（同日において附則第二条に規定する政令で定める厚生労働省の部局又は機関に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員（職員に相当する者に限る。）及び職員（以下この条において「役職員」という。）となる場合であって、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合には、第十六条の規定にかかわらず同法の規定の適用については、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに申出をしたときは、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。

2　役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に

限る。）がすることができる。

3　機構の成立の日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員（同日において附則第二条に規定する政令で定める厚生労働省の部局又は機関に属する者に限る。）が機構の成立の日において役職員となる場合であって、かつ、第一項又は前項の規定による申出を行わなかった場合には、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職（国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したものとみなす。

第六条　附則第二条の規定により機構の職員となった者であって、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第七条　機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2　前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3　第一項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（国の権利義務の承継等）

第八条　機構の成立の際、第十二条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

2　前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3　前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第九条　財務大臣は、機構の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

（日本労働研究機構の解散等）

第十条　日本労働研究機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7　附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

8　第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（日本労働研究機構法の廃止）

第十一条　日本労働研究機構法（昭和三十三年法律第百三十二号）は、廃止する。

（日本労働研究機構法の廃止に伴う経過措置）

第十二条　前条の規定による廃止前の日本労働研究機構法（第十三条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条　附則第十一条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から第十条まで及び前二条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正）

第十五条　経済基盤強化のための資金及び特別の

法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに別に法律で定めるところにより設立される日本貿易振興会及び日本労働研究機構」を「及び別に法律で定めるところにより設立される日本貿易振興会」に改める。

第十条第五号及び第十一条第一項第五号を削る。

第十二条第一項第四号中「又は日本労働研究機構」及び「又は第五号」を削る。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第十六条　労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（労災勘定の歳入及び歳出）

第四条　労災勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもって、その歳入とする。

一　第七条第一項の規定による徴収勘定からの受入金

二　労働者災害補償保険法第三十二条の規定に基づく一般会計からの受入金

三　積立金からの受入金

四　積立金から生ずる収入金

五　借入金

六　独立行政法人産業安全研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第十二条第三項、独立行政法人産業医学総合研究所法（平成十一年法律第百八十二号）第十二条第三項及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第　号）第十四条第三項の規定による納付金

2　この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもって、その歳出とする。

一　労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費

二　独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所及び独立行政法人労働政策研究・研修機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金

三　労働福祉事業団への出資金及び交付金

四　雇用・能力開発機構への交付金

五　第八条の規定による徴収勘定への繰入金

六　借入金の償還金及び利子

七　一時借入金の利子

八　労災保険事業の業務取扱費（第六条の規定により徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。）

第五条第一項第八号中「第十四条第三項」の下に「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項」を加え、同条第二項第二号中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」の下に「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構」を加える。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十七条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一日本労働研究機構の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十八条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表日本労働研究機構の項を削る。

審査報告書

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

厚生労働委員長　金田　勝年

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、心身障害者福祉協会を解散して独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設立に対応して平成十五年度以降の予算において計上される予定である。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期するとともに、独立行政法人の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。

二、独立行政法人への移行後においても、中期目標の設定に当たっては、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、厚生労働省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終了時においては、民間に委ねられるものは民間に委ねるとの原則の下、独立行政法人による業務継続の必要性及び組織形態の在り方を厳正に評価すること。

四、独立行政法人に対する財源措置については、独立行政法人の経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にすること。また、剰余金の取扱いについては、使途に疑念が生じることがないよう厳正な評価を加えるとともに、中期目標期間の終了時における積立金を独立行政法人に継続留保させるときは、その理由を明らかにすること。

五、独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。

六、独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役員及び職員の報酬・給与及び退職手当の水準につ

いて、国家公務員並びに他の独立行政法人の役員及び職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよう努めること。

七、独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

八、独立行政法人労働者健康福祉機構については、次の措置を講ずること。

1　労災病院については、労災疾病の研究機能を有する中核病院を中心に具体的な再編計画を機構の設立までに策定し、労災疾病を専門に取り扱う病院による勤労者医療のネットワーク化を図ること。再編計画の対象外となる労災病院については、廃止又は地域医療機関として必要なものは民営化若しくは民間・地方に移管すること等について慎重に検討すること。

2　休養施設、労災保険会館については、最終処理の終期を明示して、速やかに廃止すること。

九、独立行政法人福祉医療機構については、次の措置を講ずること。

1　社会福祉事業施設融資については、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示を、引き続き、適切に実施すること。また、病院等融資については、民業補完の観点から、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件を適切に見直すこと。

2　年金担保小口資金貸付事業については、利用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努めること。他方、違法な年金担保融資に対しては、年金受給権の実質的な保護を図るための厳正な方策を検討すること。

3　社会福祉施設職員等退職手当共済事業については、介護保険における民間事業者との公平を図る観点から、助成の在り方を見直すこと。

十、独立行政法人労働政策研究・研修機構については、次の措置を講ずること。

1　機構が行う調査研究については、労働問題に係る政策研究機能に純化すること。また、研究成果に対する厳格な外部評価を実施するとともに、研究成果や外部評価の結果を公表するなど、研究評価体制を整備すること。

2　今後の労働政策研究の在り方については、他の政策研究機関が行っている政策研究との連携、調整を強化すること。

十一、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園については、次の措置を講ずること。

のぞみの園については、重度知的障害者のモデル的な事業を行う施設となるよう明確に位置付けること。また、より小規模の集団に分けた処遇が行えるよう内部体制の整備を図るとともに、職員の交流や運営の活性化を推進するため、民間の研究者等の任期付き採用、外部委託の拡大等について検討すること。

十二、独立行政法人勤労者退職金共済機構については、次の措置を講ずること。

1　退職金共済事業については、加入企業及び被共済者が制度の運営及び積立金運用の状況を的確に把握できるよう、情報の公開を一層進めるとともに、独立行政法人評価委員会とは別に、加入企業及び被共済者のための外部評価システムを導入し、事業運営の透明化を図ること。

2　役員については、資産運用等制度運営に係る責任の明確化を図ること。また、基本ポートフォリオの作成に当たっては、外部の専門家の意見を聞くなど、資産運用管理体制の充実強化を図ること。

十三、独立行政法人雇用・能力開発機構については、次の措置を講ずること。

1　在職者訓練については、地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、真に高度なもののみに限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止すること。離職者訓練については、民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、その地域において民間では実施できないもののみに限定して実施すること。また、職業能力開発大学校については、時代の変化に対応した効率的、効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方を見直すとともに、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図ること。

2　サンプラザ、スパウザ等の勤労者福祉施設については、できるだけ早期に譲渡等すること。また、移転就職者用宿舎については、入居者に適切な負担を求める等の措置を講じつつ、現に入居者がいることを踏まえ、地方自治体等への円滑な譲渡を促進するための条件整備に努めること。

3　雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金については、雇用・能力開発機構を経由した方が合理的、効率的であることが明らかな場合を除き、国が直接交付することとするとともに、不正受給に対しては厳正に対処すること。

十四、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構については、次の措置を講ずること。

1　中期目標の設定に当たっては、障害者の実雇用率の向上を図るため機構の行う職業リハビリテーションに係る目標を明記すること。また、障害者雇用納付金制度については、障害者の実質的な雇用に結び付くよう、積立金の有効な活用を図ること。

2　障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害の種類や程度、特性等に配慮し、グループ就労、在宅就労等の様々な形態での就労も念頭に置きつつ、評価方法等の検討を行い、外部評価を含む適切な業績評価システムを導入すること。

右決議する。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第十条）
第三章　業務等（第十一条・第十二条）
第四章　雑則（第十三条―第十五条）
第五章　罰則（第十六条・第十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園とする。

（のぞみの園の目的）

第三条　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条　のぞみの園は、主たる事務所を群馬県に置く。

（資本金）

第五条　のぞみの園の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、のぞみの園に追加して出資することができる。

3　のぞみの園は、前項又は附則第三条第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　のぞみの園に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　のぞみの園に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してのぞみの園の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は、任命の日から、その日を含むのぞみの園に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2　通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3　理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4　第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5　監事の任期は、二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条　のぞみの園の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条　のぞみの園の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十一条　のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。

二　知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。

三　知的障害者援護施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設をいう。次号において同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。

四　知的障害者の支援に関し、知的障害者援護施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（積立金の処分）

第十二条　のぞみの園は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　のぞみの園は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の

手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（主務大臣等）

第十三条　のぞみの園に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第十四条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、のぞみの園の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第十五条　のぞみの園の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第十六条　第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたのぞみの園の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第六条まで及び第八条から第十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（心身障害者福祉協会の解散等）

第二条　心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）は、のぞみの園の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時においてのぞみの園が承継する。

2　のぞみの園の成立の際現に協会が有する権利のうち、のぞみの園がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、のぞみの園の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　協会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　第一項の規定によりのぞみの園が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、のぞみの園が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府からのぞみの園に対し出資されたものとする。

7　前項の資産の価額は、のぞみの園の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第三条　前条に規定するもののほか、政府は、のぞみの園の成立の時において現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものをのぞみの園に追加して出資するものとする。

2　前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（心身障害者福祉協会法の廃止）

第四条　心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）は、廃止する。

（心身障害者福祉協会法の廃止に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による廃止前の心身障害者福祉協会法（第九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条　附則第四条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　附則第二条、第三条及び前二条に定めるもののほか、のぞみの園の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第八条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、心身障害者福祉協会」を削る。

（国民健康保険法の一部改正）

第九条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第百十六条の二第一項第四号中「心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第　号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者福祉法の一部改正）

第十条　知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項の規定により心身障害者福祉協会が設置する福祉施設」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第　号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」に改める。

第十五条の十一第一項及び第十六条第一項第二号中「心身障害者福祉協会の設置する福祉施設」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

設のぞみの園の設置する施設」に改める。

（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）第十五条の十二第二項の規定により協会の設置する福祉施設において提供される支援に係る施設訓練等支援費の支給の決定（以下「旧決定」という。）を受けている者は、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下「新法」という。）第十五条の十二第二項の規定によりのぞみの園の設置する施設において提供される支援に係る施設訓練等支援費の支給の決定（以下「新決定」という。）を受けたものとみなす。この場合において、新決定に係る新法第十五条の十二第三項第一号の期間は、同日における旧決定に係る旧法第十五条の十二第三項第一号の期間の残存期間と同一の期間とする。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十二条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一心身障害者福祉協会の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十三条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表心身障害者福祉協会の項を削る。

審査報告書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

厚生労働委員長　金田　勝年

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、勤労者退職金共済機構を解散して独立行政法人勤労者退職金共済機構を設立することとし、その名称、目的等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の設立に対応して平成十五年度以降の予算において計上される予定である。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、独立行政法人の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。

二、独立行政法人への移行後においても、中期目標の設定に当たっては、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、厚生労働省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終了時においては、民間に委ねられるものは民間に委ねるとの原則の下、独立行政法人による業務継続の必要性及び組織形態の在り方を厳正に評価すること。

四、独立行政法人に対する財源措置については、独立行政法人の経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にすること。また、剰余金の取扱いについては、使途に疑念が生じることがないよう厳正な評価を加えるとともに、中期目標期間の終了時における積立金を独立行政法人に継続留保させるときは、その理由を明らかにすること。

五、独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。

六、独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役員及び職員の報酬・給与及び退職手当の水準について、国家公務員並びに他の独立行政法人の役員及び職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよう努めること。

七、独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

八、独立行政法人労働者健康福祉機構については、次の措置を講ずること。

1　労災病院については、労災疾病の研究機能を有する中核病院を中心に具体的な再編計画を機構の設立までに策定し、労災疾病を専門に取り扱う病院による勤労者医療のネットワーク化を図ること。再編計画の対象外となる労災病院については、廃止又は地域医療機関として必要なものは民営化若しくは民間・地方に移管すること等について慎重に検討すること。

2　休養施設、労災保険会館については、最終処理の終期を明示して、速やかに廃止すること。

九、独立行政法人福祉医療機構については、次の措置を講ずること。

1　社会福祉事業施設融資については、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示を、引き続き、適切に実施すること。また、病院等融資については、民業補完の観点から、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件を適切に見直すこと。

2　年金担保小口資金貸付事業については、利

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努めること。他方、違法な年金担保融資に対しては、年金受給権の実質的な保護を図るための厳正な方策を検討すること。

3　社会福祉施設職員等退職手当共済事業については、介護保険における民間事業者との公平を図る観点から、助成の在り方を見直すこと。

十、独立行政法人労働政策研究・研修機構については、次の措置を講ずること。

1　機構が行う調査研究については、労働問題に係る政策研究機能に純化すること。また、研究成果に対する厳格な外部評価を実施するとともに、研究成果や外部評価の結果を公表するなど、研究評価体制を整備すること。

2　今後の労働政策研究の在り方については、他の政策研究機関が行っている政策研究との連携、調整を強化すること。

十一、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園については、次の措置を講ずること。

のぞみの園については、重度知的障害者のモデル的な事業を行う施設となるよう明確に位置付けること。また、より小規模の集団に分けた処遇が行えるよう内部体制の整備を図るとともに、職員の交流や運営の活性化を推進するため、民間の研究者等の任期付き採用、外部委託の拡大等について検討すること。

十二、独立行政法人勤労者退職金共済機構については、次の措置を講ずること。

1　退職金共済事業については、加入企業及び被共済者が制度の運営及び積立金運用の状況を的確に把握できるよう、情報の公開を一層進めるとともに、独立行政法人評価委員会とは別に、加入企業及び被共済者のための外部評価システムを導入し、事業運営の透明化を図ること。

2　役員については、資産運用等制度運営に係る責任の明確化を図ること。また、基本ポートフォリオの作成に当たっては、外部の専門家の意見を聞くなど、資産運用管理体制の充実強化を図ること。

十三、独立行政法人雇用・能力開発機構については、次の措置を講ずること。

1　在職者訓練については、地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、真に高度なもののみに限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止すること。離職者訓練については、民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、その地域において民間では実施できないもののみに限定して実施すること。また、職業能力開発大学校については、時代の変化に対応した効率的、効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方を見直すとともに、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図ること。

2　サンプラザ、スパウザ等の勤労者福祉施設については、できるだけ早期に譲渡等すること。また、移転就職者用宿舎については、入居者に適切な負担を求める等の措置を講じつつ、現に入居者がいることを踏まえ、地方自治体等への円滑な譲渡を促進するための条件整備に努めること。

3　雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金については、雇用・能力開発機構を経由した方が合理的、効率的であることが明らかな場合を除き、国が直接交付することとするとともに、不正受給に対しては厳正に対処すること。

十四、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構については、次の措置を講ずること。

1　中期目標の設定に当たっては、障害者の実雇用率の向上を図るため機構の行う職業リハビリテーションに係る目標を明記すること。また、障害者雇用納付金制度については、障害者の実質的な雇用に結び付くよう、積立金の有効な活用を図ること。

2　障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害の種類や程度、特性等に配慮し、グループ就労、在宅就労等の様々な形態での就労も念頭に置きつつ、評価方法等の検討を行い、外部評価を含む適切な業績評価システムを導入すること。

右決議する。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第二十一条」に、「第十八条―第二十一条」を「第二十二条―第二十六条」に、「第二十一条の二―第二十一条の四」を「第二十七条―第二十九条」に、「第二十一条の五・第二十一条の六」を「第三十条・第三十一条」に、「第二十二条―第二十三条」を「第三十二条―第三十四条」に、「第二十四条―第二十七条」を「第三十五条―第三十八条」に、「第二十八条・第二十九条」を「第三十九条・第四十条」に、「第三十条―第四十条」を「第四十一条―第五十一条」に、「第四十一条・第四十二条」を「第五十二条・第五十三条」に、「第四十三条・第四十四条」を「第五十四条・第五十五条」に、「第六章　勤労者退職金共済機構」を「第六章　独立行政法人勤労者退職金共済機構」に、「第四十五条―第五十条」を「第五十六条―第五十九条」に、「第五十一条―第六十一条」を「第六十条―第六十六条」に、「第六十二条―第六十五条」を「第六十七条―第六十九条」に、「第四節　業務等（第六十六条―第七十条）」を「第四節　業務等（第七十条―第七十八条）」に、「第五節　財務及び会計（第七十一条―第八十二条）」を「第五節　財務及び会計（第七十一条―第八十二条）」に、「第六節　監督（第八十三条・第八十四条）」を「第六節　監督（第八十三条・第八十四条）」に、「第七節　雑則（第八十五条・第八十六条）」を「第七節　雑則（第八十五条・第八十六条）」に改める。

第八十四条―第八十七条」に、「第九十三条―第

九十六条」を「第八十八条―第九十一条」に改める。

第二条第三項中「勤労者退職金共済機構（」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構（第五十六条及び第五十七条を除き、」に改める。

第四条第二項中「第二十一条の二第四項」を「第二十七条第四項」に改める。

第六章中第五節の節名及び第七十一条から第七十四条までを削る。

第七十五条第一項第一号中「以下同じ。）」を）及びこれに附帯する業務」に改め、同項第二号中「特定業種退職金共済業務」の下に「及びこれに附帯する業務」を加え、同条第二項中「第三十五条第一項又は第四十四条第一項」を「第四十六条第一項又は第五十五条第一項」に改め、同条を第七十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（積立金の処分）

第七十五条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第七十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条第一項中「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「及び運営委員会」を削り、「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に、「第六十七条第二項」を「第七十一条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び運営委員会」を削り、「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に、「事業計画及び予算を作成し、又は変更し、第七十二条の認可を受け」を「年度計画を変更し」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前二項の認可を受けた」を「前項の規定により年度計画を変更し、通則法第三十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣に届け出た」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第七十三条とする。

第六十八条及び第六十九条を削る。

第六十七条第一項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、同条を第七十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（業務の委託）

第七十二条　機構は、業務方法書で定めるところにより、金融機関又は事業主の団体に対し、第七十条に規定する業務（事業主の団体に委託する場合にあつては、退職金共済契約に係る退職金等の支給に関する業務及び特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給に関する業務を除く。）の一部を委託することができる。

2　前項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

第六十六条中「第四十五条」を「第五十八条」に改め、同条を第七十条とする。

「第四節　業務」を「第四節　業務等」に改める。

第六十五条を削る。

第六十四条第三項中「第五十四条第二項、第五十六条第二項及び第六十一条」を「第六十六条並びに通則法第二十一条第二項及び第二十三条第二項」に、「第五十六条第二項中「厚生労働大臣又は理事長」を「通則法第二十三条第二項中「主務大臣又は法人の長」に改め、第六章第三節中同条を第六十九条とする。

第六十三条第一項中「及び理事長が指名する理事一人」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条を第六十八条とする。

第六十二条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三　通則法第三十条第一項に規定する中期計画

四　通則法第三十一条第一項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）

第六十二条第二項第五号を削り、同条を第六十七条とする。

第六十一条の見出しを「（役員及び職員の地位）」に改め、同条中「役員」を「機構の役員」に改め、第六章第二節中同条を第六十六条とする。

第五十八条から第六十条までを削る。

第五十七条の三（見出しを含む。）中「、副理事長」を削り、同条を第六十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第六十五条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第五十七条の二（見出しを含む。）中「、副理事長」を削り、同条を第六十三条とする。

第五十五条から第五十七条までを削る。

第五十四条第一項中「及び副理事長」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項を削り、同条を第六十二条とする。

第四十八条から第五十条まで、第二節の節名及び第五十一条から第五十三条までを削る。

第四十七条第二項を削り、同条を第五十九条とし、同条の次に次の節名及び二条を加える。

第二節　役員及び職員

（役員）

第六十条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第六十一条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

第四十六条を削る。

第四十五条の見出しを「（機構の目的）」に改め、同条を第五十八条とする。

第六章の章名及び第一節の節名を削る。

第四十四条第一項中「第七十五条第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同項第一号中「第二十一条の六第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二項中「第三十二条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に改め、同条第四項中「第三十二条第一項第二号ハ」を「第四十三条第一項第二号ハ」に改め、同条を第五十五条とし、同条の次に次の章名、節名及び二条を加える。

第六章　独立行政法人勤労者退職金共済機構

第一節　総則

（この章の目的）

第五十六条　独立行政法人勤労者退職金共済機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

（名称）

第五十七条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人勤労者退職金共済機構とする。

第四十三条を第五十四条とする。

第四十二条第一項中「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に、「第七十条第六項」を「第七十三条第五項」に、「同号の」を「同号に掲げる」に改め、同条第二項を削り、第四章第三節中同条を第五十三条とする。

第四十一条中「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に、「第三十条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条を第五十二条とする。

第四十条を削る。

第四章第二節中第三十九条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第五十一条　第五条、第七条第一項、第八条第四項、第十条第五項、第十一条、第十四条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十六条及び第三十八条の規定は、特定業種退職金共済契約について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第十条第一項」とあるのは、「第四十三条第四項」と読み替えるものとする。

第三十八条第二項中「第三十条第三項」を「第四十一条第三項」に改め、同条を第四十九条とし、第三十七条を第四十八条とし、第三十六条を第四十七条とする。

第三十五条第一項中「第三十二条第一項第二号ハ」を「第四十三条第一項第二号ハ」に、「第四十条」を「第五十一条」に、「第三十二条第一項ただし書」を「第四十三条第一項ただし書」に、「第七十五条第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同条第二項中「第三十二条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に改め、同条を第四十六条とする。

第三十四条第二項中「第三十二条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第四十四条第四項」を「第五十五条第四項」に改め、同条を第四十五条とし、第三十一条から第三十三条までを十一条ずつ繰り下げる。

第三十条第二項中「第二十八条」を「第三十九条」に改め、同条第四項中「第七十条第八項」を「第七十三条第七項」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十九条中「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に改め、第四章第一節中同条を第四十条とし、第二十八条を第三十九条とする。

第三章中第二十七条を第三十八条とし、第二十四条から第二十六条までを十一条ずつ繰り下げる。

第二章第六節中第二十三条を第三十四条とし、第二十二条の二を第三十三条とし、第二十二条を第三十二条とする。

第二章第五節中第二十一条の六を第三十一条とする。

第二十一条の五第三項第一号中「第十三条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十一条の四第三項第一号中「第十三条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十一条の三第四項中「第十八条第二項及び第十九条から第二十一条」を「第二十二条第二項及び第二十四条から第二十六条」に、「第十八条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第二十一条の三第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十一条の二第三項中「第二十一条の四第一項第一号」を「第二十九条第一項第一号」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十一条第一項中「第十八条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、第二章第三節中同条を第二十六条とし、第二十条を第二十五条とし、第十九条を第二十四条とする。

第十八条の二第二項中「第十三条第三項」を「第十六条第三項」に、「第四十四条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第二十三条とし、第十八条を第二十二条とする。

第二章第二節中第十七条を第二十一条とし、第十六条を第二十条とし、第十五条を第十九条とする。

第十四条中「第二十一条の六第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第十八条とし、第十三条の二を第十七条とする。

第十三条第四項中「第十八条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十二条を第十五条とし、第十一条を第十四条とし、第十条の四を第十三条とし、第十条の三を第十二条とし、第十条の二を第十一条とする。

第七十六条を削る。

第七十七条を第七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（余裕金の運用の特例）

第七十七条　機構は、業務上の余裕金を運用するに当たっては、次に掲げる方法以外の方法によってはならない。

一　国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（運用方法を特定する信託（投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。）との投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。）であって政令で定めるものの締結によるものを除く。）については、厚生労働大臣の指定するものに限る。）

四　厚生労働大臣の指定する不動産の取得

五　被共済者を被保険者とする生命保険（特定業種余裕金以外の業務上の余裕金の運用にあっては被保険者の退職を、特定業種余裕金の運用にあっては被保険者が第四十三条第一項各号（同条第二項及び第三項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる事由に該当することをそれぞれ保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

六　財政融資資金への預託

2　前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により機構に帰属することとなる信託財産（金銭及び同項第一号に規定する有価証券を除く。）は、直ちに、同項第三号に掲げる方法により運用しなければならない。

3　業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。

4　機構については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。

第七十八条及び第七十九条を削る。

第七十九条の二第三項中「前条第一項第二号（前条第二項に規定する運用方法を特定する信託を除く。）」を「前条第一項第三号」に改め、同条を第七十八条とし、同条の次に次の節名及び一条を加える。

第五節　雑則

（財務大臣との協議）

第七十九条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二条第四項又は第七十七条第一項第一号から第四号までの規定による指定をしようとするとき。

二　第五十三条又は第七十五条第三項の厚生労働省令を定めようとするとき。

三　第七十五条第一項の規定による承認をしようとするとき。

第八十条から第八十二条までを次のように改める。

（主務大臣等）

第八十条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第八十一条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第八十二条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第六節及び第七節を削る。

第八十七条中「第十八条の二第一項及び第三十四条第一項」を「第二十三条第一項及び第四十五条第一項」に改め、第七章中同条を第八十三条とする。

第八十八条を削り、第八章中第八十九条を第八十四条とし、第九十条を第八十五条とする。

第九十一条第二項及び第三項中「第十四条及び第四十四条第一項第一号」を「第十八条及び第五十五条第一項第一号」に改め、同条を第八十六条とし、第九十二条を第八十七条とする。

第九十三条第一号中「第二十四条（第四十条」を「第三十五条（第五十一条」に、「第三十七条第二項又は第三十八条」を「第四十八条第二項又は第四十九条」に改め、同条第二号中「第二十六条又は第三十九条」を「第三十七条又は第五十条」に改め、第九章中同条を第八十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

第八十八条　第六十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十四条を第九十条とする。

第九十五条中「又は職員（第六号に該当する場合にあっては、第六十九条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員を含む。）」を削り、同条第一号中「又は厚生労働大臣及び経済産業大臣」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「第六十六条」を「第七十条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第七十九条第一項又は第三項」を「第七十七条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号及び第六号を削り、同条を第九十一条とする。

第九十六条を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

（勤労者退職金共済機構の解散等）

第二条　勤労者退職金共済機構（以下「旧機構」という。）は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「新機構」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において新機構が承継する。

2　旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3　旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して四月を経過する日とする。

4　第一項の規定により新機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際次の各号に掲げる勘定から承継する資産の価額が負債の金額を超えるときは、その差額に相当する額

については当該各号に定める勘定に属する積立金として、当該各号に掲げる勘定から承継する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。

一　改正前の中小企業退職金共済法（以下「旧法」という。）第七十五条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定　改正後の中小企業退職金共済法（以下「新法」という。）第七十四条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定

二　旧法第七十五条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定　新法第七十四条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定

5　前項の資産の価額は、この法律の施行の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員及びその他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7　新機構は、第一項の規定により新機構が承継した財産のうち旧法第七十七条に規定する特定業種に属する事業の事業主が特定業種退職金共済契約によらないで拠出した財産については、新法第七十六条の規定により管理し、及び運用しなければならない。

8　第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（財務の健全性の確保）

第三条　新機構にその業務を確実に実施させるため、新法第十条第二項第一号、第二号及び第三号イの政令を定める場合においては、当分の間、同条第三項に規定する事項のほか、退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業の財務の健全性の確保について十分な考慮をするものとする。

（特定業種退職金共済規程の作成等）

第四条　新機構は、特定業種退職金共済業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、当該特定業種に係る運営委員会の議を経なければならない。

一　特定業種退職金共済規程の作成

二　業務方法書の作成

2　特定業種退職金共済規程は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（業務の特例）

第五条　新機構は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十九号。以下「平成十四年改正法」という。）附則第十条に規定する債権の回収が終了するまでの間、新法第七十条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

（新機構の業務の委託等）

第六条　新機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条に規定する業務の一部を委託することができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、第一項及び次条の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

4　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員及び職員であって当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第七条　この法律の施行の際現に平成十四年改正法附則第十一条第一項の規定に基づき旧機構が同項の認可を受けて金融機関に対して行っている平成十四年改正法附則第十条に規定する業務の一部の委託については、新機構が前条第一項の規定に基づき金融機関に対して行っている委託とみなす。

（報告及び検査）

第八条　厚生労働大臣は、附則第五条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、附則第六条第一項又は前条の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（新機構の業務の実施に伴う特例）

第九条　附則第五条の規定により新機構が同条に規定する業務を行う場合には、新法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号。以下「一部改正法」という。）」と、同条第二号中「第七十条」とあるのは「第七十条及び一部改正法附則第五条」とする。

（罰則）

第十条　附則第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

（退職金共済契約等に関する経過措置）

第十一条　旧法の規定により締結された旧法第二条第三項又は第五項に規定する退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約は、それぞれ、新法第二条第三項又は第五項に規定する退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法第二条第六項又は第七項に規定する共済契約者又は被共済者であった者は、それぞれ、新法第二条第六項又は第七項に規定する共済契約者又は被共済者であった者とみなす。

（旧法の規定による行為等に関する経過措置）

第十二条　旧法（第五十三条及び第六十四条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又は新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2　この法律の施行前に発生した事項につき旧法第二十六条及び第三十九条の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人勤労者退職金共済機構」とする。

（被共済者が特定業種間を移動した場合等における経過措置）

第十三条　旧法第三十五条第一項の規定に基づき旧法第七十五条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に対して行われた繰入れは、新法第四十六条第一項の

規定に基づき新法第七十四条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に対して行われた繰入れとみなして、新法第四十六条第二項の規定を適用する。

2　旧法第四十四条第一項の規定に基づき旧法第七十五条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに対して行われた繰入れは、新法第五十五条第一項の規定に基づき新法第七十四条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに対して行われた繰入れとみなして、新法第五十五条第二項の規定を適用する。

3　旧法第四十四条第四項の規定においてその例によることとされる場合における同条第一項の規定に基づき旧法第七十五条第一項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものから同項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定に対して行われた繰入れは、新法第五十五条第四項の規定においてその例によることとされる場合における同条第二項の規定を適用する。

（主務大臣等）

第十四条　この法律の施行の日前における機構の設立に関する手続については、機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、新機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第十七条　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第八十九条第一項」を「第八十四条第一項」に改める。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第十八条　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第三項中「第十三条の二第一項」を「第十七条第一項」に、「勤労者退職金共済機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

附則第二十八条第一項中「勤労者退職金共済機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同条第二項中「第二十一条の二第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

審査報告書

独立行政法人雇用・能力開発機構法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

厚生労働委員長　金田　勝年

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、雇用・能力開発機構を解散して独立行政法人雇用・能力開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、独立行政法人雇用・能力開発機構の設立に対応して平成十五年度以降の予算において計上される予定である。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、独立行政法人の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。

二、独立行政法人への移行後においても、中期目標の設定に当たっては、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、厚生労働省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終了時においては、民間に委ねられるものは民間に委ねるとの原則の下、独立行政法人による業務継続の必要性及び組織形態の在り方を厳正に評価すること。

四、独立行政法人に対する財源措置については、独立行政法人の経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にすること。また、剰余金の取扱いについては、使途に疑念が生じることがないよう厳正な評価を加えるとともに、中期目標期間の終了時における積立金を独立行政法人に継続留保させるときは、その理由を明らかにすること。

五、独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。

六、独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、

法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役員及び職員の報酬・給与及び退職手当の水準について、国家公務員並びに他の独立行政法人の役員及び職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよう努めること。

七、独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

八、独立行政法人労働者健康福祉機構については、次の措置を講ずること。

1　労災病院については、労災疾病の研究機能を有する中核病院を中心に具体的な再編計画を機構の設立までに策定し、労災疾病を専門に取り扱う病院による勤労者医療のネットワーク化を図ること。再編計画の対象外となる労災病院については、廃止又は地域医療機関として必要なものは民営化若しくは民間・地方に移管すること等について慎重に検討すること。

2　休養施設、労災保険会館については、最終処理の終期を明示して、速やかに廃止すること。

九、独立行政法人福祉医療機構については、次の措置を講ずること。

1　社会福祉事業施設融資については、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示を、引き続き、適切に実施すること。また、病院等融資については、民業補完の観点から、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件を適切に見直すこと。

2　年金担保小口資金貸付事業については、利用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努めること。他方、違法な年金担保融資に対しては、年金受給権の実質的な保護を図るための厳正な方策を検討すること。

3　社会福祉施設職員等退職手当共済事業については、介護保険における民間事業者との公平を図る観点から、助成の在り方を見直すこと。

十、独立行政法人労働政策研究・研修機構については、次の措置を講ずること。

1　機構が行う調査研究については、労働問題に係る政策研究機能に純化すること。また、研究成果に対する厳格な外部評価を実施するとともに、研究成果や外部評価の結果を公表するなど、研究評価体制を整備すること。

2　今後の労働政策研究の在り方については、他の政策研究機関が行っている政策研究との連携、調整を強化すること。

十一、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園については、次の措置を講ずること。

のぞみの園については、重度知的障害者のモデル的な事業を行う施設となるよう明確に位置付けること。また、より小規模の集団に分けた処遇が行えるよう内部体制の整備を図るとともに、職員の交流や運営の活性化を推進するため、民間の研究者等の任期付き採用、外部委託の拡大等について検討すること。

十二、独立行政法人勤労者退職金共済機構については、次の措置を講ずること。

1　退職金共済事業については、加入企業及び被共済者が制度の運営及び積立金運用の状況を的確に把握できるよう、情報の公開を一層進めるとともに、独立行政法人評価委員会とは別に、加入企業及び被共済者のための外部評価システムを導入し、事業運営の透明化を図ること。

2　役員については、資産運用等制度運営に係る責任の明確化を図ること。また、基本ポートフォリオの作成に当たっては、外部の専門家の意見を聞くなど、資産運用管理体制の充実強化を図ること。

十三、独立行政法人雇用・能力開発機構については、次の措置を講ずること。

1　在職者訓練については、地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、真に高度なもののみに限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止すること。離職者訓練については、民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、その地域において民間では実施できないもののみに限定して実施すること。また、職業能力開発大学校については、時代の変化に対応した効率的、効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方を見直すとともに、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図ること。

2　サンプラザ、スパウザ等の勤労者福祉施設については、できるだけ早期に譲渡等すること。また、移転就職者用宿舎については、入居者に適切な負担を求める等の措置を講じつつ、現に入居者がいることを踏まえ、地方自治体等への円滑な譲渡を促進するための条件整備に努めること。

3　雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金については、雇用・能力開発機構を経由した方が合理的、効率的であることが明らかな場合を除き、国が直接交付することとするとともに、不正受給に対しては厳正に対処すること。

十四、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構については、次の措置を講ずること。

1　中期目標の設定に当たっては、障害者の実雇用率の向上を図るため機構の行う職業リハビリテーションに係る目標を明記すること。また、障害者雇用納付金制度については、障害者の実質的な雇用に結び付くよう、積立金の有効な活用を図ること。

2　障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害の種類や程度、特性等に配慮し、グループ就労、在宅就労等の様々な形態での就労も念頭に置きつつ、評価方法等の検討を行い、外部評価を含む適切な業績評価システムを導入すること。

右決議する。

独立行政法人雇用・能力開発機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

独立行政法人雇用・能力開発機構法案

独立行政法人雇用・能力開発機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第十条）
第三章　業務等（第十一条―第十六条）
第四章　雑則（第十七条―第二十五条）
第五章　罰則（第二十六条―第二十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人雇用・能力開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人雇用・能力開発機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第二条第一号に規定する勤労者をいう。以下同じ。）の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第三条第六項及び第七項の規定により政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は建物その他の土地の定着物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、機構に追加して出資することができる。

4　機構は、前二項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5　政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事五人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務等）

第九条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2　機構の役員及び職員は、前項及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）第八条に定めるもののほか、業務に関して知り得た厚生労働省令で定める個人又は法人に関する情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。

二　厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。

三　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。

四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

五　建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。

六　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第十二条第一項及び第十七条第一項第二号並びに中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓

練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。

八　公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号において「職業訓練等」という。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。

九　労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。

3　機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第三十二条各号に掲げる業務を行うこと。

二　勤労者財産形成促進法第八条の二各号に掲げる業務及び同法第十四条の三に規定する業務を行うこと。

三　勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項各号に掲げる業務を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4　前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとすることができる。

5　機構は、第一項及び第三項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

6　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

（業務の委託）

第十二条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第三項第一号及び第三号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員及び職員であって当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（区分経理）

第十三条　機構は、第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（積立金の処分）

第十四条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（借入金及び雇用・能力開発債券）

第十五条　機構は、第十一条第三項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は雇用・能力開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第十一条第三項第二号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

8　前各項（第三項を除く。）に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第十六条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四章　雑則

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十七条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、労働者の雇入れの促進等又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十一条第一項第三号及び第六号に掲げる業務並びに同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限る。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（報告及び検査）

第十八条　厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（連絡等）

第十九条　機構は、その業務の運営については、都道府県労働局、公共職業安定所及び地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2　都道府県労働局、公共職業安定所及び地方公共団体は、機構に対し、その業務の運営について協力するように努めるものとする。

3　機構は、その業務の内容についての広報その他適切な措置をとることにより、求職者その他の利用者の便益を増進するように努めなければならない。

（都道府県知事の要請等）

第二十条　都道府県知事は、当該都道府県の区域内において行われる職業訓練の推進のために必要があるときは、機構に対して、公共職業能力開発施設の運営その他職業訓練の実施に関する事項について、報告を求め、及び必要な要請をすることができる。

（協議）

第二十一条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十四条第一項の承認をしようとするとき。

二　第十二条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第六項又は第十六条第一項の認可をしようとするとき。

2　厚生労働大臣は、第十一条第一項第四号に掲げる業務、同項に規定する業務のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十条の厚生労働省令で定める事業に係る業務又は第十一条第三項第三号に掲げる業務のうち勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項第二号に掲げる業務に関し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとする場合には、国土交通大臣に協議しなければならない。

（主務大臣等）

第二十二条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（他の法令の準用）

第二十三条　職業能力開発促進法その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十四条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十五条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第二十六条　第九条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条　第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

（雇用・能力開発機構法の一部改正）

第二条　雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「譲渡する業務」を「、厚生労働省令で定めるところにより、譲渡し、出資し、又は廃止する業務（これに附帯す

る業務を含む。）」に改め、同条第二項中「譲渡する」を「譲渡し、出資し、又は廃止する」に改め、同条第四項中「第四十一条第三号」を「第三十八条第一項第二号中「又は第三十二条」とあるのは「、第三十二条又は附則第十一条第一項」と、第四十一条第三号」に改める。

（雇用・能力開発機構の解散等）

第三条　雇用・能力開発機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して四月を経過する日とする。

6　第二項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる額の合計額は、政府から機構に出資されたものとする。

一　第一項の規定により機構が承継した資産（以下「承継資産」という。）のうち一般業務（第十一条第一項各号及び第三項第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）、同条第五項に規定する業務並びに次条第一項第四号から第八号まで及び第十一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係るものの価額から第一項の規定により機構が承継した負債（以下「承継負債」という。）のうち一般業務に係るものの金額、次項の規定により地方公共団体から出資されたものとする金額及び第十項の厚生労働省令で定める金額を差し引いた額

二　財形業務（第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに次条第一項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）の運営上の必要性を勘案して厚生労働省令で定める金額

三　宿舎等業務（次条第一項第二号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係る承継資産のうち厚生労働省令で定めるものの価額の合計額

四　炭鉱援護業務（次条第一項第九号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係る承継資産のうち厚生労働省令・経済産業省令で定めるものの価額の合計額

7　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項及び第二項の規定により機構及び国が承継した資産（炭鉱援護業務に係るものを除く。）の価額の合計額から第一項の規定により機構が承継した負債（炭鉱援護業務に係るものを除く。）の金額を差し引いた額に同項の規定による旧機構の解散時における旧機構の資本金の額に対する地方公共団体の出資額の割合を乗じて得た額は、地方公共団体から機構に出資されたものとする。

8　前二項の規定により政府及び地方公共団体から機構に出資されたものとされた金額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資本金として整理するものとする。

一　第六項第一号に掲げる額及び前項の規定により地方公共団体から機構に出資されたものとされた額の合計額　一般勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定をいう。以下同じ。）

二　第六項第二号に掲げる金額　財形勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち財形業務に係るものをいう。以下同じ。）

三　第六項第三号に掲げる金額　宿舎等勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舎等業務に係るものをいう。以下同じ。）

四　第六項第四号に掲げる金額　炭鉱援護勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち炭鉱援護業務に係るものをいう。以下同じ。）

9　承継資産及び承継負債は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

一　一般業務に係る承継資産及び承継負債　一般勘定

二　財形業務に係る承継資産及び承継負債　財形勘定

三　宿舎等業務に係る承継資産及び承継負債　宿舎等勘定

四　炭鉱援護業務に係る承継資産及び承継負債　炭鉱援護勘定

10　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、厚生労働省令で定める額は、厚生労働省令で定めるところにより、一般勘定において一般業務に充てるための積立金又は一般勘定に属する第十四条第一項に規定する積立金として整理するものとする。

11　第九項の規定により財形勘定、宿舎等勘定又は炭鉱援護勘定に整理された資産の価額から同項の規定により財形勘定、宿舎等勘定又は炭鉱援護勘定の負債として整理された金額及び第八項の規定により財形勘定、宿舎等勘定又は炭鉱援護勘定の資本金として整理された金額の合計額を差し引いた額は、厚生労働省令（炭鉱援護業務に係るものについては、厚生労働省令・経済産業省令）で定めるところにより、それぞれ財形勘定、宿舎等勘定又は炭鉱援護勘定において、財形業務、宿舎等業務若しくは炭鉱援護業務に充てるための積立金若しくは財形勘定、宿舎等勘定若しくは炭鉱援護勘定に属する第十四条第一項に規定する積立金又は財形勘定、宿舎等勘定若しくは炭鉱援護勘定に属する繰越欠損金として整理するものとする。

12　機構は、財形勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該利益に相当する額を限度として厚生労働大臣の承認を受けた額を財形勘定から一般勘定に繰り入れることができ

る。ただし、当該繰入れの累計額は、厚生労働省令で定める額を超えることができない。

13　第六項及び第七項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

14　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

15　第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

16　厚生労働大臣又は厚生労働大臣及び経済産業大臣は、第六項第二号若しくは第三号若しくは第十項の厚生労働省令又は第六項第四号の厚生労働省令・経済産業省令を定めようとするときは、それぞれ財務大臣に協議しなければならない。

（業務の特例等）

第四条　機構は、第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一　当分の間、附則第二十二条の規定による改正後の勤労者財産形成促進法附則第二条第二項に規定する業務を行うこと。

二　当分の間、附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（附則第二条の規定による改正後の雇用・能力開発機構法をいう。以下「旧法」という。）附則第十一条第一項に規定する業務（同項に規定する宿舎（以下「宿舎」という。）の譲渡又は廃止に係るものに限る。）、同条第二項に規定する業務（宿舎に係るものに限る。）及び同条第三項に規定する業務を行うこと。

三　前号に掲げる業務が終了するまでの間、附則第二十八条の規定による改正後の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律附則第三条及び附則第二十二条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第四条に規定する業務を行うこと。

四　旧法第十九条第三項の規定による資金の貸付け、旧法附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされたもの及び附則第二十八条の規定による改正前の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第八条の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

五　旧法第十九条第一項第二号又は旧法附則第十二条の規定による廃止前の旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条第一項第七号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

六　平成十六年三月一日前に開始された旧法第十九条第一項第二号の身元保証に関する業務が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

七　平成十六年三月一日前に開始された附則第三十二条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第八十一条第一項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

八　附則第十四条の規定による改正後の駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条第一項に規定する業務が終了するまでの間、当該業務を行うこと。

九　石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる附則第三十四条の規定による改正後の旧炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第二十三条第一項第二号から第九号までに掲げる業務が終了するまでの間、当該業務を行うこと。

十　前条第一項の規定により機構が旧機構から承継した株式（旧法附則第十一条第一項の規定による出資に基づいて旧機構が取得した株式に限る。）の処分を行うこと。

十一　平成二十四年三月三十一日までの間、附則第三十二条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第八十一条各号に掲げる業務を行うこと。

十二　平成十八年三月三十一日までの間、旧法附則第十一条第一項に規定する業務（同項に規定する福祉施設（以下「福祉施設」という。）の譲渡又は廃止に係るものに限る。）及び同条第二項に規定する業務（福祉施設に係るものに限る。）を行うこと。

2　機構は、第四項の規定により宿舎等勘定を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舎等勘定に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるもの（次項において「対象資産」という。）を処分した場合には、当該処分を行った事業年度の終了の日（宿舎等勘定を廃止する事業年度にあっては、当該廃止の日。次項において同じ。）において、それぞれ当該事業年度に行った当該処分により生じた収入の総額を国庫に納付しなければならない。

3　機構が前項の処分を行った場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第三号の価額（処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額）については、当該処分を行った事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

4　機構は、宿舎等業務を終えたときは、宿舎等勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5　前三項の規定は、炭鉱援護勘定について準用する。この場合において、第二項中「前条第六項第三号の厚生労働省令」とあるのは「前条第六項第四号の厚生労働省令・経済産業省令」と、第三項中「前条第六項第三号」とあるのは「前条第六項第四号」と読み替えるものとする。

6　第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第二号、第三号、第五号、第六号、第十号及び第十二号」と、同条第四項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第九号」と、第十二条第一項、第十四条第一項及

び第二項、第十八条第一項、第二十一条第一項並びに第二十八条第一号中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣（附則第四条第一項第九号に掲げる業務に係るものについては、厚生労働大臣及び経済産業大臣）」と、第十二条第一項中「前条第三項第一号及び第三号」とあるのは「前条第三項第一号及び第三号並びに附則第四条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号から第十号まで」と、第十三条中「第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」とあるのは「財形業務（第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに附則第四条第一項第一号に掲げる業務をいう。）、附則第四条第一項第二号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務並びに同項第九号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十一条第一項、第三項及び第五項」とあるのは「第十一条第一項、第三項及び第五項並びに附則第四条第一項」と、第十四条第二項中「前項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた同項」と、第十五条第一項及び第三項中「第十一条第三項第三号」とあるのは「第十一条第三項第三号及び附則第四条第一項第一号」と、第二十一条第一項第一号中「第十四条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十四条第一項」と、同項第二号中「第十二条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十二条第一項」と、第二十七条中「第十八条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十八条第一項」とする。

7　機構が炭鉱援護業務を行う場合には、炭鉱援護業務に関する事項並びに炭鉱援護業務に係る財務及び会計に関する事項については、第二十二条の規定にかかわらず、機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び経済産業大臣並びに厚生労働省令・経済産業省令とする。

（不動産の登記に関する特例）

第五条　機構が附則第三条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（雇用・能力開発機構法の廃止）

第六条　雇用・能力開発機構法は、廃止する。

（雇用・能力開発機構法の廃止に伴う経過措置）

第七条　旧法第二十七条第一項の規定により旧機構が発行した雇用・能力開発債券は、第十五条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による雇用・能力開発債券とみなす。

第八条　旧法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条　附則第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　附則第三条から第五条まで及び前三条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第十一条　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第八項中「雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十条（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十八条第五項において準用する場合を含む。）」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）第十二条第一項」に、「雇用・能力開発機構の」を「独立行政法人雇用・能力開発機構の」に改める。

附則第十七項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十九項とし、附則第十六項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十五項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十三項を附則第十五項とし、附則第十二項の次に次の二項を加える。

13　公庫は、独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第六項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定により独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二十三条第二項から第六項までの規定は、この場合について準用する。

14　前項の規定により公庫が独立行政法人雇用・能力開発機構から委託を受けた業務を委託した場合には、第二十二条第一項、第四十七条及び第四十八条中「又は第二十七条の七第二項」とあるのは「、第二十七条の七第二項又は附則第十三項」と、第二十二条の二第一項中「同条第八項」とあるのは「同条第八項若しくは附則第十三項」とする。

（労働金庫法の一部改正）

第十二条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十三条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、雇用・能力開発機構」を削る。

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

第十四条　駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項を次のように改める。

厚生労働大臣は、独立行政法人雇用・能力開発機構に、駐留軍関係離職者が事業を開始する場合において必要な資金の借入れに係る債務の保証及びこれに附帯する業務を行わせるものとする。

第十八条第三項から第七項までを削る。

附則第三項中「雇用・能力開発機構の」を削る。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第十五条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（雇用対策法の一部改正）

第十六条　雇用対策法の一部を次のように改正する。

第二十三条中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

第二十六条第二項を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十七条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十九の項中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第十八条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号中「雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第十九条　職業能力開発促進法の一部を次のように改正する。

第十五条の六の次に次の一条を加える。

（職業訓練の実施に関する計画）

第十五条の七　国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

（勤労青少年福祉法の一部改正）

第二十条　勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

附則第二項の見出し中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改め、同項中「雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第十一条第二項」を「独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）附則第四条第一項第十二号」に、「同項」を「同号」に改める。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第二十一条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

第二十二条　勤労者財産形成促進法の一部を次のように改正する。

第八条の二各号列記以外の部分を次のように改める。

厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）に次の業務を行わせるものとする。

第九条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。

第十条の三第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。

第十一条中「雇用・能力開発機構法第二十七条第一項の規定に基づく借入金の額」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金の額」に改め、「雇用・能力開発債券の発行額（」の下に「旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び」を、「発行額を含む。）」の下に「、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金の額」を加える。

第十二条第三項中「雇用・能力開発機構法」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法」に改める。

第十四条の三中「機構は、雇用・能力開発機構法第十九条並びに第八条の二、第九条及び第十条の三に規定する業務のほか」を「厚生労働大臣は、機構に」に、「行う」を「行わせるものとする」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

附則第二条第二項中「機構は、雇用・能力開発機構法第十九条並びに第八条の二、第九条、第十条の三及び第十四条の三に規定する業務のほか」を「厚生労働大臣は、機構に」に、「を行うことができる」を「を行わせることができる」に改め、同条第三項を削る。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第二十三条　労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第一項第八号中「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項」を「、独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）第十四条第三項」に改め、同条第二項第二号中「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構」を「、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2　独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第二項又は第四項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第五条第一

項の規定の適用については、同項第八号中「第十四条第三項」とあるのは、「第十四条第三項並びに同法附則第四条第二項及び第四項」とする。

附則第三項から第十一項までを削る。

（雇用保険法の一部改正）

第二十四条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

第六十二条第三項中「雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）」に、「を雇用・能力開発機構」に改める。

第六十三条第三項中「雇用・能力開発機構法」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法」に、「雇用・能力開発機構に」を「独立行政法人雇用・能力開発機構に」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第二十五条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）」に、「雇用・能力開発機構に」を「独立行政法人雇用・能力開発機構に」に改める。

第十条中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（地域雇用開発促進法の一部改正）

第二十六条　地域雇用開発促進法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第二十号）」に、「雇用・能力開発機構に」を「独立行政法人雇用・能力開発機構に」に改める。

第十三条第一項中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

第十七条第三項中「雇用・能力開発機構法」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法」に、「雇用・能力開発機構に」を「独立行政法人雇用・能力開発機構に」に改める。

第二十条及び第二十一条第一項中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（港湾労働法の一部改正）

第二十七条　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正）

第二十八条　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号。以下「機構法」という。）を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号」に、「雇用・能力開発機構に」を「独立行政法人雇用・能力開発機構に」に改める。

第八条及び第九条　削除

附則第三条の見出し中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改め、同条中「雇用・能力開発機構は、機構法附則第十一条第二項」を「独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第二号」に、「同項」を「同号」に、「機構法附則第十一条第三項」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第六条の規定による廃止前の旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第十一条第三項」に改める。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正）

第二十九条　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「雇用・能力開発機構の業務」を「独立行政法人雇用・能力開発機構による債務保証等」に改める。

「第五章　雇用・能力開発機構の業務」を「第五章　独立行政法人雇用・能力開発機構による債務保証等」に改める。

第三十二条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、独立行政法人雇用・能力開発機構に次に掲げる業務を行わせるものとする。

第三十二条第一項第五号を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　第十七条第二号の職業紹介事業者に対して、介護労働安定センターが行う同号に掲げる業務の円滑な実施を促進するための当該職業紹介事業者が行う業務に関し必要な助成を行うこと。

五　介護労働者の労働環境の改善に関する調査研究を行う者に対して、当該調査研究に関し必要な助成を行うこと。

第三十二条第二項を削る。

（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正）

第三十条　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第三十一条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一雇用・能力開発機構の項を削る。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第三十二条　沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十一条の見出し中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改め、同条第一項中「雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第十

九条に規定する業務のほか」を「独立行政法人雇用・能力開発機構は」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項から第六項までを削る。

附則第二条第二項の表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項から七の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第四条の見出し中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改め、同条第一項中「雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法附則第十一条第一項の規定により宿舎を譲渡するまでの間、当該宿舎について」を「独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）附則第四条第一項第二号に掲げる業務が終了するまでの間」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第三十三条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表雇用・能力開発機構の項を削る。

（旧炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法の一部改正）

第三十四条　石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

目次中「雇用・能力開発機構の援護業務」を「援護業務」に改める。

「第三章　雇用・能力開発機構の援護業務」を「第三章　援護業務」に改める。

第二十三条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

厚生労働大臣は、炭鉱離職者の職業及び生活の安定を図るため、独立行政法人雇用・能力開発機構に次に掲げる業務を行わせるものとする。

第二十四条第三項を削る。

第二十五条から第三十二条までを次のように改める。

第二十五条から第三十二条まで　削除

第三十五条中「若しくは第二十五条第一項」及び「、又は同条第二項第四号の厚生労働省令、経済産業省令を定めようとするとき」を削る。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　削除

審査報告書

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

厚生労働委員長　金田　勝年

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、日本障害者雇用促進協会を解散して独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の設立に対応して平成十五年度以降の予算において計上される予定である。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、独立行政法人の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。

二、独立行政法人への移行後においても、中期目標の設定に当たっては、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、厚生労働省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終了時においては、民間に委ねられるものは民間に委ねるとの原則の下、独立行政法人による業務継続の必要性及び組織形態の在り方を厳正に評価すること。

四、独立行政法人に対する財源措置については、独立行政法人の経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にすること。また、剰余金の取扱いについては、使途に疑念が生じることがないよう厳正な評価を加えるとともに、中期目標期間の終了時における積立金を独立行政法人に継続留保させるときは、その理由を明らかにすること。

五、独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。

六、独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役員及び職員の報酬・給与及び退職手当の水準について、国家公務員並びに他の独立行政法人の役員及び職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよう努めること。

七、独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及

び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

八、独立行政法人労働者健康福祉機構については、次の措置を講ずること。

1　労災病院については、労災疾病の研究機能を有する中核病院を中心に具体的な再編計画を機構の設立までに策定し、労災疾病を専門に取り扱う病院による勤労者医療のネットワーク化を図ること。再編計画の対象外となる労災病院については、廃止又は地域医療機関として必要なものは民営化若しくは民間・地方に移管すること等について慎重に検討すること。

2　休養施設、労災保険会館については、最終処理の終期を明示して、速やかに廃止すること。

九、独立行政法人福祉医療機構については、次の措置を講ずること。

1　社会福祉事業施設融資については、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示を、引き続き、適切に実施すること。また、病院等融資については、民業補完の観点から、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件を適切に見直すこと。

2　年金担保小口資金貸付事業については、利用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努めること。他方、違法な年金担保融資に対しては、年金受給権の実質的な保護を図るための厳正な方策を検討すること。

3　社会福祉施設職員等退職手当共済事業については、介護保険における民間事業者との公平を図る観点から、助成の在り方を見直すこと。

十、独立行政法人労働政策研究・研修機構については、次の措置を講ずること。

1　機構が行う調査研究については、労働問題に係る政策研究機能に純化すること。また、研究成果に対する厳格な外部評価を実施するとともに、研究成果や外部評価の結果を公表するなど、研究評価体制を整備すること。

2　今後の労働政策研究の在り方については、他の政策研究機関が行っている政策研究との連携、調整を強化すること。

十一、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園については、次の措置を講ずること。

のぞみの園については、重度知的障害者のモデル的な事業を行う施設となるよう明確に位置付けること。また、より小規模の集団に分けた処遇が行えるよう内部体制の整備を図るとともに、職員の交流や運営の活性化を推進するため、民間の研究者等の任期付き採用、外部委託の拡大等について検討すること。

十二、独立行政法人勤労者退職金共済機構については、次の措置を講ずること。

1　退職金共済事業については、加入企業及び被共済者が制度の運営及び積立金運用の状況を的確に把握できるよう、情報の公開を一層進めるとともに、独立行政法人評価委員会とは別に、加入企業及び被共済者のための外部評価システムを導入し、事業運営の透明化を図ること。

2　役員については、資産運用等制度運営に係る責任の明確化を図ること。また、基本ポートフォリオの作成に当たっては、外部の専門家の意見を聞くなど、資産運用管理体制の充実強化を図ること。

十三、独立行政法人雇用・能力開発機構については、次の措置を講ずること。

1　在職者訓練については、地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、真に高度なもののみに限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止すること。離職者訓練については、民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、その地域において民間では実施できないもののみに限定して実施すること。また、職業能力開発大学校については、時代の変化に対応した効率的、効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方を見直すとともに、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図ること。

2　サンプラザ、スパウザ等の勤労者福祉施設については、できるだけ早期に譲渡等すること。また、移転就職者用宿舎については、入居者に適切な負担を求める等の措置を講じつつ、現に入居者がいることを踏まえ、地方自治体等への円滑な譲渡を促進するための条件整備に努めること。

3　雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金については、雇用・能力開発機構を経由した方が合理的、効率的であることが明らかな場合を除き、国が直接交付することとするとともに、不正受給に対しては厳正に対処すること。

十四、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構については、次の措置を講ずること。

1　中期目標の設定に当たっては、障害者の実雇用率の向上を図るため機構の行う職業リハビリテーションに係る目標を明記すること。また、障害者雇用納付金制度については、障害者の実質的な雇用に結び付くよう、積立金の有効な活用を図ること。

2　障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害の種類や程度、特性等に配慮し、グループ就労、在宅就労等の様々な形態での就労も念頭に置きつつ、評価方法等の検討を行い、外部評価を含む適切な業績評価システムを導入すること。

右決議する。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第十条）
第三章　業務等（第十一条―第十四条）
第四章　雑則（第十五条―第二十一条）
第五章　罰則（第二十二条―第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第二条第二項、第三条第六項及び第四条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事五人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務等）

第九条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2　機構の役員及び職員は、前項及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）第八条に定めるもののほか、業務に関して知り得た厚生労働省令で定める個人又は法人に関する情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十二条第三項、第七十三条第一項及び第七十四条第一項に規定する業務を行うこと。

七　障害者となった労働者の雇用を一定期間以上継続する事業主に対して給付金を支給すること。

八　障害者の技能に関する競技大会を開催すること。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。

（業務の委託）

第十二条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号、第六号及び第七号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた法人又は金融機関（以下「受託法人等」という。）の役員及び職員であって当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（区分経理）

第十三条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十一条第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二　第十一条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
三　第十一条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第十四条　機構は、前条第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前条第三号に掲げる業務に係る勘定（次項において「第三号勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5　機構は、第三号勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十五条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十一条第一項第一号から第七号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（報告及び検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託法人等に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託法人等の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（財務大臣との協議）

第十七条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十二条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　第十四条第一項の承認をしようとするとき。

（主務大臣等）

第十八条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（職業能力開発促進法の適用の特例）

第十九条　機構が行う第十一条第一項第五号に掲げる業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二第一項、第二項及び第四項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十一条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第二十二条　第九条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託法人等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十一条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条（障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の改正規定（「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に改める部分を除く。）を除く。）、第七条、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（国の権利義務の承継等）

第二条　機構の成立の際、第十一条第一項第三号に掲げる業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

2　前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3　前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本障害者雇用促進協会の解散等）

第三条　日本障害者雇用促進協会（以下「協会」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時にお

いて機構が承継する。この場合においては、附則第六条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧障害者雇用促進法」という。）及び他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2　機構の成立の際現に協会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　協会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、旧障害者雇用促進法第六十二条に係る部分を除き、なお従前の例による。この場合において、旧障害者雇用促進法第六十三条第一項中「前条第一項の通常総会の終了の日から一月以内に、同項の財務諸表を」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度終了の日から四月以内に」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「予算の区分に従う当該事業年度」とする。

6　第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧障害者雇用促進法第六十四条の二第一項の規定により積立金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7　前条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

8　第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧障害者雇用促進法第六十四条の二第一項に規定する積立金又は同条第二項に規定する繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、第十三条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

9　第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（中央高年齢者等雇用安定センターの権利義務の承継等）

第四条　附則第七条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「旧高年齢者等雇用安定法」という。）第二十四条第二項に規定する中央高年齢者等雇用安定センター（以下「中央高年齢者等雇用安定センター」という。）が機構の成立の時において現に有する権利及び義務のうち、旧高年齢者等雇用安定法第二十六条第一項に規定する業務の遂行に伴い中央高年齢者等雇用安定センターに属するに至ったものは、機構の成立の時において機構が承継する。

2　中央高年齢者等雇用安定センターの前項の規定による承継の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3　中央高年齢者等雇用安定センターの第一項の規定による承継の日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録については、なお従前の例による。

4　第一項の規定により機構が中央高年齢者等雇用安定センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産のうち政令で定めるものの価額に相当する金額から承継する負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

5　附則第二条第三項及び第四項の規定は、前項の政令で定める資産の価額について準用する。

（業務の特例）

第五条　機構は、当分の間、第十一条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して報奨金（次条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律附則第三条第三項に規定する報奨金をいう。）を支給すること。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

目次中「第二条の六」を「第七条」に、「第三条」を「第八条」に、「第三条の二―第八条の三」を「第九条―第十八条」に、

「第三節　障害者職業センター
第一款　障害者職業センターの設置等（第九条―第九条の九）
第二款　日本障害者雇用促進協会による障害者職業センターの設置及び運営の業務の実施（第九条の十・第九条の十一）」

を「第三節　障害者職業センター（第十九条―第二十六条）」に、「第九条の十二―第九条の十七」を「第二十七条―第三十二条」に、「第五節　障害者就業・生活支援センター（第九条の十八―第九条の二十一）
第六節　日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施（第九条の二十二・第九条の二十三）」を「第五節　障害者就業・生活支援センター（第三十三条―第三十六条）」に、「第十条―第十七条」を「第三十七条―第四十八条」に、「第十八条―第二十五条」を「第四十九条―第五十二条」に、「第二款　第三款　障害者雇用納付金の徴収（第二十六条―第三十九条）
日本障害者雇用促進協会による障害者雇用納付金関係業務の実施（第三十九条の二―第三十九条の八）」を「第二款　障害者雇用納付金の徴収（第五十三条―第六十八条）」に、「第三十九条の九―第三十九条の十二」を「第六十九条―第七十二条」に、「第三十九条の十三・第三十九条の十四」を「第七十三条・第七十四条」に、

「第四章　日本障害者雇用促進協会（第四十条―第七十一条）
第五章　雑則（第七十八条―第八十四条）
第七章　罰則（第八十五条―第八十八条）」

を「第四章　雑則（第七十五条―第八十五条）
第五章　罰則（第八十六条―第九十条）」に改める。

第六条　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

2　前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第一項第一号」と、第十三条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十五条第一項中「第十一条第一項第一号から第七号まで」とあるのは「第十一条第一項第一号から第七号まで及び附則第五条第一項第一号」と、第二十四条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第五条第一項」とする。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第四章及び第五章を削る。

第三十九条の十四第一項中「政府」を「厚生労働大臣」に、「第十八条第九号の規定及び同条第十一号（同条第九号」を「第四十九条第一項第九号及び第十一号（同項第九号」に、「次項」を「第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

第三十九条の十四に次の一項を加える。

3　前項の場合においては、当該業務は、第四十九条第一項第九号及び第十一号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第五十三条の規定を適用する。

第三章第四節中第三十九条の十四を第七十四条とする。

第三十九条の十三第一項中「政府」を「厚生労働大臣」に、「第十八条第二号から第九号までの規定及び同条第十一号」を「第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

第三十九条の十三に次の一項を加える。

3　前項の場合においては、当該業務は、第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第五十一条及び第五十三条の規定を適用する。この場合において、第五十一条第二項中「身体障害者又は知的障害者」とあるのは、「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」とする。

第三十九条の十三を第七十三条とする。

第三十九条の十二第一項中「第十九条第一項」を「第五十条第一項」に、「第十五条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同条第二項中「第十九条第三項、第二十八条第三項及び第二十九条第七項」を「第五十条第三項、第五十五条第三項及び第五十六条第七項」に、「第十五条第三項」を「第四十六条第三項」に改め、同条第三項中「政府」を「厚生労働大臣」に、「第十八条第二号から第九号までの規定及び同条第十一号（同条第二号」を「第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号（同項第二号」に、「次項」を「第五項」に改め、同条第七項中「第三十九条の八第一項及び第八十一条第二項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）」を「第五十二条第一項、第八十六条及び第八十七条の規定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十九条第三項」を「第五十六条第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二十八条第一項」を「第五十五条第一項」に、「第十五条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を削り、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

5　前項の場合においては、当該業務は、第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第五十一条及び第五十三条の規定を適用する。

第三章第三節中第三十九条の十二を第七十二条とする。

第三十九条の十一第一項中「第十四条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第五項」を「第四十三条第五項」に改め、同条第三項中「第十四条の二第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第四項及び第五項中「第十五条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条第六項中「第十五条第三項」を「第四十六条第三項」に改め、同条を第七十一条とする。

第三十九条の十第一項及び第二項中「第十一条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第三項中「第十三条」を「第四十条」に改め、同条第四項中「第十三条の二及び第十三条の三第一項」を「第四十一条及び第四十二条第一項」に、「第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項第二号」を「第四十一条第一項及び第四十二条第一項第二号」に、「第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項第二号」に、「第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項及び第二項」を「第四十一条第一項及び第二項」に、「第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項」を「第四十一条第一項及び第二項」に改め、同条を第七十条とする。

第三十九条の九中「第十条、第十一条第二項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項（第十九条第三項、第二十七条第四項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条、第十九条第二項並びに第二十七条第二項」を「第三十七条、第三十八条第二項、第四十三条第二項から第四項まで、第四十六条第二項（第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第五十条第二項並びに第五十四条第二項」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「機構」に、「第三十一条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第六十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（徴収金の帰属）

第六十四条　機構が徴収した納付金その他この款の規定による徴収金は、機構の収入とする。

（徴収金の徴収に関する不服申立て）

第六十五条　納付金その他この款の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第六十六条　前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第三十五条を第六十二条とし、第三十四条を第六十一条とする。

第三十三条第一項中「厚生労働大臣」を「機構」に改め、同条を第六十条とする。

第三十二条第一項及び第二項中「厚生労働大臣は」を「機構は、厚生労働大臣の認可を受け

て」に改め、同条を第五十九条とする。

第三十一条第一項中「厚生労働大臣」を「機構」に、「第二十九条第五項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「機構」に改め、同条を第五十八条とする。

第三十条中「厚生労働大臣」を「機構」に改め、同条を第五十七条とする。

第二十九条第一項及び第四項から第六項までの規定中「厚生労働大臣」を「機構」に改め、同条第七項中「第十五条第三項」を「第四十六条第三項」に改め、同条を第五十六条とする。

第二十八条第三項中「第十五条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同条を第五十五条とする。

第二十七条第四項中「第十五条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同条を第五十四条とする。

第二十六条第一項中「厚生労働大臣」を「機構」に、「第十八条第一号」を「第四十九条第一項第一号」に、「同条第二号から第九号まで」を「同項第二号から第八号まで」に、「並びに同条各号」を「、同項第九号の業務の実施に要する費用並びに同項各号」に改め、同条を第五十三条とする。

第二十一条から第二十五条までを削る。

第二十条第一項中「厚生労働大臣」を「機構」に、「第十八条第二号から第九号まで」を「第四十九条第一項第二号から第八号まで」に改め、第三章第二節第一款中同条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（資料の提出等）

第五十二条　機構は、第四十九条第一項第十号に掲げる業務に関して必要な限度において、事業主に対し、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を求めることができる。

2　機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主、その団体又は第四十九条第一項第七号ロからニまでに掲げる者（第八十二条第一項において「事業主等」という。）に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

第十九条第一項中「厚生労働大臣」を「機構」に、「第二十七条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条第二項中「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に改め、同条第三項中「第十五条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同条第四項中「第三十九条」を「第六十八条」に改め、同条を第五十条とする。

第十八条の見出しを「（納付金関係業務）」に改め、同条各号列記以外の部分中「政府」を「厚生労働大臣」に改め、「業務」の下に「（以下「納付金関係業務」という。）」を加え、同条第八号中「第九条の十三第一号」を「第二十八条第一号」に改め、同条第九号中「事業主の団体で、身体障害者又は知的障害者の雇用の促進に係る事業を行うものに対して、当該団体が行う」を削り、「講習の事業」を「講習の業務」に、「事業に要する費用に充てるための助成金を支給する」を「業務を行う」に改め、同条第十号中「第二十六条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

第十八条を第四十九条とする。

第十七条第二項中「第十二条」を「第三十九条」に改め、同条第六項中「第十五条第三項」を「第四十六条第三項」に改め、第三章第一節中同条を第四十八条とし、第十六条を第四十七条とし、第十五条を第四十六条とする。

第十四条の三第一項中「第十四条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同項第二号中「第七十八条の三各号」を「第七十八条各号」に改め、同条第二項中「第十四条の二第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第四十五条とし、第十四条の二を第四十四条とする。

第十四条第一項中「第七十八条の三」を「第七十八条」に、「第十五条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条第二項中「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に、「総数に対する」を「総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」に改め、同条を第四十三条とする。

第十三条の三第一項中「第十一条第一項及び第十三条」を「第三十八条第一項及び第四十条」に改め、同条を第四十二条とする。

第十三条の二第一項中「第十一条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十一条とし、第十三条を第四十条とし、第十二条を第三十九条とする。

第十一条第一項中「第十四条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第十四条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同条を第三十八条とし、第十条を第三十七条とする。

第二章第六節を削る。

第九条の二十一中「第九条の十九第一号」を「第三十四条第一号」に改め、第二章第五節中同条を第三十六条とする。

第九条の二十を削り、第九条の十九を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第三十五条　第二十七条第二項から第四項まで及び第二十九条から第三十二条までの規定は、障害者就業・生活支援センターについて準用する。この場合において、第二十七条第二項中「前項」とあるのは「第三十三条」と、「同項」とあるのは「同条」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「所在地」と、第二十九条中「前条第一号から第三号まで」とあるのは「第三十四条第二号」と、第三十一条中「第二十八条」とあるのは「第三十四条」と、第三十二条第一項中「第二十七条第一項」とあるのは「第三十三条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「次節」と読み替えるものとする。

第九条の十八を第三十三条とする。

第九条の十七第一項中「第九条の十二第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同項第一号中「第九条の十三」を「第二十八条」に改め、第二章第四節中同条を第三十二条とする。

第九条の十六中「第九条の十三」を「第二十八条」に改め、同条を第三十一条とし、第九条の十五を第三十条とし、第九条の十四を第二十九条とし、第九条の十三を第二十八条とし、第九条の十二を第二十七条とする。

第二章第三節第二款を削る。

第二章第三節第一款中第九条の九を第二十六条とする。

第九条の八第二項中「第九条の十二第二項」を「第二十七条第二項」に、「第九条の十九」を「第三十四条」に、「第八十二条」を「第八十三条」に改め、同条を第二十五条とする。

第九条の七第一項中「厚生労働大臣」を「機構」に改め、同条を第二十四条とし、第九条の六を第二十三条とし、第九条の五を削り、第九条の四を第二十二条とし、第九条の三を第二十一条とする。

第九条の二第一号中「第九条の八第二項」を「第二十五条第二項」に、「この款」を「この節」に改め、同条第三号中「第九条の七」を「第二十四条」に、「第九条の四第四号」を「第二十二条第四号」に改め、同条第四号中「第九条の十二第二項」を「第二十七条第二項」に、「第九条の十九」を「第三十四条」に改め、同条第五号イ中「第九条の四第一号及び第九条の十三」を「第二十二条第一号及び第二十八条」に改め、同条を第二十条とする。

第九条中「政府」を「厚生労働大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

第九条を第十九条とする。

「第一款　障害者職業センターの設置等」を削る。

第八条の三中「次節第一款及び第九条の十三第三号」を「次節及び第二十八条第三号」に改め、第二章第二節中同条を第十八条とし、第八条の二を第十七条とし、第六条から第八条までを八条ずつ繰り下げる。

第五条第一項中「第七条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十三条とする。

第四条中「第九条」を「第十九条第一項」に改め、同条を第十二条とし、第三条の四を第十一条とし、第三条の三を第十条とし、第三条の二を第九条とする。

第二章第一節中第三条を第八条とする。

第二条の六第二項第三号中「第二条の四」を「第五条」に改め、第一章中同条を第七条とし、第二条の五を第六条とし、第二条の四を第五条とし、第二条の三を第四条とし、第二条の二を第三条とする。

第六章中第七十八条を第七十五条とし、第七十八条の二を第七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（障害者となった労働者の雇用を継続する事業主に対する助成等）

第七十七条　厚生労働大臣は、労働者が障害者となった後において当該労働者の雇用を一定期間以上継続する事業主であって、当該雇用の継続のため政令で定める措置を講ずるものに対して、厚生労働省令で定める基準に適合する給付金を支給する業務を行う。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

3　機構は、第一項の業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

第七十八条の三各号列記以外の部分中「第十四条第五項」を「第四十三条第五項」に改め、同条第二号中「第十四条第五項」を「第四十三条第五項」に、「第八十条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第三号中「第十五条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第七十八条とする。

第七十九条第一項中「第八十条」を「第八十一条」に改め、同条第二項中「、第四章の規定により協会が設立されたときは」を削り、「協会に」を「、第四十九条第一項第九号に掲げる業務として機構に」に改め、同条第三項を削る。

第八十条中「第九条の六又は第四十二条第二項」を「第二十三条」に改め、同条を第九十条とする。

第八十七条を削る。

第八十六条の二中「第九条の二十一」を「第三十六条」に改め、同条を第八十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第八十九条　第五十九条第三項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第八十六条第一項中「（受託金融機関の役員又は職員に係るものを除く。）」を削り、同条を第八十七条とする。

第八十五条第一項中「第十八条第七号ロからニまで」を「第四十九条第一項第七号ロからニまで」に、「第三十九条の八第二項に」を「第五十二条第二項に」に改め、同項第一号中「第十四条第五項又は第三十九条の八第二項又は第七十七条第三項」に改め、同項第二号中「第十五条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同項第三号中「第三十九条の八第一項又は第八十一条第二項」を「第五十二条第一項」に改め、同項第四号中「第八十条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同項第五号中「第八十一条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同条第二項を削り、第七章中同条を第八十六条とする。

第七章を第五章とする。

第六章中第八十四条を第八十五条とし、第八十三条を第八十四条とする。

第八十二条中「障害者職業センター」を「機構」に改め、「、協会」を削り、同条を第八十三条とする。

第八十一条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十一条を第八十二条とし、第八十条を第八十一条とし、第七十九条の二を第八十条とする。

第六章を第四章とする。

附則第二条の見出しを「（広域障害者職業センターの設置の特例）」に改め、同条第一項中「第九条の十第一項の規定を適用しないこととしたならば」を削り、「第二章第三節第二款及び第四

章」を「第十九条」に、「同項中」「第九条に規定する業務」とあるのは「広域障害者職業センターの運営の業務」を「同条第一項中「設置及び運営」とあるのは、「運営」に改め、同条第二項中「協会」を「機構」に、「については、第九条の十一第二項の規定は、適用しない」を「の名称及び位置は、厚生労働省令で定める」に改める。

附則第三条第一項中「第十八条第一号、第十九条」を「第四十九条第一項第一号、第五十条」に改め、同条第二項中「政府」を「厚生労働大臣」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第十五条第三項」を「第四十六条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三十九条の十二第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「第十五条第二項」を「第四十六条第二項」に、「前項」を「第三項」に、「前三項」を「前各項」に、「第十九条第四項」を「第五十条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第五十二条第二項、第五十三条、第八十六条第一項第一号（第五十二条第二項に係る部分に限る。）、第八十七条及び第八十九条の規定の適用については、当分の間、第五十三条第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは「、附則第三条第二項の報奨金の支給に要する費用並びに第四十九条第一項各号に掲げる業務及び附則第三条第二項に規定する業務」とする。

附則第三条第三項中「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に、「第十九条第二項」を「第五十条第二項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4　厚生労働大臣は、第二項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

附則第四条第一項中「第十九条、第二十七条」を「第五十条、第五十四条」に、「第十九条第一項」を「第五十条第一項」に、「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に、「第二十七条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

別表中「第十七条」を「第四十八条」に改める。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第七条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第七条」に、「第四条―第五条」を「第八条―第十一条」に、「第六条―第八条の二」を「第十二条―第十四条」に、「第九条―第十一条の三」を「第十五条―第十九条」に、「第十二条―第二十三条」を「第二十条―第三十一条」に、

「第四章　高年齢者等雇用安定センター（第二十四条―第三十九条）
第一節　中央高年齢者等雇用安定センター等
第二節　都道府県高年齢者等雇用安定センター等
第四章の二　高年齢者職業経験活用センター等」

を「第四章　高年齢者職業経験活用センター等」に、「第四十四条の二―第四十四条の四」を「第三十二条―第三十六条」に、「第四十四条の五―第四十四条の七」を「第三十七条―第三十九条」に、「第四十五条」を「第四十条」に、「第四十六条―第四十八条」を「第四十一条―第四十三条」に、「第四十八条の二・第四十八条の三」を「第四十四条・第四十五条」に、「第四十九条―第五十一条」を「第四十六条―第四十八条」に、「第五十二条―第五十四条」を「第四十九条―第五十一条」に、「第五十五条―第五十七条」を「第五十二条―第五十四条」に、「第五十八条」を「第五十五条」に改める。

第四章を削る。

第二十三条中「第十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、第三章第三節中同条を第三十一条とし、第二十二条を第三十条とし、第二十一条を第二十九条とする。

第二十条中「第十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第十九条中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第二十七条とする。

第十八条中「第十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十七条第二項中「あたる」を「当たる」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「つく」を「就く」に改め、同条を第二十五条とする。

第十六条第二項中「あらためて」を「改めて」に改め、同条を第二十四条とする。

第十五条第一項第三号中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第二十三条とする。

第十四条第一項第一号中「ついた」を「就いた」に改め、同項第二号中「第十二条各号」を「第二十条各号」に改め、同項第三号中「きいて」を「聴いて」に改め、同条を第二十二条とする。

第十三条第二項中「第十五条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条第三項中「あたつて」を「当たつて」に改め、同条を第二十一条とする。

第十二条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「第十五条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条第四号中「きいて」を「聴いて」に改め、同条を第二十条とする。

第三章第二節中第十一条の三を第十九条とし、第十一条の二を第十八条とする。

第十一条第一項中「第九条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十七条とし、第十条を第十六条とし、第九条を第十五条とする。

第八条の二を削り、第三章第一節中第八条を第十四条とし、第七条を第十三条とし、第六条を第十二条とする。

第二章中第五条を第十一条とし、第四条の三を第十条とし、第四条の二を第九条とし、第四条を第八条とする。

第三条第二項中「第五十二条及び第五十五条」を「第四十九条及び第五十二条」に改め、第一章中同条を第七条とする。

第二条の五第二項第三号中「第二条の三第一項」を「第四条第一項」に、「第四条の二」を「第九条」に改め、同項第四号中「第四条の二」を「第九条」に改め、同条を第六条とし、第二条の四を第五条とし、第二条の三を第四条とし、第二条の二を第三条とする。

第四十四条の二の見出しを「（指定等）」に改め、同条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加え、同条に次の三項を加える。

2　厚生労働大臣は、前項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「高年齢者職業経験活用センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければな

らない。

3　高年齢者職業経験活用センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4　厚生労働大臣は、前項の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第四章の二第一節中第四十四条の二を第三十二条とする。

第四十四条の三第一項中「前条の指定を受けた者（以下「高年齢者職業経験活用センター」という。）」を「高年齢者職業経験活用センター」に改め、同条第三項中「第四十四条の三第一項」を「第三十三条第二項」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（事業計画等）

第三十四条　高年齢者職業経験活用センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（監督命令）

第三十五条　厚生労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、高年齢者職業経験活用センターに対し、第三十三条第一項に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第三十六条　厚生労働大臣は、高年齢者職業経験活用センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一　第三十三条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があったとき。

三　この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四　前条の規定に基づく処分に違反したとき。

五　第五十三条第一項の条件に違反したとき。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四十四条の四を削る。

第四章の二第二節中第四十四条の五を第三十七条とし、第四十四条の六を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第三十九条　第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定は、全国高年齢者職業経験活用センターについて準用する。この場合において、第三十二条第二項中「前項」とあるのは「第三十七条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十五条中「この節」とあるのは「次節」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第三十八条」と、第三十六条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「次条」と、同項第一号中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十八条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「次節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第三十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第四十四条の七を削る。

第四章の二を第四章とする。

第五章中第四十五条を第四十条とする。

第四十六条第一項中「第四十八条の二第一項」を「第四十四条第一項」に、「第四十八条の二に」を「第四十四条に」に改め、第六章第一節中同条を第四十一条とし、第四十七条を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第四十三条　第三十二条第二項から第四項まで、第三十三条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定は、シルバー人材センターについて準用する。この場合において、第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十二条第二項中「前項」とあるのは「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域」と、第三十三条第二項中「前項第三号」とあるのは「第四十二条第二号」と、同条第三項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十三条第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十三条において準用する同法第三十三条第二項」と、第三十五条中「この節」とあるのは「第六章第一節」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第四十二条」と、第三十六条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十一条第一項」と、同項第一号中「第三十三条第一項」とあるのは「第四十一条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第四十二条」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十三条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第四十八条を削る。

第四十八条の二第一項中「第四十七条」を「第四十二条」に、「第四十六条第一項各号」を「第四十一条第一項各号」に改め、同条第三項中「第四十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、第六章第二節中同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第四十五条　第三十二条第二項から第四項まで、第三十三条第二項から第四項まで、第三十四条から第三十六条まで及び第四十二条の規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十二条第二項中「前項の指定をしたとき」とあるのは「第四十四条第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があったとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「同項の指定」とあるのは「当該指定又は変更」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域（当該変更があったと

きは、当該変更後の地域」と、第三十三条第二項中「前項第三号」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第二号」と、同条第三項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十二条第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十五条において準用する同法第三十三条第二項」と、第三十五条中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条」と、第三十六条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第一号中「第三十三条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十五条において準用する前条」と、第四十二条中「前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）」とあるのは「第四十四条第一項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があったときは、その変更後の区域）」と読み替えるものとする。

第四十八条の三を削る。

第六章第三節中第四十九条を第四十六条とし、第五十条を第四十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第四十八条　第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定は、全国シルバー人材センター事業協会について準用する。この場合において、第三十二条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十五条中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第四十六条第一項」と、第三十六条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第一号中「第三十三条第一項」とあるのは「第四十六条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十八条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五十一条を削る。

第五十二条を削り、第七章中第五十三条を第五十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（事業主等に対する援助等）

第四十九条　国は、高年齢者等（厚生労働省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高年齢者等職業安定対策基本方針に従い、事業主、労働者その他の関係者に対し、次に掲げる措置その他の援助等の措置を講ずることができる。

一　定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者がその高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするため、労働者に対して、必要な助言又は指導を行うこと。

2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（次項において「機構」という。）に行わせるものとする。

3　機構は、第一項第一号に掲げる措置の実施に関する事務を行う場合において当該事務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

第五十四条を第五十一条とする。

第八章中第五十五条を第五十二条とし、第五十六条を削り、第五十七条を第五十三条とし、第五十八条を第五十四条とする。

第五十九条を削る。

第九章中第六十条を第五十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十五条　第四十九条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条第一項中「第十条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条を第五十七条とする。

（障害者の雇用の促進等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）

第八条　旧障害者雇用促進法（第五十四条を除く。）又は旧高年齢者等雇用安定法（第三十四条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律、附則第六条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律又は前条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（業務の範囲に関する経過措置）

第九条　平成十五年十月一日までの間は、第十一条第一項第一号中「第四十九条第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同項第四号中「第十九条第一項」とあるのは「第九条」と、同項第六号中「第四十九条第一項」とあるのは「第三十九条の二第一項」と、「第七十二条第三項、第七十三条第一項及び第七十四条第一項」とあるのは「第三十九条の十二第三項、第三十九条の十三第一項及び第三十九条の十四第一項」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十条　附則第六条及び第七条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　附則第二条から第四条まで及び前三条に定めるもののほか、機構の成立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（職業安定法の一部改正）

第十二条　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「第十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第十三条　職業能力開発促進法の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）

第二章第六節に定めるところにより、日本障害者雇用促進協会」を「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」に改める。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第十四条　労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（雇用勘定の歳入及び歳出）

第五条　雇用勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつて、その歳入とする。

一　第七条第二項の規定による徴収勘定からの受入金

二　雇用保険法第六十六条及び第六十七条の規定に基づく一般会計からの受入金

三　雇用安定資金からの受入金

四　積立金からの受入金

五　雇用安定資金から生ずる収入金

六　積立金から生ずる収入金

七　借入金

八　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第　　号）第十四条第三項の規定による納付金

2　この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。

一　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費

二　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金

三　雇用・能力開発機構への出資金及び交付金

四　第八条の規定による徴収勘定への繰入金

五　第八条の二第一項の規定による雇用安定資金への繰入金

六　借入金の償還金及び利子

七　一時借入金の利子

八　雇用保険事業の業務取扱費（次条の規定により徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。）

（雇用保険法の一部改正）

第十五条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第三号中「第四条の二」を「第九条」に改め、同条第三項中「これに」を「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第　　号）並びにこれらに」に改め、「一部を雇用・能力開発機構」の下に「及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を加える。

第六十三条第三項を次のように改める。

3　政府は、雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一日本障害者雇用促進協会の項を削る。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第十七条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第八十三条中「第十二条から第二十条まで及び第二十三条」を「第二十条から第二十八条まで及び第三十一条」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

障害者の雇用の促進等に関する法律第十一条第一項の改正規定中「第十一条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条第一項の改正規定中「第十四条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第七十八条の三」を「第七十八条」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十三条第二項を次のように改める。

2　前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者及び知的障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第三条第五項の改正規定中「、「附則第三条第三項」を「附則第四条第三項」に」を削る。

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第二条の次に一条を加える改正規定中「第十一条」を「第三十八条」に、「第十四条」を「第四十三条」に、「第七十八条の三」を「第七十八条」に改める。

附則第一条第二号中「第十一条第一項の改正規定及び第十四条第一項の改正規定」を「第三十八条第一項の改正規定、第四十三条第一項及び第二項の改正規定」に、「及び附則第二条の次に一条を加える改正規定」を「、附則第二条の次に一条を加える改正規定及び附則第五条の規定」に改める。

附則第四条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第一号中「第三条第三項」を「第四条第三項」に改める。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十九条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表日本障害者雇用促進協会の項を削る。

審査報告書

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十二月五日

厚生労働委員長　金田　勝年

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、社会保険診療報酬支払基金の民間法人化を図るための所要の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、民間法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、支払基金の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。

二、民間法人への移行後においても、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。また、支払基金の役員の報酬及び退職手当については、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。

三、民間法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

四、レセプト審査の在り方については、情報公開を進め、透明性を高めることにより、審査の公平・公正性に対する国民の信頼の確保を図ること。

右決議する。

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年十一月十九日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条第一項第四号中「基本金及び」を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　定款の変更に関する事項

第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六条　基金でない者は、社会保険診療報酬支払基金という名称を用いてはならない。

第七条を次のように改める。

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

第八条中「理事長一人、理事八人から十七人まで及び監事四人」を「理事長、理事及び監事」に改める。

第九条に次の一項を加える。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。

第十条第二項中「につき厚生労働大臣が委嘱する」を「から選任する」に改め、同条第三項中「委嘱」を「選任」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣が前二項」を「前二項」に、「委嘱し」を「選任し」に改め、「各〻委嘱すべき理事の少くとも二倍の」を削り、ただし書を削り、同条第五項中「委嘱についてこれを」を「選任について」に改める。

附則を次のように改める。

第一条　この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二条　政府は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第三条　設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の認可があったときは、設立委員は、遅滞なく、基本金全額の拠出を請求しなければならない。

第四条　基本金の拠出があったときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を基金の理事長に引き継がなければならない。

2　理事長が前項の事務の引継を受けたときは、理事長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

3　基金は、設立の登記をすることによって成立する。

第五条　社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）の施行後においては、基金については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。

第二十四条第一項中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「第五条第三項」を「第四条第三項」に改め、第六章中同条を第三十四条とする。

第二十三条の二中「理事若しくは幹事」を「役員、幹事若しくは職員」に、「六月」を「一年」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十三条第一項中「第二十条」を「第二十八条」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「第十三条」を「第十五条」に改め、同条を第三十二条とする。

第六章を第七章とする。

第二十二条の二中「第十四条第三項、第十四条の三第一項、第十四条の四、第二十条第一項及び第二十一条」を「第十八条第一項、第十九条、第二十八条第一項及び第二十九条」に改め、「（同条に規定する定款の変更の命令を除く。）」を削り、第五章の二中同条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条　基金の解散については、別に法律で定める。

第五章の二を第六章とする。

第二十二条を削る。

第二十一条中「定款の変更その他」を「その業務に関し」に改め、第五章中同条を第二十九条とする。

第二十条を第二十八条とする。

第十九条中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に、「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、第四章中同条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条　この章に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十七条及び第十八条を削る。

第十六条第一項中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「提出し、その承認を受け」を「提出し」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　基金は、前項の規定により厚生労働大臣に提出した財産目録及び事業状況報告書を公告し、かつ、これらを各事務所に備えて置かなければならない。

第十六条第三項を削り、同条を第二十五条とする。

第十五条の二から第十五条の四までを削り、第十五条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条　基金は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　厚生労働大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

「第四章　会計」を「第四章　財務及び会計」に改める。

第十四条の七中「第十四条」を「第十六条」に改め、第三章中同条を第二十二条とする。

第十四条の六第一項中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十三条第一項第三号」を「第十五条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第十四条第二項」を「第十六条第二項」に、「第十四条の二」を「第十七条」に改め、「、第十四条の五中「幹事」とあるのは「理事」と、それぞれ」を削り、同条を第二十一条とする。

第十四条の五中「若しくは幹事」を「、役員、幹事若しくは職員」に改め、同条を第二十条とする。

第十四条の四を第十九条とする。

第十四条の三第三項中「第十三条第一項第四号」を「第十五条第一項第四号」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条の二を第十七条とする。

第十四条第三項中「それぞれ所属団体の推薦により、学識経験者については厚生労働大臣の推薦により、」を「、それぞれ所属団体の推薦により」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条第一項第一号中「おおむね一箇月半」を「政令で定める月数」に改め、同項第五号中「業務。」を「業務」に改め、同項に次の一号を加える。

六　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

第十三条に次の一項を加える。

5　基金は、第一項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第十三条を第十五条とし、第二章中第十二条の二を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十一条第一項中「に幹事八人、その出張所に幹事四人」を「及びその出張所に幹事」に改め、同条第二項中「各〻」を「各々」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

第十一条　役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　厚生労働大臣は、基金の理事長、理事及び監事が、法令若しくは定款又は第二十九条に規定する命令に違反したときは、基金に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3　厚生労働大臣は、基金が前項の規定による命令に従わなかったときは、その役員を解任することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）までに、その定款をこの法律による改正後の社会保険診療報酬支払基金法（以下「新法」という。）第四条第一項の規定に適合するように変更し、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第三条　基金は、施行日に、この法律による改正前の社会保険診療報酬支払基金法（以下「旧法」という。）第四条第二項の規定により政府が基金に拠出した額に相当する金額を国庫に納付し、同項の規定により政府以外の保険者が基金に拠出した額に相当する金額を当該政府以外の保険者に返還しなければならない。

第四条　この法律の施行の際現に社会保険診療報酬支払基金という名称を用いている者については、新法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条　この法律の施行の際現に在職する基金の役員は、それぞれ新法第十一条第一項の規定によりその選任について厚生労働大臣の認可を受けた役員とみなす。

2　前項の規定によりその選任について厚生労働大臣の認可を受けたものとみなされる基金の役員の任期は、旧法第五条第一項の規定に基づく定款に定める任期が終了すべき日に終了するものとする。

第六条　この法律の施行の際現に在職する基金の幹事又は幹事長は、それぞれ新法第十二条第二項又は第十三条第二項の規定により選任された幹事又は幹事長とみなす。

2　前項の規定により選任されたものとみなされる基金の幹事又は幹事長の任期は、旧法第五条第一項の規定に基づく定款に定める任期が終了すべき日に終了するものとする。

第七条　この法律の施行の際現に在職する基金の審査委員会の委員又は特別審査委員会の委員

は、新法第十六条第二項の規定により幹事長から委嘱された審査委員会の委員又は新法第二十一条第二項において読み替えて準用する新法第十六条第二項の規定により理事長から委嘱された特別審査委員会の委員とみなす。

2　前項の規定により委嘱されたものとみなされる基金の審査委員会の委員又は特別審査委員会の委員の任期は、旧法第十四条の七の規定に基づく厚生労働省令で定める任期が終了すべき日に終了するものとする。

第八条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国民健康保険法の一部改正）

第十条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の十第一項中「第十三条」を「第十五条」に改める。

第八十一条の十一中「第二十二条」を「第十一条第二項及び第三項」に、「第二十一条第一項」を「第二十九条」に、「第二十三条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第十三条」を「第十五条」に改める。

第八十一条の十二中「第八十一条の十第一項第二号」と」の下に「、同法第七十三条中「第四十八条第一項の交付金」とあるのは「国民健康保険法第七十二条の四第一項の療養給付費等交付金」と」を加える。

（老人保健法の一部改正）

第十一条　老人保健法（昭和五十七年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「第十三条」を「第十五条」に改める。

第七十二条の見出しを「（借入金及び債券）」に改め、同条第一項を次のように改める。

基金は、老人保健関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。

第七十二条第二項中「長期借入金」の下に「及び債券」を加え、同条に次の六項を加える。

5　基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

6　第一項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

8　基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10　第一項及び第二項並びに第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十三条中「範囲内で」の下に「、基金による第四十八条第一項の交付金の円滑な交付のために必要があると認めるときは」を加え、「又は短期借入金」を「、短期借入金又は債券」に改め、「について」の下に「、必要と認められる期間の範囲において、」を加える。

第七十四条の次に次の一条を加える。

（協議）

第七十四条の二　厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一　第七十二条第一項、第三項又は第八項の認可をしようとするとき。

二　前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

第七十六条第三項中「第二十一条」を「第二十九条」に、「第二十二条」を「第十一条第二項若しくは第三項」に改める。

第七十七条中「第二十三条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第十三条」を「第十五条」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第十二条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百六十条第一項中「第十三条」を「第十五条」に改める。

第百六十八条の見出しを「（借入金及び債券）」に改め、同条第一項を次のように改める。

支払基金は、介護保険関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。

第百六十八条第二項中「長期借入金」の下に「及び債券」を加え、同条に次の六項を加える。

5　支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

6　第一項の規定による債券の債権者は、支払基金の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

8　支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10　第一項及び第二項並びに第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第百六十八条の次に次の一条を加える。

（協議）

第百七十条の二　厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一　第百六十八条第一項、第三項又は第八項の認可をしようとするとき。

二　前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

第百七十二条第三項中「第二十一条」を「第二十九条」に、「第二十二条」を「第十一条第二項若しくは第三項」に改める。

第百七十三条中「第二十三条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第十三条」を「第十五条」に改める。

第二百条第二項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十三条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一社会保険診療報酬支払基金の項を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十四条　この法律による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき基金がした行為及び基金に対してなされた行為については、なお従前の例による。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十五条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

別表社会保険診療報酬支払基金の項を削る。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第十六条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第三項中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

附則第四条中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　財務省印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部（本体七三五円　配送料別七〇円）